厚 生 委 員 会 資 料
令 和 ６ 年 ４ 月 １ ６ 日
福祉部障害者施策推進課

「品川区障害者計画及び第７期品川区障害福祉計画・第３期障害児福祉計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

品川区障害者計画及び第７期品川区障害福祉計画・第３期障害児福祉計画を策定するにあたり、素案を公表し、ご意見を募集したところ、以下のようなご意見をいただきました。

ご意見とそれに対する区の考え方について報告いたします。

１．集計結果等

（１）意見募集期間：令和５年１２月１１日（月）～令和６年１月１０日（水）

（２）提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数（団体数）	意見数
窓口持参	1	4
電子メール	22	275
ＦＡＸ	0	0
郵送	0	0
合計	23	279

※同一人で複数意見をいただいている場合があるため、提出人数と意見数は一致しません。

（３）項目ごとの意見数

対象項目	提出人数（団体数）	意見数
第１部 総論	第１章　計画の概要	4
	第２章　障害児者の現状	49
第２部 障害者計画	第２章　基本方針	1
	第３章　施策の方向性	10
	第４章　重点的に取り組むべき施策	19
第３部 障害（児）福祉計画	第１章　計画の成果目標	24
	第２章　サービス見込量および確保の方策	47
	第３章　今期の主要テーマと取り組みの方向性	64
資料編		6
全体		20
その他		35
合　計		279

２．寄せられたご意見（要約）と区の考え方　　別紙のとおり

３．計画書

別添「品川区障害者計画及び第７期品川区障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」
「品川区障害者計画及び第７期品川区障害福祉計画・第３期障害児福祉計画　概要版」
「品川区障害者計画及び第７期品川区障害福祉計画・第３期障害児福祉計画　わかりやすい版」のとおり

４．公表

計画およびパブリックコメントの実施結果を、令和６年５月に区ホームページにて公表（広報しながわにて公表記事掲載）

別紙

「品川区障害者計画及び第７期品川区障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」に寄せられたご意見と区の考え方

回答については、障害者計画および障害(児)福祉計画の位置付けに基づき検討しました。

【障害者計画・障害（児）福祉計画の位置付け】

障害者計画は、基本理念や基本指針などの障害者施策に係る基本的な事項を定めるものです。

障害（児）福祉計画は、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標や必要とされるサービス見込量を定めるものです。

■パブリックコメント意見一覧

No.	部	章	ご意見（要旨）	区の考え方
1	1	1	・p8 の二つめの〇の「品川区障害福祉計画等策定委員会」にカッコとじがない。不備であれば加えていただきたい。	P7 のとおり修正いたしました。
2	1	1	この計画において、この計画の目的・意義、計画の先に目指す社会を示すことは非常に重要であると思います。 福祉事業にとって、大きな弱点となるのは、福祉事業それだけでは、生産性が高くないということが挙げられます。資本主義経済の社会にあって、福祉事業、障がい者福祉事業に焦点を当て、この需給関係を考えると、受益者は、常に、受益のみであって、事業の中での生産側には立たちません。この点で、福祉事業は常に赤字経営となり、事業として成り立たせることは困難な事業だと思います。そこで、採算性の合わない事業なら撤退すればいいではないかと言う考え方もあるかと思います。 ところが、福祉事業は、それ自体が受益者の生存そのものに関わる、基本的人権を基礎とする民主主義社会にとっては、経済合理性の適用できない事業なのです。この事業を放棄することは、民主主義を放棄することに等しいと言えます。 この点で、日本国憲法では、第 25 条において生存権を定めており、福祉事業は、これに立脚する重要な事業です。 これは、生まれながらに「誰しも生きる価値を持ち、かけがえのない存在として尊重され、社会に共に生きる」こ	ご指摘のとおり、憲法第２５条では、国に生活保障の義務があることを. 明らかにしており、現行の社会保障制度もこの規定に立脚しています。 これらは自明であるため、計画には掲載しておりませんが、これらを前提として障害福祉の充実に努めてまいります。

			とが前提となっているということです。まさしく、この計画の目的とすることは、このことを確立することなのだと思います。 今回のこの計画の理念は、「共感と共生の社会」とし、基本方針が、「安心した暮らし」「自分らしく生きる」「共に支えあって暮らす」という方針が示されています。これらの、理念・方針は、この目的に沿ったものだと思います。 ぜひ、この計画の中に、「誰しも生きる価値を持ち、かけがえのない存在として尊重され、社会に共に生きる」という目的を高く掲げ、何物にも侵されない「生きる権利」を宣言してほしいと思います。いまだ未掲載の「はじめに」に期待します。	
3	1	1	・現「障害者計画」はこれまで見直しや PDCA 等をやっていない。計画の策定委員会でも、者計画の振り返りや、各施策がどの程度進捗したかなどは、ほとんど取り上げられなかった。「策定したら終了」的な扱いになっているが、それでいいのか。 ・今後は、障害福祉計画推進委員会で障害者計画も見ていくのか。	障害者計画は基本理念や基本方針などの障害者施策に係る基本的な事項を定めるものであり、障害福祉計画や障害児福祉計画のように各年度の成果目標やサービス見込量は定められておりません。 従って、障害者計画の進捗状況の検証および 分析・評価を行う時期は、次期の障害福祉計画・障害児福祉計画を策定時期が妥当と考えています。
4	1	1	・p7 の図表 1-4 では「長期基本計画」「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の 4 計画しか示されていない。今期の計画の図表 1-2 のように「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「介護保険事業計画」も併せて記載していただきたい。	図表１－３「計画の位置づけ」では「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「介護保険事業計画」を記載しましたが、図表１－４「計画の期間」では視覚的に分かりにくくなるため、本素案では除外させていただきました。
5	1	2	初めて書かせていただきます。品川区福祉計画の素晴らしい取り組みをされて感謝してます。2 つ書かせていただきます。医療ケアのところに導尿、洗腸が記載されてなく医療ケア児の人数も実際と違っていると思います。(おそらく導尿が含まれてない)神経因性膀胱は生涯カテーテルがないと尿が出せない感染リスクもある医療ケアです。洗腸も便が出せない為必要なケアです。 2 つ目、我が家の例で失礼しますが子が医療ケアが必要ですが所得制限で見事に色々な支援が受けれず、健常児の子育て支援は所得制限撤廃になる昨今、障害者は健常児より時間もお金もかかります。精神面の負担も。ぜひスムーズに支援が受けれるよう改革お願いいたします。	①医療的ケア児の人数については、区がサービス利用状況等から把握できている人数だけを記載しています。医療的ケア児の正確な把握に努めておりますが、医療的ケアの範囲が法律で明確でないことや個人情報保護の観点から医療機関からの情報取得が困難なことからすべての医療的ケア児の把握が出来ておりません。 ②アンケート調査結果では医療的ケア児の保護者の相談先は医療機関が最も多くなっています。医療的ケア児の子育て支援を充実できるよう相談体制等の充実を図ります。今後、医療的ケア児等コーディネーターが保健・医療・福祉等の各分野との連携を図り、協力する体制づくりを進め、支援の充実を図っていきます。

6	1	2	・p10～の第1部第2章「1 障害児者の現状と課題」に発達障害者の状況がない。実態調査では児者合わせて数百人もの方が「発達障害」にチェックを入れているにもかかわらず、なぜ発達障害者の現状を示さなかったのか。	ご意見として承ります。
7	1	2	・発達障害者の状況等については、実態調査の障害種別で発達障害にチェックを入れた人の結果だけ抽出することにより可能になる。発達障害者の状況もきちんと示さないと、障害ならではの実態がわからないのでは？　児者合わせて数百人もの方が「発達障害」にチェックを入れている。今からでも抽出してグラフ化し、掲載することは可能なはず。	ご意見として承ります。
8	1	2	・p26に「品川区精神保健福祉地域連絡会」「品川区難病対策地域協議会」の記載がある。①庁内に発達障害児者の支援連絡会は（協議会）は存在するのか、しないのか。②存在するなら本表にも記載すべきでは。③発達障害はどこの保健センターの管轄なのか。	①、②必要に応じて,関係所管と連携しております。 ③各保健センターで担当しております
9	1	2	・p21の「医療的ケア児について」は、医療的ケアの必要な児童（18歳未満）のみの現状。①医療的ケア者の現状も加えるべきでは。②大人の医療的ケアの必要な方の人数把握はできているのか。	高齢者では医療的ケアを受けている方も多く、正確な人数を把握することは困難です。
10	1	2	・p21では医療的ケア児数について30人とあるが、児童対象の実態調査（問10）では医療的ケアが必要との回答が54人となっている。その差は何か。	計画の30人は在宅レスパイト事業者や障害児通所支援を利用者している人数が、区が状況を把握している人数となります。医療的ケア児はこれら事業やサービスを利用していない場合もあるため、人数差が生じたと考えられます。
11	1	2	・p46では、医ケア児関係の困りごとが多い結果となっている。これに対して具体的にどう対処していく考えか。	医療的ケア児コーディネーターの育成配置、関係機関との情報共有、利用者への相談先の周知などに努めてまいります。
12	1	2	・p29の「避難行動要支援者への個別避難計画」について。「令和3年度44件、令和4年度403件」作成とある。 ①具体的にどのような障害の方が作成対象なのか。 ②現状で何割作成済なのか。	①品川区地域防災計画に定められた避難行動要支援者が対象となっており、障害のある方は、「身体障害者手帳所持者のうち１～３級に該当する者」「愛の手帳所持者のうち１～２度に該当する者」「精神障害者保健福祉手帳所持者のうち１～２級に該当する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者」となっております。 ②令和3年度44件、令和4年度403件に加えて、令和5年度直近で80件作成済みです。
13	1	2	・p29の在宅人工呼吸器使用者への自家発電装置給付について。 ①これまで何件支給したのか。②対象	①令和５年１２月現在６件給付決定しています。 ②③災害時個別支援計画作成者を対象と

			者はどのようにして把握しているのか。③告知はどのようにしているのか。	しているため同計画作成時に案内をしております。
14	1	2	・p29 に「品川区・区内三消防署合同水防訓練・避難施設開設訓練に聴覚障害のある人と視覚障害のある人が参加しました」とある。知的や身体、精神の方々に対しては、区からどのような声がけを行ったのか。	聴覚障害のある人と視覚障害のある人が参加する訓練として実施しました。
15	1	2	・p32 の「権利擁護体制の構築」について。品川には福祉オンブズマンがない。大田区では毎年件数のみならず具体的な対応事例までホームページで公開している。本来なら計画で実施すべき内容。品川区ではなぜ福祉オンブズマンを実施しないのか。それについての見解は。	ご意見として承ります。
16	1	2	・p32 の「しながわ見守りホットライン」に寄せられた虐待情報は、通報件数等が不明でブラックボックス状態。①相談・通報内容を「品川区障害者差別解消支援地域協議会」で共有しないのはなぜか。②新宿区の素案には通報件数が掲載されているが、品川区は「迅速に対応しました」のみの記載。何件の通報があり、それぞれどのように対処したのか具体的に示す必要があると思うが、それについての見解は。	①虐待案件は、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の所掌となります。 ②個別案件の記載は計画外となります。
17	1	2	・p33 の「障害者差別解消推進本部」は、庁内のどこの課にあるのか。	事務局は障害者施策推進課、人事課、人権啓発課がしています。
18	1	2	・p32 に今年度「超短時間就労促進事業を開始した」との記載があるが、区ホームページを調べても出てこない。①どの法人がどのようにして行っているのか。②どのように告知しているのか。③現時点で利用者は何人登録しているのか。④実際に提供できていないのであれば「開始見込み」と記載するべきではないかと思うが、それについての見解は。	令和５年度は、区内における就労環境の分析を行うとともに、地域自立支援協議会の就労支援部会と連携して、モデル実施した事例についてシンポジウムで報告しました。令和６年度は、働きたい方と企業等とのマッチングに向けて取り組みを進めてまいります。
19	1	2	・p39 の「相談時の困りごと」で児者ともに「どこに問い合わせたらよいかわからない」が最も多いのは深刻。これにどう対処していく考えか。	区ホームページ等により、相談場所の周知に努めます。
20	1	2	・p44 の「サービス利用の際の困りごと」でも児者ともに「サービスに関する情報が少ない」が前回同様トップ。従来と変わらないやり方では周知に限度がある。今後どのようにサービス情報等の周知をしていくのか、具体的に。	区ホームページや「障害者福祉のしおり」等により、各種情報の分かりやすい周知に努めます。

21	1	2	・アンケート調査結果について。今回からウェブ回答も取り入れたのに回答率が低い。①理由は何であると分析したか。②今後どう改善する考えか。	今回調査から回答率を高めるため、ウェブ回答を導入しましたが、残念ながら回答率は向上しませんでした。「設問が多い」「時間がかかる」とのご意見もあり、設問数と回答率はトレードオフの関係にあります。従って、回答率を大幅に上昇させるには設問数を抑える必要があると考えています。
22	1	2	・実態調査のアンケートは、特に事業所の回答率が低い。①電話によるリマインドなどを実施したのか。②今後どう改善する考えか。	アンケート調査への回答は、事業者の任意であり、電話でのリマインドは行っておりません。次回調査までに検討いたします。
23	1	2	・p25 の中期のふたつめの〇に「令和元（2019）年度 、相談支援事業所の整備を促進するため、補助制度を創設し、民間事業所の誘致を図りました」とあるが、この補助事業は 1 年間のみだったのか。	令和５年度現在も継続実施しております。
24	1	2	・p25 の中期のふたつめの〇に「令和元（2019）年度 、相談支援事業所の整備を促進するため、補助制度を創設し、民間事業所の誘致を図りました」とある。これにより民間事業所が何件増えたかの記載が必要では。それに対する区の見解は。	民間事業所の誘致件数を追加しました。
25	1	2	・p25 の最終行に品川福祉カレッジにおける相談支援専門員の研修回数が掲載されている。①令和 5 年度は 0 回なのか。②実施されたのであれば現状の開催回数か、見込み回数を記載する必要があると思うが、区の見解は。	令和５年度の実施回数（見込み）を追加しました。
26	1	2	・p10 の 1 段落目の「増減しており」は「推移しており」とすべきと思うが。	P9 のとおり修正いたしました。
27	1	2	・p10 の 2 段落目の「65 歳以上の高齢人口は増加を続けており、令和 3（2021）年度には 8 万 2，057 人と最も多くなっていますが、令和 4（2022）年度からはゆるやかに減少傾向にあります」は、結局増加なのか減少なのかがわかりにくい。「65 歳以上の高齢人口は令和 3（2021）年度の 8 万 2，057 人をピークに増加を続けていましたが、令和 4（2022）年度からはゆるやかに減少傾向にあります」としてはどうか。	P9 のとおり修正いたしました。
28	1	2	・p11 の図表 2-2 の※印の表内注で「精神障害車」となっているが「精神障害者」の間違いではないか。訂正していただきたい。	精神障害者に修正しました。
29	1	2	・p21 の図表 2-16 と図表 2-17 の※印の注で「障害児支援等の利用者」とあ	「障害児支援サービス」に表記を統一しました。

			るが、「障害児支援サービス等の利用者」のことか。p22 には「障害児支援サービス」とある。同じものをさしているなら表記は統一してほしい。	
30	1	2	・p23 の図表 2-22 の※印の注で「精神障害の利用見込」とあるが、「精神障害者の利用見込」ではないか。間違いなら訂正していただきたい。	「精神障害者の利用見込」に修正しました。
31	1	2	・p24 のタイトルの「②児童福祉法に基づく主な障害児支援」だが、p22 の「①障害福祉サービス」の表記に合わせて「②児童福祉法に基づく主な障害児支援サービス」とすべきではないか。表記はそろえていただきたい。	「障害児支援サービス」に表記を統一しました。
32	1	2	・p25 の中期のひとつめの〇に「開設ました」とあるが、「開設しました」の間違いではないか。修正していただきたい。	「開設しました」に修正しました。
33	1	2	・p27 の後期のふたつめの〇に「区立出石つばさの家の実施設計が完了し、解体工事に着手しました」とあるが、知らない人がこれを読めば「設計して解体したのか」と怪訝に思うはず。「既存建物の解体工事に着手しました」としていただきたい。	P26 のとおり修正いたしました。
34	1	2	・p28 の前期のよっつめの〇に「発達支援ガイドブック」とあるが、正しくは「子ども発達支援ガイドブック」。さらに言えば「品川区子ども発達支援ガイドブック」。略さずに書いていただきたい。	P27 のとおり修正いたしました。
35	1	2	・p28 の中期のみっつめの〇に「利用者負担額の無償化しました」とあるが、正しくは「利用者負担額を無償化しました」ではないか。訂正していただきたい。	P27 のとおり修正いたしました。
36	1	2	・p30「施策の柱 5」の中期・後期のふたつめの〇の移動支援従事者養成研修について。①これは委託なのか。②委託であればどこの法人に委託しているのか。③年に何回実施したのか。④正しくは「移動支援従業者養成研修」ではないか。	①②移動支援従業者研修は、指定管理業務として社会福祉法人品川総合福祉センターが運営しています。 ③品川区立心身障害者福祉会館において、社会福祉法人品川総合福祉センターにより年１回実施しております。令和６年度から年２回実施の予定です。④移動支援従業者養成研修に修正しました。
37	1	2	・p37-38 の【在宅障害者調査】のグラフで、「n=1, 713」とあるが、628 の間違いではないか。実態調査報告書の詳細版の p28 では同じ棒グラフで n=628 になっており、報告書が正しいはず。修正していただきたい。	P35-36 のとおり修正いたしました。
38	1	2	・p37 の最終行の「～との回答はありませんでした」は、「～の回答はありま	P36 のとおり修正いたしました。

			せんでした」ではないか。	
39	1	2	・p40 の本文上から 2 行目の「週 3 回以上』は『週 3 回以上』の誤りではないか。一重カッコを二重カッコに直していただきたい。	P39 のとおり修正いたしました。
40	1	2	・p47 で「令和元（2019）年度調査と比較すると、在宅障害者では、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」以外の困りごとの項目はいずれも回答比率が下がっており」とあるが、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」も前回調査より回答比率が上がっている。本文と棒グラフのどちらが正しいのか。確認して修正していただきたい。	P46 のとおり、棒グラフのデータを、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」を追加しました。
41	1	2	データでは精神障害者手帳取得者が倍増しているとのことですが、区としては具体的にどのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。 第 3 部第 1 章 2（P.79）で精神病院からの退院後の地域包括ケアシステムの構築については記載されていますが、精神障害者手帳取得者全員が入院しているわけではないと思います。 これだけ精神障害者手帳取得者が急増している中で、医療から福祉への連携はうまく行っているのでしょうか。	精神疾患のある方への対応については、手帳の取得の有無に関わらず、医療・保健・福祉についての連携を強化し支援していきます。在宅の精神障害のある方についての支援は、日常的に個別支援の中で、医療・保健・福祉連携して行っています。
42	1	2	・p36 から掲載されているアンケート調査結果について。各表の下の解説本文には、「〇〇が最も多い」など、表を見ればわかることしか書かれていない。見ればわかることに留まらず、分析を載せていただきたい。これは詳細版についても同じ。今後は他区の優れた実態調査結果を参考にしていただきたい。	ご意見として承ります。
43	1	2	・p53 の実態調査結果では、将来「地域で一人暮らしをしたい」という障害児の回答割合が、前回調査の 2 倍近くに増えている。それに対応するためには、行動援護と重度訪問介護の安定提供が必要になるのではないかと思われるが、区の考え方は。	ご指摘のとおり、行動援護や重度訪問介護も地域生活に欠かせないサービスのため人材確保・人材育成に努めてまいります。
44	1	2	・p36 からの実態調査の結果には、サービスの利用意向をたずねる設問が掲載されていない。①このあとの見込量算定に必須なので、加えるべきではないか。②今期の計画には記載されているのに、なぜ次期計画素案にはあえて載せなかったのか。区の見解は。	障害福祉計画等の基礎調査結果は 273 ページに及ぶため、紙面の都合上で抜粋して掲載しており、サービス利用意向の部分を意図的に外したわけではありません。なお、基礎調査結果は区ホームページに全文掲載しております。
45	1	2	・p36 からの実態調査の結果に、サービスの利用意向をたずねる設問とその	障害福祉計画等の基礎調査結果は 273 ページに及ぶため、紙面の都合上で抜粋し

			結果を掲載しないのは、今後3年間の見込量を押さえる都合上隠したかったのではないかと勘繰ってしまう。意図的でないなら、サービスの利用意向をたずねる設問と回答を、今期の計画と同様に次期計画に掲載していただきたい。区の考え方は。	て掲載しており、サービス利用意向の部分を意図的に外したわけではありません。なお、基礎調査結果は区ホームページに全文掲載しております。
46	1	2	アンケートにおいても「どこに問い合わせたらよいかわからない」「身近な場に相談するところがない」「サービスに関する情報がない」等の意見が多く見られた。 発達障害の早期発見早期支援ということが言われてはいるが、早期に発見はされても保護者の相談先が少ない・周知されていないのが現状である。発達障害の児を持つ保護者は相変わらず「相談難民」という状態が変わっていない。発達障害は年齢やライフステージによって困りごとが変わってくるので、「ここで相談が終了」ということがない。 保護者相談のこれまで以上の充実を区はどのように実現していく計画なのか？ またその相談をになう相談員の確保・育成を受託法人任せにするのではなく、区が主体的に確保・育成すべきと考えるが、区の見解はいかがか？	計画の各項目に、人材育成についての成果目標等を盛り込んでおります。
47	1	2	・p50下のグラフは【障害児調査】ではなく【施設入所者】ではないか。確認していただきたい。	施設入所者に修正しました。
48	1	2	生活介護の利用者数が減少している理由を明示してください。	生活介護利用者数は令和３年度490人、令和４年度502人、令和５年度494人とほぼ横ばいで推移しています。この理由はコロナ禍の影響により、通所系サービスの利用が低調であったことが原因と考えられます。今後、障害者の高齢化・重度化により生活介護利用者は、P96のサービス見込量のとおり増加を見込んでいます。
49	1	2	共同生活援助ですが、この期間に、令和３年度の４か所は精神対象、令和４年度は１か所（定員５人）の男性知的対象の施設以外、精神対象（一部発達障害OK）のグループホームが定員50人分開設されました。ところが、精神障害者の利用者数は増えていません。空いているということなのか、その理由を説明してください。	区立以外の共同生活援助の利用は他自治体の方も利用できるため、グループホームの定員増＝区内利用者の増加となるわけではありません。なお、共同生活援助を利用する多くの精神障害者は、就労しているため、就労先に近い地域を選択される傾向があります。
50	1	2	令和３年度に４か所、令和４年度に３か所にグループホーム新規開設と記載	・P25では、地域生活支援体制の整備に関する主な経緯を記載しております。障害

			されていますが、対象の障害種別、性別を記載してください。令和３年度の４か所は精神対象、令和４年度は１か所（定員５人）の男性の知的対象の施設以外、精神対象（一部発達障害 OK）のグループホームで、現在まで、女性の知的障害者を対象とするグループホームは１か所も新設されていません。ジェンダー平等ではないと思います。ちなみに、西大井つばさの家は男女とも募集はしましたが、同一ユニットのため、男性のみしか入居できない（事業者の説明）ということで、女性入居者はゼロ、デイズ大井町も男性のみということで断られました。また、精神障害対象のＧＨは、介護が必要な知的障害者は受け入れ不可だと言われました。	者グループホームにおける障害種別や性別などの個別情報については、各事業者の運営によるところであり、アパートタイプのグループホームについては男女比を事前に決めていないグループホームもございます。 ・また、令和６年４月に開設する障害者グループホーム「出石つばさの家」では、知的障害の女性専用ユニットも設けるほか、今後開設する障害者グループホームの運営事業者に対し、障害種別や性別への配慮を求めてまいります。
51	1	2	避難行動要支援者に個別避難計画を作成したとのことですが、そのような計画は提示されていません。対象者に説明会を開催したのでしょうか。	サービスを利用されている方は、担当の相談支援専門員から、サービスを利用されていない方は直接区から、個別にご案内しております。
52	1	2	チャレンジ塾ですが、どこかで広報をしているのでしょうか。実施していることを知りませんでした。できれば、広報紙やパンフレットなどで知らせてください。平日の昼間に実施ですが、通所している場合、休暇を取らなければなりません。どのような人を対象にしているのか、教えてください。	令和４年度から開設しました「チャレンジ塾」ですが、知的障害の方を対象に重度の方の受講も可能としております。 令和５年度は、６月１日から開催しましたので、区の広報（５月１日号）で周知し、ちらしを文化センターや地域センターに配布しました。
53	1	2	このアンケートですが、経費が掛かっている割に、質問が恣意的です（最初から質問が決まっているなど）。本当に必要なニーズは、このようなアンケートでは難しく、当事者だけでなく、介護者も含め意見交換の場が必要かと思います。団体ヒアリングは、職員も同席しないと、コンサルだけでは、何を聞いても回答できないので、ただの記録係になっています。次回からは、やり方を変えてください。	アンケート調査の設問については、他自治体のアンケート調査も参考に、生活全般について多様な設問を心がけるとともに設問以外のご意見・ご要望もいただけるように自由記述欄を設けました。 障害者団体ヒアリングでの職員同席については、今後、検討いたします。
54	2	2	「障害のある人が希望する生活や生き方を自ら選択」と書いていますが、選択肢がありません。例えば、障害者通所施設、希望するところに、１０年間移ることができません。グループホームにも、１０年間待機状態です。品川区は施設整備が進んでいないので、卒後の方の選択肢はますます狭くなり、あきらめて、転居する方もいると聞いています。「誰も取りこぼさない」は、言葉だけで、重度や医療ケアの必要な	利用者ニーズすべてを十分満たすことができていないサービスがあることは認識しております。P57 の基本方針に沿って、今後も障害福祉サービスの充実に努めてまいります。

			障害者は取りこぼされてばかりです。もっと計画的に施設の改築、整備を進めてください。また、プログラム内容も生産活動と記載しながら、一度も実施されていません。	
55	2	3	以前は１歳半健診等で発達の指摘をされた後は保健センターから児童発達支援センターを紹介されても療育先が見つかると児童発達支援センターの利用が不可となっていましたがその仕組みは変わるのでしょうか。親は病院・療育先・相談支援事業者・保育所等訪問支援事業者・保育園等全て自ら探さなければなりません。子どもの障害に対する知識不足や不安も大きい中で奔走するのは非常に大変なことであるため、保健センターが主体となり医療や福祉と連携していく仕組みを構築していくことを希望します。	現在は利用可能です。また、障害児通所支援事業所につきましては、お子様に合う事業所かの確認を含め、見学されることをお勧めしていますので、基本的には申請前に通所される事業所をお決めいただいております。事業所情報についてはホームページにも掲載しておりますが、障害者支援課でもご案内はしております。
56	2	3	児童発達支援や保育所等訪問支援サービスの支給日数について、障害福祉課の窓口で日数を増やしてほしいお願いをすると「効果的な成長等が認められる見込みがないと支給数を増やせない」や「税金なんですよ」等と配慮のない発言をする担当者がいらっしゃいます。 また、障害福祉課に「異動してきたばかりだから質問されても応えられるかわからない」、という担当者もいらっしゃいます。 障害福祉課を利用する区民は保育園等のように一時的な利用者ではないケースが多いと思います。そのため利用者やその家族の立場に立って事務的な回答だけではなく、福祉サービスを必要とする利用者や家族に寄り添える適正な人員配置と利用者をサポートできる計画的な人事異動を希望します。	職員がそのような発言をしたのであれば、大変申し訳ございません。区民に寄り添った対応を心がけるよう徹底してまいります。
57	2	3	具体的にどのようなもの目指しているのでしょうか。（地域学校との交流など？） 特別支援学校の生徒数は増える一方ですが、区立の特別支援学級数はほとんど増設されずされたとしても遠方等で通うことが現実的ではないケースが多いです。 いきなりインクルーシブとするのではなく、まずは区内小学校全校へ特別支援学級を設置することで就学時に障害児が就学先を選択できる環境整備を求めます。	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、連続性のある「多様な学びの場」を用意してまいります。また、交流及び共同学習では、特別支援学級と通常学級との交流や特別支援学校と地域の学校との交流など実施しています。 新たな特別支援学級の設置については、就学人口の推移や学校の施設状況を鑑みながら今後も検討して参ります。

58	2	3	すまいるスクールなどにおいてもインクルージョンの推進に取り組む、とありますが、特別支援学校の生徒に対する受け入れ体制は整っているのでしょうか。 以前は特別対応はしない、受け入れられないというケースも多々あったと思いますが、その点については改善されているのでしょうか。 加配の配置等も想定されているのでしょうか。	すまいるスクールの利用においては、特別支援学校に在籍する児童の受け入れも行っております。 利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点や各すまいるスクールの利用児童の人数や状況をふまえて加配を含め対応について判断しております。
59	2	3	・p59～62 では各「施策の方向性」が、3 つの基本指針のどれに対応するのかがわからない。p72 を見て初めてどの基本指針の下にあるのかが見て取れる流れ。p59～62 にも、各「施策の方向性」がどの基本指針に含まれるのかを記載していただきたい。p57 下に「3 つの基本指針」それぞれの丸囲みタイトルがあるので、p59～62 の各「施策の方向性」の右側に該当のものをロゴ的に掲載してはどうか。	ご意見として承ります。
60	2	3		個別事例については回答いたしかねます。
61	2	3		個別事例については回答いたしかねます。
62	2	3	社会のあらゆる場面において、合理的配慮を求めていく必要があるとしていますが、小中学校での統合教育をどのように考えているのでしょうか。特に、普通学級を選択する場合の合理的配慮がありません。障害者権利条約については、P.3 で、触れていますが、昨年だされた勧告について、特に教育（２４条）についての５１．５２の事項についてほとんどふれていません。これについてどう考えているのか説明してください。	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意してまいります。 通常学級における支援としては、現在、安全確保や身辺介助のための介助員を配置しております。
63	2	3	「インクルーシブ広場ベル」は、どのようなサービスを提供し、どのような成果があったのか、全くわかりません。医療ケアのある子どもを地域から遠い場所に連れていくより、近い公共施設で、地域の方と交流できるのが一番ではないでしょうか。この広場を、何人が利用し、どのような交流ができ	「医療的ケア児等が遊びを楽しみながら多様な人と関わることができる場の提供」「医療的ケア児等の家族が困りごとを相談できる場の提供」を中心とした事業で、令和５年度の利用者数は 1,177 人（12 月末現在）です。NPO 法人フローレンスにつきましては、令和２年度に公募を実施しプロポーザルにて選定されました。医

			たか説明してください。また、それまで、品川区内で実績のないフローレンスが選ばれましたが、なぜ、実績のないフローレンスが選ばれたのかも説明してください。フローレンスは障害者福祉の専門性はないと思いますが。医療的ケア児等コーディネーターはどのような資格を持ち、フローレンスには何人いるのでしょうか。	療的ケア児等コーディネーターにつきましては２名が在籍しています。
64	2	3	第４章と第３章の関係が不明です。 第４章は、第３章の施策方向性から、重要な施策を選択したのでしょうか？なぜ、その施策が重要なのか、説明が不足しています。 うちの家族は、差別や偏見を受けたことはないのですが、どのような時にそう感じたのかは、把握できたのでしょうか。 第４章と第３章の関係が不明です。 第４章は、第３章の施策方向性から、重要な施設を選択したのでしょうか？なぜ、その施策が重要なのか、説明が不足しています。 うちの家族は、差別や偏見を受けたことはないのですが、どのような時にそう感じたのかは、把握できたのでしょうか。	第３章は施策の方向性として国の障害者基本計画で示していることを網羅的に言及しています。 第４章はアンケート調査結果を参考にして､P57に記載する基本理念を実現するため、特に重点的に取り組むべき施策として記載いたしました。 したがって、第３章と第４章は、直接的つながりはありません。
65	2	4	・p65「(2) 重症心身障害・医療的ケアに対応した障害福祉サービス」の枠内は、18 歳以上の在宅の方 1, 713 人の結果であり、医療的ケアの必要な人のニーズを示していない。重度・医ケアの方の支援についての部分で、一般の障害者のニーズを例に出されても参考にならない。ここは「重症心身障害・医療的ケアに対応した障害福祉サービス」の部分なので、「重症心身障害・医療的ケア」の方の調査結果だけを抽出した数字を示す必要がある。18 歳以上の在宅の方対象の実態調査の問 12-1 で、医療的ケアを受けている方は 401 名となっている。そこからの抽出と、重度の肢体不自由と知的障害の重複した方を抽出して、その方たちのニーズをここの枠内に記すべきでは。	ご意見として承ります。
66	2	4	・p64 の「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」で意見が出ていたが、①在宅レスパイトの登校への利用は可能にならないのか。②委員からも指摘があったが、連絡会の委員に「医ケア児を育てている親」はいつ加わるのか。	①、②ともに検討中です。
67	2	4	・18 歳以上の在宅の方対象の実態調査	雇用関係に起因する困り事が多いため、

			（問 22-1）で、「仕事をする上での困りごと」が 3 年前の前回調査に比べて各項目で増加していた。これについて今後どう改善していくか具体的に。	ハローワーク等の関係機関と連携を図り対応していきます。
68	2	4	・p66 の「重点的に取り組むべき施策 3」に記載のある「区ホームページやパンフレット等の更新による情報発信・情報提供」が「主な施策・取組」に見当たらない。なぜ加えないのか。	全ての施策・取組に共通することであるため、文中への記載としました。
69	2	4	・p64 の枠内の「児者」は単語としてわかりにくい。	「障害のある人、障害のある子ども」に修正しました。
70	2	4	・p67 の枠内の「利用したいサービスが利用できない」が前回調査 25.4%で、今回調査が 24.3%。1.1%しか減っていないのに「前回調査より改善している結果」と言えるのか。区の見解は。	「ゆるやかに改善している結果」に修正しました。
71	2	4	・p68 の本文 1 行目の「親亡き後」について。最近では「親なき後」の表記のほうが一般的。本素案内では「親亡き後」の記載が複数あるが、p116 では「親なき後」の表記になっており両方が混在している。「親なき後」で統一していただきたい。	「親なき後」「親亡き後」のいずれも用いられていますが、厚生労働省が「親亡き後」という表現を用いているため、「親亡き後」に統一させていただきます。
72	2	4	・p68 の本文下から 5 行目に「障害福祉サービス事業所連絡会の開催」とある。品川区では現状事業所連絡会がほとんど存在・機能していない。①どこが呼びかけて開催するのか。②どのサービスでの連絡会開催を想定しているのか。③いつまでに始めるのか。④すでに始まっているのであればどのサービスで、どのくらいの頻度で開催しているのか。それぞれ区の見解は。	事業所連絡会は、連絡事項等の情報共有のため、区と品川区立心身障害者福祉会館や品川区立障害児者総合支援施設が連携して実施しています。年に 2 回程度連絡事項の内容により、関係するサービス事業者に参加を呼びかけております。他、グループホーム連絡会や精神連絡会、就労支援にかかる連絡会等、サービス種別や障害種別等により、連絡会を実施しています。
73	2	4	・p69 の「施設に入所している人 116 名を対象としたアンケート」とあるが、間違い。対象は 277 人で、有効回収数が 116 であった。施設入所者数を少なく示そうとしているようで作為的。単なるミスであるならば「施設に入所している人 227 人を対象としたアンケートの有効回収数は 116 であり、その内訳は本人が 24 人、施設職員など本人以外が 91 人、不明が 1 人でした」と直していただきたい。	P68 のとおり、アンケート調査結果の囲み 1 段落目を、「施設に入所している 227 人を対象としたアンケートの有効回収数は 116 人であり、その内訳は、本人が 24 人、施設職員など本人以外が 91 人、不明が 1 人でした。」に修正しました。
74	2	4	・p70 の枠内の 3 段落目に「前回調査と比較すると、一般就労をしている人の割合が増加し、福祉的就労の割合は減少傾向にあります」とあるが、1 段落目には「福祉的就労をしている」が 2.6%増加しているように書かれてあり、矛盾が生じている。全体ではなく	P69 のとおり、アンケート調査結果の囲み３段落目を、「前回調査と比較すると、一般就労をしている人、福祉的就労をしている人の割合は共に増加しています。」に修正しました。

			「就労している人だけを見ると、一般就労をしている人の割合が増加し、福祉的就労の割合は減少傾向にあります」ということか。わかりにくいので明確にしていただきたい。	
75	2	4	・p70 の本文 1 段落目では、障害者の就労参加増加は法定雇用率の引き上げが要因のように書かれている。もう少し書き方に工夫が必要ではないか。区の見解は。	ご指摘のように法定雇用率以外にも就労参加が増加した要因があるため､P69 のとおり､「就労支援の充実等にともない」を追記しました。
76	2	4	・p71 の本文最後の段落の「避難場所・避難方法等を事前確認や」がわかりにくい。「避難場所・避難方法等の事前確認や」の誤りではないか。修正していただきたい。	「避難場所・避難方法等の事前確認」に修正しました。
77	2	4	・p65 の「生活介護や就労継続支援 B 型などの日中活動系サービスの拡充に努めます」とある。①拡充とは具体的に何をさすのか。②拡充のために具体的に何をするのか。区の考え方を示していただきたい。	生活介護、就労継続支援 B 型の拡充のため、小山台国家公務員宿舎跡地に生活介護、就労支援継続支援 B 型を開設する予定です。
78	2	4	・p72 の「施策の方向性」で、本文では「雇用・就業への支援」が「雇用・就業の支援」になっているなど、本文と異なるものが 3 カ所ある。どちらかに揃えていただきたい。 ・p72 の基本指針の最後に「～」が入るのではないか。p57 には「～」がついている。確認してどちらかに揃えていただきたい。	・「雇用就業の支援」に表記を統一しました。 ・P71 のとおり、施策体系図を修正しました。
79	2	4	・p67 の「(2) 障害児通所支援」で、「民間の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組む」とある。①「積極的に」とあるが、具体的に何をするのか。②補助金を出すのか。それとも「一部補助等」との記載のないものについては、補助金は出さないのか。	①事業者からの利用者ニーズ調査や開設相談などの機会をとらえて、事業者に開設の打診を行っています。また、平素から民間事業者と意見交換等をおこない、事業者との関係構築に努めております。 ②重症心身障害児等の受け入れを促進するため、対象事業所に対して、運営費の一部補助を行っています。また、医療ケアを必要とする障害児の療育を行う事業所に対して、看護師等の加配分を助成しています。
80	2	4	・p69 の「(2) 施設入所している人の地域移行」で、「地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの事業所誘致を進めます」とある。地域移行支援・地域定着支援について p97 では「施設入所者等の地域移行の要となるサービス」と書かれている。①区内に地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援の事業所はそれぞれ何カ所あるのか。②事業所誘致のために具体的に何をするのか。③補助金を出すのか。	①資料編の事業所一覧をご覧ください。 ②事業者からの利用者ニーズ調査や開設相談などの機会をとらえて、事業者に開設の打診を行っています。また、平素から民間事業者と意見交換等をおこない、事業者との関係構築に努めております。 運営補助は必要に応じて行っています。

			それとも「一部補助等」との記載のないものについては、補助金は出さないのか。	
81	2	4	・p68 の「（１）在宅の障害のある人の地域生活の継続」で、障害福祉サービス事業所連絡会についての記載がある。大田区等では民間による呼び掛け等もあり盛んに行われている。①品川区で現状実施されているのはどのサービスでの事業所連絡会か。②区が主体となって呼びかけているのか。③今後は何のサービスでの事業所連絡会の新規開催を予定しているのか。④どの程度の頻度で行うのか。	事業所連絡会は、連絡事項等の情報共有のため、区と品川区立心身障害者福祉会館や品川区立障害児者総合支援施設が連携して実施しています。年に２回程度、連絡事項の内容により、関係するサービス事業者に参加を呼びかけております。令和５年度は、相談や児童に関係する事業者にお声がけし開催いたしました。今後の開催については、テーマを検討するとともに、連絡事項の内容によりお声がけする事業者を決めていきます。他、グループホーム連絡会や精神連絡会、就労支援にかかる連絡会等、サービス種別や障害種別等により、連絡会を実施しています。
82	2	4	「施設入所者本人の希望がわからない」としていますが、障害がなければ、親と一緒に暮らす、親族のそばの地域で一人暮らしをするというのが、あたりまえのことではないのでしょうか。知的障害者に希望を聞いても、うまく意向を伝えられないと思います。品川区は、地域移行できる施設やサービスがないから、希望が把握できないと言い訳をしていると思えます。計画的に施設整備を進めてください。	施設入所者本人の希望を正確につかむため、令和４年度、「品川区地域自立支援協議会相談支援部会」で施設入所者への地域生活移行に関するアンケート調査を実施しました。この調査結果に基づき、P111に記載のとおり、施設入所者が地域生活に移行できるようグループホーム整備等による住まいの確保や日中活動系サービス等の充実を図り、地域生活への移行を着実に進めます。
83	2	4	品川区の就労支援は、軽度の障害者を対象としたものばかりです。就労継続Ｂも、工賃を上げるため、寒い日も暑い日も１日公園清掃が毎日できないとダメなどと、一般就労でも可能な人を対象としています。一方、生活介護はカラオケ、ビデオ鑑賞、スヌーズレン等、全く生産活動はなく、工賃はゼロです。他区では、生活介護でも、パンの製造販売など、様々な作業を行っています。事業所からは、仕事がないという声も聴きますが、多くの自治体では、共同受注センターを作り、区役所内の仕事を切り分け、障害者施設に委託することが行われています。例えば、広場や花壇の草むしり、お墓の清掃、名刺作成、印刷や製本など、民間に委託に出さないで、障害者施設に仕事を提供してください。	就労継続支援Ｂ型の対象者は、就労移行支援事業所等を利用したが一般企業に結びつかない方や、一定年齢に達している方であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識および能力が期待される方とされています。 また、生活介護における生産活動は各事業所が創意工夫して取り組んでいると認識しております。 あわせて、区内の就労支援事業所等と連携して各事業所で受注可能な物品や役務サービスの情報を集約し、周知を図っているところです。
84	3	1	・p79～80 の「成果目標２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「（２）区の成果目標」には本文がない。①成果目標 1、3、4、5、6 の	ご意見ありがとうございます。「成果目標２」に追記しました。

			「（２）区の成果目標」にはそれぞれ本文があるのに、なぜ成果目標 2 には本文がないのか。②表だけではなく、文章できちんと区の考えを示す必要があるのではないか。	
85	3	1	・p87 の「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進」については保育所等訪問支援が目標項目になっており、保育所等訪問支援でやるような書き方になっているが、他にはないのか。	インクルージョンは、理念的なものであるため、数値化が難しい項目です。そのため、数値化できる保育所等訪問支援利用者数を成果目標として採用しました。
86	3	1	・p88 の基幹相談支援センターについて。①いつまで区が担うつもりか。②区は現状で障害児相談支援事業所の指定を取っているのか。③区の成果目標が「整理し、強化し、充実を図る」で具体性に欠ける。何をやるのか明記するべきではないかと思うが、それについての区の見解は。	①地域の相談支援体制の整備・強化のため、区が担う意義があると考えております。 ②令和５年５月末で廃止しております。 ③地域の相談支援体制は、地域自立支援協議会や地域生活支援拠点等と協議・連携して整備・強化していくため、計画には記載しておりません。
87	3	1	・p82 の「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」で、「年 1 回以上～運用状況を検証及び検討する」とあるが、どこの会議体で検証・検討するのか。	国の「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」に記されたプロセスに基づいて実施しております。 具体的には、コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）での検証をし、地域自立支援協議会による評価を行うこととされております。
88	3	1	・p89 で、地域自立支援協議会の専門部会をひとつ増やすとの目標になっている。誰がどのようにして、何の部会を増やすのかを決めるのか。	地域課題を解決するのに適した専門部会の新設について検討いたします。
89	3	1	・p89 の目標項目の表で、専門部会の実施回数が現状 9 回、目標「延」33 回とある。①目標で「延」が出てきてわかりにくい。p87 の「医療的ケア関係機関の協議の場」の目標は「開催（2 回）」とあり、これは年 2 回を意味しているはず。「延」というのは 3 年間の合計をさすのか？　②目標の一部のみが「延」表記になっていて現状と比較しづらい。検討回数の目標の「4 回」は年 4 回で、実施回数の「延 33 回」は 3 年間合計で 33 回ということか。目標を「延」で書くなら現状もふくめてすべて「延」で書くか、どちらも単年度のみの数字を示すべきではないかと思うが、区の見解は。	回数の考え方につきましては記載の通りです。数値の比較がしやすいように、P87 の成果目標の表の下に注記を追加しました。
90	3	1	・p73 の「計画の成果目標 4」の「福祉施設から一般就労への移行」が「主な施策・取組」の中に見当たらない。な	就労継続支援・就労移行支援事業所、ハローワークなどの関係機関を主に中心に障害福祉サービスとして提供しているた

			ぜ加えないのか。	め記載を省きました。
91	3	1	・p90 の「成果目標 7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」の「（２）区の成果目標」には本文がない。①成果目標 1、3、4、5、6 の「（２）区の成果目標」にはそれぞれ本文があるのに、なぜ成果目標 7 には本文がないのか。②表だけではなく、文章できちんと区の考えを示す必要があるのではないかと思うが、区の見解は。	P88「成果目標７」（２）区の成果目標に本文を追加しました。
92	3	1	・p79 の上の枠内の「入院 3 か月後時点、入院後 6 か月時点」は正しくは「入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点」ではないか。	「入院後３か月時点、入院後６か月時点」に修正しました。
93	3	1	・p81 下の「また、「地域生活支援拠点検討会」での～取り組みます」の一文がわかりにくい。「検討会で～取り組みます」なのか。工夫してほしい。	P78 のとおり、修正しました。
94	3	1	・p82 のよっつめの枠内で「強度行動障のある人」になっている。「強度行動障害のある人」ではないか。修正していただきたい。	「強度行動障害のある人」に修正しました。
95	3	1	・p87 の表の目標の部分は、「設置済」ではなく「増設」、「配置済」ではなく「増員」ではないのか。	障害福祉計画に係る国の基本指針において、この項目の成果目標は「設置」の有無を記載することになっているため、「設置済」との表現を用いています。
96	3	1	・p88 の枠内の「協議会」は「地域自立支援協議会」か。品川区には他にも協議会がある。きちんと区別するためにも正式名称で示していただきたい。	国の指針にあわせて表記させていただきましたが、分かりにくいため「地域自立支援協議会」の表記に修正しました。
97	3	1	・p90 の成果目標の表の「有（延 31 人）」「有（延 100 人）」はどちらも 3 年間の人数なのか。事業所数は「2 事業所」は単年度で、「延 10 事業所」は 3 年間の合計か。期間が違うと比較できない。どちらも単年度にするか、3 年間の計画期間の合計にするかして、そろえていただきたい。	数値の比較がしやすいように、P88 の成果目標の表の下に注記を追加しました。
98	3	1	強度行動障害とは初めからなるものではなく、支援が十分でなかったり、本人のニーズに合っていないこと等により引き起こされる二次障害のため、全体的な障害福祉サービスの充実が必要と考えます。 まずは 2 年もかけて人数把握や実態把握をするのではなく、早急に把握していただくことをお願いいたします。	P78 に記載のとおり、支援体制の検討終了後に整備を行います。
99	3	1	障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）推進する体制とは具体的にどのようなものを構築するつもりなのでしょうか。	国は児童発達支援センターに地域のインクルージョン推進の中核としての機能を持たせる方向で検討を進めています。本区でも児童発達支援センターを中心に関

				係機関と連携して地域のインクルージョンの推進に取り組んでまいります。
100	3	1	障害福祉課の職員の異動が激しく、堂々と詳しくない、と相談者に言っている現状がありますが、この研修は障害福祉課全員が対象なのでしょうか。それともそれ以外の課も対象なのでしょうか。 対象者何人に対しての目標数延100人なのでしょうか。(現状は延31人とのこと。)	障害福祉サービスに係る研修のため、主に障害者支援課職員（約30人）を対象としています。また、研修内容はぞれぞれの担当業務や職務経験により異なります。
101	3	1	・p90の「サービスの質の向上」について。①たとえば放課後等デイサービスの質に関して、利用者をテレビ漬けにしていないかどうかなど、区は都度見学するなどして確認しているのか。都に任せっきりなのか。②区内生活介護ではカラオケ・ドライブ・DVD観賞が盛んだと聞く。生産活動・創作活動の有無や頻度などをどのようにして確認・指導しているのか。	①必要に応じて運営指導しております。 ②利用者の声を踏まえて、区立施設の活動内容の充実を図ってまいります。
102	3	1	・p90の「サービスの質の向上」で「第三者評価受審の促進」とあるが、どれだけ声掛けしても受けない事業所が多い。民間事業所のサービスの質向上のため、「第三者評価受審の促進」以外に区として何をするのかが見えてこない。具体的に。	第三者評価受審以外のサービスの質の向上として、研修・講座等による従業者のスキルアップ、事業所連絡会での情報提供など様々な方法があります。
103	3	1	・p90に「障害者自立支援審査支払等システム」の審査結果の分析や結果の活用、共有を行ったとあるが、具体的に何を行ったのか。下にスペースが空いているので、説明を加えていただきたい。	審査結果の分析や結果等は過誤請求への事業所対応等に活用しています。
104	3	1	強度行動障害のある人のニーズ把握と支援体制の整備のところで、「令和８年度までに強度行動障害のある人を確認し」となっていますが、強度行動障害がある人の人数は既に把握されていなかったのでしょうか。サービス利用計画を作成するときに、把握していなかったのでしょうか。	サービス利用計画や障害支援区分認定調査等により個別に把握しております。支援体制の検討について、令和８年度末までを目標として記載しております。
105	3	1	西大井福祉園で就労継続Ｂから生活介護に多くの利用者が変わりました。この理由は、就労継続Ｂに送迎がないことにあります。一部の精神の就労継続Ｂでは、送迎をしていると聞きますし、他区では、就労継続Ｂでも送迎をしています。品川区は、辺鄙なところに就労継続Ｂがあるために、真っ黒な夜道を女性一人で帰宅させることは大変不安です。区長が大好きなカフェ	・P82では、目標項目と現状に対する目標値をお示ししたものです。P94に記載のとおり、障害者の重度化・高齢化にともない、今後は送迎を必要とする利用者や就労継続支援Ｂ型から生活介護への移行が増えていくものと想定しています。生活介護、就労継続支援Ｂ型を同一建物に開設することで、心身状態により同じ環境のもとでサービス選択することが可能になると考えております。

			は、施設内にあるよりも、商店街の空き店舗を利用すれば、人通りが多く、駅に近いため通所しやすいのに、そのような施設は一つもありません。空き店舗を利用することも踏まえ、生活介護から就労継続Ｂに移行できるような施策も含めてください。	
106	3	1	基幹相談支援センターの実態が全くわかりません。どの職員が主任相談支援員ですかと聞いても、返答なし、専門の資格を持った方は何人いるかも回答なし。他区では、どういう有資格者がいて、何時から何時まで、どのような業務を行っているかがわかるパンフレットを作成しています。毎年、職員が変わり、どなたに相談すればよいか全くわかりません。	直営で運営しているため、ご指摘のとおり職員の異動があり、人数等については変動があります。令和５年４月時点では職員数は１０人です。
107	3	1	障害者自立支援審査支払等システムとはどのようなもので、その分析の結果を説明してください	受給者情報等を管理し、当該情報を国民健康保険団体連合会に伝送するシステムです。国民健康保険団体連合会では区から伝送された受給者情報と事業者から伝送された利用情報等を突合して請求処理を行います。審査結果の分析および共有により、過誤請求の削減、給付の適正化、業務の効率化が期待されます。分析の結果は、随時事業所連絡会等で共有してまいります。
108	3	2	・p106 の「基幹相談支援センター等機能強化事業」とは具体的に何をするものか。	障害者総合支援法第 77 条に定められている地域生活支援事業のうち、市町村必須事業とされる事業の１つです。 具体的な内容は、以下とされております。 （ア） 基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（注）を配置。 （注） 主任相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村等の相談支援機能を強化するために必要と認められる者 （イ） 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組 ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

				・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 （ウ） 基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組 ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
109	3	2	・p93 の重度訪問介護について。知的障害のみの方にも重度訪問介護が支給決定されれば、施設を出て地域での一人暮らしが可能になるケースもある。品川区ではこれまで知的障害のみの方にも重度訪問介護を支給決定した実績はあるのか。	実績はございません。
110	3	2	・大磯町の素案では、「手話通訳者・要約筆記者派遣」の年度ごとの事業費が掲載されている。品川区でも示していただきたいが、区の見解は。	事業費については、毎年発行する福祉部事務事業概要に記載されていますのでご覧ください。
111	3	2	・台東区や墨田区、北区の素案では、共同生活援助の見込利用人数の中に「重度障害者の利用者数」を別に示している。品川区でも今後高齢化・重度化に対応したグループホームをつくると言われているが、現状ではまったく足りていない。重度の障害があっても地域で自分らしく暮らすために、品川区でも重度障害者の定員数を示す必要があると思うが、見解は。	国・都で重度障害者の定義が定まっていないため、未掲載といたしました。
112	3	2	・保育所等訪問支援について。新宿区の素案では「障害児通所支援等の地域支援体制の整備等」の「保育所等訪問支援の利用できる体制の整備」で、令和 3 年度と 4 年度の登録児童数と訪問延べ回数を示している。地域におけるインクルージョン推進のため、品川区でも示す必要があると思うが、区の見解は。	保育所等訪問支援のサービス見込量に掲載しております。
113	3	2	・新宿区の素案では、「サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策」で、たとえば「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」で別項目とし、それぞれに「現状と課題」「サービス提供体制の方策」に加え「区内事業所」のリストを載せている。品川区だと訪問系サービスすらもまとめて掲載しているので、行動援	障害福祉計画の構成は各自治体の裁量であり、構成や記載方法など各自治体で大きく異なります。 本編の構成や記載方法については、ご意見として承ります。

			護が提供できていないことに対する考えやどこの事業所が実施しているのかが見えてこない。記載に工夫が必要ではないかと思うが、区の見解は。	
114	3	2	・行動援護は月 86 時間の提供を見込んでいるが、提供できることを相談支援事業所や区民は把握しているのか。これまでサービス提供できた実績がないので、区内相談支援事業所は諦めていて利用者に提案することもしなければ、利用者も利用できることになったのを知らない状況ではないかと想像する。今後どのようにして周知していくのか。	以前から指定を受けた事業所はありますので、ご利用の可否については事業所のとの契約となります。
115	3	2	・p95 の就労選択支援は、まだ始まっていない旨の説明書きが必要ではないか。	P92 の「就労選択支援」に「就労選択支援は令和７(2025)年 10 月からサービス開始の予定です。」と説明書きを追加しました。 P93 のサービス実績および見込量の欄外に※印で同様に説明書きを追加しました。
116	3	2	・p96 の就労選択支援の見込量について。①千代田区、新宿区、台東区をはじめ多くの区で見込量を出している。品川区ではなぜ見込量が出せないのか。②中央区の素案では「本区においては、サービスの内容が具体化され次第、数値目標を設定します」と記載されている。品川区でも理由があって載せられないなら、その理由をきちんと明記すべきでは。それぞれ区の見解は。	第３回品川区障害福祉計画等策定委員会の開催時点では、就労選択支援の制度詳細を国が示していなかったため、サービス見込量設定を見送りました。第４回品川区障害福祉計画等策定委員会でお示ししました。見込量については、P93 に記載のとおりです。
117	3	2	・p106 の「排泄管理支援用具」の令和 5 年度の実績が 4～8 月の累計値にしても多年度に比べて少なすぎる。年度後半や年度末に多いのか。要因は何か。	支出済みの実績をもとに計上したためと推測されます。令和５年１２月現在では 3,366 件であり支給実人数も減少しておりません。
118	3	2	・p108 の「障害者救急代理通報システム」の令和 5 年度の実績が 4～8 月の累計値にしては多年度に比べて多く、倍増の勢い。要因は何か。	利用実戸数で表記しています。
119	3	2	・p108 の下の枠内の「社会生活の支えるため」は「社会生活を支えるため」ではないか。修正していただきたい。	「障害のある人の日常生活や社会生活を支えるため」に修正しました。
120	3	2	・p96 に「就労継続支援 B 型は定員割れの事業所もあり、現時点でのサービス確保はできています」とあるが、実際に自分の子どもが通いたいと思う B 型事業所や、また親が通わせたいと思う B 型事業所も現在の品川区には一カ所もない。支援の内容や作業に魅力がないなど、ニーズに合っていない可能	就労支援事業所のサービス内容については、事業所と協議しながら、本人のニーズにより適した内容となるよう、工夫してまいります。

			性は考えないのか。区の考え方を示していただきたい。	
121	3	2	・p96 に就労継続支援 B 型について「今後、障害者の重度化・高齢化にともない送迎を必要とする利用者が増える可能性があり、利用者ニーズの動向を注視していきます」とある。①現状で送迎を行っている B 型事業所は区内に何カ所あるのか。②それは民立か区立か。③3 年かけて利用者ニーズの同行を注視するだけなのか。区の考え方を示していただきたい。	①送迎のある就労継続支援Ｂ型事業所は区内に民間事業所が１か所あります。 ②小山台国家公務員宿舎跡地に送迎のある就労継続支援Ｂ型事業所を開設します。その後については、障害者の高齢化・重度化による利用者ニーズの変化等を注視して対応していきます。
122	3	2	利用日数 23 日/月だとすると 1 日あたりの利用時間は 1 時間足らずかと思います。 羽田空港の新飛行経路により騒音で外出がままならなくなっていらっしゃる方も多いことと思いますが、利用時間を航路変更前から増やしていらっしゃるのでしょうか。	利用時間数の変更については、航路変更に限らず、支援の必要度合いの変化など個々の状況によるため、一概に航路変更によるものだけではございません。
123	3	2	移動支援 国連勧告７，８項では、移動支援についても言及していますが、障害児を抱える保護者にとって、移動支援は頭の痛い問題です。せっかく良い療育施設を見つけても、移動支援が得られず、利用を断念することが少なくありません。障害があるから、シングルペアレントであるから、教育の機会が奪われるのは、差別にあたります。	移動支援の見込み量確保のための方策に記載のとおり、移動支援従事者養成研修等を開催し、ヘルパー育成に取り組んでいきます。
124	3	2	今回の計画の見込量を他の自治体（大田区、国立市）と比較してみると、人口比率（障がい者や重度障がい者の割合は各自治体大きく変わらない）から考えて、特に訪問系の見込量がかなり少ないことがわかりました。また、令和５年の実績と比較して十度訪問介護の利用者見込みは増えたものの、一人あたりの時間数は減少しています。品川区は、かなり障がい者の地域生活支援には徹底して消極的であることがここからわかります。居住系サービスの見込量も特に大きな目標が立てられているわけではなく自立生活援助も非常に少ない見込みです。障がい者を地域で生活させないための施策に見えます。委員の皆様はこのことをご承知おきなのでしょうか？代表的な数字を以下に示します。 居宅介護見込量：利用者数（障がい者人口 1，000 人当たり） 品川区 14.9 人 国立市 43.6　大田区 23.3／利用総時間	サービス見込量は、各種手帳所持者数、サービス利用実績等の基礎データに基づき、幾何平均を用いて算出した自然体推計をもとに、アンケート調査における利用者ニーズ等を踏まえ修正を加えて、設定しています。 また、コロナ禍により、この数年間はサービス利用量が大きく増減している障害福祉サービスもあるため、直近３期と直近５期のサービス見込量を算出したものを対比してサービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。

			（障がい者人口 1，000 人当たり／月）品川区 269 時間　国立市 902　大田区 535／利用者一人当たりの時間数（／月）品川区 18 時間　国立市 21　大田区 23 重度訪問介護見込量：利用者数（重度障がい者 1，000 名当たり）品川区 5.56　国立市 38.8　大田区 3.81／利用総時間（重度障がい者人口 1，000 人当たり／月）品川区 850 時間　国立市 17689　大田区 1599／利用者一人当たりの時間数（／月）品川区 153 時間　国立市 455　大田区 420 ご参照ください。	
125	3	2	・p99 に「区は、相談支援事業所に対する運営費助成を実施し、事業所数の増加に務めた」とある。①現在は運営費助成は行っていないのか。②今後の実施の見通しは。③指定特定・障害児ともに相談支援事業所数は充足したという考えか。	①継続しています。 ②必要に応じて補助を継続します。 ③障害者相談支援専門員については、今後のサービス利用者の増加状況等を鑑み考えていく必要があります。
126	3	2	・p99 に「相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていく」、p102 に「障害児相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていく」とあるが、あくまでお願いベースであり、区からの助成等は行わないのか。	記載のとおり、増員依頼となります。
127	3	2	・p99 の計画相談支援について。区内では精神障害者を対象とする相談支援事業所がかつての「たいむ」1 カ所から複数事業所に増えたが、サービス利用希望者も増えたため、受給者証発行が遅れていると聞いた。①この状況を障害者支援課・施策推進課は把握しているのか。②この問題についてはどのように対応していく考えか。	①受給者証発行に必要な書類の提出が遅れている場合は、受給者証発行に時間を要します。 ②必要書類が揃い次第、速やかに発行しています。
128	3	2	・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、短期入所（福祉型・医療型）、加えて児童のサービスと移動支援に至るまで、一人当たりの見込量が今後 3 年間まったく同じ数字で変動なし。①利用希望者の増加や事業所の新規開設・誘致による定員増、ニーズの増加などは計画期間 3 年の間には起こらないという見通しなのか。②過去 3 年間の実績はいずれもほぼ増加傾向だったし、現行の計画では訪問系サービスは概ね毎年 2 時間（/月）ずつ、障	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。

			害児通所支援は概ね毎年１日（/月）ずつ増える見込量での記載だったのに、なぜ3年間据え置きにしたのか。	
129	3	2	・p94の居宅介護の実績はコロナ禍にありながら令和3年度に一人当たり月間18.5時間、令和4年度に一人当たり月間18.6時間まで増えたが、令和6～8年度の見込量はおしなべて一人当たり月間18時間。なぜ一人当たりの利用時間がコロナ禍当時よりも減ると見込んでいるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
130	3	2	・p94の重度訪問介護の見込量について。新宿区では一人当たり月420時間超なのに対し、品川区は3年間おしなべて153時間で、他自治体の2分の1程度。最近では訴訟事例がニュースにもなっている。品川区はいつも「必要な方にはお出ししている」と説明するが、見込量が他区に比べてこれだけ少なくなるのには品川独自の要因があるはず。理由は何か。	サービス見込量は、各種手帳所持者数、サービス利用実績等の基礎データに基づき、幾何平均を用いて算出した自然体推計をもとに、アンケート調査における利用者ニーズ等を踏まえ修正を加えて、設定しています。 統計的に見込量を算出しているため、個別の要因についてはわかりかねます。
131	3	2	・p94の同行援護の見込量も3年間おしなべて一人当たり月23時間。コロナ禍の令和4～5年度実績よりも、なぜ一人当たりの利用時間が減ると見込んでいるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近５期と直近３期で算出した一人当たり平均利用時間数の内、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
132	3	2	・p96の生活介護の見込量も、令和3～5年度実績よりも少ない数字を見込んでいるのはなぜか。なぜコロナ禍の当時よりも利用が低調になると見込んでいるのか。	直近５期と直近３期で算出した一人当たり平均利用者数の内、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用するように、修正しました。 過去実績に基づき統計学的手法で算出しているため、一時的に減少する場合もありますが、令和６～８年度のサービス見込量はおおむね令和３～５年度実績を上回る見込量となっています。また、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
133	3	2	・p96の自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、	直近５期と直近３期で算出した一人当たり平均利用者数の内、サービス見込量が

			短期入所（福祉型・医療型）の今後3年間の一人当たりの見込量も、押しなべて令和5年度実績より少ない。なぜ今後は利用が低調になると見込んでいるのか。	多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
134	3	2	・11月の計画策定委員会で課長が「すべて増加を見込んでいる」と言っていたが、一人当たりの利用量で見ると、ほぼすべてのサービスで過去3年間の実績よりも見込量が減っている。利用人数増に対応するだけの考えかと思う。一人当たりの利用量が増えないと見込む理由は何か。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
135	3	2	・多くのサービスで「事業所誘致」、また施策の方向性では「障害福祉サービス等の充実」「障害のある人の自立と社会参加の促進」と言っているわりには、各サービスの一人当たりの見込量を過去3年間よりも少なく見積もっているのは整合性に欠けるのではないか。区の考え方を示していただきたい。	各サービスの一人当たりの見込量は、コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
136	3	2	・p92の枠内に「サービス見込量の設定について」が書かれている。この間コロナで利用控えやヘルパーの勤務控えがあり、利用が低調になった時期があった。①それについてはどう捉え、どう数字を調整したのか。②近年まれに見る異例の事態であったので、コロナ禍による数字の変化についても記載していただきたい。	①各サービスの一人当たりの見込量は、コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 ②ご意見として承ります。
137	3	2	・p93の行動援護について。品川区ではこれまで行動援護がサービス提供できていない。在宅の障害者対象実態調査（問37）では、行動援護の「今後利用したい」が10.7%となっていた。行動援護は区立のぐるっぽが指定を取っ	①行動援護事業者は区内３事業所が事業所指定を受けていますが、人員体制等により利用者へのサービス提供ができておりません。強度行動障害がある人の外出支援等については移動支援（介護あり）で対応しております。

			ているはず。①なぜサービス提供ができないのか。②いつ頃からサービス提供できる見込みか。③これまでまったく実績がないのに、いきなり月 86 時間も提供できると見込んでいるということは、サービス提供開始できる目途がすでに立っているという理解でよいか。④サービス提供できる旨、各相談支援事業所には伝達済みか。	②現時点ではサービス提供開始の見通しはたっておりません。 ③区内の行動援護事業所を利用する可能性があるため、見込量に記載しています。
138	3	2	・p106 の移動支援事業の見込量について。令和 6～8 年度は一人当たり月 12 時間の見込みで、令和 3 年度実績の月 17.5 時間に比べて大幅に少ない。当時はコロナ禍だったのに、なぜ一人当たりの利用が当時よりも少ないまま続くと見込んでいるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
139	3	2	・p106 の地域活動支援センターについて。設置数は 3 カ所のまま変わらずで、年間利用者数が令和 3～4 年度よりも少なく見積もられている。かつ年間利用者数の見込みは 3 年間据え置き。①ｐ107 に「利用促進を図る」とあるが、なぜコロナ禍の令和 3 年度よりも利用は減ると見込んでいるのか。②以前よりも少ない利用しか見込めないのはなぜか。③活動内容や支援の質が落ちたか、ニーズに合っていないのではないか。区の考え方は。	①②見込み量については、統計上、設定しています。 ③地域活動支援センターでは、指定管理者が区民ニーズに沿った新たな内容を提供する等、これまで以上に幅広い区民の方にご利用いただいています。
140	3	2	・p108 の日中一時支援事業について。年間利用者数が 8，078 人まで増えると見込んでいるということは、現状でまだ定員に相当の空きがあるのか。それとも事業所数が増える見込みなのか。	受け入れは可能と考えています。
141	3	2	・p86 などに障害児支援の充実とあるが、素案では放課後等デイサービスの令和 6～8 年度の見込量が一人当たり月 6 日で変動なし。令和 3 年度の実績 6.04 日よりも減っており、コロナ禍だった令和 4 年度実績 5.62 日、令和 5 年度の実績 5.74 日に比べてもほとんど増えていない。千代田区や新宿区、足立区などの他自治体では月 12 日以上の見込みだが、品川はその半分以下。品川区は安定提供するつもりがあるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用日数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。

142	3	2	・p67 のアンケート調査結果では、「放課後等デイサービスでは『もっと利用したい』、『今後利用したい』との回答が 4 割を超え、児童発達支援は『もっと利用したい』、『今後利用したい』との回答も 2 割近いなど、障害児通所支援サービスの需要が依然として高いことが分かります」と書かれており、本素案でも「事業所の誘致に積極的に取り組む」の一文があるのに、令和 6～8 年度の見込量はコロナ禍だった令和 3 年度の実績に比べてむしろ減っている。計画として整合性がないのではないか。区の考え方は。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用日数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
143	3	2	・第 2 期障害児福祉計画では、令和 3～5 年度の放課後等デイサービスの一人当たりの月間利用見込量をそれぞれ 7 日、8 日、9 日としていた。令和 3～5 年度の実績は 6 日前後だったが、それは予想外のコロナ禍に加え、空きがなく利用が頭打ちになっているため。児童対象の実態調査（問 29）では放課後等デイサービスの「もっと使いたい」が 19.7%と大変多く、それは「ひと月当たりの日数を増やしたい」という意味での訴え。利用できる人を増やすのももちろん必要だが、「もっと使いたい」というニーズに、この見込量でどう応えていくのか。区の考えは。	サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。見込量の算定に当たっては、コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用日数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 利用者ニーズに応えるため、引き続き事業所誘致に積極的に取り組みます。
144	3	2	・p123 の「施策の柱 4」でも、「放課後等デイサービスを中心にサービスを十分利用できないとの声があがっています」との記載がある。児童対象の実態調査（問 33）でも、「重要だと思う取り組み」の中で「子どもの成長を支える療育や、家族を支えるサービスがあること」の選択肢がトップで 8 割を超えている。この見込量では、一人当たりの利用日数は 3 年間変化なしになっているが、ニーズに応えて一人が利用できる日数を増やそうという思いはないのか。区の考えは。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近３期と直近５期の一人当たり平均利用日数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
145	3	2	・p102 の障害児相談支援について。東京都福祉保健局の資料によると、令和 2 年 3 月末時点での品川区の障害児相談支援のセルフプラン率は 0%。①品川区ではセルフプランを認めていないのか。②セルフプランという選択肢を認めないのは違法ではないか。③セルフプランでも構わないのであれば、周知をすべき。どう周知しているのか。	①②認めております。 ③個々の事例において相談対応しております。
146	3	2	・p102 の障害児相談支援について。品	障害児相談支援について、品川区の達成

			川区では長らく障害児の計画相談が行われてこなかった経緯があった。ここ数年でようやく開始され、令和2年3月時点での品川区の達成率は42.1%と都の資料に書かれている。障害児の計画相談は、現時点で必要な方の何割程度まで作成が済んでいるのか。	率は100%です。
147	3	2	重度障害者等包括支援とは何でしょうか？どのようなサービスが受けられるか教えてください。見込みが１人になっていますが、１人しか対象はいないのでしょうか？	事業内容P90に記載のとおりです。重度障害者等包括支援は事業所指定の従業員要件が厳しく、サービス提供事業所は、都内で港区に１事業所しかありません。区を越えてサービス利用の可能性もあるため見込量を１人に設定しました。
148	3	2	サービス量の確保に努めると書いていますが、どのように確保するのかの記載がありません。現在の事業所数と提供可能サービス量の記載がありません。必要な見込み量を充足することができるのか、全施設のサービス量（定員、ヘルパー数など）、不足分をどう充足させるのか、事業所を増やす必要があるのか、施設を整備する必要があるのか、わかるように記載してください。	第３部の第２章サービス見込量および確保の方策に記載しております。 また、サービス見込量は国の基本指針に沿って記載しております。
149	3	2	ヘルパー不足について、解決策として、研修の実施を挙げていますが、当会の会員は複数人研修を受けています。定員はいつもいっぱいですが、ヘルパー事業所では若い方が生活できるだけの給料がもらえないため、施設などへ就職されるようです。特に都市部では、他に仕事があるので、賃金の良い仕事に流れていきます。研修も重要ですが、ヘルパーさんの単価を上げてください。	ご指摘のとおり、都市部を中心に全国的にヘルパー人材の確保が難しくなっています。現在、令和６年度報酬改定に向け、社会保障審議会障害者部会などでヘルパー報酬に関して検討しているところであると認識しています。また、区独自のさらなる支援策により介護・障害福祉職員の人材確保・定着に努めます。
150	3	2	サービスの見込み量が少ないと思います。過去のサービスの利用実績に基づいて見込み量を算定しているとしていますが、現時点で支給量の100%を利用できない人は多くいます。特に、短期入所、移動支援、同行援護、行動援護など。利用率は、サービス事業者がいないことによります。そこを把握した上で、対策をたててください。支給量に対する利用率を示してください。また、行動援護の事業所はどこですか。	①サービス見込量は過去のサービス利用量をもとに幾何平均を用いて算出しています。本計画では、コロナ禍の影響によるサービス利用量の変動を考慮して、直近３期と直近５期の２パターンでサービス見込量を算出し、サービス見込量が多い方を採用しています。 ②支給量に対する利用率の統計はとっていません。 ③行動援護は３事業所あります。
151	3	2	見込み量確保のための方策として、小山台住宅跡地やピッコロの定員拡大を記載していますが、いつからサービス開始なのでしょうか？小山台のほうは、ｐ.119に令和９年度開設予定にな	・重症心身障害者通所事業所（ピッコロ）の移転拡張の整備による定員拡大は、医療的ケアが必要な方の受入れも想定し、衛生面にも配慮する形で、令和９年度の開設を予定しておりますので、ご指摘の

			っています。そうであるなら、こちらも記載してください。そうなると、今期の見込み量には入りません。ピッコロの移転開設時期も明示してください。現在でも、医療ケアの方は通所できていません。医療ケアの方の施設は、できるだけバリアフリー化された、清潔な施設に整備してください。福祉会館は、老朽化が激しく、不衛生な点もありますので、病気にならないか心配です。 また、多くの施設が老朽化しており、バリアフリーが既存不適格状態になっています。全ての施設の築年を記入し、定期点検で既存不適格になっている項目を明確にし、改築計画をたててください。大田区は、今年度以降に３施設の改築計画を策定しています。大田区の職員に話を聞くなどし、迅速な改築ができるノウハウを得て、品川区もスピーディーな改築を進めてください。 現在、短期入所施設は緊急時でも利用できない状態にありますが、出石 GH 以外に整備する予定はないのでしょうか？民間の GH では、短期入所を実施しないのでしょうか？国も加算をして推進していますよ。 就労継続Ｂは定員割れがあるのに、小山台住宅跡地もカフェなどの就労継続Ｂを２０人分整備するようですが、矛盾していませんか？カフェの作業をしたい障害者ばかりでないという事実は認識していないのでしょうか？カフェは商店街の空き店舗をぜひ利用して開所してください。	とおり開設時期を記載するようにいたします。 ・なお、令和９年度以降に開設する予定の事業所の定員増にともなう見込量は含んでおりません。 ・老朽化等にともなう施設の改築等については、計画的に進めてまいります。 ・区立施設の築年については、公共施設等総合計画に記載しており、本計画への掲載は、紙面の都合上難しいため、ご理解いただきますようお願いいたします。 ・短期入所については、出石つばさの家（令和６年４月開設予定）以降の開設予定は、現在のところありません。 ・財務省小山台住宅等跡地への就労継続支援Ｂ型の整備について、決定している就労メニューはありません。区においても、カフェでの就労を希望する方ばかりではないとの認識ですので、利用者ニーズや受注可能な作業および提供できるサービス等について検討いたします。
152	3	2	グループホームができても、男性のみであったり、重度は対象でない、障害種別が異なるなど、女性の GH は整備されていません。なぜ、女性が入居できるグループホームを整備しなかったのか、理由を聞かせて下さい。男性のほうがニーズがあるからだとすると、女性用が整備されない限り、女性はいつまで待っても入居できません。他区では、男性女性ともに整備をし、支援区分４から６の障害者（以下「重度障害者」という）のみを対象としたグループホームをかなりの数を整備しています。区立で、支援区分なしであれば、民間のグループホームに入居は可能です。事業者意向ばかり聞かずに、ニー	・区では、障害者グループホーム開設を希望する事業者の相談、整備費の助成を行っております。引き続き、ニーズ等の把握に努め、事業者との情報共有を図りながら、整備を進めてまいります。 ・区有地を民間事業者に貸与し、障害者グループホームを整備する場合の整備・運営事業者の公募に際しては、区の実情に基づいた応募要件等の設定に努めてまいります。

			ズを踏まえた重度の障害者グループホームを整備するよう、区有地を無償で貸すときに重度対象を条件にしてください。	
153	3	2	小山７丁目のＧＨはいつ開所なのかも、記載してください。公募条件が、３０年の期限付きで、３０年後に除却し、利用者の行先を事業者に義務付けていると聞いています。この理由を規則で決まっているからとしていますが、区立で、支援区分なしであれば、民間のグループホームに入居は可能です。事業者意向ばかり聞かずに、ニーズを踏まえた重度の障害者グループホームを整備するよう、区有地を無償で貸すときに重度対象を条件にしてください。 品川区公有財産管理規則で３０年に規定されていると厚生委員会で答弁していましたが、「建物の所有を目的とし、借地借家法第 22 条に規定する定期借地権を設定して、土地およびその土地の定着物を貸し付ける場合は、50 年」と記載されています。事業者が建物を所有するので、５０年ではないのでしょうか。また、なぜ、３０年で除却させるのでしょうか。これでは、手を挙げる事業者をなくすだけです。どういう理由で、説明会後に応募しなかったのかのフォローをして、参入してもらえるように募集要項を再考すべきです。そうでないと、今後も区外事業者はもとより、区内事業者も手を挙げることはなくなると思います。 また、仮に３０年と定めるとしても、更新は可能です。さらに、期間満了時に、当該事業者に土地を譲渡する譲渡特約付きにすることも可能です。営利目的で使用するのではないのですから、特約付きも認めることができると思います。30 年後に品川区はこの土地を何にしようするつもりなのかも説明してください。	小山七丁目障害者グループホームは、令和７年度開設予定であり、P114 や P116 では記載しております。P95 では紙面の都合上割愛しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 また、貸付条件にかかるご意見については、今後公募を行う際の参考とさせていただきます。 なお、土地の貸付期間については、事業者の経済的負担を考慮し、使用貸借契約による 30 年間の無償貸付としています。契約期間満了時につきましては、契約更新も含め、その時点での区全体の行政需要等を踏まえて検討してまいります。
154	3	2	施設入所支援ですが、区内には、かもめ園とかがやき園しかありません。しかも、かがやき園は、４人部屋がいまだに残っているなど、現在の基準に適合していません。世田谷区のように、通過型の入所施設を整備してください。３年間、グループホーム入居の準備ができます。多くの方が待機し、利用した後、グループホームでの生活を	ご意見として承ります。

			開始しています。	
155	3	3	障害当事者の意見を十分に取り入れていただきたい。特に、発達障害については、障害者団体、７団体の中に入っていないと言うこともあり、親の意見も含めて十分に当事者及び家族の意見をどこまで区政に反映できているのか、甚だ疑問を感じています。 　成人期以降の支援が不足しているように思います。発達障害当事者が、自由に活動できる場、文化・芸術・スポーツを楽しむ場がありません。生涯学習の場もありません。そのようなものが必要であるとの認識も、ないように感じております。自立支援・就労支援・定着支援を支えるものが必要であるとの認識を持っていただきたく、よろしくお願いします。	①　個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割として、地域自立支援協議会がございます。個別の相談支援でのニーズを区政に反映できるよう、地域自立支援協議会等の場を活用していきます。 ②令和４年度から、愛の手帳をお持ちの知的障害の方を対象に重度の方でも受講が可能な「チャレンジ塾」を開設しています。普段活動が困難な方の参加を想定しており、今年度は７名の申し込みがありました。令和６年度も引き続き開設を予定しております。 ③区では、発達障害の方も参加できるスポーツ事業として、区立体育館で障害者スポーツフリー利用や水泳および軽スポーツの障害者教室を定期的に開催するとともに、障害のある方もない方も楽しめるユニバーサルスポーツフェスタを年２回、その他障害者の方を対象としたランニング教室やフライングディスク教室を開催し、発達障害の方にも実際にご参加いただいております。これらの事業は、参加者相互の交流・親睦が図られる場にもなりますので、発達障害の方の自立支援の一助になると認識しています。今後は、障害者の特性に柔軟に対応し、より多くの方が参加可能な場の提供について検討してまいります。
156	3	3	心身障害者福祉会館の建て替えについて、考えうる用地を提案しますので、ご検討の上、計画に反映させてください。この周囲の区有地といえば、 ①りぼんです。送迎車がとめれないとしていますが、近くに駐車場を借り、そこから、送迎時にのみ、リボン前に停車すればよいのです。②旗の台文化センター＋保育園＋児童センターのところですが、車が入りにくいですが、ここもバリアフリー化ができていないから、改築は喫緊の課題です。ここに合築することはどうでしょうか。③旗の台シルバーセンターです。老朽化していますから、壊して、複合施設にす	ご提案については、今後の代替用地検討の際の参考とさせていただきます。

			るのも可能です。④源氏前保育園＋図書館です。ここも、EV なしの老朽化施設です。複合化して、EV 設置すれば、多様な世代が交流できます。ここからは、なかなかまとまった広さの区有地は、見つかりません。区は、公有財産台帳をシステム管理しているのですから、検索して適地を教えてください。 次に、準公共用地として、⑤城南信用金庫（中原街道に面している）低未利用で、平屋建ての車庫があるので、ここ利用させてもらえればと思います。CSR に前向きですし。⑥荏原郵便局（⑤の近くの中原街道沿い)、ここも低利用なので、合築できれば、かなり広く使えます。郵便局は、経営厳しいですから、売却もあるかも。1 階を郵便局として、上階を障害施設、とってもよいですね。⑦昭和大学、ここも校舎が老朽化し、建て替えを考えていると聞いています。重度対象の障害者施設を合築してもらえれば、鬼に金棒です。⑧荏原西保育園＋その隣の空き家。駅からは少し遠いですが、合築して、複合化すれば、公共施設が少ないので、地域に喜ばれますね。隣のサミットで、障害者の仕事をシェアしてもらえれば、CSR にもなります。 以上、どのような見解でどう判断したか、ご回答よろしくお願いします。	
157	3	3	障害者グループホームのうち、小山７丁目のＧＨ等の民設民営について、区有地を３０年間貸し付け、３０年後には建物を除却するよう求めていますが、これについて、厚生委員会で所管課長が「まず、品川区公有財産管理規則というものがございまして、こちらに土地およびその土地の定着物を貸し付ける場合は３０年と規定されております。区の公有財産管理規則に基づき、最大の貸付期間としております」と答弁していました。当該規則を見ると、「建物の所有を目的とし、借地借家法第 22 条に規定する定期借地権を設定して、土地およびその土地	小山七丁目障害者グループホームの貸付期間については、事業者の経済的負担を考慮し、使用貸借契約による 30 年間の無償貸付としています。一般定期借地権は 50 年間の貸付が可能ですが、土地の貸付費用は原則有償となります。事業者の経済的負担を伴うことから、区としては使用貸借による無償貸付が望ましいと考えております。使用貸借による貸付の場合、区の公有財産管理規則第 28 条第 1 項第 5 号に該当するため、貸付期間の上限は 30 年となります。

			の定着物（建物を除く。）を貸し付ける場合は、50 年」となっています。また、世田谷区で同様の区有地を貸し付ける場合、この５０年を用いています。品川区は、戸越の GH についても、民設民営で３０年の貸付期間にすると答弁していたかと思いますが、なぜ、３０年になるのか、説明してください。事業者にとって、建物の整備を自前でやって、たった３０年で壊して土地を返す、その時の利用者は責任もって行き場を探すという条件がつけられれば、手を挙げる事業者はないでしょう。なぜ、このような事業提案をするのか、品川区の思惑をお聞 かせください。さらに、２０数年たって、空き室が出ても、その人の行き場を探さないといけないならと、空き室のままにすることも考えられ、質が下がることも推測されます。品川区は、なぜ、３０年に限定した貸付を行うのか、規則をどう解釈したのかも踏まえて、計画に注釈として記載してください。	
158	3	3	・第 3 章「施策の柱 1　相談支援の充実」の「主な施策・取組」に載っている「重層的支援体制整備事業」(p112)とは何か。ここにしか出てこないので内容がわからない。p110 や p113、p115 の下などが空いているので、コラム等で具体的に示してはどうか。	資料編の用語解説 P160 に掲載しました。
159	3	3	・難病患者支援の記載が少ない。具体的な「施策・取組の内容」としては p115 の一つしかない。少なすぎないか。	難病患者は障害者サービスの利用が可能です。指定難病は 338 疾病、障害者総合支援法の対象となる難病は 366 疾患(令和６年４月より 369 疾患)あり、疾病ごとに必要とする支援が異なるため、難病全体の施策・取組としての記載はしておりません。今後も難病患者が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう制度の周知に努めてまいります。
160	3	3	・p120 に「医療的ケアを必要とする障害者の受け入れ等支援の充実を図ります」とあるが、具体的にどの施設で、もしくはどの障害福祉サービスで受け入れるのか。生活介護なのかグループホームなのか。具体的に示さないと意味がない。	重症心身障害者通所施設「ピッコロ」で受入できるよう、対応を検討中です。
161	3	3	・p105 に「医療的ケアが必要な児童・生徒の入学については、主に就学相談を通し、本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校等と相談しながら進め、看護師を配置して	保護者に付添いの協力を得ることについては、医療安全を確保する観点から、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を引き継ぐ場合などが考えられます。協力を求める際には、丁寧に説明してま

			います」とある。医療的ケア児の保護者に対する区立学校への付き添いは、今も求めておらず、今後も原則求めないという理解でよいか。	いります。
162	3	3	・p115「保健・医療・福祉等の連携強化」の医療的ケア児コーディネーターの項目の内容が抽象的。先日の「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」で、区立の相談支援事業所の相談支援専門員兼医療的ケアコーディネーターの方の「医ケア児コーディネーターとして今後何をやっていくかはこれから検討」との発言に対し、昭和大学病院の委員が「品川区での医療的ケア児等コーディネーターの役割が決まっていないのであれば、医ケア児の退院支援を一緒にお願いしたい。メディカルソーシャルワーカーが探すだけではなく、また病院内のスタッフが一人で担うのではなく。退院した後のことを考えると、窓口は病院内より自治体にあるほうがいい」と仰っていた。こういったことを具体的に書くべきでは。	医療的ケア児コーディネーターには、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援を調整する役割があり、当然、医療ソーシャルワーカー等と連携して対応する必要があります。また、ご指摘の内容は実務的な内容であるため、計画への記載はそぐわないと考えます。
163	3	3	・p111 にヤングケアラーについての記載があるが「検討していきます」にとどまっている。今後数年間にわたる計画なので、検討のみのとどまらず、実施まで持って行く必要があるのでは。	直接的支援については、令和６年度から実施する予定がありますので、ご意見をいただいたとおり P109 の記載を修正させていただきました。
164	3	3	・区はヤングケアラーの実態調査を行ったはず。人数等を把握したのであれば、その結果をここに記載できるのでは。	実態調査で把握した人数については、現在集計・分析を進めており、区ホームページにて公表させていただきます。
165	3	3	・p121 の精神障害者の地域移行について。①地域自立支援協議会で委員からたびたび要望が出ていた、長期入院中の精神障害者に対する地域移行の意向調査はいつどのように行なうのか。保健所と調整中との話だったが、今後の展開は。②記載が 5 行のみで大変少ない。新宿区の素案ではこの内容に 2 ページを割いているが。	① 令和５年度後半に意向調査を実施しており、今後地域移行を促進するための課題抽出および支援について検討してまいります。 ② ご意見として承ります。
166	3	3	・p126 に「避難行動要支援者への個別避難計画作成」とあるが、①誰が作成するのか。相談支援専門員か。②相談支援専門員が作成するなら、サービス利用のない障害者の分は誰が作成するのか。③いつまでに必要となる方全員の分が作成される見込みなのか。④「取り組む」のみでなく、こういったところまで具体的に書く必要があるのではないか。それについての見解は。	作成方法については、国および東京都の取組指針に基づいて実施しています。作成は主に担当の相談支援専門員が行い、サービス未利用者は本人作成ですが、支援が必要な方には地域拠点相談支援センターが支援しております。計画は障害者施策全体の方向性やサービスの方策等を記載するものと認識しています。
167	3	3	・p127 の人工呼吸器等医療機器の電源	お一人お一人の状況や事情を考慮する必

			の必要な方について。①現状で災害時にどこへ避難して電源を取ることになっているのか。②区は人工呼吸器使用者等が電源を取れる避難場所を、現状で区内に何カ所設置できる見込みなのか。	要があり、個別支援計画作成時に支援方法や避難方法について考えてまいります。
168	3	3	・p127 の災害時の支援について「人工呼吸器等の医療機器の電源の確保や障害に応じた情報伝達手法等について、支援方法や避難方法を防災関係機関と連携して検討を進めます」とあるが、今後 3 年間で検討のみを行うのか。実際に能登でも大規模な地震が起きている。何年たっても検討の域を出ない印象。検討ではなくきちんと体制整備までもっていくことは品川区にはできないのか。それについての見解は。	お一人お一人の状況や事情を考慮する必要があり、個別支援計画作成時に支援方法や避難方法について考えてまいります。
169	3	3	・p134 の「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」について。①委員名簿と議事録は公開されているのか。②委員構成は。③委員には障害者団体の代表等は入っているのか。	①取扱注意の情報を含むため、委員名簿や議事録の公開はしておりません。 ②協議会は、行政、福祉や保健医療の関係団体、警察署、その他町会自治会、民生・児童委員、人権擁護委員等で構成されています。詳細は区ホームページに掲載の「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱」をご覧ください。 ③品川区障害者七団体協議会会長が委員として参加しています。
170	3	3	・p129 に「品川区職員障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用や定着の体制整備を推進します」とある。①前回 3 年前のパブリックコメントの回答では「令和 2 年 6 月 1 日時点での区全体の障害者雇用率は 2.29%です。法定雇用率を下回っている状況ですので、達成に向けて努めてまいります」とあった。品川区の現在の法定雇用率は。現時点で達成できているのか。②もし依然達成できていないのであれば、計画への記載が必要ではないかと思うが、それについての見解は。	令和５年６月１日時点での区全体の障害者雇用率は 2.43%です。法定雇用率は 2.60%であり下回っている状況ではありますが、障害者を対象とする特別区職員採用選考においては毎年採用を実施しており、令和５年度途中においても障害のある方を新たに採用するなど、達成に向けて積極的に取り組んでいます。
171	3	3	・p129 に「令和 4（2022）年度に庁内に設置した「業務支援室」では、障害者が専門スタッフの支援を受けながら軽作業等に取り組み、各課の業務を支援します」とあるが、具体的でないため内容がよくわからない。①現在何人が雇用されているのか。②雇用形態は。	①令和６年１月時点の雇用状況は以下のとおりです。（専門スタッフ：３名　作業者：６名） ②会計年度任用職員として１日６時間勤務となります。（勤務日数：週４日もしくは５日）
172	3	3	・p105 の地域生活支援事業のうちの「手話通訳者設置事業」について。 P61-62 の「第 2 部第 3 章　施策の方向性」の 6、9 でも情報アクセシビリティ	手話通訳者の配置日数の拡大する予定です。

			や行政の配慮について書かれている。行政窓口での手話通訳の日数を増やしてほしいとの要望が出ているはずだが、それについての見解は。	
173	3	3	・p130 に「ウェブアクセシビリティに基づくホームページの改修」とあるが、区ホームページの「障害のある方へ」のページが依然見づらく、必要な情報がきわめて探しにくい。改修の目途は。	区では毎年ウェブアクセシビリティ試験を実施し、結果を踏まえアクセシビリティ上改修が必要な箇所については改修を行っております。今後も、試験結果や皆さまからのご意見を参考に、誰もが平等に情報を取得できるホームページの作成について、各部署に周知してまいります。
174	3	3	・p137 に「教育のインクルージョン」として固定級や通級、特別支援教室を設置とあるが、それが教育のインクルージョンの推進に該当するという見解なのか。	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意してまいります。
175	3	3	・p136-137 の「スーパーバイズ・コンサルテーション機能」とは何をさすのかわからない。誰が提供する機能なのか等、具体的に。	児童発達支援センターが障害児通所支援事業所等の支援内容に対して専門的な助言や援助を行うことです。資料編の用語解説に掲載しました。
176	3	3	・品川区相談支援専門員マニュアルについての記載がない。①現在は運用していないのか。②今後も本マニュアルに従って運用していくなら、p110 の「施策の柱 1　相談支援の充実」のところに明記するべきではないかと思うが、それについての見解は。	「品川区相談支援専門員マニュアル」に沿って相談支援をおこなうことが前提との認識から計画には記載しておりません。
177	3	3	・p116 に「地域生活支援拠点等の整備を進めてきた」とあるが、現状でどの程度の緊急対応や体験の提供ができているのか、どの程度整備されたのかを具体的に。	現時点でも整備を進めている中にあり、計画には記載しておりません。
178	3	3	【素案の書き方・掲載方法】 ・p114-115（施策の柱 2　地域生活の支援の充実）の「主な施策・取組」で、「協議していきます」「協議および検討を行っていきます」「検討を進めます」と書かれているが、3 年間かけて協議・検討のみ行うのか。3 年間かけて検討するのではなく、実施まで持って行く必要がある。協議・検討のみで終わらせず、実施まで行うことを記載すべきと思うが、区の見解は。	事業を効果的・効率的に進めるため、事業検討は不可欠です。協議・検討の終了後に実施できるものは速やかに取り組んでまいります。
179	3	3	・p125 の「(2) 早期発見・早期支援の充実」で、「切れ目のない～支援につなげます」「区内の支援体制充実を図ります」の記載があるが具体性に欠ける。具体的に何をするのか。	P123 に記載のとおり、切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、発達段階やライフステージにおける個別ニーズに対応した支援につなげることです。
180	3	3	・p121 で「保健、医療、福祉の関係機	精神障害者が地域で安心して生活するた

			関等の協議の場で、精神障害者が安心して生活できるよう見守り体制の構築について検討します」とあるが、3年間かけて検討するのか。「構築します」とは言えないのか。	めに、次年度から「品川区精神保健福祉地域連絡会」等の会議体の機能が発揮できるよう、会議体について見直す予定です。まずは、新たな会議体において、精神障害者の見守り体制の構築に向けて検討します。
181	3	3	・p110の最後の段落の「利用できる障害福祉サービスや課題解決のためアプローチ方法も変わるため」は、「～や課題解決のためのアプローチ方法も変わるため」ではないか。修正していただきたい。	「課題解決のためのアプローチ方法も変わるため」に修正しました。
182	3	3	・p113の上からよっつめの段落の「アンケート調査結果によれば、19人の施設入所者が地域移行を希望していることを確認できました」は、「アンケート調査結果により、～確認できました」ではないか。	「地域生活移行に関するアンケート調査結果により、19人の施設入所者が地域移行を希望していることを確認できました。」に修正しました。
183	3	3	・p117の「保健、医療、福祉、就労、居住等が包括的に支援する」は「～を包括的に支援する」ではないか。修正していただきたい。	「保健、医療、福祉、就労、居住等を包括的に支援する精神障害にも対応した地域包括ケアの推進に取り組んでいきます。」に修正しました。
184	3	3	・p121のふたつめの項目の「看護師を配置しています」は、今後の「施策・取組の内容」の書き方として適切か。	看護師を配置「していきます」に修正しました。
185	3	3	・p123の本文3段落めの「乳幼児期から在学時、成人期までの各ライフステージを通じた～、の一文にはカッコとじがない。修正していただきたい。	括弧なしに修正しました。
186	3	3	・p128の本文最後の段落の「就労継続支援B事業所」は「就労継続支援B型事業所」ではないか。	「就労継続支援Ｂ型事業所」に修正しました。
187	3	3	・p129のいちばん下の項目の「受入」は「受入れ」のことか。両方の表記が混在している。	事業名等の固有名詞は「受入」、文中では「受け入れ」に統一いたします。
188	3	3	・p136で障害の「あるなし」「ありなし」が混在している。全体でどちらかに統一していただきたい。	「あるなし」に統一しました。
189	3	3	・p136の本文最後の段落の「育ちの支援に協力等する」は「育ちの支援等に協力する」ではないか。	保育園・児童センター等での障害のある子どもの「育ちの支援等に協力する」に修正しました。
190	3	3	・p135に「行政における合理的配慮の提供の充実」とあるが、障害のある子どもがすまいるスクール利用前・利用中に区の担当職員から繰り返し「個別対応はできない」と釘を刺された。トイレへの誘導すらも「個別対応はできない」と言われた。この対応は「行政における合理的配慮の提供」として正しいのか。区の考え方は。	個別案件に関しては回答できませんが、利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点をふまえて判断すべきと考えます。
191	3	3	・p135に「行政における合理的配慮の提供の充実」とあるが、障害のある子	個別案件に関しては回答できませんが、利用希望に対しては、合理的配慮の提供

			どもがすまいるスクール利用前・利用中に区の担当職員から繰り返し「個別対応はできない」と釘を刺された。この件について、当該発言をした職員に未だ聞き取りをしていないと聞いたが、区の対応として正しいのか。区の考え方は。	の観点をふまえて判断すべきと考えます。
192	3	3	・p135 に「行政における合理的配慮の提供の充実」とあるが、障害のある子どもがすまいるスクール利用前・利用中に区の担当職員から繰り返し「個別対応はできない」と釘を刺された。この件について、当該発言をした職員に未だ聞き取りをしていないと聞いたが、今もこの区職員は同様の発言を、すまいるスクールを利用する他の障害児に対して行っているのではないか。これに対して区の考え方は。	個別案件に関しては回答できませんが、利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点をふまえて判断すべきと考えます。
193	3	3	・p135 に「行政における合理的配慮の提供の充実」とあるが、障害のある子どもがすまいるスクール利用前・利用中に区の担当職員から繰り返し「個別対応はできない」と釘を刺された。この件について、当該発言をした職員に未だ聞き取りをしていないと聞いたが、今もこの区職員は同様の発言を、すまいるスクールを利用する他の障害児に対して行っているのではないか。これに対して区の考え方は。	個別案件に関しては回答できませんが、利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点をふまえて判断すべきと考えます。
194	3	3	・p126「災害時に地域や身近にいる人同士が互いに助け合う「共助」の必要性について周知・啓発を行います」とあるが、障害者は概ね助けられる側。災害時は他人のことまで手が回らなくなるのが普通。主に助ける側の人たちに対してどのように周知・啓発を行っていくのか。区の考え方を示していただきたい。	災害発生時は障害の有無の区別なく、困っている人を救う行動が必要となります。周知啓発については、広報紙などでの周知を図るとともに、地域の防災訓練に障害のある人もない人もともに参加することで当事者意識の醸成を図ります。
195	3	3	・p121 の「メンタルチームサポート事業」とは何か。下にスペースが空いているので、コラムで示していただきたい。	メンタルサポート事業につきましては、資料編の用語解説 P164 に掲載しました。
196	3	3	・p116 に「重症心身障害の子どもを対象とした児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を運営経費の一部補助等を活用して、民間事業所の誘致を図ります」とあるが、補助金の出ない誘致の場合、どこにどうやって働きかけるのか。たとえば p67 の「民間の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組む」や、p123 の「(放課後等デイサービス等	主に事業者からのニーズ調査や開設相談などの機会をとらえて、事業所開設を依頼しています。

			の）民間事業所の誘致を図り、サービス提供体制の充実を図ります」については、具体的に誘致のために何を行うのか。区の考え方を示していただきたい。	
197	3	3	発達障害者成人の親です。将来、家族と品川区で生活したいという希望を本人たちは持っております。その時に問題になるのが、住まいです。現在の住まいは、マンションで、将来子どもたちが高齢になるころは、転居が必要になると思います。本人たちも不安をもっていますが、グループホームは集団が苦手という発達特性上あまり適切ではありません。 施策の柱２の、「地域生活の移行・継続の支援」の内容で「不動産関係団体、居住支援団体、区等で構成された居住支援協議会において、住まいの確保に配慮を要する方の民間賃貸住宅への入居に関する支援策等について、協議および検討を行っていきます」という施策の具体化を強く希望いたします。親の力で将来の住まいを用意するのは、限界を感じております。	区では、ご自身で住まい探しをすることが困難な障害者等に対して、不動産事業者と連携した民間賃貸住宅をあっ旋する住宅確保要配慮者入居促進事業を令和３年１１月より実施しているところです。今後、入居に関する支援のさらなる充実に向けて、居住支援協議会において、引き続き協議をすすめてまいります。
198	3	3	前計画では計画的な特別支援学級、通級の増級を行うと掲げていらっしゃいましたが、特別支援学級はどのくらい増級したのでしょうか。今回の計画には増級は掲げていないのは十分に増えたという認識のためでしょうか。もしくはインクルージョンを推進するために特別支援学級の増級は行わないと言うことでしょうか。	前計画以降は、令和３年度、小学校・前期課程において、知的障害特別支援学級を２校開級。令和４年度、中学校・後期課程において自閉症情緒障害特別支援学級を１校開級。令和６年度、小学校・前期課程において、自閉症情緒障害特別支援学級を１校、難聴通級指導学級を１校開級予定となっています。 新たな特別支援学級の設置については、今後も検討して参ります。
199	3	3	スーパーバイズ.コンサルテーション機能とはどういう意味でしょうか。	児童発達支援センターが障害児通所支援事業所等の支援内容に対して専門的な助言や援助を行うことです。資料編の用語解説 P161 に掲載しました。
200	3	3	本計画案で、障害福祉課が担当部分で、使われているインクルージョンでは、地域で安心してすごせる、共感と共生の社会を唱っており、国連が定義するインクルージョンに近いと理解しています。その理解でよろしいのでしょうか？ 一方、P62 のインクルーシブ教育システム、P136 のインクルージョンは、総合教育センターが担当と思われ、文科省の提唱する偽りの〝インクルージョン”を指していると読めるため、国連の勧告に従い、書き方を変更する必要	現在、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しております。 就学に際しては、就学する一人一人の児童・生徒の状況や発達の状態に応じた教育が行われるよう就学相談委員会の中で相談を行っています。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重しているところです。

			があります。原稿の特別支援教育制度は、国連の定義するインクルーシブな教育ではなく、分離教育に当たります。 なお、昨年、世田谷区では、保坂区長が同区の教育方針を、国連の提唱するインクルーシブ教育に方向転換すると宣言しました。森沢区長・品川区も、品川区の教育を国連の提唱するインクルーシブ教育に方向転換することを区の方針に明示的に入れていただきたい。区の教育方針に一言入れても、国連の提唱するインクルーシブ教育が一夜に実現するわけではありませんが、長期的にその方向に進むことが明らかになるだけで、障害児の保護者は安心できます。子供の支援を現場の教職員任せとせず、区も主体的に取り組んでいただきたいです。 国連は、障害の有無にかかわらず、こどもたちを一緒の通常級で学習させることを求めており、この際、必要な合理的配慮をつける必要があると述べています。またずは、障害児に、通常級で普通に学ぶ権利があることを国内で明文化していただきたい。また、品川区では、何人かの障害児が通常級で学習していますが、必要な合理的な配慮がなされておらず、苦労しています。目黒区や世田谷区などのように希望すれば支援員（※）を週３～５回利用できる制度を拡充するなど、国連勧告に従い、優先的に予算をつけ、早急に合理的配慮をつけてください。国連の唱える障害児教育は、通常級での学びが『主』であり、特別支援教育制度が果たす役割は『副』と考えています。 （※）支援員の確保（より効果的な採用、研修、支援員が継続的に就労しやすい環境整備等）を計り、児童・生徒の学校生活や教育に対する合理的配慮の実現に向けて、愚弟的施策の検討、実施を進めていただきたいです。	個々の支援については、現在、学習支援員や介助員の配置を実施しております。今後も充実できるように努めてまいります。
201	3	3	就学相談等での、学校サイドからの暴言 私の所属している「品川・地域で共に生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、「通常級は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常級に進むのであれば６年間親が付き添	就学に際しては、就学相談の内容を、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重しています。 各学校へは、そうした就学相談の対応を校長連絡会等の場を捉え、周知しております。引き続き、理解啓発に努めてまいります。

			ってください、通学、プール、学校旅行行事では付き添ってください。親の責任です」と自己責任を求める暴言を受けたとの報告があります。障害児の親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思ってはいますが、学校サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか？学校で学ぶ子どもの 8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が 30 万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか？教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。	
202	3	3	義務教育以降の教育 障害児者の大きな問題は、義務教育の間は、定められた場所があるのに対し、高校入学を果たせない場合、教育に関して、その後の選択肢が極めて限られることです。知的障碍児の学びのペースは遅くとも、徐々に色々なことは学習できます。ですので、生涯、教育を継続する機会の場を確保していただきたい。現在は AI の時代と言われていますが、昨年登場した生成 AI は、専門知識がなくとも利用できる点が特徴で、これを使える段階に達せば、近い将来、障害者が自立して生きていく上で必要な相当部分は AI に代行してくれるでしょう。現時点でも、スマートフォンを使いこなせる障害者は少なくありません。どうぞ、障害児にも義務教育以降も一生涯学ぶための機会をもうけていただきたいと思います（生涯教育）。	知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」を開催しています。愛の手帳をお持ちの方ならどなたでも参加いただけます。現在は、絵画や造形を中心とした活動を行っています。 介助者も一緒に参加していただきます。
203	3	3	・p111 以降の「主な施策・取組」の中で記載されているのは相談支援事業所連絡会のみで、その他のサービス事業所連絡会に関する記述が見当たらない。ここに加えないと、毎年の計画推進委員会で進捗をチェックする対象から漏れてしまう。「主な施策・取組」に	相談支援体制を強化するため、相談支援事業所連絡会を開催しております。在宅の障害のある人の地域生活の継続のために開催している障害福祉サービス事業所連絡会については、広範なテーマを扱うものであるため、相談支援事業所連絡会とは分けております。

			なぜ加えないのか。区の見解は。	
204	3	3	・p122 の「福祉カレッジ」について。支援スキル向上に研修は必須だと思うが、「福祉カレッジとは」のページ掲載の「講座・研修実施スケジュール」は 2022 年度の中身のまま更新が止まっている。①チラシを事業所に撒くだけでは十分ではないと思う。いつ頃本ページに最新の情報が掲載されるようになるのか。②福祉カレッジの運営はどこに委託しているのか。	①委託先のホームページ管理となっており、適切でわかりやすい掲載となるように依頼いたします。 ②品川区社会福祉協議会の品川介護福祉専門学校に委託しております。
205	3	3	・p122 の移動支援と同行援護の従業者養成研修について。①それぞれ区からの委託により実施されているのか。②それぞれどこに委託しているのか。③移動支援および同行援護の一般過程研修は、それぞれ年何回開催する取り決めになっているのか。	移動支援従業者養成研修は、指定管理者制度により管理運営している品川区立心身障害者福祉会館において、年に３回程度開催しております。 同行援護について ①委託により実施 ②品川ケア協議会 ③一般過程だけでなく、応用過程までを含めた研修について年１回実施。
206	3	3	・p117 の本文の最後にある「第三者評価の受審」について。①p96 にも「促進に取り組みます」とあるが、p111 以降の「主な施策・取組」に記載されていない。記載するべきではないか。②区立施設では何年に一度実施されるのか。	①第三者評価受審は社会福祉法で定められた法定事業であるため、主な施策・取組には掲載しておりません。 ②区立施設では３年毎に実施しています。
207	3	3	・p118 の「障害者グループホーム整備にかかる費用の一部を区が補助（障害者グループホーム整備助成制度)」について。①これまで何件利用されたか。②周知はどのようにして行っているのか。③株式会社が運営母体の場合は対象外か（都の補助金の助成対象に該当する必要があるのか）	①１件 ②区ホームページに掲載するともに、都内のグループホーム運営事業者に電子メール等で周知を図りました。 ③株式会社も対象となります。詳しくは区ホームページ掲載の「品川区障害者グループホーム等整備費補助要綱」をご覧ください。
208	3	3	・p118 に障害者グループホームの整備補助についての記載があるが、民間グループホームは経営が厳しい。グループホーム整備を進めるなら、開設補助のみでなく運営費の助成も不可欠ではないか。区の見解は。	障害者グループホームについては整備補助だけではなく、運営に係る経費等の一部助成も行っております。
209	3	3	施策の柱９　インク―ジョンの推進 （１）教育のインクルージョン推進 において、「特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の教員への研修を実施」とあるが、インクルージョンを進めるためには支援級の教員への研修は当然のことならがら、発達障害児の多くは通常級に在籍しており、通常級の教員への障害理解・教育スキルの向上こそが重要ではないか。「初任者研修の年次研修の機会をとらえ…」ともある	管理職については、管理職向けの連絡会や研修会の機会を捉えて、理解・啓発を進めております。また、各学校では、特別支援コーディネーターが中心となり、学校における特別支援教育を進めておりますので、特別支援教育コーディネーター向けの研修や連絡会を実施しております。

			が、中堅の教員や管理職の障害理解がないと、いくら若手教員や支援級の教員が発達障害児にとって正しい支援方法を訴えても、力関係で打ち消されてしまう。品川区は中堅教員や管理職の障害理解や教育スキルのブラッシュアップは必要ないとの見解でよろしいか？	
210	3	3	・p103 の障害児入所支援では、過去 3 年間の実績が出ていない。知人のお子さんが入所しているのになぜか。①「令和 5 年度までの区の実績なし」との注意書きがあるが、品川区から障害児は一人も入所していないということか。②入所児童がいるなら人数を記載していただきたい。	通常の障害児通所支援と異なり、受給者証の発行は都が行っています。したがって、区は過去の実績を把握しておりません。 P101 の表下の注記を、「区の実績なし」は「都が受給証を発行しているため、区は令和５年度以前の実績を把握しておりません。」に修正しました。
211	3	3	施策の柱４　障害のある子どもへの支援の充実 で、「障害のある子どもやその疑いのある子どもが早期に支援をうけられるように児童発達支援や放デイなどの充実」とある。また「児童発達支援センターを新たに２カ所で整備する」とあり、支援の充実が期待できるが、いずれも大切なのは中身であることは言うまでもない。量だけでなく、質の向上をぜひ図ってほしい。その場合、区役所職員が障害福祉に詳しくないと、どういう事業内容が障害児にとってよい支援・療育なのかの判断ができない。区の職員に障害福祉の「目利き」が必要である。長期的に区役所内にそうした専門職員を育成する必要があるが、区の福祉人材育成計画にこうした視点はあるか？	区としても、福祉職における人材育成の必要性を認識しており、現在、所管にて福祉職の人材育成方針の策定を進めております。ご指摘の視点も含め、よりよい人材を育成できるよう、今後も検討を重ねてまいります。
212	3	3	新たに２カ所の発達支援センターを設置するとのことだが、新しい発達支援センターでは「センター機能」を持たせて、最初に相談したら少なくとも１８歳まではそこでその児の情報を集約し、しっかりフォローができることが必要である。民間の児童発達や放デイを利用するようになったら、そこで発達支援センターとは切れるということでは、とても発達支援「センター」とは言えない。「相談支援事業所」は放デイ等の福祉サービスの計画相談がメインなので、日々どう児を育てたらよいのかといった相談はできないし、福祉サービスを使わなくなるとそこで終了となってしまい、「切れ目のない相談」というわけにはいかない。新しい発達	児童発達支援センターは、「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設」と位置づけられていますが、具体的な事業内容は児童発達支援センターにより異なります。新たな２か所の事業内容は決定後、区ホームページ等で周知いたします。

			支援センターが身近な相談先として保護者に認知され、気軽に相談に行ける場なるために、受託の法人任せではなく、区として「こういう支援内容」「こういう保護者相談」というようにしっかりビジョンを示すべきと考えるが、区の見解はいかがか？	
213	3	3	区長の公約である１００人分のグループホームですが、特に誘致や支援をしなくても、空きアパートを活用した精神のグループホームが毎年いつの間にか整備されています。これを含めた１００人分の設定はやめてください。こんな成果目標では、いつまでたってもニーズを満たすことはできません。重度障害者対象（支援区分４以上）のグループホームは、放っておいてはだれも整備しません。世田谷区も港区も区立は重度（支援区分４から６のみ）を対象として事業者の公募を行っています。どういう対象のグループホームをいくら作るかを明確にしてください。遠方からの地域移行者（重度だから地域に施設がなく遠方にいる）のためにも、安心できる住居が必要になります。	施策・取組の内容の記載内容については検討させていただきます。 なお、区としても重度の方の受入れは必要と考えており、新たに整備する「品川区立出石つばさの家」では、重度化・高齢化にも対応できるよう施設の整備を進めております。今後も障害のある方が支援を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けるために、障害者グループホーム整備を着実に進めてまいります。
214	3	3	心身障害者福祉会館は、防火区画ができていない、昇降機の耐震性能がないなど、安全ではない施設ですが、スピード感をもって整備するつもりはないのでしょうか？現在のまま利用することで、火災や地震が起きても、安全だと言えますか？お答えください。	公共施設等総合計画に基づき、長寿命化の観点から、定期的に修繕して適切な維持管理に努めております。 法律の改正に伴い、新たに対策が必要となった項目につきましては、できることから、可能な限りの対応を進めているところです。
215	3	3	他区では、移動支援等を実施している介護事業所が、障害者をスタッフとして雇用する事例があります。品川区には、障害福祉サービスにかかわる法人で、障害者を雇用する事例はないと思います。ぜひ、障害者を職員として雇用するよう、区も支援してください。 また、他の自治体では、共同受注センターをつくり、主に役所から仕事の受注を受け、参加している障害者施設の法人の得意分野を踏まえ、仕事を委託契約の仲介をしています。役所が民間委託している業務をできるだけ、障害者の仕事につなげています。例えば、職員の点字名刺、冊子の印刷・製本、シュレッダー業務、広場の清掃など。政令市や東京都、23 区にも導入するところが増えています。これを実施しないで、障害者優先調達推進法を順守す	各事業所において、障害者雇用促進法に定める法定雇用率の順守に取り組んでいると認識しております。 また、区内の就労支援事業所等と連携して各事業所で受注可能な物品や役務サービスの情報を集約し、周知を図っているところです。

			ることはできません。	
216	3	3	これまでも、障害者の就労時間は短く、正規職員のようにフルタイムで働くことはできませんでした。これは、企業が契約社員として雇用したいからの理由からです。品川区は短時間労働を推進したいようですが、このことは、障害者の正規雇用を阻害することになりませんか。短時間雇用は、今でも障害者雇用では行われていますので、支援する目的を明らかにし、慎重な検討が必要だと思います。	障害のある人の中には、長時間就労することが難しく、短時間の就労を希望される方がいらっしゃいます。区が進めている超短時間雇用の促進については、短時間の就労を希望される障害者のニーズにお応えするための取り組みです。
217	3	3	教育のインクルージョンの推進としていますが、障害者権利条約については、P.3で、触れていますが、昨年だされた国連勧告について、特に教育についての５１．５２条についてほとんどふれていません。これについてどう考えていますか。児童の生活の中心は、放課後ではなく、学校生活です。区長のインクルーシブ教育への考えを記載してください。	就学に際しては、就学相談を実施し、医師、心理士や学校関係者が、お子さん一人一人の状況に応じた就学先を検討しています。その際、入学先の決定については、保護者のニーズを最大限尊重しています。その中で、少人数の指導や障害に応じた教育活動など、より専門的な指導を希望する保護者が特別支援教室、特別支援学級、通級指導学級など選択できる体制も整えています。 個々の支援についても、介助員、発達障害教育支援員など配置していますので、引き続き充実できるようにしてまいります。
218	－	－	・18歳以上の在宅の方対象の実態調査（問9）によると、在宅の障害者の有効回答1，713件のうち、13.7%が発達障害。児童対象の調査（問7）では、有効回答634件のうち60.9%が発達障害。その実情に対し、発達障害児者への支援の記載が手薄に感じる。それについての区の見解は。	障害児への支援は、障害種別で分けることなく、第２部４章の「障害のある子どもへの支援」などに掲載しております。
219	－	－	・p4の図表1-1に「改正発達障害者支援法」の記載がある。品川区の計画では、毎度発達障害者支援の内容が少なすぎるように思う。①計画にもっと盛り込むべきでは。②大田区のように発達障害児者支援の計画も併せて立てるべきではないか。①②それぞれについての区の見解は。	①障害児への支援は、障害種別で分けることなく、第２部４章の「障害のある子どもへの支援」などに掲載しております。 ②ご意見として承ります。
220	－	－	・18歳以上の在宅の方対象の実態調査（問15～17）で、発達障害・精神障害の方の相談についての困り感が多く出ていた。そこをどう改善するか、具体的に。	相談支援体制の強化および障害特性に応じた専門相談の充実に努めてまいります。
221	－	－	・18歳以上の在宅の方対象の実態調査（問42）では、発達障害の方が「品川区は暮らしにくい」と感じている割合が高い。支援が足りていないのではないか。	引き続き、発達障害者が地域で安心して暮らすことができるよう支援の充実に努めてまいります。

222	－	－	・素案はかなりのボリュームがあって読み切れない。①閲覧用だけではなく配布分は用意されたのか。②配布分は何部用意されたのか。	「広報しながわ 12 月 11 日号」に素案の閲覧場所が掲載されていますが、配布用として数部ずつご用意させていただいております。配布用の部数は閲覧場所で異なりますが全体で約 250 部です。
223	－	－	・閲覧用の素案について。①前回は区立図書館などにも置いてあったと思うが、今回はどこに置いたのか。②区としてパブリックコメント実施の際に「ここに閲覧用の素案を置く」という統一ルールはあるのか、ないのか。	①広報しながわ 12 月 11 日号などで周知させていただきましたとおり、障害者施策推進課、区政資料コーナー、地域センター、文化センター、保健センター、図書館、指定特定障害者相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所で閲覧できます。 ②計画ごとに閲覧対象者が異なるため、統一ルールはございません。
224	－	－	・①素案のわかりやすい版は作成しないのか。②この素案のみで、知的障害のある方にどうやって理解していただく考えなのか、具体的に。	ご意見として承ります。
225	－	－	・他区（新宿区など）では区民説明会の複数回開催、説明動画の YouTube への掲載などを行っている。①品川区は説明会等は実施しないのか、できないのか。②他区にできることが、品川区ではどうして実施できないのか。	ご意見として承ります。
226	－	－	・パブリックコメントの実施については、区公式 X（旧 Twitter）などできちんと告知する必要がある。①本パブリックコメントの実施については、区公式 X で告知されたのか、されなかったのか。②区として、パブリックコメント実施の際はすべて公式 X 等で告知するルールになっているのか、なっていないのか。③パブリックコメントの案内を区公式 X に掲載するかどうかは、誰が決めるのか。	パブリックコメント実施は、広報しながわ 12 月 11 日号および区ホームページで周知いたしました。また、現在、区公式 X でパブリックコメントを周知するルールはございません。
227	－	－	・区公式 X は 12 月 13 日に「旧荏原第四学校跡地の活用方針（素案）に対するパブリックコメントを令和 5 年 12 月 28 日まで実施しており、多くの方からご意見をいただくため、説明会を開催しますので、ぜひご参加ください」とポストしている。旧荏原四中の活用についてはパブリックコメント前に説明会を実施したのに、なぜ本計画ではパブリックコメント前に説明会を実施しなかったのか。	ご意見として承ります。
228	－	－	・新型コロナウイルス感染症についての言及がない。今後同様の感染症が流行る可能性もあるが、そういった状況になった場合の対応についての記載はなくて良いのか。	感染症予防は区全体で統一的な対応が必要となるため、本計画には記載いたしません。
229	－	－	・現在人工呼吸器利用者は、区立の生	重症心身障害者通所施設「ピッコロ」で

			活介護や短期入所、グループホームの利用ができないはず。今後受け入れていく目途は具体的にどうなっているのか。	受入できるよう、対応を検討中です。
230	－	－	・18 歳以上の在宅の方対象の実態調査（問 37）で、大人の日中一時支援事業のニーズが 10%以上ある。団体ヒアリングでもニーズの声があがっていた。家族の就労という視点からも重要。新宿区では障害者対象の日中一時支援（日中ショートステイ、土曜ケアサポート）を実施している。①品川区の見解は。②実施の目途は。	①②個々の心身の状況や環境等により、必要なサービスは異なりますので、現在は、短期入所、生活介護における延長支援や訪問系サービス等複数のサービスで支援をしています。令和 6 年障害福祉サービスの報酬改定に向け、既存の障害福祉サービスにおける延長加算の見直しが検討されております。国の動向を注視してまいります。また、利用者のニーズ等を踏まえ、検討してまいります。
231	－	－	・「メンタルヘルス」「心の健康」の記載がない。必要ではないか。	ご意見として承ります。
232	－	－	・大田区や横浜市等では、障害者地域作業所等交通費助成を行っている。横浜市では、地域作業所等の通所施設に加え、精神科デイケアも対象で、本人のみならず家族などの送迎介助者の交通費も助成している。同様の助成について、品川区は必要性をどうとらえているのか。	交通費助成だけでなく、各種手当や助成金等は、自治体により制度の有無や金額は様々です。現時点で作業所および精神科デイケアに通所するための交通費助成については、助成の予定はございません。
233	－	－	・大磯町の素案では、障害者雇用状況の細かな集計表が載っており、地域の職業安定所での障害者の登録者数や紹介件数、就職件数が表で示されている。品川区でも同様に示せるのではないかと思うが、区の見解は。	区民の方に分かりづらくならないよう、掲載の数値については簡潔に表記しました。
234	－	－	・新庁舎ができることは決定事項かと思うが、新庁舎についての記載がない。新庁舎内でのアクセシビリティ対応としてバリアフリートイレの設置や、福祉の窓口一元化、福祉避難所などについての記載が必要と思うが、それについての見解は。	新庁舎の竣工は計画期間外に予定されているため掲載しておりませんが、誰にでもやさしく便利で機能性にあふれた庁舎の実現に向けて策定した「品川区新総合庁舎アクセシビリティ整備の手引き」に基づくハード面の環境整備に加え、ソフト面の取組みについても総合的に検討してまいります。
235	－	－	・区立施設のバリアフリートイレなどは、完成した後になって車いす利用者が使用できないことが判明するケースが散見される。事前に当事者を交えて検討し、設計の際にきちんと当事者の話を聞くことが必須かと思うが、それについての見解は。	ご意見として承ります。
236	－	－	・前回の計画では記載のあった区独自事業が「後日挿入予定」となっている。「サポート 24」や「ら・るーと」「ソル」等の利用状況も今後掲載されるということか。	資料編「１区が実施する事業」（P140～144）に当該事業の利用状況について掲載しました。
237	－	－	・前回の計画では「障害者福祉課の事業一覧」として 8 つの事業が掲載され	本計画では、区の独自事業に「インクルーシブひろばベル」と「医療ショートス

			ていた。本計画から「インクルーシブひろばベル」や医療ショートステイ事業、在宅の人工呼吸器使用者への非常用電源確保もここに新たに掲載されるということか。	テイ事業」を掲載する予定です。在宅の人工呼吸器使用者への非常用電源は日常生活用具の品目のため、独自事業には掲載しません。
238	－	－	・「障害者福祉課の事業一覧」として計画に掲載される事業と、掲載されない事業の違いは何か。	紙面の制約や計画策定の趣旨から、主要な事業のみピックアップして掲載しました。
239	－	－	・区の独自事業は「後日挿入予定」ではなく、素案に掲載するようにしていただきたい。	ご意見として承ります。第４回品川区障害福祉計画等策定委員会でご提示する計画案には掲載の予定です。
240	－	－	・計画策定委員会の次回開催は春頃になるはず。日程が決まっているなら開催前に、区報で開催案内を告知できると思うが、いかがか。	各委員の日程調整や議題等がまとまり次第、区ホームページで開催時期をお知らせいたします。
241	－	－	・厚生委員会に基礎調査報告書が報告された際、詳細版ではなく簡易版が議会資料とされた。厚生委員会への報告の際は詳細版を出していただきたい。	ご意見として承ります。なお、基礎調査報告書の詳細は区ホームページで公開しております。
242	－	－	【素案の書き方・掲載方法】 ・一般相談の実施数を明記していただきたい。	ご意見として承ります。
243	－	－	・品川区の障害者グループホーム利用者は総数 269 人で、うち区内施設 86 人、都内施設 123 人、都外施設 60 人。施設入所者は総数 292 人で、うち区内施設 119 人、都内施設 45 人、都外施設 128 人。就労継続支援 B 型利用者は総数 374 人で、うち区内施設利用者 268 人、区外施設利用者 106 人であると聞いた。大磯町の素案では、通所施設やグループホーム、入所施設の利用状況を、町内施設と町外施設で分けた数値で示している。地域移行を進めていくのであれば、品川区でも同様に示す必要があると思うが、区の見解は。	計画が複雑すぎて区民の方に分かりづらくならないよう、数値等はできる限り簡潔な表記に努めております。 地域移行については、施設利用者に実態調査をもとに着実に進めてまいります。
244	－	－	・冒頭 p3 に SDGs について記載されているが、ここにしか記載がなく取ってつけた印象がある。板橋区の素案では、各事業に対し SDGs の該当マークを表示している。品川区でも必要ではないかと思うが、区の見解は。	SDGs の 17 の目標のうち、本計画における大半の取組は目標３の「すべての人に健康と福祉を」に該当します。そのため、同じマークが連続して見にくい状態を避けるため、マークを用いないことにいたしました。
245	－	－	・新宿区や大磯町の素案では、障害児の状況として、特別支援学級や通級の在籍児童・生徒数と特別支援学校在籍者数の推移をグラフで示している。品川区では実態調査の詳細版 p194 に 3 年前との比較のみだが掲載されている。インクルーシブ教育の推進をはかるなら、品川区としても計画本編でその状況をグラフで示すべきではないかと思うが、区の見解は。	計画が複雑すぎて区民の方に分かりづらくならないよう、数値等はできる限り簡潔な表記に努めております。ご意見につきましては、今後の参考として承ります。

246	－	－	・豊島区の素案では、共同生活援助の区内事業所定員数を併せて示している。地域生活の継続のためには、他自治体ではなく区内のグループホームに入れることが大事。区内の定員数を示す必要があると思うが、見解は。	資料編の事業所一覧(P148～P149)にグループホームの定員を記載しました。
247	－	－	・墨田区の素案では、工賃の実績及び必要量の見込と平均時給額の実績を出している。品川区でも示す必要があると思うが、区の見解は。	平均工賃の実績は、東京都が公表しております。工賃向上を含め、利用者個々のやりがいや生活の質の向上なども含めた取り組みを推進するため、計画には掲載しません。
248	－	－	・計画本編を検索すると「充実を図ります」が 31 回も出てくる。ずいぶんワンパターンというか通り一遍な表記ではないかと思うが、区の見解は。	ご意見として承ります。
249	－	－	・品川区の計画の伝統芸だが、「検討を進めます」「検討を進めていきます」「検討を行います」が多すぎる。3 年間かけて検討して終了なのか。	事業を効果的・効率的に進めるため、事業検討は必要不可欠です。協議・検討後に実施できるものは速やかに取り組んでまいります
250	－	－	・支援の質について。区内の生活介護での活動は「ドライブ・カラオケ・DVD 観賞」が多いと聞く。「創作的活動・生産活動の機会の提供」も生活介護の役割。そこを充実させていく意向について区の見解は。	利用者の声を踏まえて、区立の生活介護の活動内容の充実を図ってまいります。
251	－	－	・品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」にある子ども発達相談室について。①現在初回面談は何人待ちなのか。②今までも最も多かったときで何人待ちだったのか。②初回面談待ちを改善するためには何をする考えか。	初回の電話相談時にお話を丁寧にお聞きするとともに、面接の受付件数を増回する等の対応により、初回相談でお待ちいただくことは解消しております。
252	－	－	・品川区のパブリックコメントのページには「制度の概要」として「区民意見公募手続（パブリックコメント）とは（中略）いただいたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度です」とあるのに対し、前回の計画のパブコメでは「ご意見として承ります」の回答が 78 件もあった。パブリックコメントは「区民意見公募手続」であるので、こちらは当然意見として送付している。「いただいたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度」としている以上、「ご意見として承ります」のみでは不十分であり、意見に対する区の考え方を公表することが必須ではないか。それについての見解は。	ご意見、ご質問については、庁内調整や議会報告等が必要となるため、即答できない場合もございます。
253	－	－	・計画策定後に説明会を実施していただきたい。「わかりやすい版」だけでは障害のある方にはわかりにくい。①実施しないなら、なぜしないのか。②他区では実施しているが、なぜ品川区で	ご意見として承ります。

			は説明会は不要という考えなのか。区の考え方を示していただきたい。	
254	－	－	・前期計画の「わかりやすい版」が、せっかく作っていただいて言うのもなんだが、いまひとつわかりやすくなかった。世田谷区版が良かったので、わかりやすい版についても他区のものを参考とし、計画策定委員会できちんと協議していただきたいと思うが、これについての区の考え方は。	ご意見を踏まえ、分かりやすい表現に努めてまいります。
255	－	－	・品川児童学園の子ども発達相談室の初回相談待ちの「期間」について。①現在初回相談は何カ月待ちになっているのか。②これを解決するための区の考え方は。	初回の電話相談時にお話を丁寧にお聞きするとともに、面接の受付件数を増回する等の対応により、初回相談でお待ちいただくことは解消しております。
256	－	－	・品川区では成人対象の日中一時支援がなく、生活介護で延長サービスを実施している。しかし区のホームページを見ても、どの生活介護事業所で延長サービスを行っているのかがまったくわからない。①どこの事業所で、何時までで、利用料金はいくらになっているのか。②生活介護の延長サービスの利用実績を計画に示していただきたい。	令和６年障害福祉サービスの報酬改定に向け、既存の障害福祉サービスにおける延長加算の見直しが検討されており、実績と今後のサービス提供を比較することは困難となる見込みです。障害福祉計画ではなく、区ホームページへの掲載等による周知が適切と考えています。
257	－	－	・品川区には「精神障害者地域生活サポート 24 事業」や「精神障害者交流スペース『憩いの場』」「精神障害者地域生活安定化支援事業『ソル』」などの独自事業があるのに、計画本編ではまったく触れられていない。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の体制づくりにも関わってくる事業ではないかと思うが。前期の計画でも同様だったが、なぜ本編で言及しないのか。	P119 のとおり、今期の主要テーマ「施策の柱３　障害福祉サービス等の充実（４）精神障害に対応した地域包括ケアの推進」に当該３事業を追加しました。
258	－	－	・①「知的障害者地域生活サポート 24 事業」や「発達障害・思春期サポート事業『ら・るーと』」など、区がお金を出している独自事業があるのに、資料編に載るだけで、本編でまったく触れないのはなぜか。②区もあまりこれらの事業を広報しない。使ってほしくないのか、知られたくないのかと思ってしまう。区ホームページで調べても数行のみの記載で、あとは要綱が載っているのみ。これらの事業の今後の周知・広報についての区の考え方は。	①発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」は P110 に記載しております。事業名は分かりやすいように「ら・るーと」を追記しました。 ②利用希望者に対して、広く周知に努めてまいります。
259	－	－	内容が非常に多いので、出来れば、「説明会」を開催して頂き、簡潔に纏めて頂きたいです。その際に如何しても「説明会」は区役所の存在する大井町近辺に限られるのが、やむを得ない	ご意見として承ります。なお、計画については本編だけでなく、計画内容を分かりやすく記載した「概要版」、「わかりやすい版」を作成します。

			と、お考えとかとは思いますが、私自身、超高齢者（現在：76 歳）なので、出来れば会場は、武蔵小山荏原第一区民集会所・第一集会室を考慮して頂ければ、幸いです。	
260	－	－	西大井福祉園の職員の皆さんにご協力いただきながら、元気に通園させていただいております。 ありがとうございます。 先日の第一回グループホーム開設にむけての相談会にも参加させていただきました。 地域で自立した生活ができる場所を切に希望いたします。 遠方ではなく、地域にこだわります。 G・H などの箱物の充実に合わせ、訪問系、特に重度訪問介護の充実は、必須です。 重度訪問介護の人材育成、人材確保にご尽力いただきたいです。 森沢区長のマニフェストに賛同し、一票を投じました。 大いに期待しているところです。 古希を迎えました。 元気なうちに、息子が、地域で豊かに暮らしていける場所を見届けたいです。 どうぞよろしくお願いします。	ご意見ありがとうございます。 区では地域で障害者が安心して暮らせるよう、グループホーム整備を推進しています。また、訪問系サービスは重度障害者の暮らしを守るため欠かせないサービスのため人材確保・人材育成に努めてまいります。
261	－	－	①３章施策の方向性の１番に、自己決定支援があげられているが、情報提供の方法、支援者の研修等具体的は方策がうかがえない。読み書きができずとも、あらゆる生活の場面で当事者が選択するための情報が常にわかりやすく提供されることが重要。2013 年被後見人の選挙権が回復されたことは当事者の大切な権利と受け止め、私がかかわるグループホームでは入居されている方の投票行動支援を続けてきた。当事者の選択、意思決定について毎回学ぶことが多い。支援者に自己決定支援に向けた研修養成プログラムなど必要ではないか。 ② 同時に、選挙活動への参加も選挙管理委員会との検討と合わせて取り組みの柱に入れてほしい。 ③ グルーホームへの施策が喫緊の課題としてあるが、これまで比較的自主的に行動できる方の利用が多かったように思う。誰もが住み慣れた地域で暮らすことを目指すのであれば、常時支援が必要な障害の重たい方のグループホ	①意思決定支援については、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の周知や、福祉カレッジにおける研修を実施しており、今後も取組を継続する予定です。 ②障害者の選挙への参加を促進するため、関係団体のご意見も踏まえ、引き続き投票所におけるわかりやすい案内、丁寧な対応等、投票しやすい環境の整備に努めてまいります。 ③常時支援が必要な障害者が利用できる障害者グループホーム（出石つばさの家）の整備に取り組んでおります。人員基準は厚生労働省の省令に定められておりますが、区立の障害者グループホームでは都条例で定める人員基準を上回る職員配置をしています。また、人材育成では介護職員初任者研修を実施し、ヘルパー育成に取り組んでいます。次年度は区独自の支援策により、ヘルパー人材の定着に努めていく予定です。 ④同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、連続性のある「多様な学び

			ーム利用も当然考えるべきである。しかしながら、現在の職員配置基準では、当事者目線の支援、人権保障、虐待防止の観点からも困難さがある。常時複数職員の配置など、区独自で可能なバックアップ体制をうたってほしい。また地域での暮らし方に、重い障害のある方も「一人暮らし」の選択を可能にするため重度訪問介護制度の利用者利用量の拡大をめざし、地域での様々な暮らしを支えるための人材育成もおこなうべきである。 ④ 今期の主要テーマの一つにインクルーシブ教育の推進とある。教室は社会の縮図である。教室には、障害の有無、ジェンダー、外国籍の子など様々な背景を抱えた供たちがいてこそ、共に学び、共に生きることにつながる。地域に暮らすどの子も地域の学校で学ぶことが大切。支援学級や支援学校と分けられた環境は「自分とは別の空間で学ぶ人」と受け止めてしまう。まずは皆が地域の教室でともに学ぶことを前提とし、子供それぞれに応じ必要な個別教育支援を、人権に配慮し柔軟にかつ注意深く行うことが望ましい。 ⑤ 感想であるが、サービス全体の支給量が他区や市部と比較して少ないように見受けられる。また実施されたアンケート内容は不明であるものの、地域での生活、グループホームや一人暮らしや日中活動の場、働く場などがより具体的にわかりやすく紹介されれば「今いる施設で暮らしたい」が 37.5%はもっと少なくなるのではないかと思った。	の場」を用意してまいります。個々の支援については、学習支援員や介助員などの配置を行っております。今後も充実に努めてまいります。 ⑤見込量は過去の利用実績に基づき、統計学的に算出した推計値となります。見込量はサービスの利用上限を定めるものではなく、利用量が見込量を上回る場合もございます。
262	－	－	私は、2 年半前に品川区から世田谷区に転居しました。それまで 70 年間品川区に住んでいました。 長男は知的障がいがあり、叔父叔母と品川区の自宅で暮らし福祉施設に通所しております。 長男のような障がいのある人にとって長年住み慣れた地域で暮らす事は、健常な人以上に大きな土台なのです。 以前から親が高齢化して病気や片親になった時に初めてグループホームや施設に移られる方をたくさん見てきました。 限界まで親は頑張らねばなりません。 近隣の区の親御さんにきくと希望すれば 30 代からグループホームに入り仲間	ご指摘いただいたとおり、本区では障害者グループホーム整備が喫緊の課題となっており、「品川区立出石つばさの家（令和６年度開設予定）」、「（仮称） 小山七丁目障害者グループホーム」（令和７年度開設予定）」等の障害者グループホームの整備を進め、令和３年度末の障害者グループホーム定員数を基準として、令和８年度末までに合計 100 人分の定員増を目標に整備に取り組んでまいります。 なお、「品川区出石つばさの家」では障害のある方が家庭を離れての暮らしを体験できるよう体験利用の場を設けます。 また、居宅介護につきましても引き続き、人材確保・人材育成に努めてまいります。

			と自立した生活を送れるとのこと。 衝撃です。 福祉計画の立案のため将来の見込み量は重要です。 加えて福祉サービスが本人を中心にして環状に途切れなく取り囲む、まさに円滑なサービスであることを強く希望します。 具体的な例としてグループホームに入るか入らないかを決めるにはミドルステイなどの体験がプロセスとして必要です。 この体験ができません。体験できる場が量的にあまりにも少ない。したがって足踏み状態です。 丁寧なプロセス作りお願いします。 それから居宅介護サービスの拡充を希望します。 長男は、朝自宅で通所前の１時間は１人となる日があるため週１回このサービスを受けています。 特に冬場は暖房器具をつけるので危険です。 この居宅介護サービスを申請するにあたって相談支援センターから人手不足のため 自分で探してください。と頼まれた事はショックでした。 居宅介護サービスの拡充をお願いします。以上です。	
263	－	－	・目標を「検討する」にするのはやめていただきたい。3 年かけて検討のみするのか。区は障害福祉計画推進委員会で、「『検討する』との目標に対し、検討したので目標達成」という資料を堂々と出してくる。恥ずかしくないのか。	事業を効果的・効率的に進めるため、事業検討は不可欠です。協議・検討の終了後に実施できるものは速やかに取り組んでまいります。
264	－	－	福祉計画のなかに取りいれていただけますことを切望しております。宜しくお願い致します。 ①≪インクルーシブ教育について≫ ※普通級の中に、発達障害児（グレーゾーンも含める）のクラスを設置していただき、専門的な教育をしていただきたいです。 　発達障害児が親の手を離れて、学校生活を送るためには、発達特性に合った環境を作り上げなければなりません。人に対してのこだわり、儀式のこだわり。音へのこだわり、給食へのこ	①発達障害等がある児童・生徒に対しては、各学校「特別支援教室」を設置しており、週に１日程度決まった時間に訪問指導教員から指導を受ける仕組みとなっています。 また、中学校・後期課程では２校で自閉症情緒障害特別支援学級を設置しています。小学校・前期課程では、令和６年度から１校で自閉症情緒障害特別支援学級を開級します。新たな学級の新設については、今後も、就学人口の推移や学校の施設の現状等を踏まえながら検討してまいります。

			だわり、ただのわがままととらえられてしまうようなこだわりなどなど沢山のこだわりに対応しなければなりません。他の生徒や先生方に大きな負担をかけずに、対応できるのでしょうか。それらができないと発達障害児の問題行動や、不登校につながることになると考えられます。小学校の間だけでも、発達障害児（グレーゾーンも含める）のクラスを設置していただき、専門的な教育をしていただくことができれば、学級崩壊も防ぐこともできるのではないかと思います。 《大人の発達障害に対する支援について》 ②＜相談支援＞ ※18 歳以上の発達障碍者本人や保護者、支援者が気軽に相談できる施設を作って頂きたいです。 　発達障害者が、生きずらさを感じた時や、これからの人生をどうすべきか、人間関係や就労など、発達障害をもっているからこそ生じる悩みなどについて、相談とカウンセリングをしていただける施設を作って頂きたいです。そして、発達障害者支援センターとつながり、具体的な支援の相談ができるようになることを望みます。 ③＜入居施設と自立への支援システム作り＞ ※仕事はしているが、差別や収入等の理由でアパートを借りられない人。ひとりで生活するのは困難な人。生活や精神面で一部支援が必要な人が利用できる入居施設をお願いします 　発達障害に理解のある支援者が食事、洗濯、掃除などの支援と指導をしてくださり、結果、地域で一人暮らしができるようになってからも、支援と相談をしていただけるようなシステムを作って頂きたいです。	②③品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」内に発達障害者成人期支援事業「リクト」を行い、居場所や交流の場、就労等の専門相談を受けています。引き続き、発達障害者の支援の充実に努めてまいります。
265	－	－	・事業所対象の実態調査（問 16）に「放課後等デイサービスへの需要が大変あり、品川区内で新設したいのですが、家賃などが難しく難航しています」との意見があった。①医ケアの不要な障害児の放課後デイ事業所開設にも補助が必要ではないかと思うが、区の見解は。②補助がなくても新規開設は継続的に見込めるという考えか。	家賃等の件は、放課後等デイサービスの事業所に限らず、区内の全事業所について共通します。放課後等デイサービス事業所は、年２～３か所ずつ開設しており、現在、補助は考えておりません。
266	－	－	・放課後等デイサービスについては、	①②事業所連絡会については、年に 2 回

			幅広いサービス提供事業者の参入の促進に加え、サービスの質の向上も必須。①質についてはどう担保していくのか。②以前、地域自立支援協議会で大塚前会長が「株式会社が運営しているなら、事業所連絡会はよりいっそう必要」と強く仰っていたが、放課後デイの事業所連絡会は現在年に何回開催しているのか。	実施し、放課後等デイサービス事業所等も含め、児童や相談に関係する事業所がそれぞれの支援内容に等について情報共有を図っています。引き続き、事業所連絡会等を活用し、各事業所のサービスの質の向上を図っていきます。
267	－	－	もっとどれに当たる支援なのか具体例や予定している事を記載してほしい。生活介護と就労B型の中間的な生活介護（賃金は少なくても出る）が欲しい。品川区にはそういう施設がない。生活介護にいても軽作業・働くことがが好きな人もいる。学校からいきなり何もないのは今までのリズムや意欲を崩してしまい二次障害の引き金にもなるのではと心配がある。またこういう施設があればB型へ無理に目指さなくてもいいし、練習や意欲を高めてからB型に挑戦する目標になるのではないか 大人の日中一時や重度の人のサークルも作って欲しい。若い時は体力気力が余る。発散できることが大切ではないかと思う。 強度行動障害は二次障害だと聞くので、予防は大切ではないかと思う。短期入所に送迎は有りで。地域生活拠点サービスのイメージの図のように使えるのか早めにレクチャーして安心を図って欲しい。今回の地震でやはり障がい者の避難所への避難が難しいようです。障がい者が安心して避難できる体制を整えておいてください。	令和９年度に小山台国家公務員宿舎跡地に生活介護、就労継続支援 B 型の開設を予定しています。こちらの就労継続支援 B 型では、生活介護と連携した支援を検討しています。 日中一時は、生活介護や訪問系サービス、短期入所、地域活動支援センター等の障害福祉サービスをご利用いただければ幸いです。 強度行動障害については、P79 に記載のとおり、令和８年度末までに強度行動障害の支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の検討をおこない、検討結果に基づいて整備を進めます。 災害対応については P126 に記載のとおり、整備に努めます。
268	－	－	計画策定の根拠となる「アンケート」の対象者のうち、「障害児」については「障害福祉サービス利用者」とのことである。障害児のうち、大多数を占めると思われる発達障害児の多くは愛の手帳の対象外であり、また放課後等デイサービスなどの障害福祉を利用していない。それらの児やその保護者は意見を聞かれる機会がなかったため、大多数の発達障害児およびその保護者のニーズが今回の計画には反映されていないが、そこをどのように区として今後補填するつもりなのか？ また今回の素案には「発達障害」という文言がアンケートの障害種別を含めても 10 カ所程度しかなく、内容的にも	障害児通所支援受給者証所持者以外の発達障害児の把握は困難です。ただし、発達障害児とその疑いがある子どもの大半は障害児通所支援を利用しており、今回のアンケート調査対象となっており、利用者ニーズを踏まえた内容であると考えております。 また、「障害のある子どもの支援」では障害種別の記載はしておらず、計画の各所に発達障害児への施策を盛り込んでおります。 現時点では発達障害支援に係る協議会の設置は検討しておりません。

			非常に薄いものになっている。これでは障害全体の多数を占める発達障害の支援の方向性や具体的に何をやっていくつもりなのかが全く見えてこない。 他自治体では「発達障害福祉計画」を別途作成している。品川区でも別途発達障害に特化した障害福祉計画を作成すべきと考えるが、区として取り組む姿勢があるか？ さらに港区では「発達障害支援連絡協議会」を設置し発達障害者(児)及び発達支援が必要な人への支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関することや、発達障害者(児)及び発達支援が必要な人に関する施策の推進について必要な連絡調整に関することなどを高度な専門家委員とともに行っているが、品川区でも発達障害者支援連絡協議会を設置する用意はあるか？	
269	－	－	障がいのある子どもたちへの支援について、ぜひ区が介助者を派遣するなどお願いしたいです。アンケートでは母親、父親が第一、第二介助者となっています。家庭で介助で倒れないようする、また障がいがあっても分け隔てなく自己実現ができると子どもが思えるよう。また思春期の子どもでは保護者と離れたいと思うのが当たり前ではないでしょうか。 インクルージョン教育に取り組む(63ページ)については、教職員の研修、教育環境の整備もありますが、何より子ども一人ひとりの障がいという「個性」に丁寧にできる人の確保が重要です。ぜひ充分な人を学校に補充してください。 また、様々な会議に多くの当事者(本人、保護者)が参加し意見が言えるようzoomやチームスなど活用する、開催時間や場所、通知方法を工夫するなどお願いしたいです。 最後に、品川区は障がい者の地域移行に消極的ではと思われる数字もありますので、そちらも修正していただければと思います。	①現在、区立学校では、安全確保や身辺介助が必要な児童・生徒に対し、介助員の配置を行っております。引き続き充実に努めてまいります。 ②計画策定は品川区障害福祉計画等策定委員会を中心に進めておりますが、障害当事者の方にもご参加いただいております。委員会に不特定多数の方にご参加いただくことは会議運営や意見集約のうえで難しいと考えております。
270	－	－	・計画の策定委員会では、委員からの意見・要望に対し事務局がはっきり答えないシーンが散見される。要望のようにできるのならできると答え、できないならできない理由を述べるべき。即答できないなら「あらためて〇日頃までに回答する」と申し述べるのが社	ご意見、ご質問については、庁内調整や議会報告等が必要となるため、即答できない場合もございます。

			会人のルールでは。委員に言うだけ言わせておいてスルーしているように見えてしまう。	
271	－	－	発達障害の特性をもつ子どもを育てています。 子どもが小学生の頃から、品川区の発達障害・思春期サポート事業を利用しており、大変助かっています。本当にありがとうございます。 品川区障害児福祉計画(素案)を読ませていただきました。子どもの人口が減少する中、「発達障害」と呼ばれる子どもは増え続けていると言われているにも関わらず、素案の中に発達障害というワードすらほとんどなく、大変残念な気持ちになりました。 文中で支援体制の充実などが書かれていましたが、私が利用している団体では、本当は問い合わせされた方の相談を受けたいが、やむを得ず何カ月も先の相談予約になってしまう、と聞いています。 どこに相談したらいいのか分からない中、ようやくたどり着いた先で、何カ月も待たなければならない、という状況を一刻も早く改善して欲しいです。 ぜひとも支援体制の強化をしてもらえるよう、切にお願いいたします。 また、一昔前に比べ、発達障害という言葉を聞いたことがある人は増えていると思いますが、 発達障害のある子どもや、その保護者への理解、支援は依然足りていません。 ・学校の先生が発達障害の特性がある子どもに対して、授業中に怒鳴って子どもを指導する。 子どもに対して「教室から出ていけ」等の暴言を吐く。 ・クラスの保護者たちが、発達障害の特性をもつ子どもの保護者に対し、親の心を傷つける心無い言葉を言う。 ・言われた保護者がストレスを感じ鬱になり、人との関係が築けなくなり孤立する。 これらはすべて、知人が経験したことです。 周囲の大人が発達障害の特性があるお子さん、その保護者のことをどう理解し、支援したらいいのか。とても大切なことだと思いますが、現実は大変厳しいです。	①「障害のある子どもへの支援」に関する部分は、障害種別ごとの記載でないため、分かりにくいと思いますが、多くが発達障害児に関わる内容となっております。現在、児童発達支援センターは「品川児童学園」1か所ですがP122に記載のとおり、令和７年度、令和９年度にそれぞれ１か所ずつ児童発達支援センターを開設し、発達障害児への支援の充実を図ります。 ②発達障害の理解・啓発については、校長連絡会や初任者研修等の年次研修、各学校の特別支援教育を推進するコーディネーター向けの研修をはじめ、様々な機会を捉えて実施しております。引き続き、一人一人の子供たちを大切にできるよう、人権教育の機会等を含め、教員の指導の充実に努めてまいります。

			発達障害がある子どもを育てている親の声や、実際にそういった親子を支援している団体の方などの声にもっと耳を傾けてもらえたら、この素案もより良いものになると思います。 今後、もっとよい計画書ができることを期待しています。	
272	－	－	障碍者の当事者（発達障碍）として思うのは、品川区の障碍福祉政策は典型的な施設任せのタイプに感じます。障碍者には色々います。身体・精神（発達）・知的。障碍者と見た目では分からないのもあります。僕はまさにそうです。障碍者と言うと驚かれます。当事者として品川区に対して、①障害という表記を改める（害という漢字の使用を法律などに付随する上で仕方なく使用する物以外については「がい」もしくは「碍」としてほしい)、②障碍者の当事者区民の方々がもっと関われる計画・政策の実施（これは障碍福祉に限らず、子育て政策など にも言えますが)、③金銭的な支援の拡充（区独自に上限を設けた上での医療費の一部負担、公立施設の利用料の免除等）を提言したいです。私は以前豊島区に住んでいましたが、豊島区は障碍者政策については充実していました。就労支援も区職員が行なっており、区としての姿勢に誠意を感じました。是非とも品川区も子育て世帯だけでなく、障碍者世帯やそれ以外の世帯それぞれに対して優しさ・真心を持った政策・姿勢を示してほしいです。	①過去、国の障がい者制度推進本部会議において、表記について検討を行いましたがどの表記にするか決着がつかず、当面、国は「障害」の表記を用いることになりました。国の基本指針、法令で「障害」の表記を用いており、計画内に「障がい」、「障碍」と併記することによる混乱を避けるため、「障害」の表記に統一しました。 ②障害福祉計画等策定委員会では公募委員として、障害当事者の方にもご参加いただております。障害当事者の方の思いやご意見を伺うことが出来て大変参考となりました。引き続き、障害当事者の参加機会の確保に努めてまいります。 ③障害の種別・等級、年齢など要件はありますが、事業によっては所得制限の撤廃や利用者負担金を無料化し経済的負担の軽減を図っております。引き続き、障害者施策の充実に努めてまいります。
273	－	－	放課後デイサービスを無償化するべき。児童発達支援だけ受けてその後の支援は有償であると、経済的理由から支援を縮小しかねない。成人するまでの継続的支援をすべきである。学校の通級の１年上限を撤廃すべき。上限設定は子供理由ではなく、単に受け入れ側の理由と感じる。支援が必要な子 の、習い事費用をサポートすべき。集団での習い事が難しい場合、マンツーマンで特別にかかる費用や、集団であっても加配に必要な費用をサポートしてほしい。支援が必要な子は、どこでもの受け入れも難しく、移動にも負担がかかる、放課後デイサービス ではプラスアルファの習得は難しく、定型発達の子が皆習うような英語や音楽系、水泳等、負担なく受けられる事	無償化につきましては、国や都の動向を注視していきます。また、習い事への費用補助につきましては、今後の施策を考える上での参考にさせていただきます。 教職員への研修については、校長連絡会や初任者研修などの機会を捉え、今後も継続して理解・啓発できるように努めてまいります。

			は大いに意味があると思う。	
274	－	－	区立保育園児の母です。 未就学児の生活にもっとサポートを検討して頂きたいです。 子供に繊細なところがあり、団体活動が難しい事があります。就労のため保育園に通っていますがイベントのたびに練習や団体行動が増えて登園できなくなっています。5歳まで続くお昼寝も寝ない子にとっては苦痛が大きいようです。遊ぶ場所や内容、時間も細かく制限が多く、さまざまな場面で子供に選択権が無いように感じます。もちろん、運営上・人員的に仕方のない部分はあると理解はしています。 指示をなんでも受け入れられる子なら過ごしやすいと思いますが、動きについていけない、拒否を起こしてしまううちのような子はそのカリキュラムについていけない事で注意を受ける機会も多く、傷つき、園を拒否するようになってしまいました。 イベント、お昼寝、外遊びなど様々な活動を、本人の意思で選択して、非参加の場合でもいやすい環境を作って欲しいです。 保育士の皆様にも、参加する事だけが正解なのではないと認知をして頂きたいです。カリキュラムに沿った行動が出来ないと劣等感を感じるようだと相容れない子供が必ず出てきますし、本来の保育園の存在意義である保護者の就労に大きく差し障ります。 小学校普通級の教員の方々は発達グレー児の認知や勉強の機会があるようにレポートで見受けられましたのでぜひそこは引き続き強化をお願いしたいです。 インクルーシブを進めていくとの事ですので支援の必要な子供の多くは普通級に存在するという前提で考えると、担任を持てば必ず直面する事になると思います。グレーの子供と上手く接するにはそのための知識が必要で、学校運営の方々には、言葉選び、話し方、環境づくり、理解する姿勢など、ぜひ幅広く知って頂きたいです。不登校になりやすい傾向もあると思いますので、知識は先生方の助けにもなると考えます。	保育の展開にあたり、お子様一人ひとりの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず柔軟に保育を行ったり、お子様にとって最もふさわしい保育内容を保護者様と相談したりしております。そのため、保育園職員対象に、区として研修の機会を設け、また各園に対して必要に応じて心理職が巡回し支援をするようにしております。お子様が発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、一人ひとりの興味・関心に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面から、保育の展開をしております。教職員への研修については、校長連絡会や初任者研修などの機会を捉え、今後も継続して理解・啓発できるように努めてまいります。
275	① 3	① 3	①相談支援事業所の質について 事業所によりバラツキが大きく、育成	①相談支援事業所が適切に運営されるよう、令和５年１１月、区内相談支援事業

	② 3	② 3	会でも問題提起されていますが一向に向上されている様子がないです。 放デイなどの事業所への計画書の送付や受給者証の発行手続きも怠慢で遅れている場合もあり、業務が適正に運営されているのか大きな疑問を感じます。その反面、区役所は放デイや児発の新規受給者をセルフではなく相談支援事業へと促しています。なぜセルフを勧めずに相談支援事業所とのエンゲージメントを推し進めるのにも関わらず、相談事業所や相談員質の担保や評価査定を行わず放置しているのでしょうか。 ほとんどの相談支援事業所は電話やメールでやり取り、もしくはそのような手続きもなく数年経過することもあります。利用者と社会資源との調整役をせずほったらかしという印象を持たれても仕方ないのではと思えるほどです。 ここ数年同じような意見を育成会でも議題に上がっています、遅々として進まないのは区役所としてメリットが無いと判断しているからでしょうか。区独自の研修会やルールを設けて、円滑な運営に繋げて頂きたいです。 ②文化芸術活動・スポーツ等の振興について 外部講師を招聘するのでしょうか。決してボランティアに依存することなく費用含め適正な報酬を講師陣やスタッフの方々にお支払い頂き継続活動して頂きたいです。障害福祉の文化活動は善意としてボランティアや無償が前提となっているケースが少なくありません。さらなる文化醸成において相応のコストを費やして然るべきだと強く考えます。ボランティアだけに依存してはいつまでたっても振興はおろか、質の高い講師の招聘は困難です。何かしらメリットを数点掲げて募集すべきです。	所の相談支援専門員を集め、運営基準・人員基準・設備基準等に関する集団指導を実施しました。このような取組を通じて、相談支援事業所の運営の改善に努めてまいります。 ②軽度の知的障害がある方の自律的な余暇活動を支援するための日曜サークル（青年・自主・成人）３コースの運営を障害者の活動支援に理解と関心を持つ方に委嘱しています。これは有償ボランティア（スタッフ）です。また、年に２回、外部講師を招いて、スタッフの研修会を実施し、スキルの向上に努めています。 パラスポーツ体験等事業の講師・スタッフへの報酬については、事前に講師や競技団体と協議を行い、適正な報酬を支払っています。今後もパラスポーツ体験等事業を通じて、パラスポーツに親しみ、知る機会を提供することで、パラスポーツへの関心を高めていけるよう努めてまいります。
276	－	－	策定委員会に障害者団体と記入がありますが、区内には、登録している障害者団体は 13 ありますが、いくつかの団体は策定委員会に参加できませんでした。なぜ、参加できる団体と参加できない団体があるのでしょうか。策定にかかわった団体の会員数の合計は、全障害者の５%に過ぎません。次期からは、策定委員会には、全団体が参加す	区に登録している障害者団体以外にも多くの地域で活動している障害者団体があると認識しています。また、ご指摘のとおり障害者団体に参加していない障害のある人も多くいます。 そのため、計画策定に際して、多くの障害のある人にご協力を得てアンケート調査を実施して、様々なご意見・ご要望をいただいております。

			るようお願いします。同様に、地域自立支援協議会も、同じ団体のみで構成されていますが、こちらも全団体にしてください。	地域自立支援協議会については、障害者団体も含めて様々な方にご参加いただいておりますので、ご意見については、参考とさせていただきます。
277	－	－	計画（素案）のパブコメは実施していますが、素案の説明会はしていません。これだけ、ボリュームもあるし、制度は複雑になっていますので、策定後でもよいですので、区民対象の説明会を開催してください。計画推進には、区民の協力が必要だと思いますが。 団体ヒアリングでは、職員の同席はなく、コンサルだけが意見を聞きます。そのため、質問をしても、何も答えられず、伝えておきますとなります。今回も、職員は同席しないということで、事前に質問を送りましたが、すぐに回答できないということで、ただ、意見を聞くだけなら、休みを取ってまでヒアリングの時間を取れないので（ほぼ全員が働いていますので）、文書で送付することにしました。ヒアリングには、職員も同席し、その場で質疑応答ができるようにしてください。	説明会については、ご意見として承ります。障害者団体ヒアリングでの職員同席については、今後、検討いたします。
278	－	－	計画の推進状況について、推進状況の検証や分析・評価を行っています。こちらも、HP に掲載するだけでなく、区民対象に説明会・意見交換会を実施し、情報の共有化を図ってください。	ご意見として承ります。
279	－	－	３年間のアクションプランなのに、工程表（整備スケジュール）がありません。品川区は、１か所の整備に１０年近くかけています。これでは、多くの重度障害者は、利用する頃には亡くなっています。これまで、品川区は、予定を立てずに、行き当たりばったりで事業を実施してきており、成果が現れず、いつまでたっても、２３区最低の福祉自治体から脱却できません。どうして、整備計画をたてないのか、合理的な理由を説明してください。大田区の整備計画が HP に掲載されていますので、見てください。	今後の施設整備の概要については、本計画のコラムに掲載いたします。 施設整備は建設用地の確保が前提となりますが、現時点では計画的に適地を確保することが困難であるため整備計画を策定しておりません。

品川区 障害者計画

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

第7期 品川区 障害福祉計画

第3期 品川区 障害児福祉計画

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

しながわ観光大使
Cinnamoroll

©2024 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L650062

この冊子には音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
専用アプリ等で読み取ると、音声で内容が確認できます。

Shinagawa City
品川区

令和6年4月

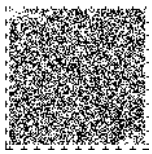

はじめに

本区では、障害者施策を総合的・計画的に推進するため、平成 27 年に品川区障害者計画、令和３年に第６期品川区障害福祉計画・第２期品川区障害児福祉計画を策定し、障害福祉サービスの充実等に努めてまいりました。

この間、国は平成 26 年に「障害者権利条約」に批准。これに対応して、障害者差別解消法等の障害者の権利と自由の享有に関する法令整備と障害福祉制度の改革が行われてきました。

さらに、国は平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の「誰一人取り残さない」との基本理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進しています。

こうした社会情勢の変化などに対応するため、本計画では、基本理念に「自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ ～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～」を掲げ、障害のあるなしに関わらず、地域のすべての人が分け隔てなく共に暮らす共生社会と、未来に希望が持てるウェルビーイングの実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

最後となりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました品川区障害福祉計画等策定委員会委員や障害者団体の皆様、そして、アンケート調査やパブリックコメントで貴重なご意見をいただいた区民、関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和６年４月

品川区長

森澤　恭子

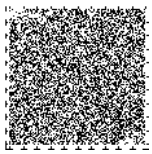

目　次

第１部　計画策定について＜総論＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１章　計画の概要 ・・・ 2

１　計画策定の背景・趣旨・・2

２　計画の性格と位置づけ・・5

３　計画の期間・・6

４　計画の策定体制・・・7

５　計画の推進体制・・・8

第２章　障害児者の現状 ・・・ 9

１　障害児者の現状・・・9

２　前障害者計画の振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

コラム①・・33

３　アンケート調査結果・・34

コラム②・・53

第２部　障害者施策の方向性について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

第１章　基本理念 ・・ 56

第２章　基本方針 ・・ 56

■基本方針１　地域で安心して暮らすことができる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

■基本方針２　自分らしく生き生きと暮らすことができる・・・・・・・・・・・・・・・・57

■基本方針３　すべての人が共に支え合い暮らすことができる・・・・・・・・・・・・57

第３章　施策の方向性 ・・ 58

１　地域生活の支援の充実・意思決定支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

２　保健・医療・福祉の連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

３　安全・安心な生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

４　防災・防犯等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

５　雇用・就業の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

6　情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実……60
7　差別解消、権利擁護の推進および虐待の防止……60
8　文化芸術活動・スポーツ等の振興……60
9　行政等における配慮の充実……61
10　教育の振興……61
第４章　重点的に取り組むべき施策……62
1　障害理解・差別解消の促進、インクルージョンの推進……62
2　重症心身障害・医療的ケアの支援……63
3　障害のある子どもへの支援……65
4　地域生活への移行・継続の支援……67
5　就労支援の充実……69
6　災害対応等の推進……70
第５章　計画の施策体系……71

第３部　障害福祉サービス等の提供体制の確保……73
第１章　計画の成果目標……74
1　施設入所者の地域生活への移行……74
2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築……76
3　地域生活支援の充実……78
4　福祉施設から一般就労への移行等……80
5　障害児支援の提供体制の整備等……83
6　相談支援体制の充実・強化等……86
7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築……88
第２章　サービス見込量および確保の方策……89
1　障害福祉サービス……89
2　児童福祉法に基づく障害児支援……98
3　地域生活支援事業……102
コラム③……107

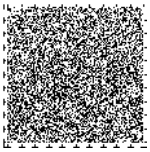

第３章　今期の主要テーマと取り組みの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
＜施策の柱１＞　相談支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
＜施策の柱２＞　地域生活の支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
＜施策の柱３＞　障害福祉サービス等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
＜施策の柱４＞　障害のある子どもへの支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
＜施策の柱５＞　安全・安心な暮らしの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125
＜施策の柱６＞　就労支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
＜施策の柱７＞　社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
＜施策の柱８＞　障害理解と権利擁護の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134
＜施策の柱９＞　インクルージョンの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137

資料編・・・139
１　区が実施する事業・・・140
２　事業所一覧・事業所地図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・145
３　策定体制・委員名簿・・・154
４　策定経過・・・156
５　用語解説・・・158

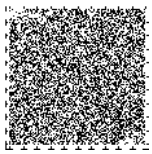

第1部 計画策定について＜総論＞

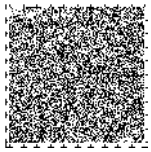

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景・趣旨

障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することと規定されています。

そして、平成 27（2015）年には、障害者基本法第 11 条第３項に基づき「品川区障害者計画」を策定、令和３（2021）年には、障害福祉サービス等の見込量や確保のための方策を定める「第６期品川区障害福祉計画」・「第２期品川区障害児福祉計画」を策定し、これまで障害者施策の推進に努めてきました。

平成23（2011）年には改正「障害者基本法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成24（2012）年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、平成25（2013）年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定し、我が国は平成26（2014）年１月、障害者の権利および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」に批准しました。

条約批准後、障害者に対する「合理的配慮」の提供を行政だけでなく、民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」（令和３（2021）年）、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和４（2022）年）が制定されるなど障害者の権利および基本的自由の享有に関する法整備が順次、進められてきました。

しかしながら、令和４（2022）年８月の国連での障害者権利条約対日審査の総括所見において、施設からの地域移行が進んでいない等の勧告・要請を受け、我が国は国際社会から障害者の権利および基本的自由の享有に向けたさらなる取り組みを求められています。

さらに、国は平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、「誰一人取り残さない」との基本理念のもと、「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」を令和12（2030）年までに達成するため、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進するとしています。

本区では、これらの条約や法令の理念を踏まえ、障害のあるなしに関わらず、すべての人が分け隔てなく地域で共に暮らす共生社会の実現を目指して、今後の障害者施策の推進に取り組んでいきます。

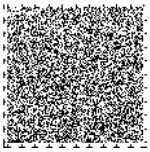

■図表 1-1　障害福祉の動向(主な法改正・制度改正等)

平成 28（2016）年	４月	障害者差別解消法≪施行≫ 障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、行政等に合理的配慮の提供を求めることにより、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的とした法律
	４月	改正障害者雇用促進法≪施行≫（一部平成 30（2018）年４月施行） 雇用分野における障害を理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供の義務化、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加
	５月	成年後見制度利用促進法≪施行≫ 成年後見制度の利用促進について、基本理念を定め、国の責務等を明らかにした法律
	８月	改正発達障害者支援法≪施行≫ 〇基本理念の新設、国および自治体の責務を一部追加 〇発達障害者の定義の見直し 〇国民、事業者および高等教育機関の責務を一部追加
平成 29（2017）年	10 月	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（改正住宅セーフティネット法）≪施行≫ 〇セーフティネット住宅の登録制度、入居支援
平成 30（2018）年	４月	改正障害者総合支援法および改正児童福祉法≪施行≫ 〇新サービスの創設「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」 〇高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 〇障害児福祉計画の策定義務 〇医療的ケアを要する障害児支援（令和 28（2016）年６月施行）
	６月	障害者文化芸術活動推進法≪施行≫ 障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるように環境整備や支援を促進することを目的とした法律
	10 月	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例≪施行≫ 障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都、都民および事業者の責務を明らかにした条例
	11 月	改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）≪施行≫ 〇共生社会の実現や社会的障壁の除去について明確化
平成 31（2019）年	４月	改正バリアフリー法≪施行≫ 〇公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
令和元（2019）年	６月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）≪施行≫ 障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現を目的とした法律

令和２（2020）年	４月	改正障害者雇用促進法≪施行≫（一部令和元（2019）年施行） 〇公的機関による障害者活躍推進計画の作成、公表の義務化 〇障害者雇用率算定対象の障害者の確認に関する書類の保存義務 〇短時間であれば就労可能な障害者の雇用機会の確保 〇中小企業における障害者雇用の推進
	６月	改正バリアフリー法≪施行≫ 〇市町村等による「心のバリアフリー」の推進
	12 月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律≪施行≫ 国等の責務および基本方針の策定について定め、公共インフラとしての「電話リレーサービス」を制度化し、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的とした法律
令和３（2021）年	９月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律≪施行≫ 国や地方自治体が医療的ケア児とその家族に対する支援に責務を負うことを初めて明文化した法律
令和４（2022）年	５月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法≪施行≫ 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を資することを目的とした法律
	８月	障害者権利条約の対日審査≪実施≫ 国連障害者権利委員会による条約の実施状況の審査が行われ、９月に総括所見が公表された
	９月	東京都手話言語条例≪施行≫ 手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目的とした条例
	12 月	障害者総合支援法など８法一括改正法≪制定≫ （一部を除き令和６（2024）年４月施行） 〇障害のある人の住まいや働き方の幅を広げることが柱 〇新サービスの創設「就労選択支援」 〇精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備：「入院者訪問支援事業」「精神科病院における虐待通報制度」の創設
令和５（2023）年	３月	第５次障害者基本計画≪策定≫ 障害者施策に関する国の基本計画。計画期間は、令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間
	４月	こども家庭庁≪新設≫ 障害児に関する事業所管が、従来の厚生労働省等から移管

２　計画の性格と位置づけ

本計画は、「品川区障害者計画」および「第７期品川区障害福祉計画」、「第３期品川区障害児福祉計画」の３計画を一体的な計画として策定するものであり、本区の障害者施策の方向性や具体的な方策を定めています。

また、本計画は、国の「第５次障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえるとともに、区政の全体計画である「品川区長期基本計画」および「品川区地域福祉計画」等の関連する各計画との調和と整合を図っています。

① 品川区障害者計画

障害者基本法第 11 条第３項に基づく「区市町村障害者計画」であり、基本理念や基本方針などの障害者施策に係る基本的な事項を定めています。

② 第７期品川区障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「区市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスおよび相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標や必要とされるサービス見込量等を定めています。

③ 第３期品川区障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく「区市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に係る成果目標や必要とされるサービス見込量等を定めています。

※「第７期品川区障害福祉計画」および「第３期品川区障害児福祉計画」に障害者計画を含めることで、区の障害福祉施策の全体像が把握できる構成としました。

■図表 1-2　計画の定義

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根 拠 法	障害者基本法 （第 11 条第３項）	障害者総合支援法 （第 88 条第１項）	児童福祉法 （第 33 条の 20 第１項）
主な内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保と方策等を定める計画	障害児通所支援等の確保と方策等を定める計画
計画期間	各自治体の任意	原則３年を１期 （計画期間変更可）	原則３年を１期 （計画期間変更可）

■図表 1-3　計画の位置づけ

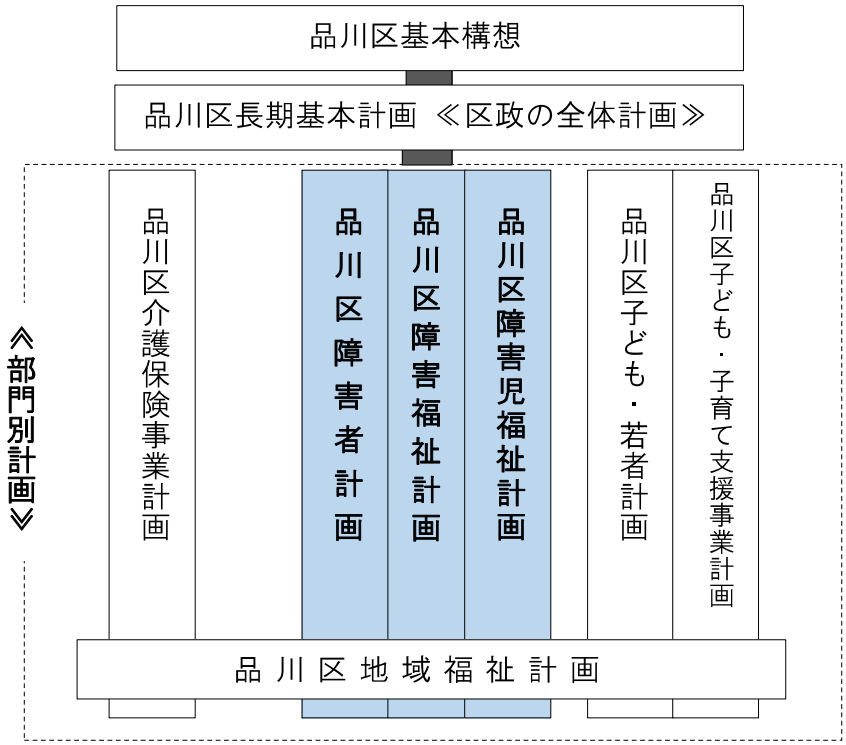

3　計画の期間

○「品川区障害者計画」は、令和６（2024）年度から令和 11（2029）年度までの６年間を計画期間として策定します。

区市町村は、「障害者基本計画」および「都道府県障害者計画」を基本に策定するとされています。国の「第５次障害者基本計画」の計画期間は、令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間です。

○「第７期品川区障害福祉計画」と「第３期品川区障害児福祉計画」は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間を計画期間として策定します。

■図表 1-4　計画の期間

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長期基本計画						10 年間（Ｒ２～Ｒ11）									
障害者計画	９年間（H27～Ｒ５）									６年間（Ｒ６～Ｒ11）					
障害福祉計画	第４期			第５期			第６期			第７期			第８期		
障害児福祉計画				第１期			第２期			第３期			第４期		

４　計画の策定体制

○令和４（2022）年９月、障害児者の生活状況や障害福祉サービスに係る利用者ニーズ、区の障害者施策に対する意見や要望等を把握するため、品川区障害者計画等策定のための基礎調査（以下、「アンケート調査」と称す）を実施しました。

○本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、就労関係者、教育関係者、障害者団体、公募区民、行政職員で構成する「品川区障害福祉計画等策定委員会」を設置。計画策定に関して検討を行いました。

○本計画の策定にあたり、障害者総合支援法第 88 条第９項に基づき、「品川区地域自立支援協議会」において、意見聴取を行いました。

○本計画の策定にあたり、障害当事者やその家族の意見を反映させるため、障害者団体ヒアリングを実施しました。

○本計画の策定にあたり、広く区民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

○本計画の策定にあたり、関連する部署の管理職で構成する「庁内連絡会」を開催し、計画の検討や調整を行いました。

■図表 1-5　計画策定の体制

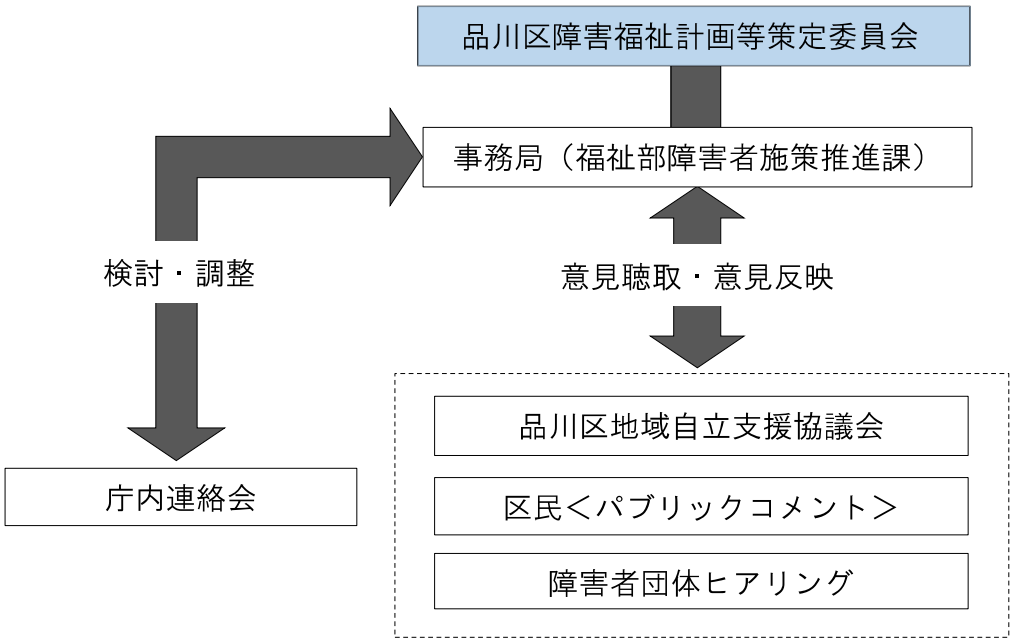

5　計画の推進体制

○障害者総合支援法第 88 条の２および児童福祉法第 33 条の 21 に基づいて、計画に定める事項は、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じます。

○障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、品川区障害福祉計画推進委員会を設置し、ＰＤＣＡサイクルに基づいて計画の進捗状況の検証および分析・評価を行い、必要に応じて計画の改善・見直しを行います。

■図表 1-6　PDCAサイクルのプロセス

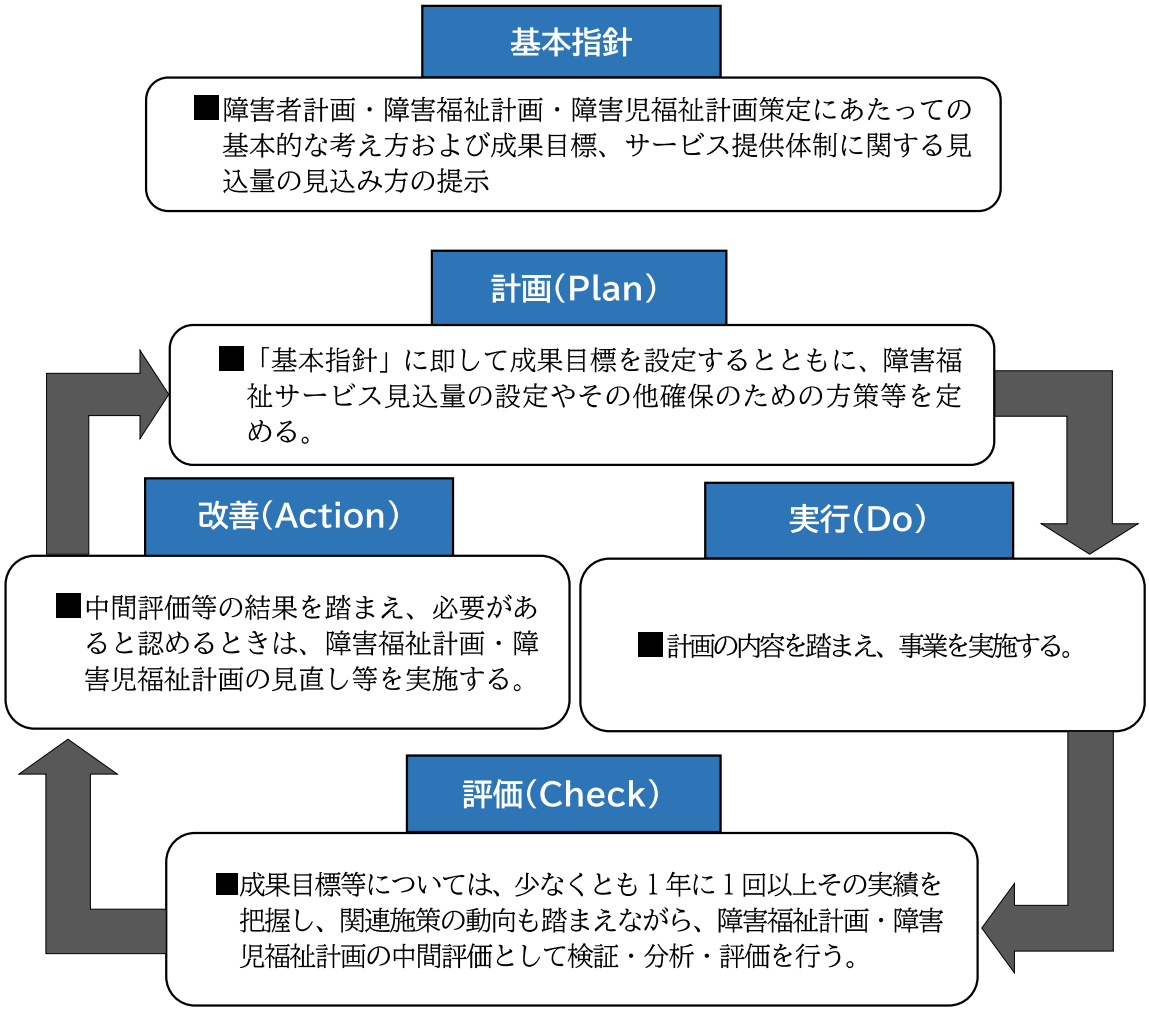

第２章　障害児者の現状

１　障害児者の現状

（１）人口の推移、手帳所持者数の推移

区の人口は平成 29（2017）年度から令和３（2021）年度にかけて増加傾向にありますが、令和２（2020）年度からは 40 万５千人前後で推移しており、令和５（2023）年度の人口は 40 万 6,362 人です。

そのうち、65 歳以上の高齢人口は、令和３（2021）年度の８万 2,057 人をピークに増加を続けていましたが、令和４（2022）年度からはゆるやかに減少傾向にあります。

また、０歳から 17 歳までの 18 歳未満の人口も、高齢人口と同じく令和３（2021）年度の 55,243 人が最も多く、令和４（2022）年度から令和５（2023）年度にかけて横ばいから減少傾向にあります。【図表 2-1】

■図表 2-1　品川区の人口の推移

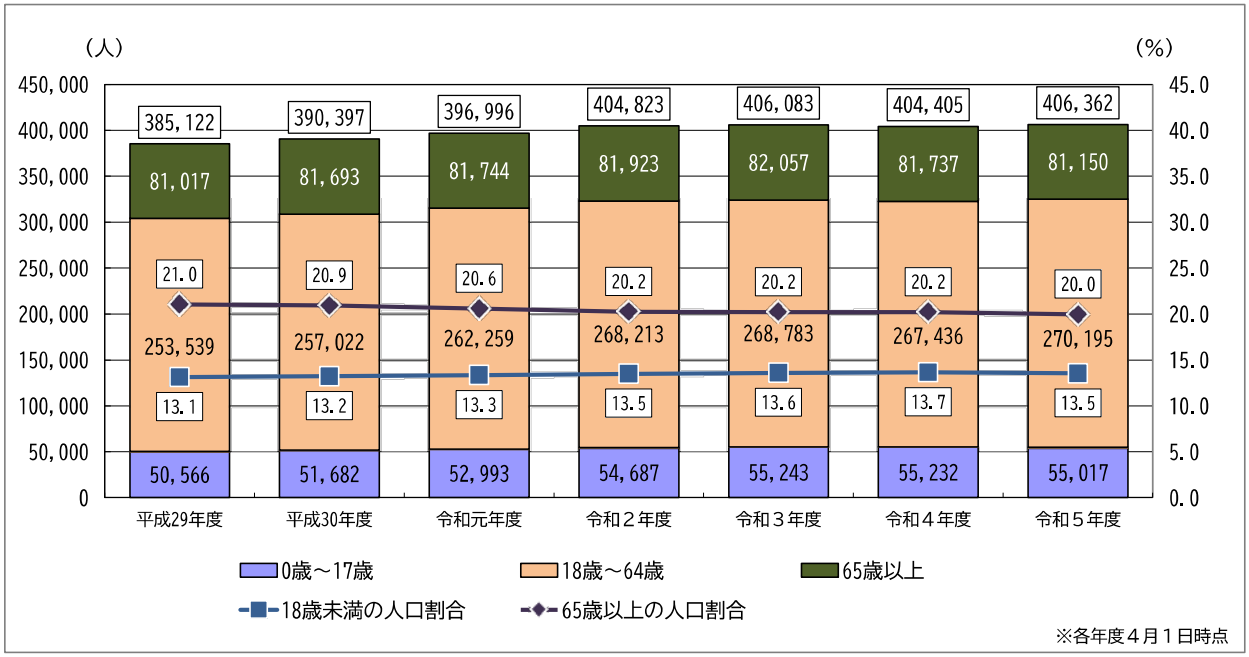

※出典：「品川区の統計」

区の障害者手帳所持者は、令和４（2022）年度時点で、身体障害者手帳が 9,201 人、愛の手帳が 2,089 人、精神障害者保健福祉手帳が 3,979 人となっており、総人口に対する障害者手帳所持者数の割合は 3.8%となっています。

身体障害者手帳所持者が減少傾向、愛の手帳所持者が増加傾向となっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は大きく増加しており、平成 29（2017）年度から令和４（2022）年度にかけて２倍近い人数となっています。【図表 2-2】

■図表 2-2　品川区の総人口に対する障害者手帳所持者数および所持率の推移

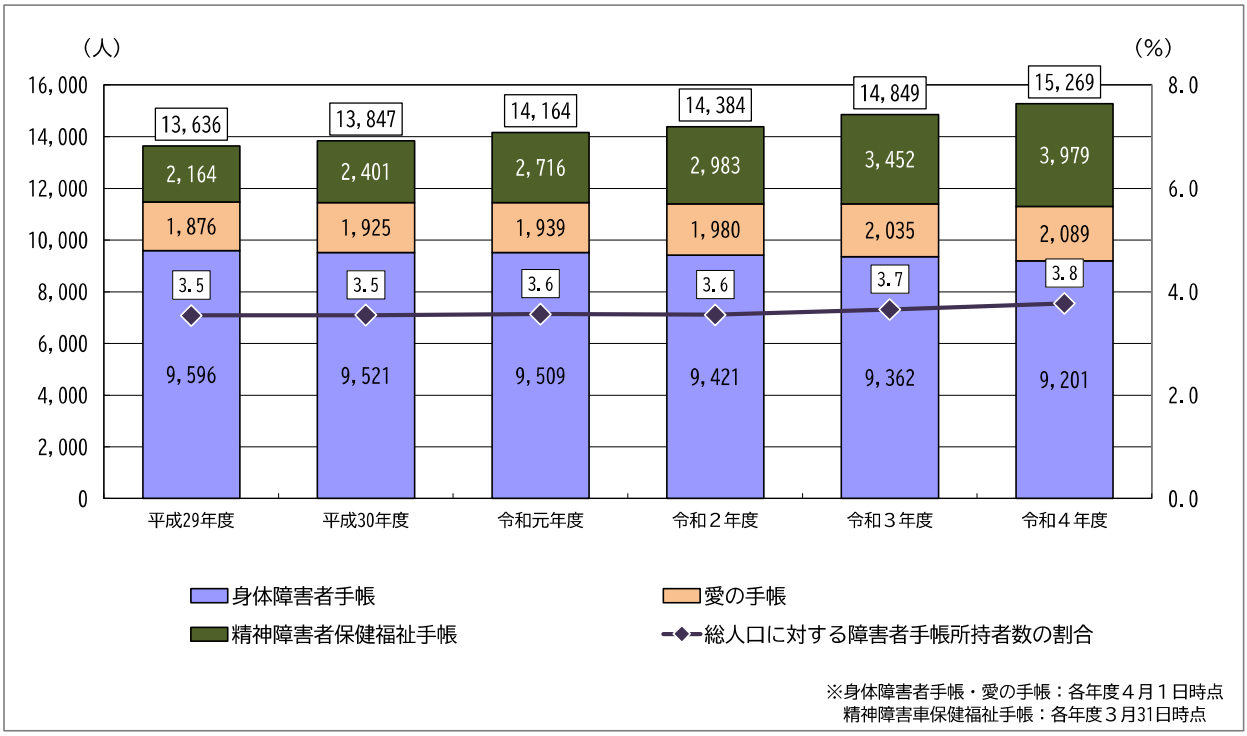

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は、手帳の有効期限が２年であるため、当該年度と前年度の認定件数の合計値としています。
※重複障害者を含むため、合計は延べ人数です。
※出典：「品川区の福祉」、「品川区の保健衛生と社会保険」

障害福祉サービス受給者証発行者数については、令和４（2022）年度で 1,814 人となっています。

平成 29（2017）年度から令和４（2022）年度までの過去６年間で 292 人増加しており、特に精神障害では平成 29（2017）年度から 164 人増えています。【図表 2-3】

■図表 2-3 障害福祉サービス受給者証発行者数の推移

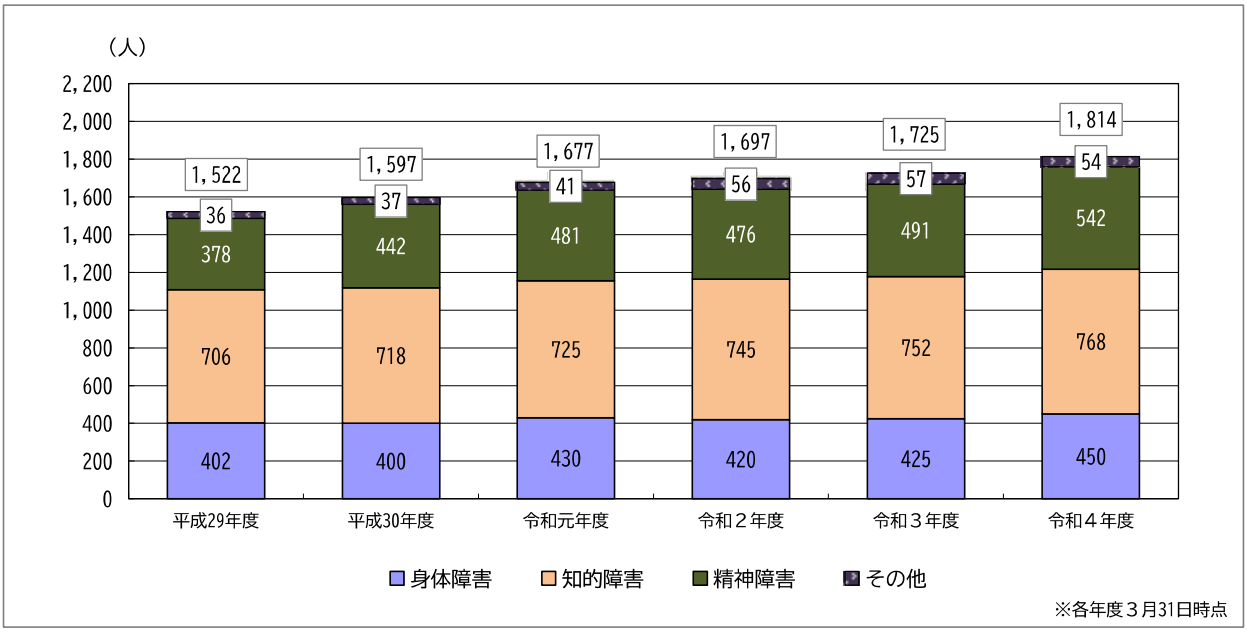

※「その他」は手帳を所持していないが、障害福祉サービス受給者証の発行を受けている人数。

（２）身体障害者の状況

区の身体障害者手帳所持者は、令和５（2023）年度で 9,014 人となっており、そのうち 65 歳以上の人数は 5,919 人で、身体障害者手帳所持者の 65.7%となっています。

平成 29（2017）年度から令和５（2023）年度までの過去７年間で、手帳所持者数は 582 人減少し、65 歳以上の割合は 2.7 ポイント減少しています。【図表 2-4】

等級別で見ると、１級から５級で減少傾向にあります。６級は平成 29（2017）年度から平成 30（2018）年にかけて 92 人と大きく増加し、令和元（2019）年度に 44 人減少した後は増加傾向にあります。【図表 2-5】

■図表 2-4　身体障害者手帳所持者数および 65 歳以上の所持者数の割合の推移

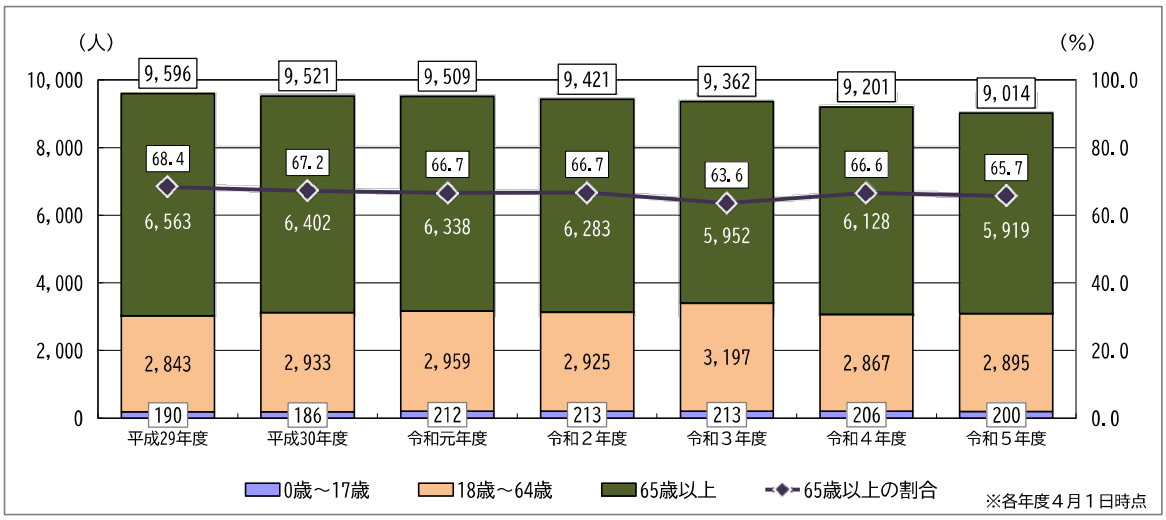

■図表 2-5　身体障害者手帳所持者の等級別人数の推移

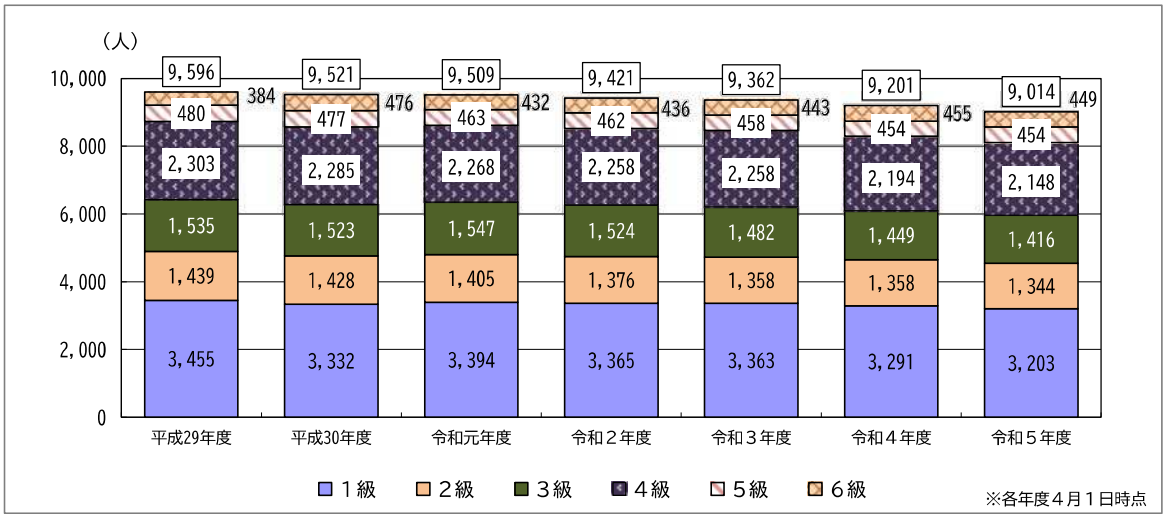

障害種別で見ると、令和５（2023）年度では、肢体不自由が 3,896 人、内部障害が 3,557 人と 3,000 人を超えて多くなっています。【図表 2-6】

また、在宅生活をする心身に重度の障害があり、常時複雑な介護が必要な人は、令和５（2023）年度で 137 人と、平成 29（2017）年度から減少傾向にあります。【図表 2-7】

■図表 2-6　身体障害者手帳所持者の障害種別推移

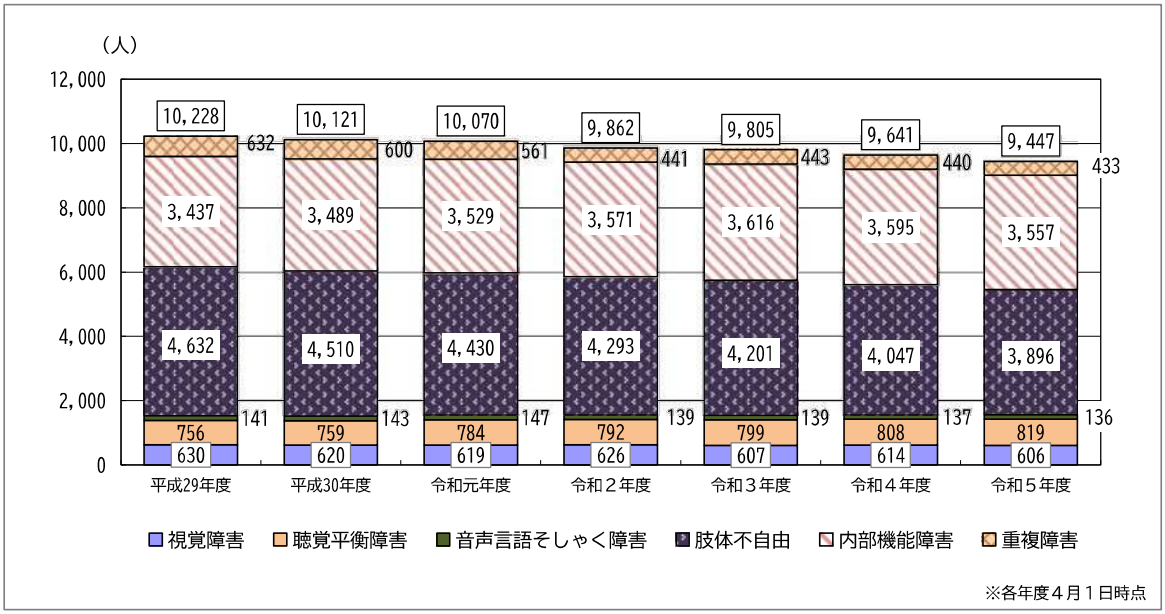

※「重複障害」は、平成 28（2016）年度以降、主たる障害に計上されています。

■図表 2-7　重症心身障害者（東京都重度心身障害者手当※受給者）の推移

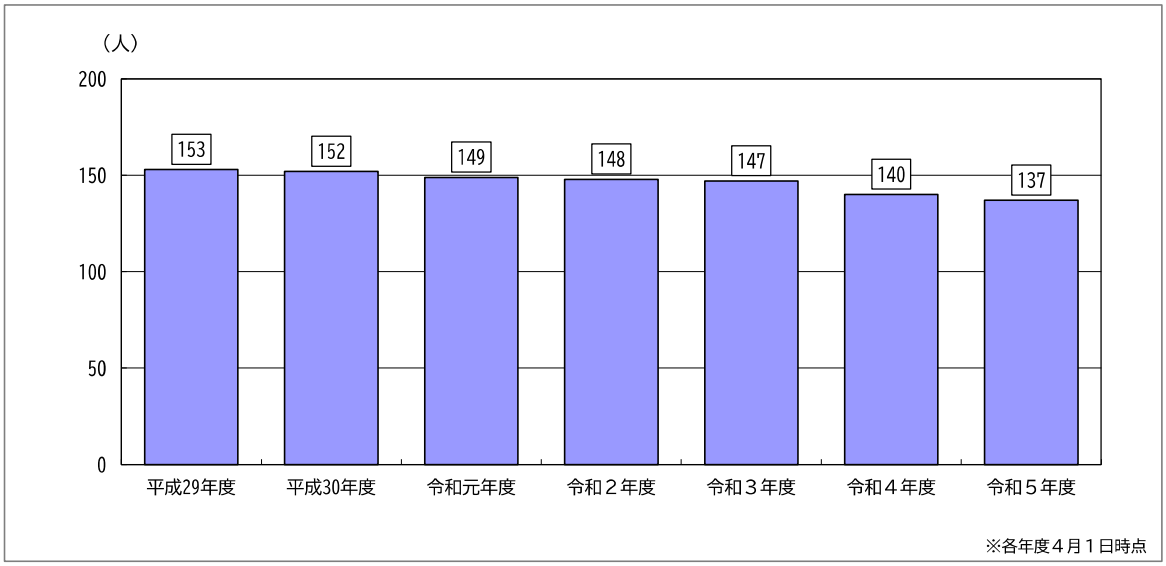

※「東京都重度心身障害者手当」とは、在宅生活をする心身に重度の障害があり、常時複雑な介護が必要な方に対して、東京都の条例により支給される手当です。

（３）知的障害者の状況

区の愛の手帳所持者は、令和５（2023）年度で 2,194 人となっており、そのうち、65 歳以上の人数は 210 人で、愛の手帳所持者全体の 9.6%の割合となっています。

平成 29（2017）年度から令和５（2023）年度までの過去７年間で、手帳所持者数は 318 人増加していますが、65 歳以上の割合は 0.8 ポイント減少しています。【図表 2-8】

等級別で見ると、２度から４度の人数は増加傾向にあり、特に４度は平成 29（2017）年度から約 200 人増加しています。【図表 2-9】

■図表 2-8　愛の手帳所持者数および 65 歳以上の所持者数の割合の推移

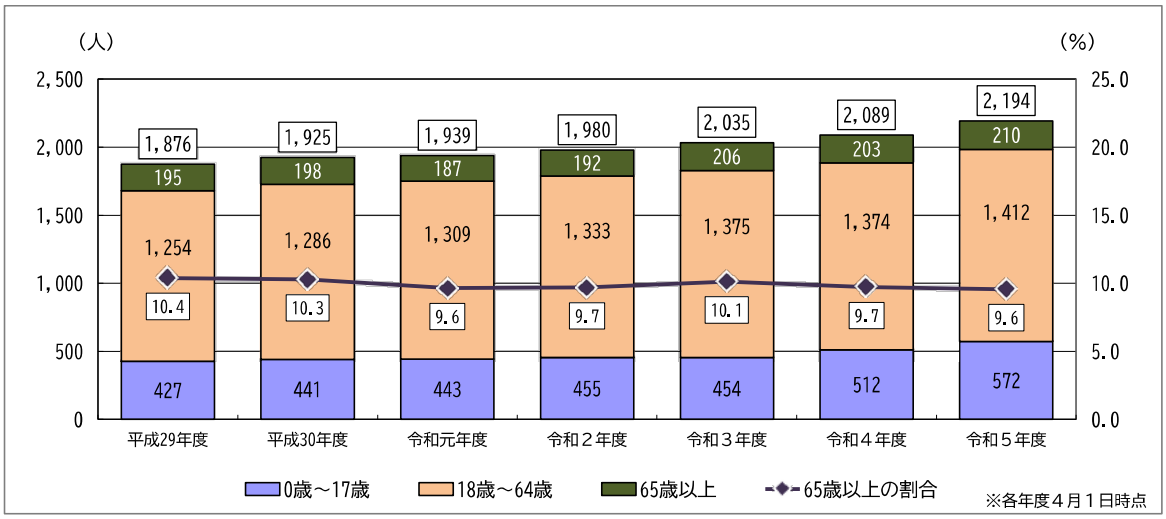

■図表 2-9　愛の手帳所持者の等級別人数の推移

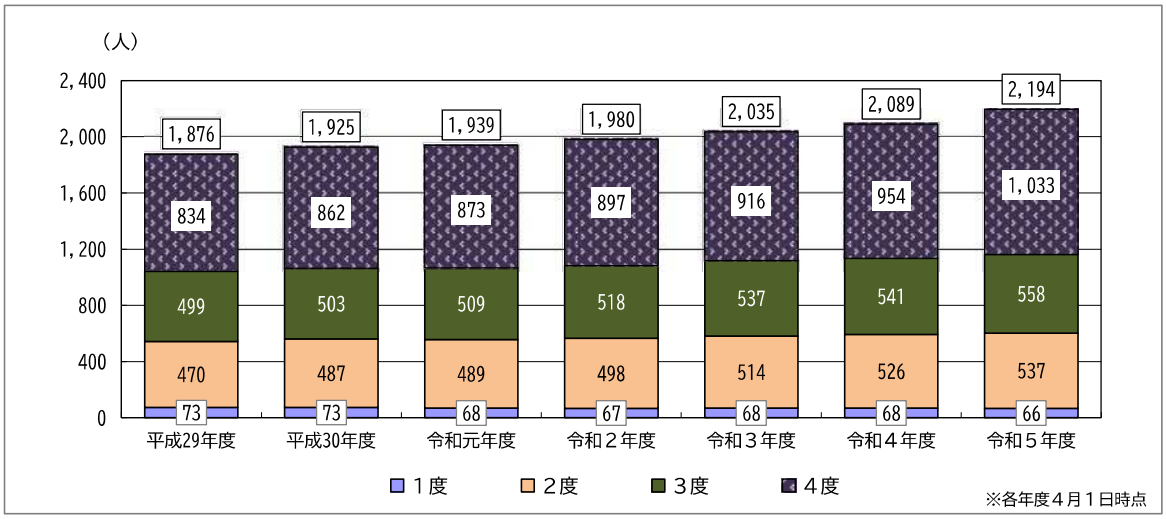

（４）精神障害者の状況

区の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和４（2022）年度で 3,979 人となっており、自立支援医療（精神通院医療）の申請件数は 6,980 件となっています。

平成 29（2017）年度から令和４（2022）年度までの過去６年間で、手帳所持者数は 1,815 人増加しています。

自立支援医療（精神通院医療）の申請件数は、令和２（2020）年度には新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んでいますが、令和３（2021）年度からは引き続き増加傾向を見せています。【図表 2-10】

■図表 2-10　精神障害者保健福祉手帳所持者数および自立支援医療(精神通院医療)申請件数の推移

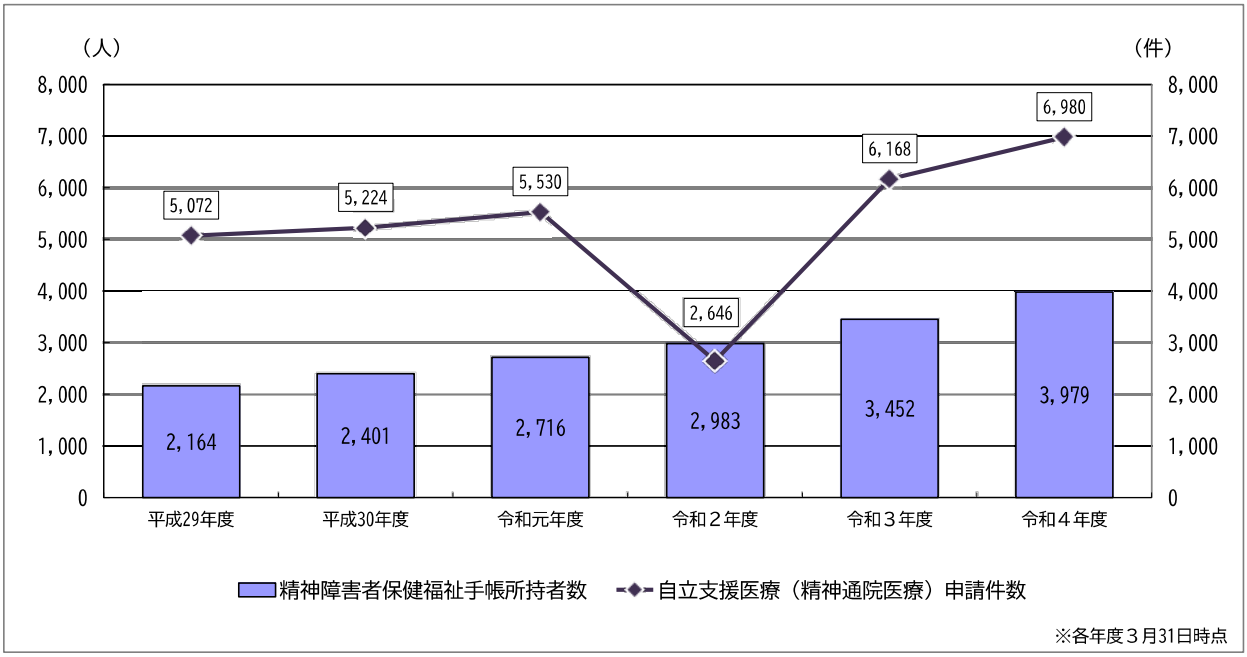

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は、手帳の有効期限が２年であるため、当該年度と前年度の認定者数の合計としています。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、受給者証の有効期限を１年延長するよう厚生労働省が省令を改正したため、令和２（2020）年度の自立支援医療（精神通院医療）の申請件数が大きく減少しています。

※出典：「品川区の保健衛生と社会保険」

等級別で見ると、１級から３級のいずれの認定者数も、平成 29（2017）年度から令和４（2022）年度の６年間で増加しています。【図2-11】

■図表2-11　精神障害者保健福祉手帳認定者の等級別人数の推移

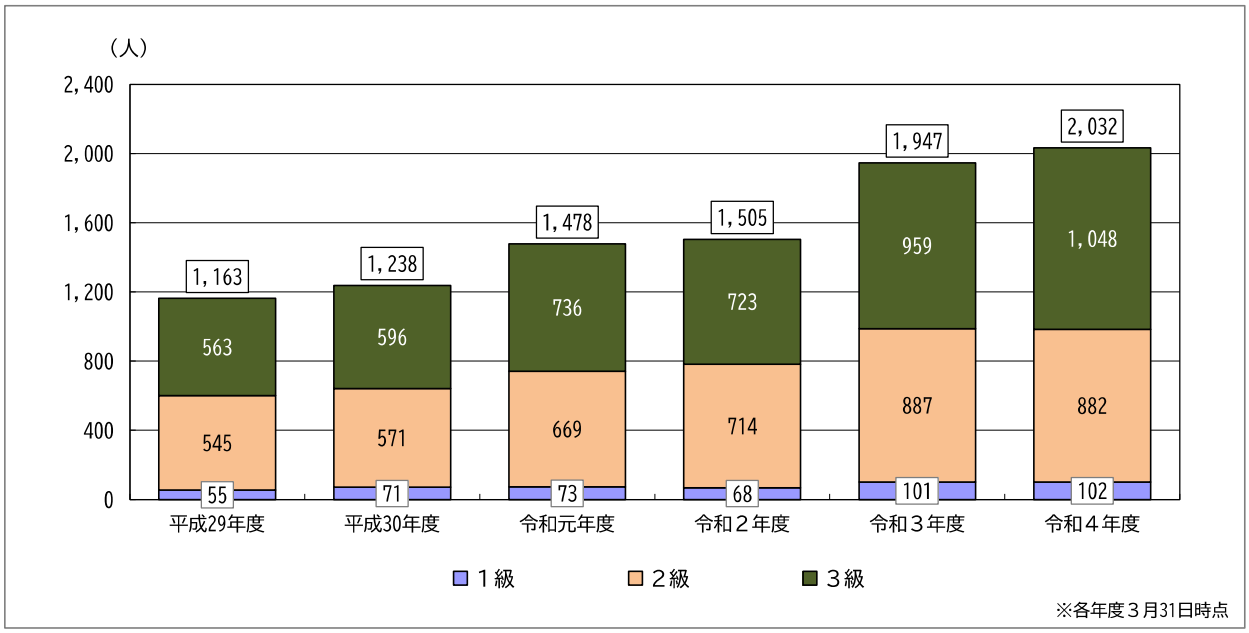

※出典：「品川区の保健衛生と社会保険」

（５）難病患者の状況

平成 26（2014）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が制定され、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

現在は 338 疾病が医療費助成の対象となっています。東京都においては、都独自の難病医療費助成を行っており、８疾病が医療費助成の対象となっています。

区の特殊疾病医療費公費負担申請件数は、令和４（2022）年度で 4,275 件となっています。平成 29（2017）年度から令和４（2022）年度までの過去６年間で、ゆるやかな増加傾向にありますが、総数（都のみ）は令和３（2021）年度に 108 件減少しています。

【図表 2-12】

■図表 2-12　特殊疾病医療費公費負担申請状況(国負担＋都負担)

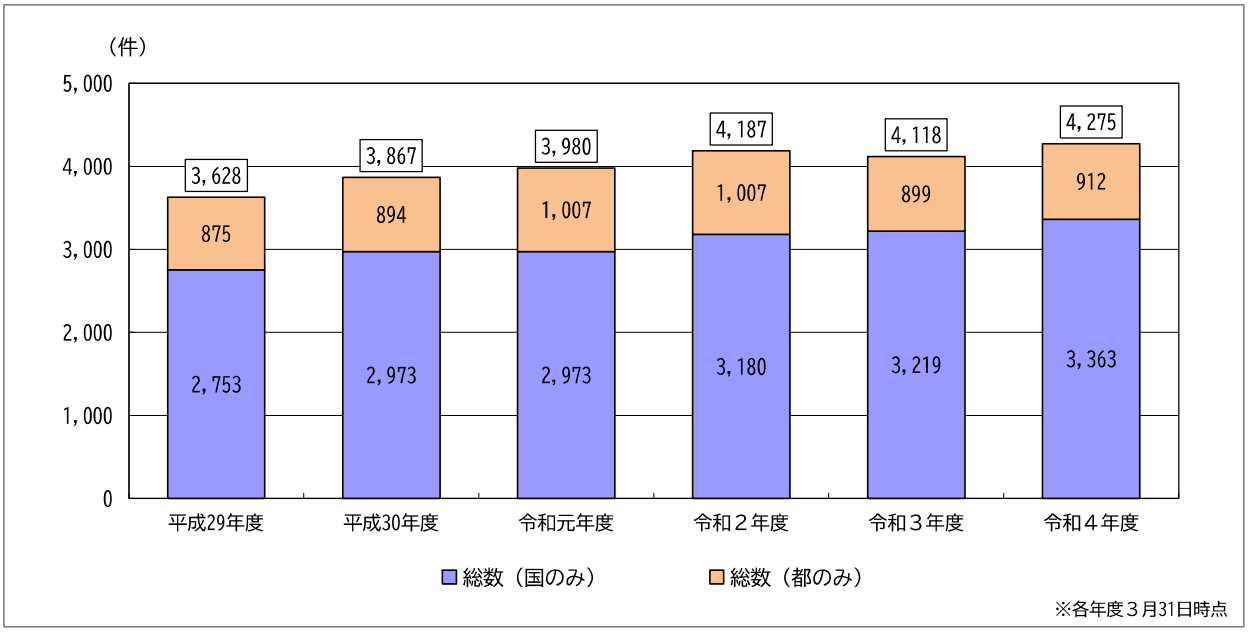

※出典：「品川区の保健衛生と社会保険」

（６）障害児の状況

区の 18 歳未満の身体障害者手帳所持者は、令和５（2023）年度で 200 人となっており、令和２（2020）年度と令和３（2021）年度の 213 人をピークとして減少傾向にあります。

また、区の身体障害者手帳所持者数のうち、18 歳未満の割合は、令和５（2023）年度で 2.2%となっており、その推移は令和元（2019）年度から令和５（2023）年度にかけてほぼ横ばいとなっています。【図表 2-13】

■図表 2-13　18 歳未満の身体障害者手帳所持者数および品川区の身体障害者手帳所持者総数に対する 18 歳未満の割合推移

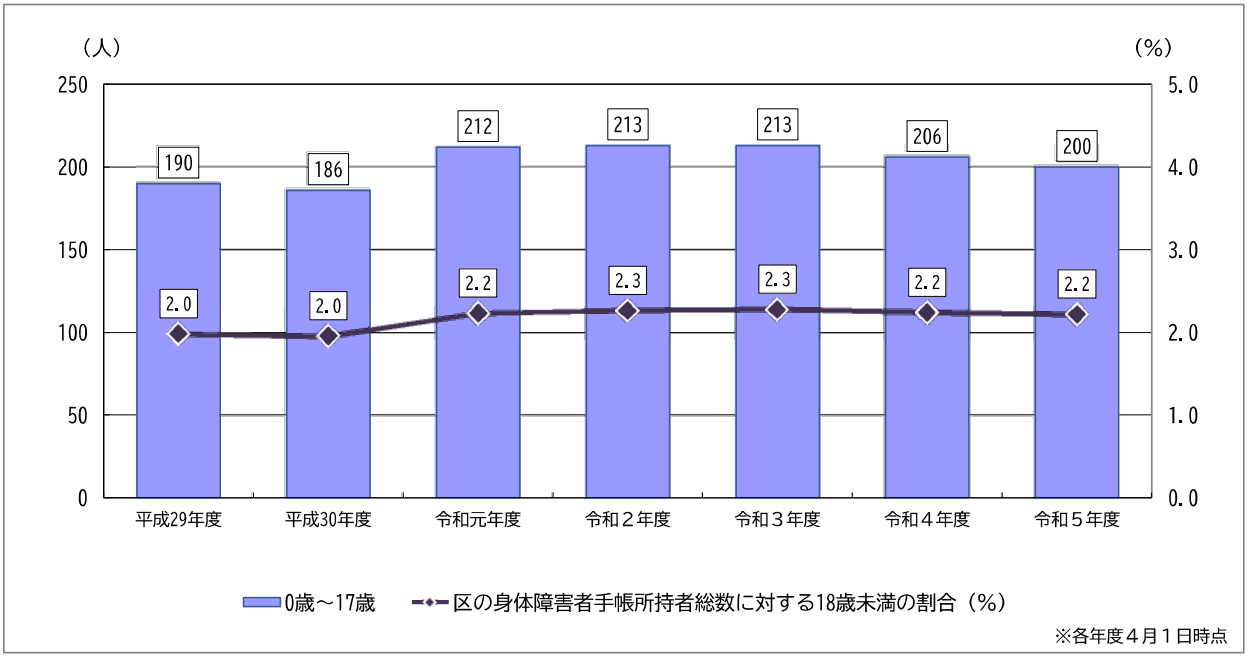

区の 18 歳未満の愛の手帳所持者は、令和５（2023）年度で 572 人となっています。

平成 29（2017）年度から令和５（2023）年度まで過去７年間のうち令和３（2021）年度までは横ばい傾向ですが、令和４（2022）年度では 58 人増、令和５（2023）年度では 60 人増と大きく増えています。

また、区の愛の手帳所持者数のうち、18 歳未満の割合は、令和５（2023）年度で 26.1%となっており、令和４（2022）年度から割合が増加傾向にあります。【図表 2-14】

区の障害児通所支援受給者証発行者数は、令和５（2023）年度で 1,172 人となっています。平成 29（2017）年度から令和４（2022）年度までの過去６年間で 594 人増加しています。【図表 2-15】

■図表 2-14　18 歳未満の愛の手帳所持者数および品川区の愛の手帳所持者総数に対する 18 歳未満の割合推移

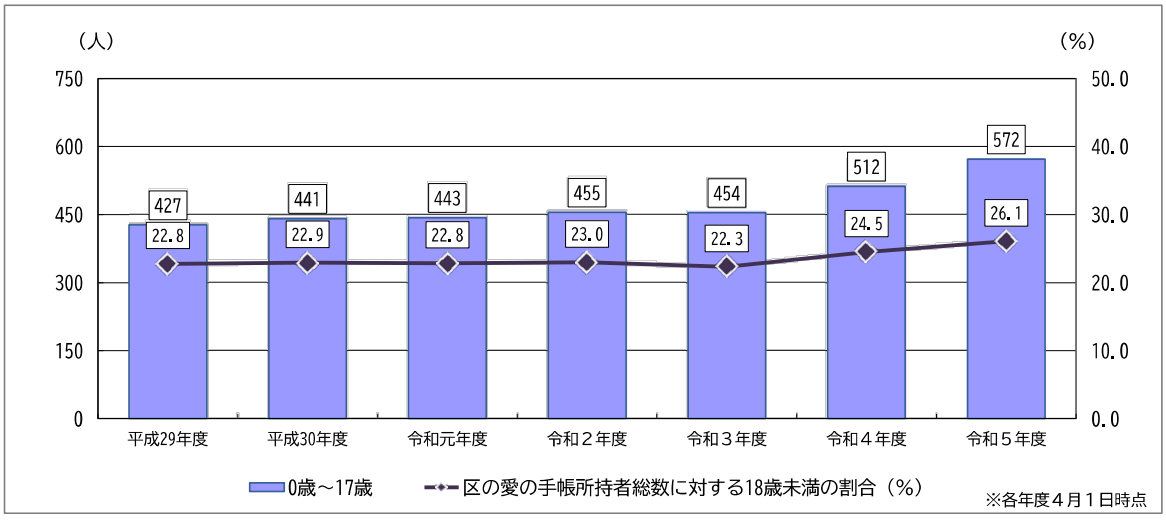

■図表 2-15　障害児通所支援受給者証発行者数の推移

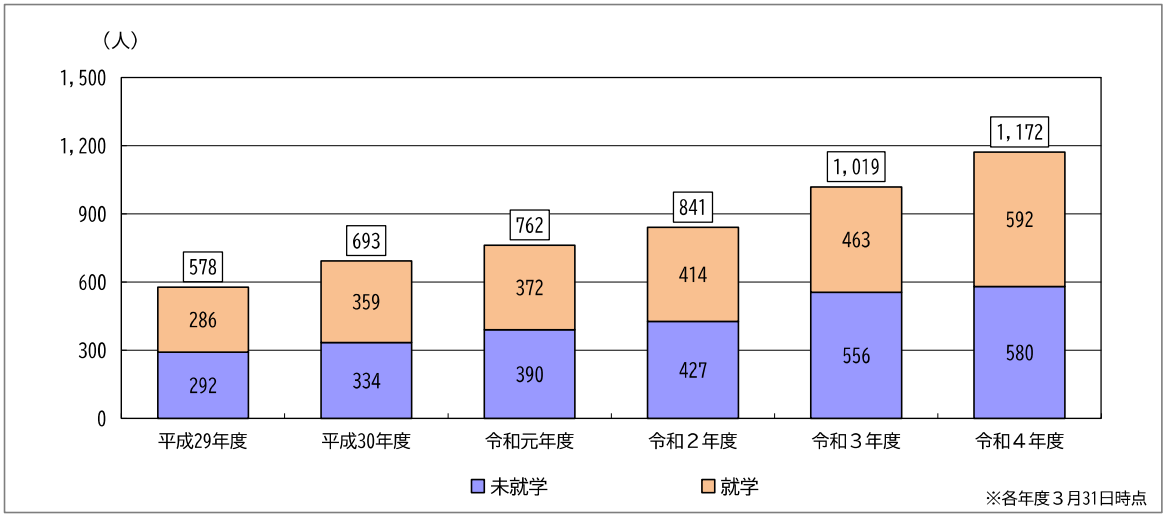

【医療的ケア児について】

区の医療的ケア児は、令和５（2023）年３月 31 日時点で未就学児が 20 人、就学児が 10 人となっています。【図表 2-16】

医療的ケアの内容は、経管栄養が 21 人と最も多く、次いで酸素吸入（15 人）、気管切開と吸引（ともに 11 人）、人工呼吸器（９人）、人工肛門（１人）と続いています。【図表 2-17】

■図表 2-16　18 歳未満の医療的ケア利用者年齢別実人数と割合

年齢	人数(人)	割合(%)	年齢	人数(人)	割合(%)
0歳	-	-	9歳	1	3.3
1歳	2	6.7	10歳	2	6.7
2歳	6	20.0	11歳	1	3.3
3歳	1	3.3	12歳	2	6.7
4歳	3	10.0	13歳	-	-
5歳	4	13.3	14歳	-	-
6歳	4	13.3	15歳	-	-
7歳	1	3.3	16歳	1	3.3
8歳	1	3.3	17歳	1	3.3
			合計	30	100.0

※令和５年３月31日時点

※在宅レスパイト事業および障害児支援サービス等の利用者のうち、医療的ケアを要する人数

■図表 2-17　18 歳未満の医療的ケアの内容(重複者含む)

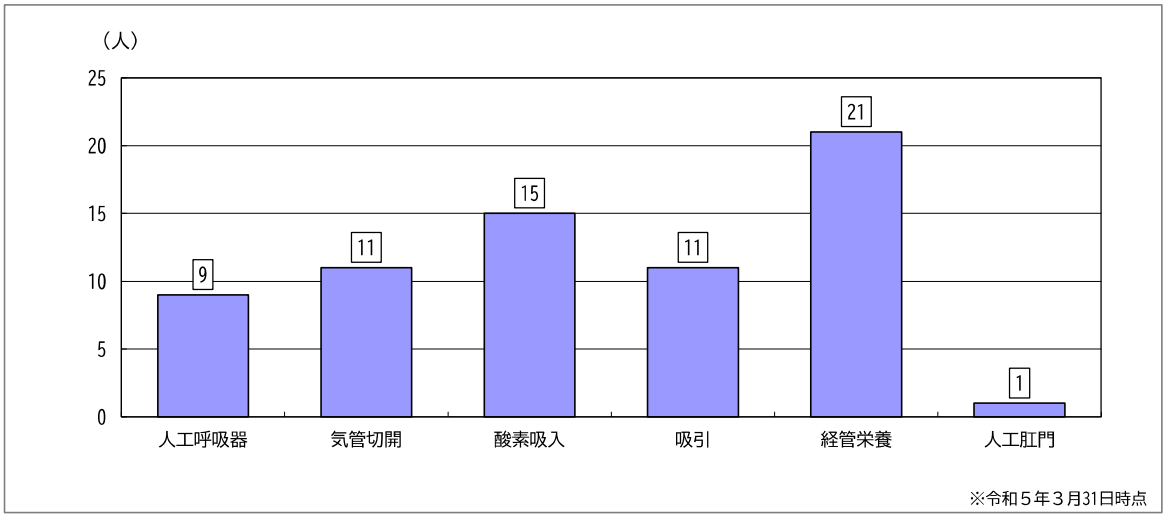

※在宅レスパイト事業および障害児支援サービス等の利用者のうち、医療的ケアを要する人数

（7）主なサービスの利用状況

① 障害福祉サービス

18 歳以上の障害者の主な障害福祉サービスの利用状況について、生活介護は月の利用者数･利用日数ともに、令和２(2020)年度までは横ばい傾向となっていますが、令和３(2021)年度に利用者数・利用日数ともに増加しています。【図表 2-19】

就労移行支援は月の利用者数・利用日数ともに、平成 30（2018）年度から令和２（2020）年度にかけてゆるやかな減少傾向となっていましたが、令和３（2021）年度から増加傾向に転じています。【図表 2-20】

就労継続支援Ｂ型は、月の利用者数・利用日数ともに、令和元（2019）年度に増加し、令和２（2020）年度に減少しましたが、令和３（2021）年度からはゆるやかに増加傾向を見せています。【図表 2-21】

共同生活援助（障害者グループホーム）の月の利用者数は、平成 30（2018）年度から令和４（2022）年度までの過去５年間で 88 人増加しており、そのうち精神障害の割合も、令和３（2021）年度から令和４（2022）年度にかけて増加しています。【図表 2-22】

■図表 2-18　主な障害福祉サービスの利用状況

サービス名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	月間利用者数	485	485	481	490	502	494
	月間利用日数	9,190	9,362	9,067	10,023	10,011	9,888
就労移行支援	月間利用者数	125	116	117	122	128	129
	月間利用日数	2,263	2,088	2,087	2,038	2,287	2,426
就労継続支援(B型)	月間利用者数	363	381	369	374	378	388
	月間利用日数	5,873	6,331	5,693	5,919	6,124	6,378
共同生活援助	月間利用者数	170	188	200	246	258	270
	(内)精神障害	－	－	－	94	108	99

※各年度３月31日時点
※令和５年度は４月～８月の平均値

■図表 2-19　生活介護

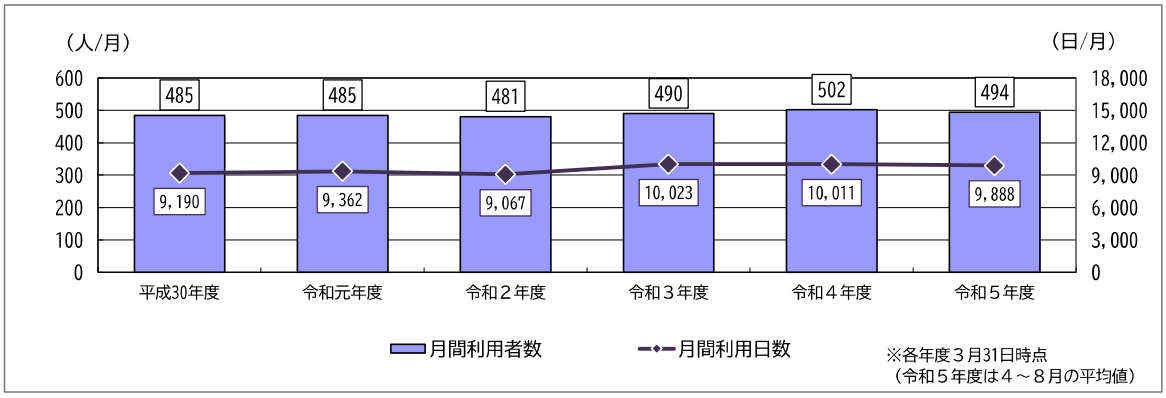

■図表 2-20　就労移行支援

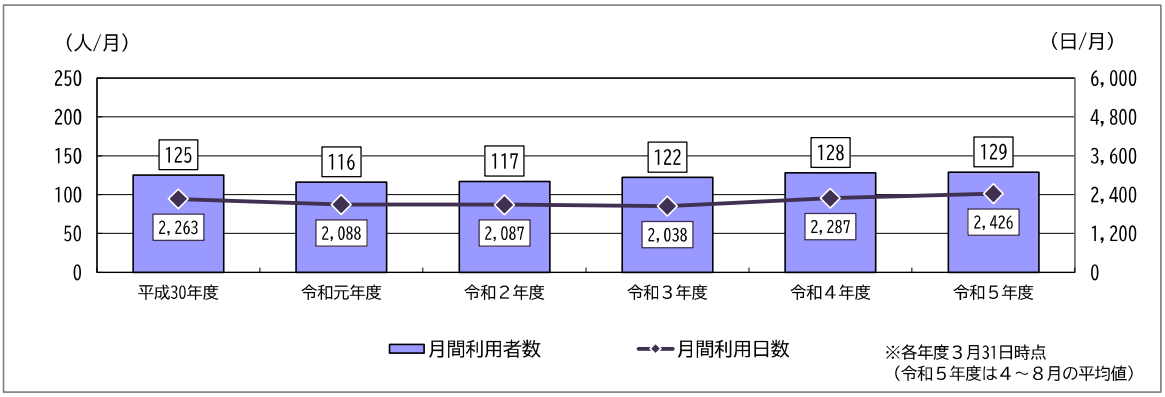

■図表 2-21　就労継続支援(B型)

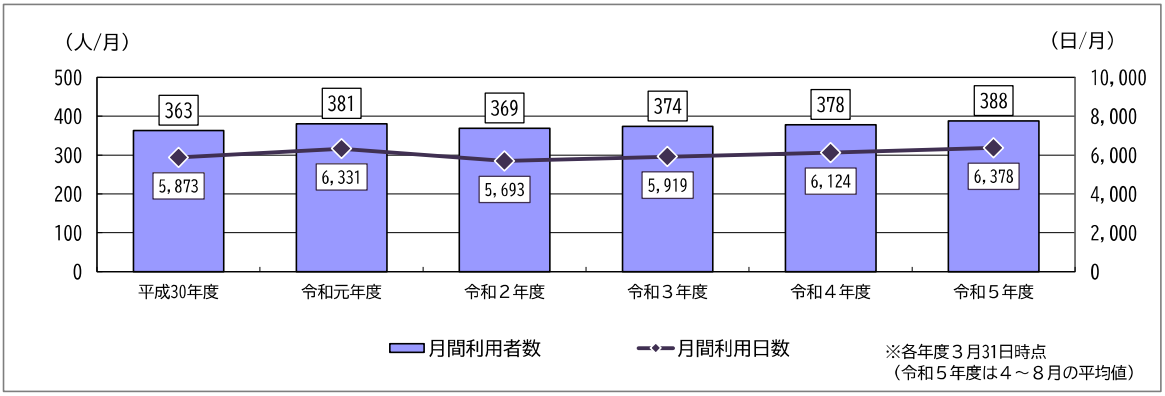

■図表 2-22　共同生活援助(障害者グループホーム)

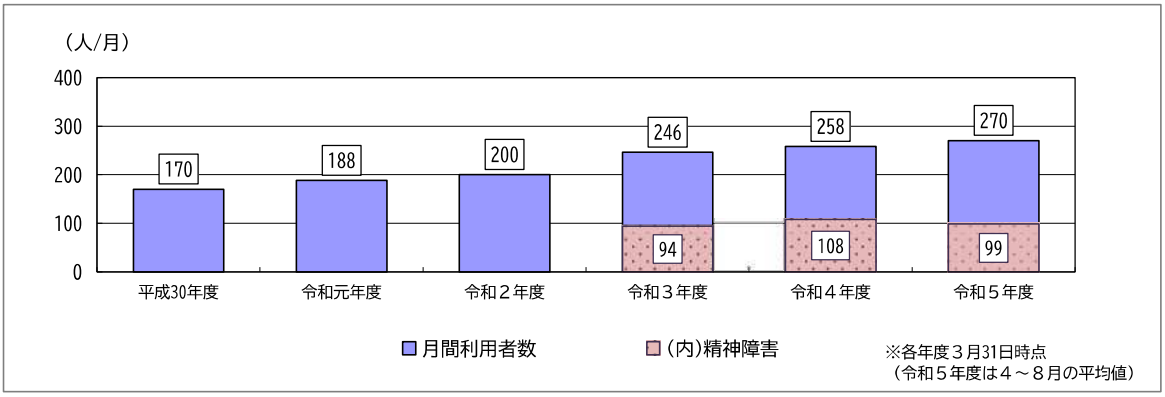

※精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、第６期品川区障害福祉計画（令和３（2021）年度）から精神障害者の利用見込を設定

② 児童福祉法に基づく主な障害児支援サービス

18歳未満の主な障害児支援サービスの利用状況について、児童発達支援は月の利用者数・利用日数ともに平成30（2018）年度から増加傾向で、利用者数を前年度と比較すると、令和３（2021）年度には129人増、令和４（2022）年度には97人増となっており、平成30（2018）年度から令和４（2022）年度の５年間で利用者数は289人増加しています。【図2-24】

放課後等デイサービスも児童発達支援と同様に、月の利用者数・利用日数ともに平成30（2018）年度から増加傾向で、利用者数を前年度と比較すると、令和３（2021）年度には113人増、令和４（2022）年度には172人増となっており、平成30（2018）年度から令和４（2022）年度の５年間で利用者数は368人増加しています。【図2-25】

■図表 2-23　主な障害児支援の利用状況

サービス名	単位	第1期計画			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	月間利用者数	402	449	465	594	691	698
	月間利用日数	2,022	2,552	2,847	3,422	4,067	4,205
放課後等デイサービス	月間利用者数	409	426	492	605	777	881
	月間利用日数	2,203	2,547	3,204	3,657	4,369	5,063

※各年度３月31日時点
※令和５年度は４月～８月の平均値

■図表 2-24　児童発達支援

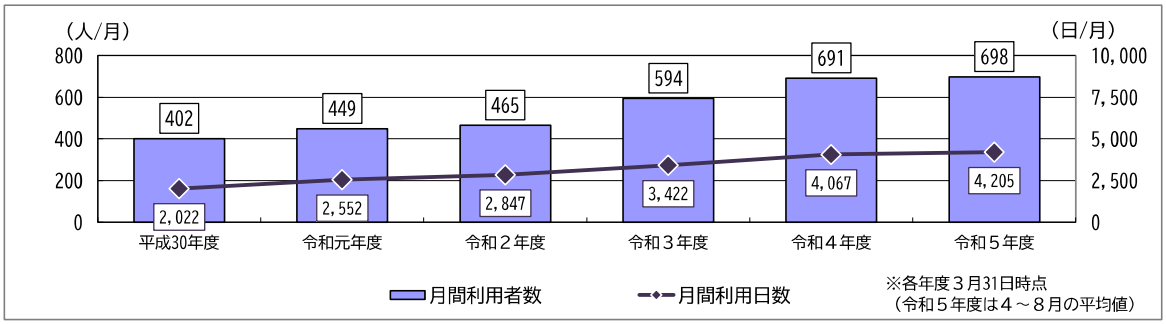

■図表 2-25　放課後等デイサービス

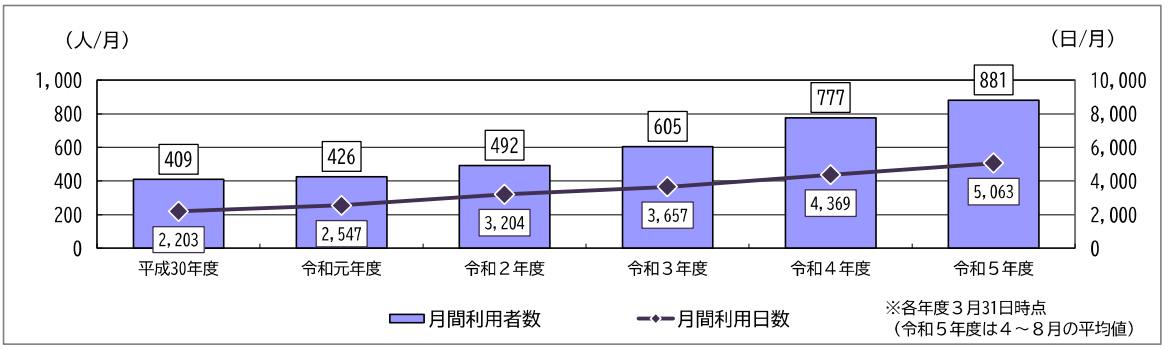

２　前障害者計画の振り返り

■施策の柱１　相談支援体制の充実

前　期 （H27～H29）	○区内４か所に拠点相談支援事業所を開設し、地域の相談支援拠点を整備しました。 ○発達障害について、思春期から成人期にかけての各成長段階における発達特性に適した支援体制の構築を進め、成人期支援では就労系事業との連携強化を図りました。
中　期 （H30～R2）	○高齢障害者の包括的支援のため、一部在宅介護支援センター内に相談支援事業所（令和元（2019）年度２か所、令和２（2020）年度２か所、令和３（2021）年度２か所）を開設しました。 ○令和元（2019）年度、相談支援事業所の整備を促進するため、補助制度を創設し、民間事業所８か所の誘致を図りました。 ○相談支援事業所連絡会を開催しました。 ○品川区地域自立支援協議会で「障害者サービス情報」や「子ども発達支援ガイドブック」を作成し、障害福祉サービス情報の周知を図りました。
後　期 （R3～R5）	○令和３（2021）年度、品川区発達障害者相談支援センターを開設しました。 ○令和４（2022）年度、品川区地域自立支援協議会相談支援部会において、施設入所者への地域生活移行に関するアンケート調査を実施しました。 ○令和５（2023）年度、相談支援の連携強化のため、相談支援システムネットワークの運用を開始しました。 ○令和５（2023）年度、地域の相談支援体制の強化の取り組みとして、区と地域拠点相談支援センターの主任相談支援専門員が中心となり、スキルアップのための講座等を企画し、モニタリングの検証を含め事例検討を実施しています。 ○品川福祉カレッジにおいて、相談支援専門員への各種研修を開催しました。（令和３（2021）年度８回、令和４（2022）年度７回、令和５（2023）年度９回）

■施策の柱２　地域生活支援体制の整備

前　期 （H27～H29）	○平成 27（2015）年度、障害者グループホーム整備助成制度を創設しました。 ○平成 28（2016）年度、重症心身障害児者や医療的ケア児の家族支援のため、重症心身障害児者等在宅レスパイト事業を開始しました。 ○平成 29（2017）年度、地域生活支援拠点を３か所設置し、地域生活支援拠点コーディネーターの役割を担う拠点マネージャーを配置しました。
中　期 （H30～R2）	○平成 30（2018）年度、包括的な精神障害者支援を行うメンタルチームサポート事業を開始しました。また、精神障害者への支援体制を整備するため「品川区精神保健福祉地域連絡会」を開催しました。 ○令和元（2019）年度、障害児者の地域生活を支える拠点施設として、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」を開設しました。 ○令和元（2019）年度、児童発達支援センター「品川児童学園」の機能拡充を図るとともに、地域拠点相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図りました。 ○令和元（2019）年度、区立心身障害者福祉会館において、重症心身障害者通所事業の指定を受け、重症心身障害者受入体制を強化しました。 ○令和元（2019）年度、区立中延在宅サービスセンターにおいて、介護保険サービスと障害福祉サービスの共生型サービスを開始しました。 ○令和元（2019）年度、難病患者への支援体制を整備するため「品川区難病対策地域協議会」を設置しました。
後　期 （R3～R5）	○令和４（2022）年度、地域生活支援拠点検討会において、相談・情報提供体制や体験の場の確保など必要な機能の検討を行いました。 ○令和５（2023）年度、地域生活支援拠点検討会において、拠点の役割について認識を共有し検証方法を確認しました。また、地域生活の継続を支援するため、利用者等のニーズ把握に努めています。 ○令和３（2021）年度、４か所（定員 36 名増）、令和４（2022）年度、３か所（定員 19 名増）のグループホームが新規開設され、利用定員が計 55 名増加しました。

後　期 (R3～R5)	○区立西大井つばさの家の改修工事を実施し、令和５（2023）年度から利用定員を２名増やしました（定員７名→定員９名）。 ○令和４（2022）年度、区立出石つばさの家の実施設計が完了し、既存建物の解体工事に着手しました。 令和５（2023）年度は、新築工事を実施し、令和６（2024）年４月の開設を予定しています。 ○メンタルチームサポート事業を実施し、多問題を抱えるなどの対象者に対して支援を行いました。(令和３(2021)年度:46 人、令和４(2022)年度：44 人) ○「品川区精神保健福祉地域連絡会」を毎年度１回開催し、精神障害者にも対応した包括ケアの取り組み状況について情報共有を図りました。また、保健医療の連携のあり方について意見交換を行い、関係機関の連携強化を進めました。 ○「品川区難病対策地域協議会」を毎年度１回開催し、難病患者とその家族への支援体制に関する課題を共有し、関係機関との連携により、難病対策のあり方や体制の整備について継続的な協議を行いました。

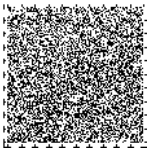

■施策の柱３　子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実

前　期 （H27～H29）	○平成 27（2015）年度、医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所への助成制度を創設しました。 ○平成 27（2015）年度、品川区地域自立支援協議会に子ども支援部会を設置しました。 ○平成 27（2015）年度、移動支援の対象範囲に学齢児の通学支援を追加しました。 ○平成 28（2016）年度、障害児の保護者向けに、「品川区子ども発達支援ガイドブック」を発行しました。 ○平成 29（2017）年度、保護者が障害児の発達・生活状況等を記録する「しながわっこのサポートブック」を作成しました。 ○平成 29（2017）年度、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を開設しました。
中　期 （H30～R2）	○児童発達支援センター「区立品川児童学園」の児童発達支援事業の定員を増やすとともに、日中一時支援事業を併設し、機能拡充を図りました。 ○平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度にそれぞれ重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを開設しました。 ○令和元（2019）年度、３歳から５歳児までの障害児通所支援利用者負担額を無償化しました。
後　期 （R3～R5）	○令和３（2021）年度、医療的ケア児とその保護者に相談・地域交流の場を提供するため、品川区医療的ケア児地域生活支援促進事業（インクルーシブひろばベル）を開始しました。 ○区立保育園・区立小中学校の職員に保育所等訪問支援の説明会を開催し、サービスの周知を行いました。（令和３（2021）・令和４（2022）年度実施） ○令和４（2022）年度、重症心身障害児向けの児童発達支援事業所を１か所開設しました。 ○令和４（2022）年度、医療的ケア支援関係機関の連携強化等を図るため、品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会を開催しました。 ○相談支援事業所等において、医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めました。 ○令和４（2022）年度、障害者医療ショートステイ事業を開始しました。 ○令和５（2023）年度、２か所目の児童発達支援センターの整備に向けて、改修設計を行いました。

■施策の柱４　安心・安全な生活基盤の確保

前　期 （H27～H29）	○区立施設に短期入所（緊急枠１床）を設置しました。 ○平成 28（2016）年度、区立障害者入所施設等に防犯カメラ等防犯設備を設置しました。 ○平成 29（2017）年度、民設の障害者施設に防犯カメラ等防犯設備の設置助成を行いました。
中　期 （H30～R2）	○平成 30（2018）年度、重症心身障害児者等在宅レスパイト事業の利用回数上限を拡充しました。（年 12 回→年 24 回） ○平成 30（2018）年度、紙おむつ支給対象を３歳以上の障害児まで拡大しました。 ○平成 30（2018）年度、区職員が都立品川特別支援学校避難訓練に参加し、避難所開設訓練を実施しました。 ○令和元（2019）年度、区立心身障害者福祉会館において、訪問機能訓練を開始しました。 ○令和２（2020）年度、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令後においても、サービス提供を継続している事業所に対して業務継続支援金を支給しました。また、従事者に対してＰＣＲ検査の実施、事業所に対して感染対策物品の配布などを行いました。
後　期 （R3～R5）	○新型コロナウイルス感染症対応として、従事者に対するＰＣＲ検査の実施、事業所への抗原検査キットの配布、ワクチン接種にかかる移動支援、在宅要介護者の受入体制整備事業等、多岐に渡る支援を行いました。 ○避難行動要支援者への個別避難計画を作成しました。（令和３（2021）年度 44 件、令和４（2022）年度 403 件） ○令和４（2022）年度、日常生活用具の対象品目を拡充しました。（在宅人工呼吸器使用者への「自家発電装置」を追加） ○令和４（2022）年度、東京都・品川区合同総合防災訓練の避難所運営訓練に聴覚障害のある人が、令和５（2023）年度、品川区・区内三消防署合同水防訓練・避難施設開設訓練に聴覚障害のある人と視覚障害のある人が参加しました。

■施策の柱５　人材育成

前　期 （H27～H29）	○品川福祉カレッジにおいて、強度行動障害研修を実施しました。 ○精神障害者ホームヘルパーステップアップ研修および同行援護従業者養成研修の充実に取り組みました。
中　期 （H30～R2）	○品川福祉カレッジにおいて、障害者支援に係る人材育成事業を実施しました。 ○精神障害者ホームヘルパーステップアップ研修および同行援護従業者養成研修、移動支援従業者養成研修を実施しました。
後　期 （R3～R5）	○品川福祉カレッジにおいて障害者ケアマネジメント講座を開催し、相談支援専門員等の人材育成の支援を行いました。（令和３（2021）年度８回、令和４（2022）年度７回） ○移動支援従業者養成研修・同行援護従業者養成研修を実施しました。

■施策の柱６　豊かな日常生活を送るためのサービスの充実

前　期 （H27～H29）	○平成 27（2015）年度、移動支援事業対象者に難病患者および高次脳機能障害者を追加するとともに、グループ型支援・通学支援を取り入れました。また、支給時間数を 16 時間から 36 時間に拡大しました。 ○障害者の芸術活動支援事業を実施しました。 ○障害のあるなしに関係なく参加できる「ユニバーサルスポーツ大会」を開催しました。（平成 29（2017）年度から「ユニバーサルスポーツフェスタ」に名称変更。） ○区立図書館において、音声ガイドと字幕付き「バリアフリー映画会」、手話通訳を配した「バリアフリーおはなし会」を開催しました。
中　期 （H30～R2）	○「障害者スポーツチャレンジデー」を開始し、パラリンピアンによる教室や各種パラスポーツ体験等を通じて、パラスポーツに対する理解・関心の向上に努めました。また、イベントの充実を図るため、「ふくしまつり」と合同開催しました。 ○平成 30（2018）年度から「障害者フライングディスク教室」、令和元（2019）年度から「fun run& walk」を開催しました。 ○平成 30（2018）年度、福祉タクシー券・自動車燃料費助成の所得制限を廃止しました。 ○令和２（2020）年度、精神障害者への障害者福祉手当の支給対象を精神障害者保健福祉手帳１級所持者に拡大しました。 ○スポーツ活動支援のため、障害者水泳教室・障害者水泳大会、フリースポーツ教室を開催しました。

後　期 (R3～R5)	○令和３（2021）年７月、品川区手話言語条例を制定し、手話の理解促進・普及のためのパンフレット、手話普及動画などを作成しました。また、区民向け手話体験講座、区職員研修を実施し、区民向け手話体験講座については、従来の区立心身障害者福祉会館と令和５（2023）年度からは区立障害児者総合支援施設の２か所で実施しています。 ○令和３（2021）年度、「パラスポーツ啓発イベント」、令和４（2022）年度、「ボッチャ大会」を開催し、パラスポーツの啓発と障害者理解の促進を図りました。 ○令和４（2022）年度から、区内で活動している各種団体等にボッチャの講師を派遣するボッチャ出前体験教室を実施し、生涯スポーツとしてボッチャ競技の普及を図りました。 ○令和４（2022）年度、物価高騰対策支援事業として、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券の交付を受けている障害者に対し、区内共通商品券を支給しました。 ○令和４（2022）年度、区立心身障害者福祉会館の自立訓練について、機能訓練の利用ニーズに対応するため、生活訓練６名と機能訓練６名の定員を機能訓練の定員 12 名に変更しました。 ○令和４（2022）年 10 月から、障害児者総合支援施設の短期入所定員を６名から 12 名に拡大しました。また、移動支援事業を開始しました。 ○令和４（2022）年度から、知的障害のある人を対象に絵画や造形等の生涯学習講座「チャレンジ塾」を開始しました。令和５年度は「感じるアート～五感をフルに使ってみましょう～」を開催しました。 ○令和５（2023）年度、2025 年のデフリンピック東京開催に向けて、デフスポーツ啓発および聴覚障害の理解促進を目的に、「デフスポーツ啓発事業」を行いました。 ○昭和 58（1983）年から開始した日曜サークルは、軽度の知的障害のある人を対象に、集団生活を通して生きる力、働く力を育て社会生活での自立支援のために、余暇活動を実施しています。（令和５（2023）年度：80 名在籍）

■施策の柱７　就労機会の拡充、就労支援体制の充実

前　期 （H27～H29）	○就労系事業所、相談支援事業所等関係機関の連携により、就労支援体制の整備・強化についての協議を進めました。 ○就労継続支援事業所を中心に、工賃向上に向けて商品価値向上に取り組みました。
中　期 （H30～R2）	○平成 30（2018）年度、新たに６か所の就労定着支援事業所が開設されました。 ○令和元（2019）年度、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」において、就労継続支援Ｂ型事業所（カフェレストラン）を開設しました。 ○令和２（2020）年度、品川区地域自立支援協議会就労支援部会で、障害者の就労支援をテーマにした広報番組を作成し周知しました。
後　期 （R3～R5）	○令和４（2022）年度、障害者就労施設等の自主製品の製造・販売を支援するため「障害者優先調達カタログ」を改訂しました。 ○令和５（2023）年度、多様な働き方を実現するため、超短時間就労促進事業を開始しました。

■施策の柱８　権利擁護体制の構築

前　期 （H27～H29）	○障害者虐待防止センター「しながわ見守りホットライン」に寄せられた虐待通報へ迅速に対応しました。 ○成年後見制度の普及啓発を行いました。 ○障害者権利擁護に係る相談について、必要な支援に向けて事業所との連携を図りました。
中　期 （H30～R2）	○障害者虐待防止センター「しながわ見守りホットライン」に寄せられた虐待通報へ迅速に対応しました。 ○成年後見制度利用の普及啓発を行いました。 ○虐待・暴力の早期発見や被害者の適切な保護や支援を図るため、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を開催しました。
後　期 （R3～R5）	○障害者虐待防止センター「しながわ見守りホットライン」に寄せられた虐待通報へ迅速に対応しました。 ○令和４（2022）年度、品川福祉カレッジにおいて、意思決定支援研修を開催しました。 ○成年後見制度利用の普及啓発を行いました。 ○虐待・暴力の早期発見や被害者の適切な保護や支援を図るため、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を開催しました。

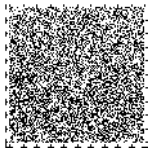

■施策の柱９　障害者理解と共感のやさしいまちづくり

前　期 （H27～H29）	○平成 27（2015）年度から障害をテーマとした映画祭を開催しました。なお、平成 29（2017）年度は「障害者週間記念のつどい」と合同開催しました。 ○平成 28（2016）年、「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を制定しました。 ○平成 28（2016）年度、障害者差別解消法の普及啓発のため、「障害者差別解消法ハンドブック」を作成、区施設およびイベントなどで配布しました。 ○区職員向けに障害者理解促進のための研修および講演会を実施しました。
中　期 （H30～R2）	○令和元（2019）年度、差別解消推進を図るため、「品川区障害者差別解消支援地域協議会」を設置しました。 ○庁内に「障害者差別解消推進本部」を設置し、全庁的に合理的配慮の提供への取り組みを推進しました。 ○平成 30（2018）・令和元（2019）年度、「障害者差別解消法ハンドブック」の改訂版を関係機関等に配布して、障害者差別解消法の普及啓発に努めました。 ○平成 30（2018）年度、総合案内窓口に遠隔手話通訳サービスを試験導入、令和２（2020）年度から行政窓口や区内施設に遠隔手話通訳タブレットを本格導入しました。 ○令和２（2020）年度、ヘルプカードをストラップ式に改良し、令和３（2021）年度から周知・配布しました。
後　期 （R3～R5）	○令和３（2021）年度、「障害者差別解消法ハンドブック」の改訂版を発行しました。 ○令和４（2022）年度、品川区地域自立支援協議会と一体的に開催していた品川区障害者差別解消支援地域協議会を単独開催に変更しました。 ○令和５（2023）年度、すべての区職員を対象に障害者差別解消研修を実施しました。

Column①

みんなが一緒に遊べるインクルーシブ公園

令和4（2022）年3月、南大井6丁目の大井坂下公園は子どもたちのアイデアを取り入れて、「障害のあるなしに関わらず、みんなが一緒に遊べる公園」としてリニューアルしました。

みんなが一緒に楽しむための工夫

車いすで頂上まで登れるスロープのついた遊具

体幹が弱い子どもや複数人で
楽しめる皿型ブランコ

自分の気持ちを伝えることができる
コミュニケーションサイン

大井坂下公園　【場所】 品川区南大井6－23－11
【アクセス】JR 京浜東北線「大森駅」（徒歩 3 分）

３　アンケート調査結果

（１）調査の概要

本計画の策定にあたって、18 歳以上の「障害者」、障害者支援施設に入所している「施設入所者」、18 歳未満の「障害児」を対象に、令和４（2022）年９月から 11 月までに品川区障害者計画等策定のための基礎調査（以下、「アンケート調査」と称する）を実施しました。

アンケート調査の概要は次のとおりです。

① 調査対象者

調査対象者		
障害者	在宅	障害福祉サービス利用者（全員）
		障害福祉サービス未利用者（無作為抽出）
	施設入所者	施設入所者（全員）
障害児		障害福祉サービス利用者（全員）
区内事業所		区内障害福祉サービス事業所（全事業所）

② 調査期間

令和４（2022）年９月 22 日～令和４（2022）年 11 月７日

③ 調査方法

郵送による配布、郵送回収および Web 回答

④ 回収結果

○ 障害者・障害児：配付数 6,001 人、有効回収数 2,463 人、有効回収率 41.0%

（内訳）

調査の種類		配付数	有効回収数			有効回収率
			Web 回答	紙回答	合計	
障害者	在宅	4,390	231 (13.5%)	1,482 (86.5%)	1,713 (100%)	39.0%
	施　設 入所者	277	3 (2.6%)	113 (97.4%)	116 (100%)	41.9%
障害児		1,334	172 (27.1%)	462 (72.9%)	634 (100%)	47.5%
合計		6,001	406 (16.5%)	2,057 (83.5%)	2,463 (100%)	41.0%

○ 区内事業所：配付数 139 事業所、有効回収数 48 事業所、有効回収率 34.5%

（２）アンケート調査結果（抜粋）

① 同居家族【在宅障害者】

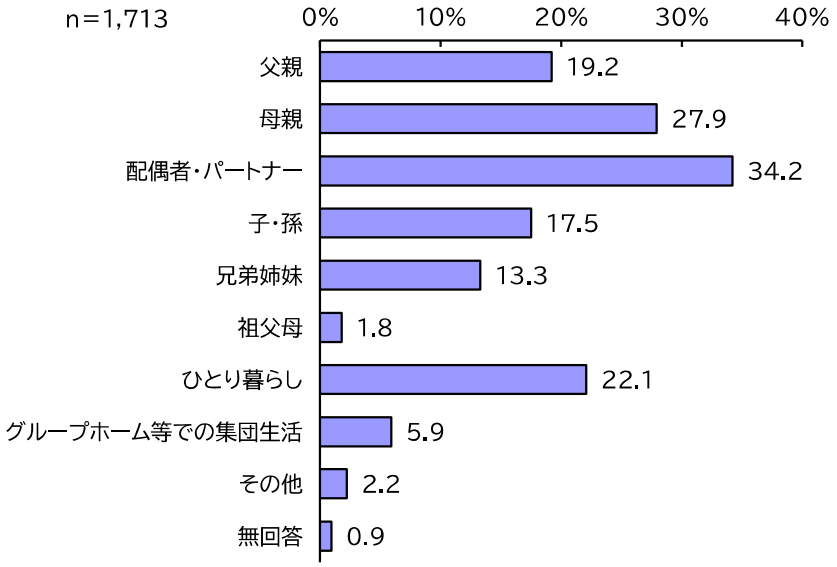

同居している家族は、「配偶者・パートナー」が 34.2％と３割半ば近くで最も多く、次いで「母親」が 27.9％、「ひとり暮らし」22.1％、「父親」19.2％と続いています。

◇クロス集計：障害種別

（単位：%）		n	父親	母親	配偶者・パートナー	子・孫	兄弟姉妹	祖父母	ひとり暮らし	グループホーム等での集団生活	その他	無回答
全体		1,713	19.2	27.9	***34.2***	17.5	13.3	1.8	22.1	5.9	2.2	0.9
障害種別	視覚障害	94	8.5	13.8	***46.8***	21.3	6.4	0.0	25.5	1.1	0.0	1.1
	聴覚・平衡機能障害	73	11.0	19.2	***45.2***	23.3	8.2	0.0	28.8	0.0	1.4	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	47	23.4	27.7	***38.3***	19.1	10.6	2.1	12.8	6.4	0.0	4.3
	肢体不自由	402	15.4	21.1	***44.8***	21.1	10.2	0.7	19.9	3.0	1.5	1.5
	内部障害	301	4.7	7.6	***49.5***	24.9	4.7	0.7	27.9	0.3	4.0	1.7
	知的障害	341	51.3	***67.7***	1.5	0.3	31.7	5.0	4.4	19.1	3.2	0.3
	発達障害	235	50.2	***66.4***	6.8	4.7	31.1	4.7	13.6	8.1	2.6	0.9
	精神障害	576	21.0	***31.6***	25.9	15.6	14.6	1.6	27.4	6.3	2.3	0.5
	高次脳機能障害	78	19.2	26.9	***51.3***	26.9	5.1	1.3	10.3	2.6	0.0	2.6
	難病・特定疾患	197	9.1	17.8	***40.6***	18.8	8.6	2.0	27.9	3.0	4.1	0.0
	慢性疾患	311	6.8	14.1	***43.7***	24.4	7.4	0.3	26.7	3.5	2.3	2.3

障害種別でみると、〔知的障害〕、〔発達障害〕、〔精神障害〕では「母親」が最も多く、特に〔知的障害〕と〔発達障害〕では６割半ばを超えており、「父親」も５割を超えています。

それ以外の障害では「配偶者・パートナー」が最も多くなっています。

また、〔知的障害〕では「グループホーム等での集団生活」が 19.1％と比較的多く、「ひとり暮らし」は反対に、4.4％と他の障害より少なくなっています。

② 主な介助者【在宅障害者、障害児】

【在宅障害者調査】

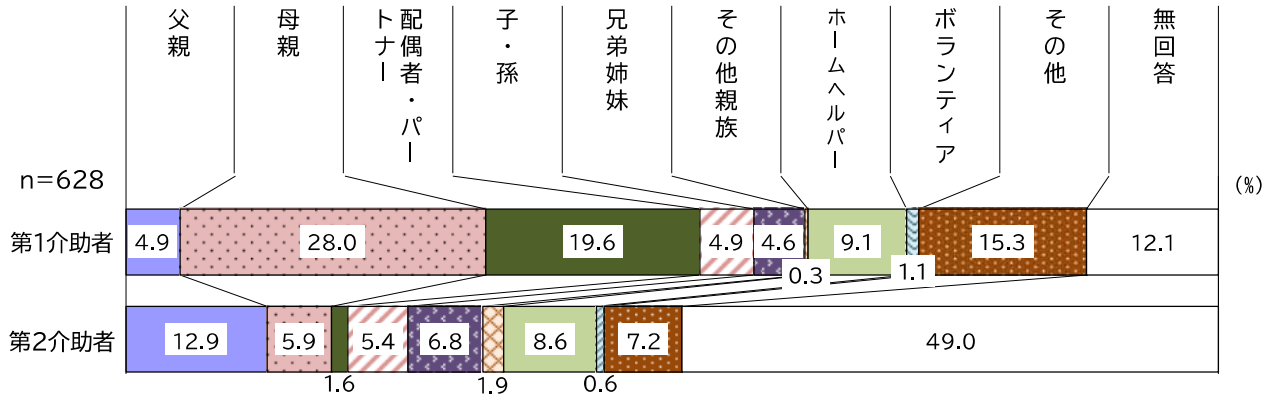

主な第１介助者は、「母親」が 28.0%と最も多く、「配偶者・パートナー」が 19.6%、「その他」が 15.3%と続いています。

主な第２介助者は、「父親」が 12.9%と最も多く、「ホームヘルパー」が 8.6%、「その他」が 7.2%と続いています。

【障害児調査】

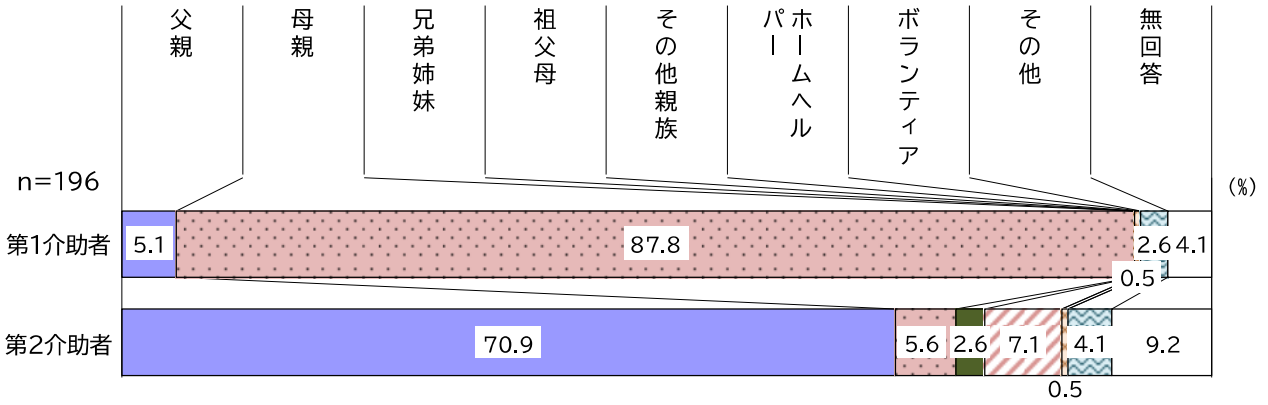

主な第１介助者は、「母親」が 87.8%と最も多く、「父親」が 5.1%と続いており、「兄弟姉妹」、「祖父母」、「その他親族」、「ボランティア」の回答はありませんでした。

主な第２介助者は、「父親」が 70.9%と最も多く、「祖父母」が 7.1%、「母親」が 5.6%と続いています。また、「その他親族」、「ボランティア」の回答はありませんでした。

③ 主な介助者の年齢【在宅障害者、障害児】

【在宅障害者調査】

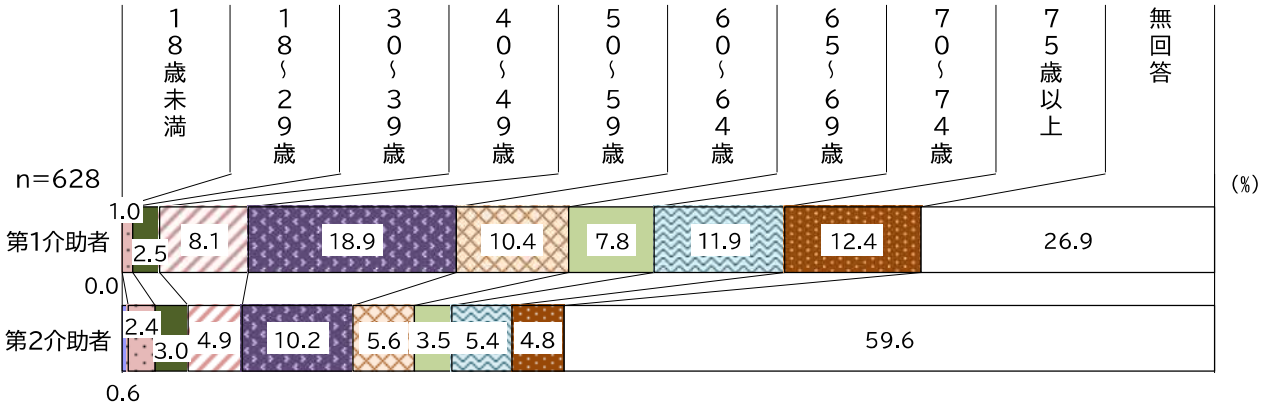

主な第１介助者の年齢は、「50～59 歳」が 18.9%と最も多く、「75 歳以上」が 12.4%、「70～74 歳」が 11.9%と続いています。

主な第２介助者の年齢は、「50～59 歳」が 10.2%と最も多く、「60～64 歳」が 5.6%、「70～74 歳」が 5.4%と続いています。

【障害児調査】

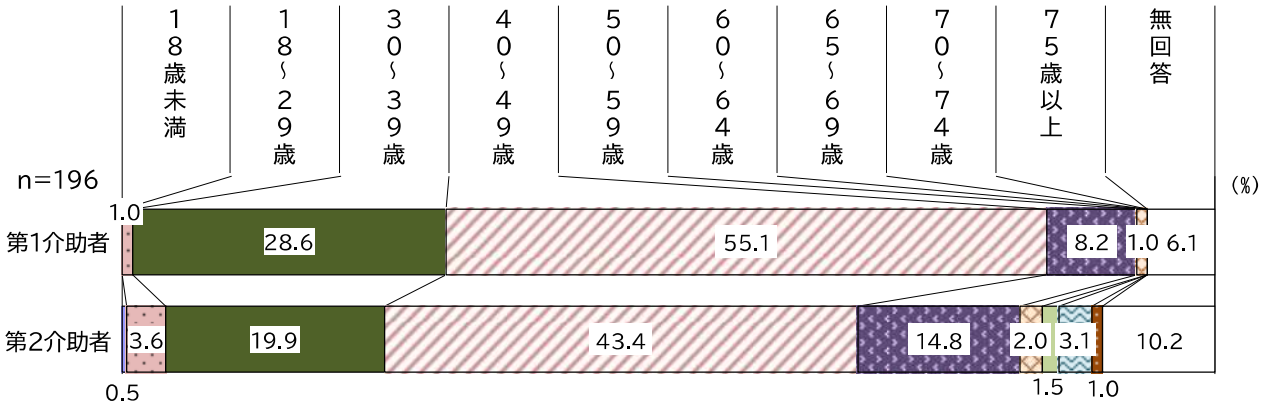

主な第１介助者の年齢は、「40～49 歳」が 55.1%と最も多く、次いで「30～39 歳」が 28.6%と多くなっており、30 歳代から 40 歳代の年齢で８割を超えています。

なお、「18 歳未満」と 65 歳以上の年齢の回答はみられません。

主な第２介助者の年齢は、「40～49 歳」が 43.4%と最も多く、「30～39 歳」が 19.9%、「50～59 歳」が 14.8%と続いています。

④ 相談時の困りごと【在宅障害者、障害児】

【在宅障害者調査】

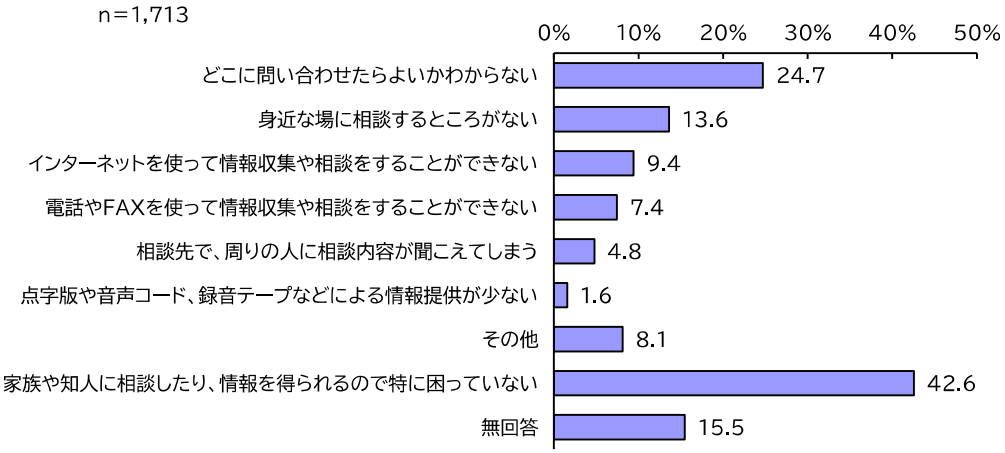

悩み事を相談する際の困りごとは、「どこに問い合わせたらよいかわからない」が 24.7％と２割台半ばで最も多く、「身近な場に相談するところがない」が 13.6％と続いており、それ以外の項目は１割を切っています。

一方、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」は 42.6％と、４割を超えて最も多い回答となっています。

【障害児調査】

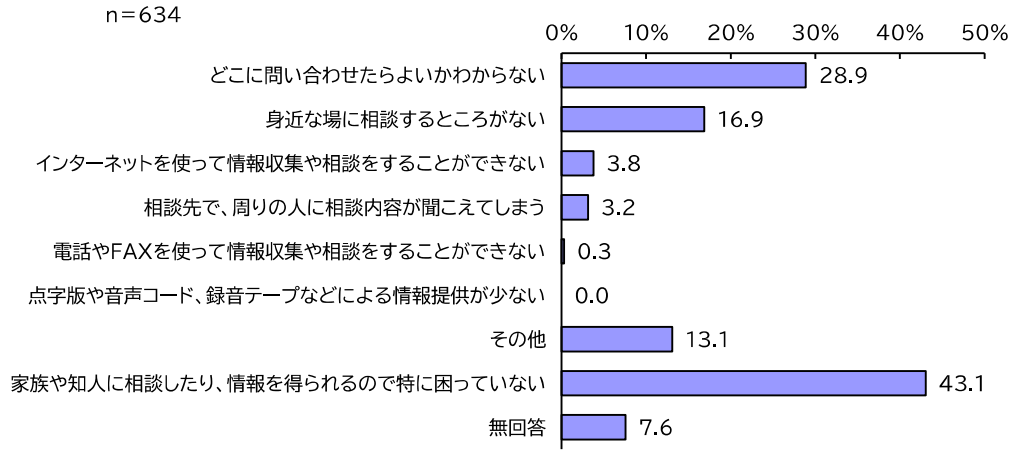

障害児では、「どこに問い合わせたらよいかわからない」が 28.9％と３割近くで最も多く、「身近な場に相談するところがない」が 16.9％と続いています。

一方、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」は 43.1％と、４割を超えて最も多い回答となっています。

⑤ 外出頻度【在宅障害者】

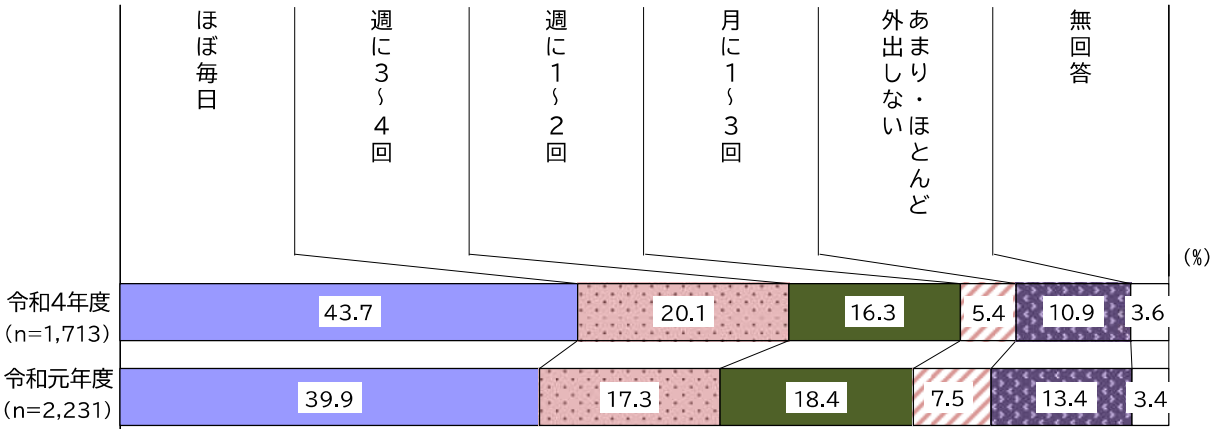

外出頻度は、「ほぼ毎日」が 43.7%、「週に３～４回」が 20.1%となっており、両者を合わせた『週３回以上』は、６割を超えています。一方、「あまり・ほとんど外出しない」が 10.9%と約１割を占めています。

令和元（2019）年度の結果と比較すると、「ほぼ毎日」や「週に３～４回」といった外出頻度が高い項目の比率が上がっており、『週３回以上』は令和元（2019）年度を 6.6 ポイント上回っています。

◇クロス集計：障害種別

（単位:%）		n	ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～3回	あまり・ほとんど外出しない	無回答
全体		1,713	***43.7***	20.1	16.3	5.4	10.9	3.6
障害種別	視覚障害	94	***31.9***	25.5	20.2	2.1	16.0	4.3
	聴覚・平衡機能障害	73	***49.3***	15.1	16.4	6.8	11.0	1.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	47	***25.5***	21.3	21.3	10.6	17.0	4.3
	肢体不自由	402	***34.6***	18.2	19.7	5.0	18.7	4.0
	内部障害	301	***42.9***	22.6	12.6	7.3	11.6	3.0
	知的障害	341	***50.1***	12.6	15.0	7.3	11.4	3.5
	発達障害	235	***51.1***	16.2	17.4	5.1	7.7	2.6
	精神障害	576	***47.9***	21.5	15.6	4.0	8.2	2.8
	高次脳機能障害	78	***35.9***	17.9	20.5	3.8	19.2	2.6
	難病・特定疾患	197	***33.5***	21.8	17.3	6.6	17.3	3.6
	慢性疾患	311	***42.4***	24.1	12.9	5.5	11.9	3.2

障害種別でみると、すべての障害で「ほぼ毎日」が最も多く、『週３回以上』もすべての障害で４割台半ばを超えています。

「月に１～３回」と「あまり・ほとんど外出しない」を合わせた『月３回以下』は、〔音声・言語・そしゃく機能障害〕、〔肢体不自由〕、〔高次脳機能障害〕、〔難病・特定疾患〕で２割を超えて比較的多くなっています。

⑥ 日常生活での困りごと等【在宅障害者】

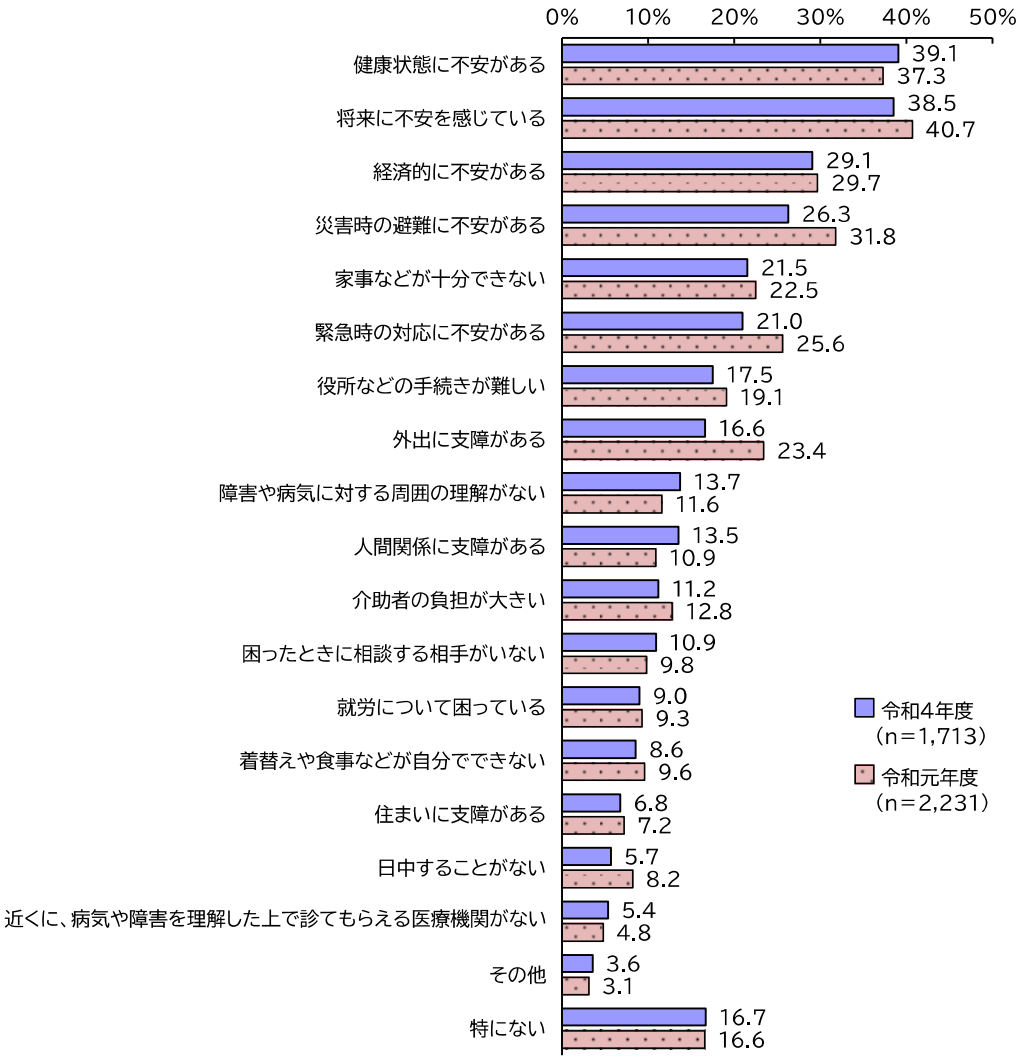

日常生活で困っていることや不安に思うこととしては、「健康状態に不安がある」が39.1%、「将来に不安を感じている」が38.5%と４割近くで多く、「経済的に不安がある」が29.1%、「災害時の避難に不安がある」が26.3%と２割台後半で続いています。

令和元(2019)年度調査と比較すると、全体的な傾向にはあまり変化はありませんが、「外出に支障がある」が 6.8 ポイント、「災害時の避難に不安がある」が 5.5 ポイントと、令和元（2019）年度と比べてそれぞれ５ポイント以上下がっています。

⑦ 今後の就労意向【在宅障害者】

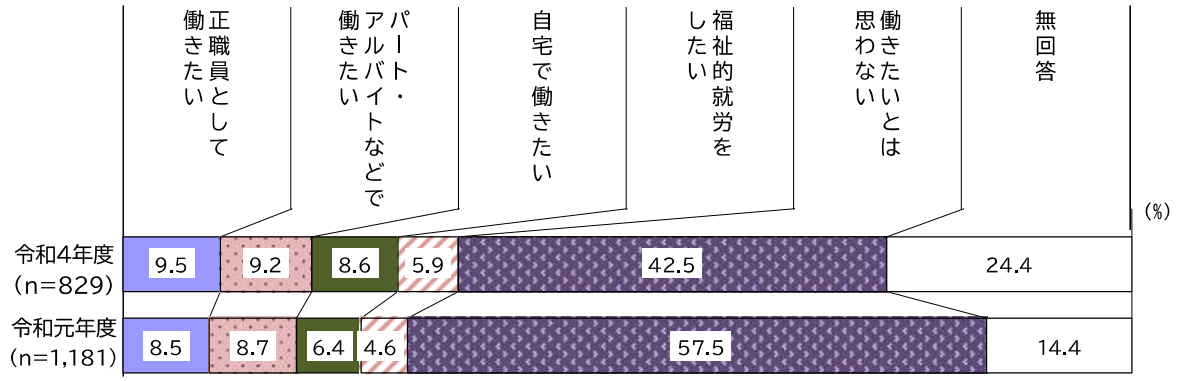

現在、働いていない方の今後の就労意向は、「働きたいとは思わない」が 42.5%と４割を超えて最も多く、「正職員として働きたい」が 9.5%、「パート・アルバイトなどで働きたい」が 9.2%と、１割近くで続いています。

令和元（2019）年度調査と比較すると、「働きたいとは思わない」が 15.0 ポイントと大きく減少していますが、働きたいとした項目はいずれもやや増加している程度で、傾向にあまり変化はありません。

◇クロス集計：年齢別／障害種別

（単位:%）		n	正職員として働きたい	パート・アルバイトなどで働きたい	自宅で働きたい（自営業・内職・フリーランスなど）	福祉的就労をしたい（作業所など）	働きたいとは思わない	無回答
全体		829	9.5	9.2	8.6	5.9	***42.5***	24.4
年齢別	18～39歳	153	***25.5***	10.5	7.8	15.7	22.2	18.3
	40～64歳	251	13.9	16.3	15.1	5.2	***27.9***	21.5
	65～74歳	193	2.6	6.2	6.2	4.1	***61.1***	19.7
	75歳以上	217	0.0	1.8	3.2	1.4	***57.1***	36.4
障害種別	視覚障害	48	0.0	4.2	2.1	2.1	***60.4***	31.3
	聴覚・平衡機能障害	37	10.8	5.4	0.0	2.7	***48.6***	32.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	33	3.0	0.0	6.1	9.1	***60.6***	21.2
	肢体不自由	249	4.0	5.6	8.8	3.6	***47.0***	30.9
	内部障害	165	3.0	4.8	7.9	2.4	***53.9***	27.9
	知的障害	136	10.3	2.9	2.9	19.1	***32.4***	32.4
	発達障害	89	***22.5***	9.0	11.2	18.0	21.3	18.0
	精神障害	254	20.9	18.9	12.2	7.5	***26.4***	14.2
	高次脳機能障害	50	10.0	2.0	6.0	6.0	***50.0***	26.0
	難病・特定疾患	99	2.0	6.1	11.1	7.1	***38.4***	35.4
	慢性疾患	173	3.5	5.8	10.4	4.6	***54.3***	21.4

年齢別でみると、〔18～39 歳〕では「正職員として働きたい」が２割台半ばを占めて最も多くなっています。

また、〔40～64 歳〕では、「正職員として働きたい」、「パート・アルバイトなどで働きたい」、「自宅で働きたい（自営業・内職・フリーランスなど）」がそれぞれ１割台半ばと、多様な働き方を求めている傾向がうかがえます。

障害種別でみると、〔発達障害〕と〔精神障害〕では、「正職員として働きたい」が２割を超え、他の障害よりも多くなっています。

また、〔知的障害〕と〔発達障害〕では、「福祉的就労をしたい（作業所など）」が、〔精神障害〕では「パート・アルバイトなどで働きたい」が、それぞれ２割近くと比較的多くなっています。

⑧ 障害のある人が働くために必要なこと【在宅障害者】

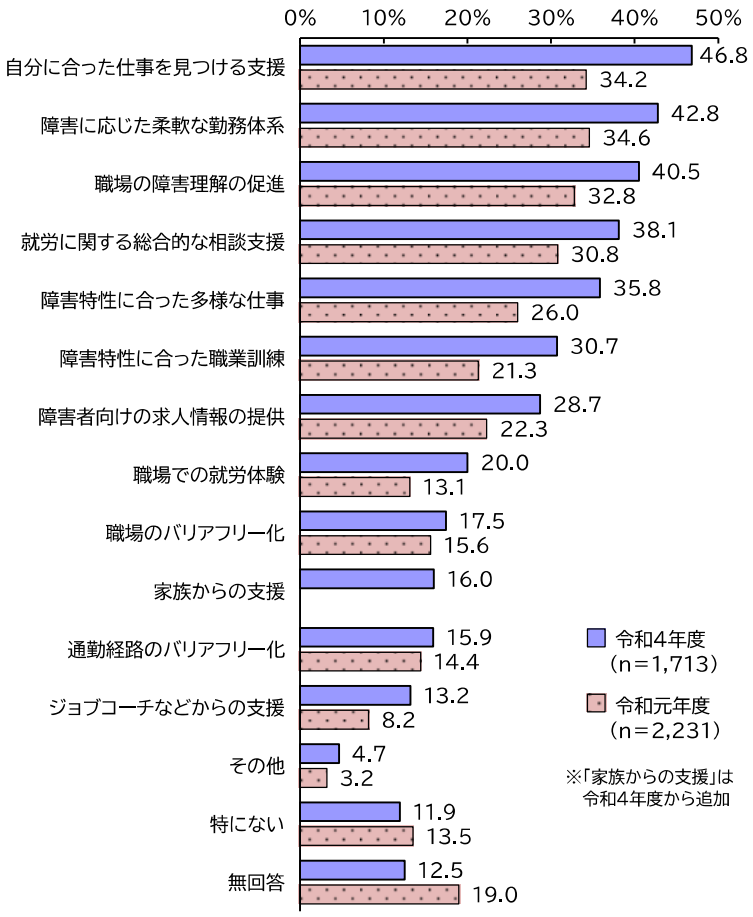

障害のある人が新しく働いたり、長く働き続けるために必要なことについては、「自分に合った仕事を見つける支援」が 46.8%と４割台半ばで最も多く、次いで「障害に応じた柔軟な勤務体系」が 42.8%で多く、「職場の障害理解の促進」も 40.5%と４割台で続いています。

令和元（2019）年度調査と比較すると、いずれの項目でも回答比率が上がっており、特に「自分に合った仕事を見つける支援」が 12.6 ポイント、「障害特性に合った多様な仕事」が 9.8 ポイント、「障害特性に合った職業訓練」が 9.4 ポイントと、自身や障害特性に適合する就労支援の項目の回答が令和元（2019）年度を大きく上回っています。

⑨ サービス利用の際の困りごと【在宅障害者、障害児】

【在宅障害者調査】

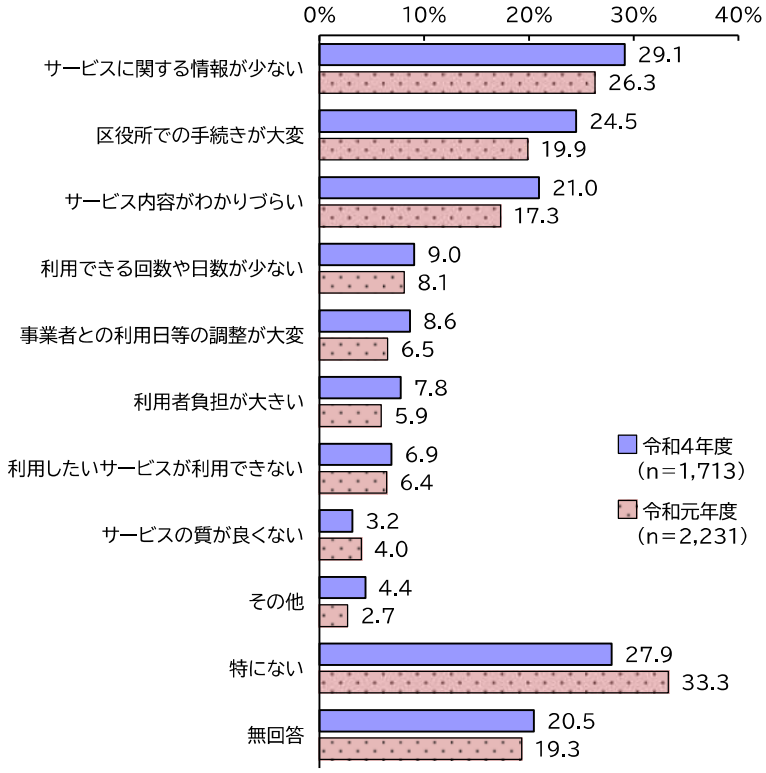

在宅障害者では、「サービスに関する情報が少ない」が 29.1％と３割近くで最も多く、次いで「区役所での手続きが大変」が 24.5％で多く、「サービス内容がわかりづらい」が 21.0％と２割台で続いており、それら以外の項目は１割を切っています。

一方で「特にない」は 27.9％と、３割近くに達しています。

令和元（2019）年度調査と比較すると、全体的な傾向に変化はありませんが、在宅障害者では「サービスの質が良くない」以外の項目は、いずれも回答比率が令和元年度から上がっており、特に「区役所での手続きが大変」が 4.6 ポイント、「サービス内容がわかりづらい」が 3.7 ポイント上がっています。

【障害児調査】

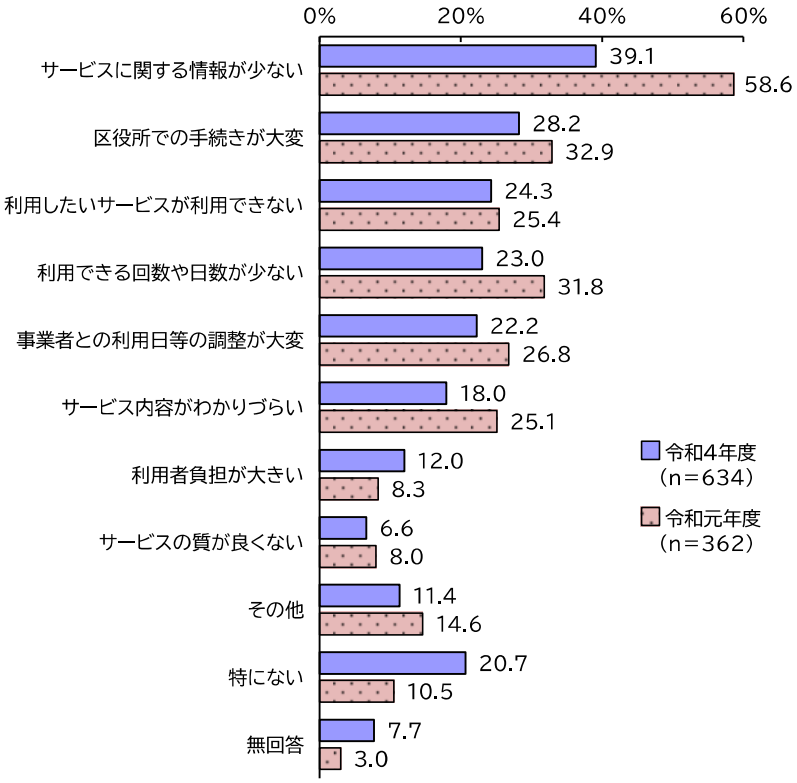

障害児では、「サービスに関する情報が少ない」が 39.1％と４割近くで最も多く、次いで「区役所での手続きが大変」が 28.2％で多く、「利用したいサービスが利用できない」が 24.3％で続いています。

一方「特にない」は 20.7％と、約２割を占めています。

令和元（2019）年度調査と比較すると、全体的な傾向に変化はありませんが、障害児では、「利用者負担が大きい」が 3.7 ポイント上がっています。それ以外の項目ではいずれも令和元（2019）年度を下回っており、特に「サービスに関する情報が少ない」が 19.5 ポイント、「利用できる回数や日数が少ない」が 8.8 ポイント、「サービス内容がわかりづらい」が 7.1 ポイントと、５ポイント以上下がっています。

⑩ 医療的ケアについての困りごと【障害児】

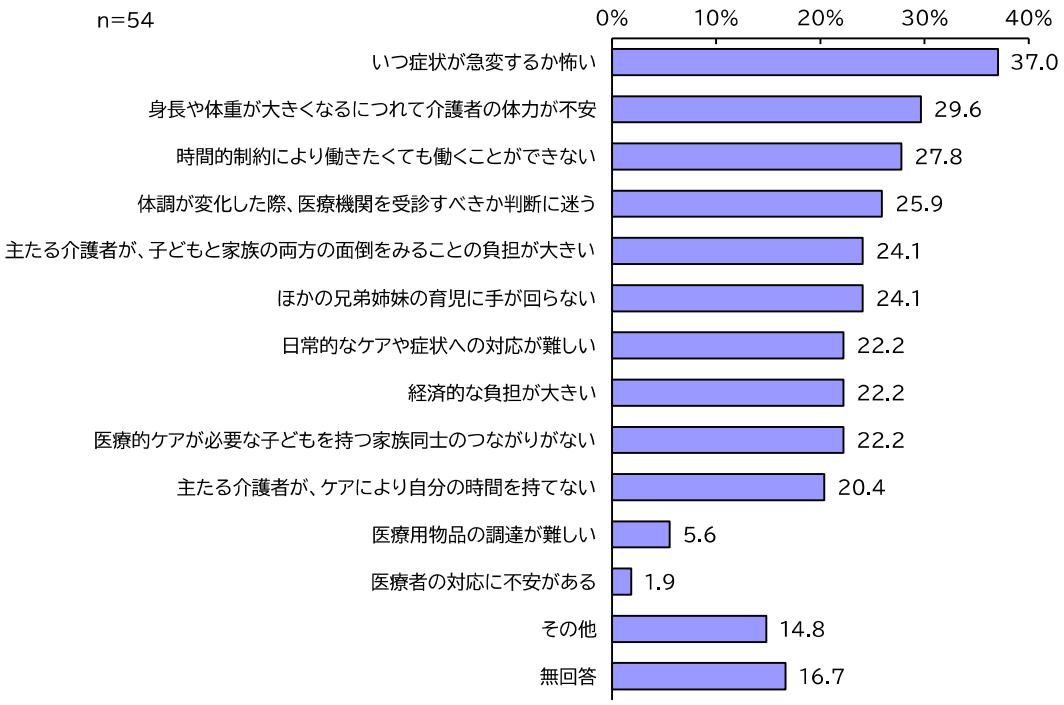

受けている医療的ケアに関連して困っていることや不安に思うことは、「いつ症状が急変するか怖い」が 37.0%と最も多く、「身長や体重が大きくなるにつれて介護者の体力が不安」が 29.6%、「時間的制約により働きたくても働くことができない」が 27.8%と続いており、「医療用物品の調達が難しい」、「医療者の対応に不安がある」、「その他」を除くすべての項目で２割以上と、多くの回答が挙げられています。

⑪ 災害発生時での困りごと【在宅障害者、障害児】

【在宅障害者調査】

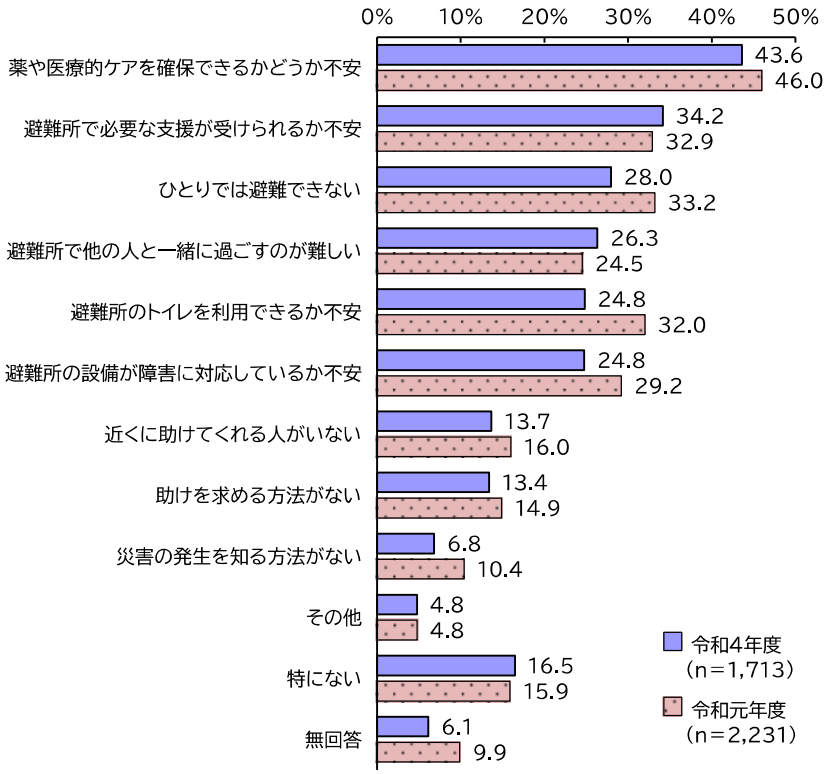

災害発生時に困ることや不安なこととしては、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が 43.6%と４割を超えて最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が 34.2%と多く、「ひとりでは避難できない」が 28.0%で続いています。

令和元（2019）年度調査と比較すると、在宅障害者では、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」以外の困りごとの項目はいずれも回答比率が下がっており、特に「避難所のトイレを利用できるか不安」が 7.2 ポイント、「ひとりでは避難できない」が 5.2 ポイントと、５ポイント以上下回っています。

【障害児調査】

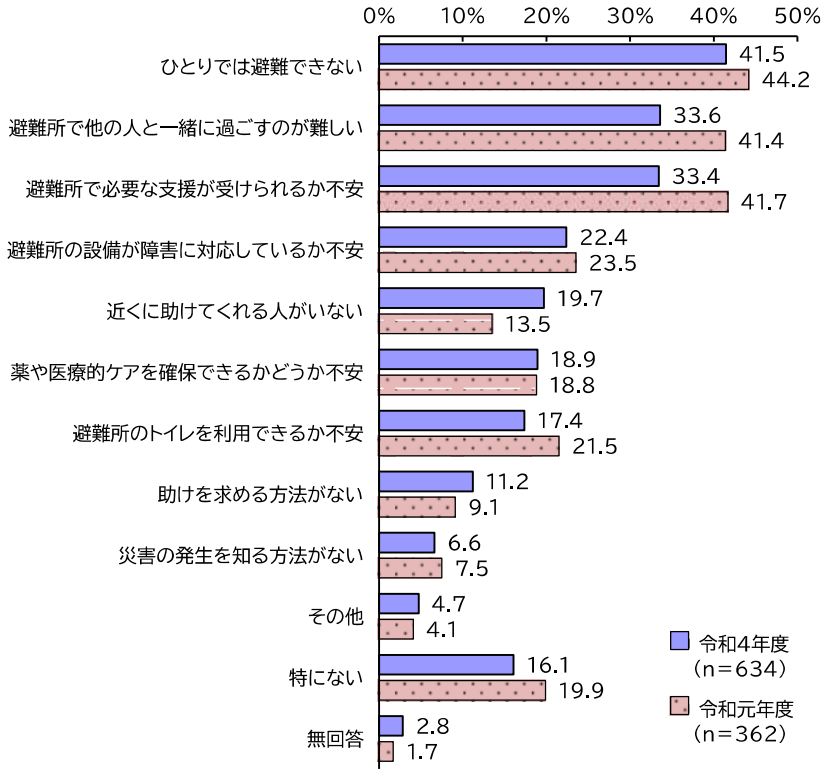

障害児では、「ひとりでは避難できない」が41.5%と４割を超えて最も多く、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」（33.6%）と「避難所で必要な支援が受けられるか不安」（33.4%）が３割台で続いています。

令和元（2019）年度調査と比較すると、障害児では、全体的な傾向にはあまり変化はありませんが、「その他」・「特にない」・「無回答」を除く９項目中６項目で令和元（2019）年度の数値を下回っています。

反対に、「近くに助けてくれる人がいない」は令和元（2019）年度時よりも 6.2 ポイント増加しています。

⑫ 障害に対する差別や偏見等の有無【在宅障害者、障害児】

【在宅障害者調査】

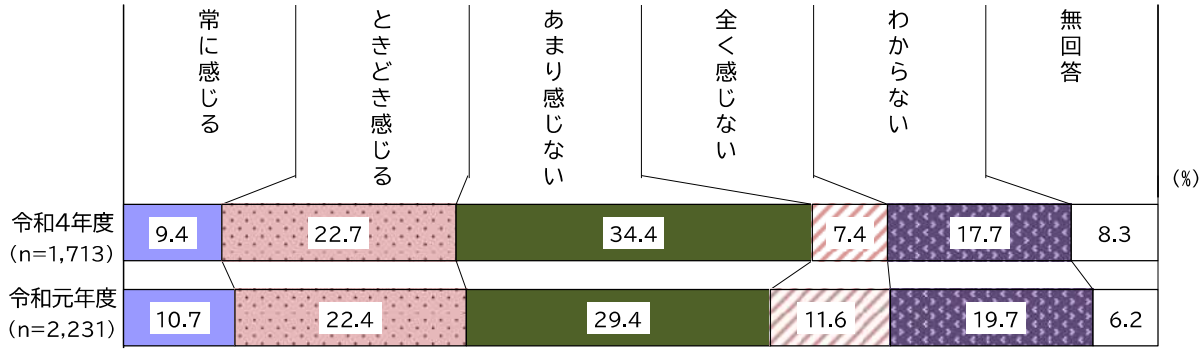

障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足に関して、在宅障害者では、「常に感じる」が 9.4%、「ときどき感じる」が 22.7%となっており、２つを合わせた『感じる』は 32.1%と３割を超えています。

令和元（2019）年度調査と比較すると、「あまり感じない」が 5.0 ポイント上昇していますが、「全く感じない」が 4.2 ポイント低下しており、『感じる』と『感じない』の割合は令和元（2019）年度時からあまり変化がありません。

【障害児調査】

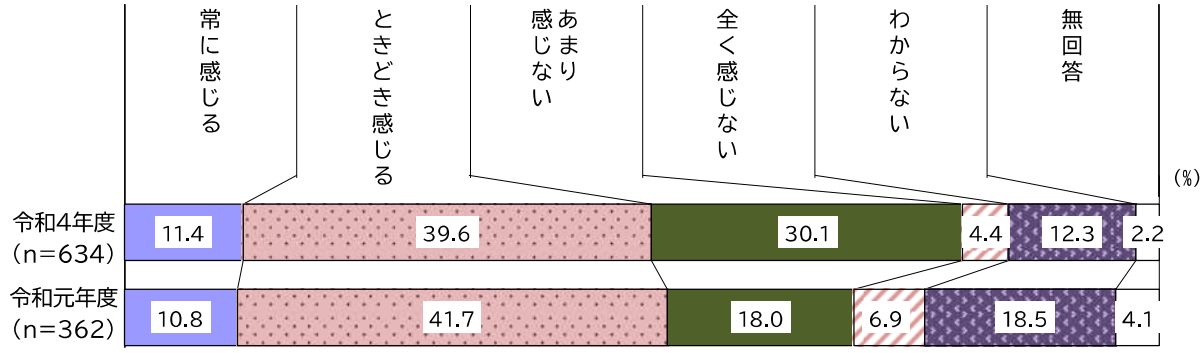

障害児では、「常に感じる」が 11.4%、「ときどき感じる」が 39.6%となっており、両回答を合わせた『感じる』は 51.0%と、半数を超えています。

令和元（2019）年度と比較すると、「あまり感じない」が 12.1 ポイント上昇していますが、『感じる』の割合は、令和元（2019）年度時からあまり変化がありません。

⑬ 成年後見制度の利用意向【在宅障害者、施設入所者】

【在宅障害者調査】

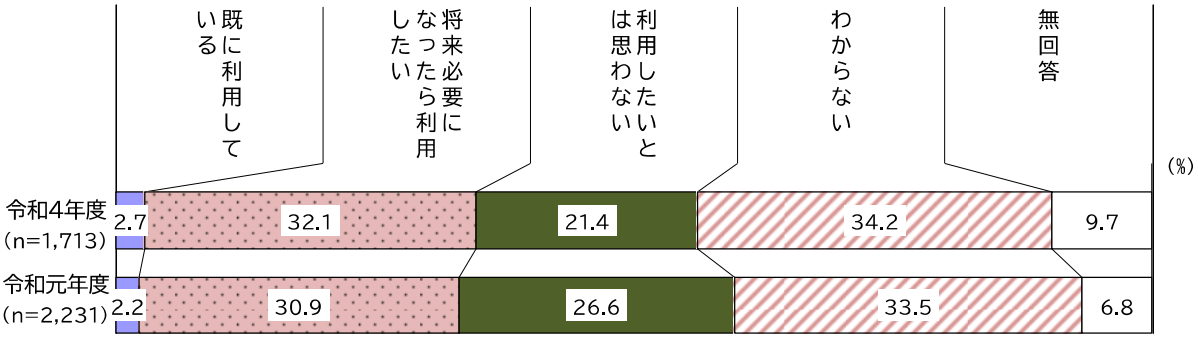

利用意向については、「既に利用している」が 2.7%、「将来必要になったら利用したい」が 32.1%と、利用に肯定的な回答が３割台半ばを占めています。

令和元（2019）年度調査と比較すると、「既に利用している」、「将来必要になったら利用したい」はあまり変化ありませんが、「利用したいとは思わない」は 5.2 ポイント減少しています。

【施設入所者調査】

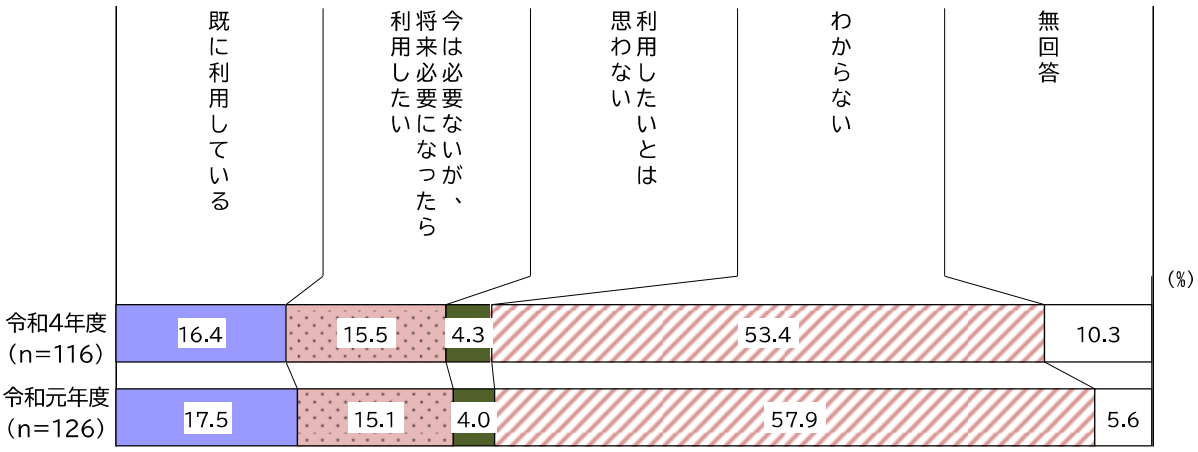

「既に利用している」が 16.4%、「今は必要ないが、将来必要になったら利用したい」が 15.5%と、利用に肯定的な回答が３割を超えています。

令和元（2019）年度と比較すると、「既に利用している」、「将来必要になったら利用したい」、「利用したいとは思わない」では、傾向に変化はみられません。

⑭ 希望する将来の暮らし方【在宅障害者、施設入所者、障害児】

【在宅障害者調査】

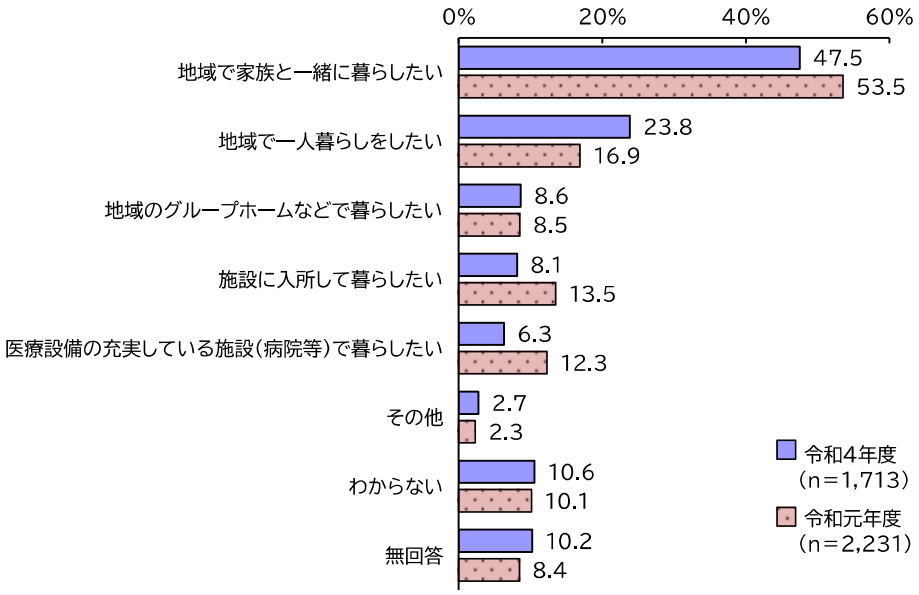

希望する将来（５～10 年後くらい）の暮らし方としては、「地域で家族と一緒に暮らしたい」が 47.5%と４割台後半で突出して多く、「地域で一人暮らしをしたい」が 23.8%と２割を超えて続いており、それら以外の項目は１割を切っています。

令和元（2019）年度調査と比較すると、「地域で一人暮らしをしたい」が 6.9 ポイント増えている一方、「地域で家族と一緒に暮らしたい」と「医療設備の充実している施設（病院等）で暮らしたい」がともに 6.0 ポイント、「施設に入所して暮らしたい」が 5.4 ポイントと、それぞれ５ポイント以上減っています。

【施設入所者調査】

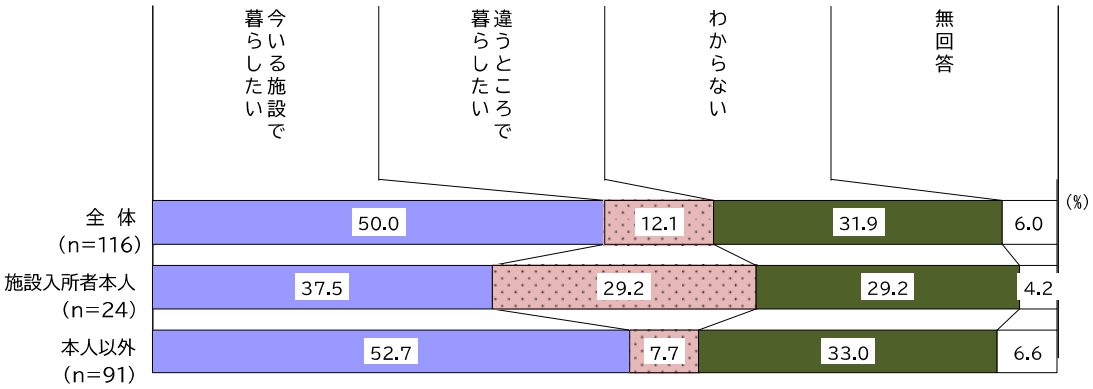

将来、どこで暮らしたいかについて、全体では「今いる施設で暮らしたい」が 50.0%と半数を占めており、「違うところで暮らしたい」が 12.1%、「わからない」が 31.9%となっています。

施設入所者本人の回答では、「違うところで暮らしたい」が 29.2%となっており、本人以外の回答の 7.7%を大きく上回っています。反対に「今いる施設で暮らしたい」は本人以外の回答で 52.7%と５割を超えており、施設入所者本人の 37.5%を大きく上回っています。

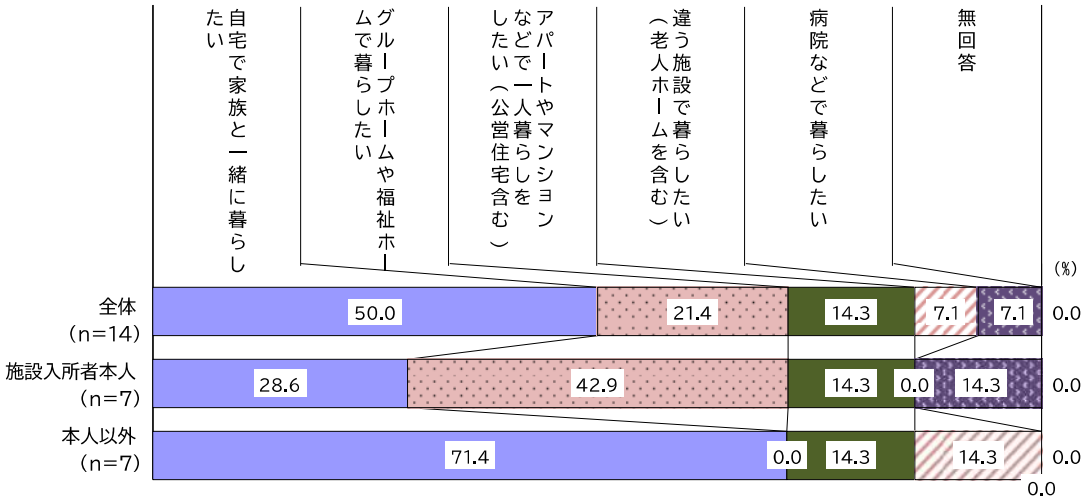

現在の入所している施設とは、将来違うところで暮らしたいと希望する回答者が、どこで暮らしたいかについて、全体では「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 50.0%（７人）と最も高くなっていますが、施設入所者本人の回答では「グループホームや福祉ホームで暮らしたい」が 42.9%（３人）、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 28.6%（２人）とほぼ同数が回答しています。

一方で、回答者本人以外の回答では、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 71.4%（５人）と最も高くなっています。

【障害児調査】

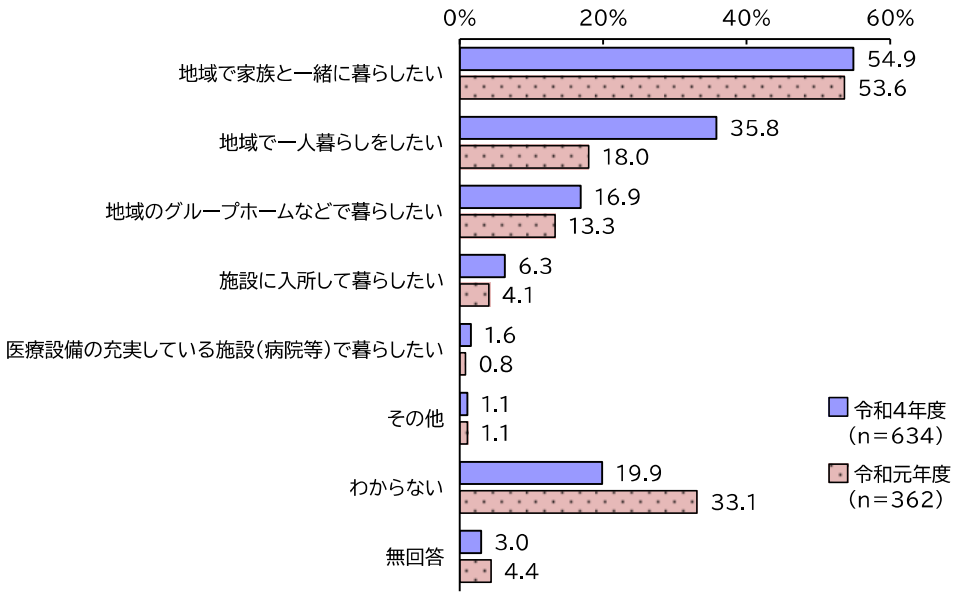

「地域で家族と一緒に暮らしたい」が 54.9%と過半数で最も多く、次いで「地域で一人暮らしをしたい」が 35.8%で多く、「地域のグループホームなどで暮らしたい」が 16.9%で続いています。

他方、「わからない」は 19.9%とほぼ２割を占めています。

令和元（2019）年度と比較すると、「わからない」が 13.2 ポイントと大きく減少しているのに対して、「その他」を除くすべての項目で令和元（2019）年度の値を上回っています。

特に「地域で一人暮らしをしたい」は 17.8 ポイントと、令和元（2019）年度より大きく増えています。

Column②

東京2025 デフリンピック

デフリンピックは、(デフ(Deaf)は、英語で「耳がきこえない」という意味)ろう者による国際スポーツ大会です。競技は一般の競技ルールに準拠しますが、補聴器等の使用は禁止されることや、スタートランプや旗を利用した視覚による情報保障を用いることが特徴です。

第1回大会は1924年にフランスのパリで開催され、オリンピック同様、4年に一度、夏季大会と冬季大会が開催されます。今回、日本初の東京開催が決まった2025年は第25回大会で、100周年の記念大会です。

開催日程:令和7年11月15日(土)から26日(水)まで
会　　場:駒沢オリンピック公園総合運動場ほか
競　　技:全21競技
参 加 国:70～80か国・地域
参加人数:選手約3,000人

東京2025デフリンピック
大会エンブレム

品川区では、令和5年度よりデフスポーツ啓発・応援事業を実施しています。デフスポーツやデフアスリートとつながり、知ることで、デフリンピックの認知度向上や聴覚障害に対する理解を深め、共生社会の実現を目指しています。

【令和5年度実績】

◆デフスポーツ等啓発イベント

デフリンピック啓発ブース(障害者支援課・区内関係団体と協力)

日本代表選手等によるデフスポーツ体験会、手話関連ワークショップ

◆デフスポーツ応援事業

デフサッカー日本代表候補合宿開催時にトレーニングマッチ観戦や、選手との交流会を実施。

令和5年度デフスポーツ等
啓発イベント
(会場:アイルしながわ)

令和5年度デフスポーツ応援事業
(会場:天王洲公園)

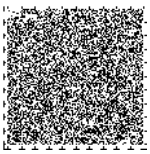

第2部 障害者施策の方向性について

＜品川区障害者計画＞

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

第１章　基本理念

障害者基本法の目的は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとされています。

本区では、『自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ　～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～ 』を基本理念とし、障害のあるなしに関わらず、すべての人が分け隔てなく地域で共に暮らす共生社会の実現を目指して、今後の障害者施策を推進していきます。

自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ
～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～

第２章　基本方針

基本理念に掲げる共生社会を実現するため、「地域で安心して暮らすことができる」、「自分らしく生き生きと暮らすことができる」、「すべての人が共に支え合い暮らすことができる」を基本方針として、今後の障害者施策の展開を図っていきます。

■３つの基本方針

基本方針１　地域で安心して暮らすことができる

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、困ったときに気軽に相談できること、必要なときに質の高い障害福祉サービスが提供されること、災害に備えることなど生活全般にわたる幅広い支援が必要となります。

そのため、相談支援の充実、障害福祉サービス等の充実、障害のある子どもへの支援の充実、安全・安心な暮らしの確保などに取り組み、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるように、包括的な支援体制の整備を進めます。

基本方針２　自分らしく生き生きと暮らすことができる

自分らしく生き生きと暮らすことができるためには、障害のある人が希望する生活や生き方を自ら選択・決定することを尊重し、また、意思と選好の最善の解釈に基づく意思決定支援を提供して、本人の希望する生活を実現することができる環境が必要となります。

そのため、社会参加の促進や就労支援の充実などに取り組み、障害のある人が自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

基本方針３　すべての人が共に支え合い暮らすことができる

障害のあるなしに関わらず、地域のすべての人が共に支え合いながら暮らすためには、お互いのことをよく理解し、考え方や生き方などの理解に努めること、そして、相手の立場に共感し支えあいや助け合いの気持ちを持って接することが必要となります。

そのため、障害理解を促進して障害者への差別・偏見などの社会的バリア（社会的障壁）を無くし、地域および教育の場においてインクルージョンを推進することにより、すべての人が共に支え合って暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

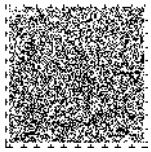

第３章　施策の方向性

１　地域生活の支援の充実・意思決定支援の推進

自ら意思を決定及び表明することが困難な障害のある人に対して、必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、地域で必要な相談を受けることができるように支援します。

また、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備を進め、障害のある人の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援を促進します。

【主な内容】
- ○意思決定支援の促進
- ○相談支援の充実
- ○地域生活への移行・継続の支援
- ○障害福祉サービス等の充実
- ○障害のある子どもへの支援の充実

２　保健・医療・福祉の連携の推進

精神障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど医療的支援を受ける障害のある人が地域で安心して暮らせるように、分野を超えた多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の連携強化に取り組みます。

また、精神障害のある人が地域の一員として、安心して暮らせるように、保健、医療、福祉、就労、居住等が包括的に支援する精神障害にも対応した地域包括ケアを推進します。

【主な内容】
- ○障害特性に応じた専門相談の充実
- ○保健・医療・福祉の連携強化
- ○精神障害にも対応した地域包括ケアの推進

3　安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が地域で安全・安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者グループホーム整備等の住まいの確保、歩道や建物などのバリアフリー化、障害者に配慮したまちづくり等を推進し、障害のある人の生活環境における社会的バリア（社会的障壁）の除去を進めます。

【主な内容】
〇グループホーム整備などによる住まいの確保
〇歩道や建物などバリアフリー化の推進
〇障害のある人に配慮したまちづくりの推進

4　防災・防犯等の推進

障害のある人が地域において、安全・安心して暮らすことができるよう、日常から地震・風水害等の備えなどの防災対策に取り組むとともに、未然に障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、注意喚起のための情報提供などを行います。

【主な内容】
〇防災対策の推進
〇犯罪被害、消費者被害の防止

5　雇用・就業の支援

働く意欲がある障害のある人が、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労機会の確保や就労支援の充実を図るとともに、就労が継続できるように支援します。

また、福祉的就労を希望する人に対しては、就労先確保のために就労継続支援事業所の整備など福祉的就労の充実を図ります。

【主な内容】
〇就労支援の推進
〇就労継続の支援
〇多様な働き方の推進
〇福祉的就労の充実

6　情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実

障害のある人が必要とする情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害のある人に配慮した情報やサービスの提供等に取り組み、情報アクセシビリティの向上を図ります。

また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話研修の実施など意思疎通支援の充実を図ります。

【主な内容】
〇わかりやすい情報の提供
〇情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

7　差別解消、権利擁護の推進および虐待の防止

すべての人が共に支え合いながら暮らす共生社会の実現に向け、社会のあらゆる場面において障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を進めるため、障害者差別解消法に関する広報・啓発活動を積極的に推進します。

また、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを着実に推進します。

【主な内容】
〇障害を理由とする差別の解消の推進
〇権利擁護の推進、虐待の防止

8　文化芸術活動・スポーツ等の振興

文化芸術活動及びスポーツへの参加は、障害のある人の生活を豊かにするだけでなく、活動を通じた地域の人々との交流により、障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進が期待できます。

そのため、障害のあるなしに関わらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ活動に親しめる機会を創出するなど環境づくりに取り組んでいきます。

【主な内容】
〇文化芸術活動の充実
〇スポーツ活動の充実

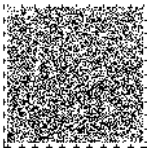

9　行政等における配慮の充実

障害のある人が区の窓口で合理的配慮の提供など、適切な支援を受けることができるように区職員の障害への理解促進に取り組みます。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の理念を踏まえて、手話通訳者の配置、筆談器の設置等による意思疎通の支援、分かりやすい案内表示など障害のある人が情報を取得・利用しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な内容】
〇行政窓口での合理的配慮の提供
〇行政手続きの際の意思疎通手段の確保
〇障害特性に応じた情報提供の充実

10　教育の振興

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指し、適切な支援を行うための教育環境の整備を進めるとともに、障害への理解を深めるための取り組みの推進や合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

【主な内容】
〇インクルーシブ教育システムの推進
〇教育環境の整備

第４章　重点的に取り組むべき施策

１　障害理解・差別解消の促進、インクルージョンの推進

■アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）結果より

18 歳以上の在宅の障害のある人と 18 歳未満の障害のある子どもを対象としたアンケートでは、「障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足」について、「常に感じる」が 9.4%（18 歳以上）、11.4%（18 歳未満）、「ときどき感じる」が 22.7%（18 歳以上）、39.6%（18 歳未満）でした。

二つを合わせた『感じる』は 32.1%（18 歳以上）、51.0%（18 歳未満）となっており、特に 18 歳未満の回答が過半数を超え高くなっています。

障害理解のために力を入れるべきことは、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供」が 34.8%（18 歳以上）、58.2%（18 歳未満）と最も高く、「障害者の一般就労の促進」が 33.9%（18 歳以上）、38.8%（18 歳未満）、その他「地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと」が 20.9%（18 歳以上）、53.8%（18 歳未満）、「地域や学校等で交流の機会を増やすこと」が 19.1%（18 歳以上）、39.4%（18 歳未満）という結果でした。

アンケート調査結果では、障害のある人・子どもへの差別や偏見、誤解や理解不足について、18 歳以上では３割以上、18 歳未満では５割以上が『感じる』と回答しており、未だに多くの人が差別や偏見、誤解や理解不足を感じています。

共生社会を実現するためには、社会のあらゆる場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を進めていく必要があります。

そのため、障害者差別解消法への理解を深める取り組みとして、区民や事業者等を対象とした啓発活動を進めるとともに、「品川区障害者差別解消支援地域協議会」の場を活用して、障害者差別解消に係る関係機関によるネットワーク構築や相談事例の検討等を行います。

また、障害のある人・子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を浸透させるため、地域の保育園、学校、すまいるスクールなどにおいてもインクルージョンの推進に取り組みます。

２　重症心身障害・医療的ケアの支援

（１）医療的ケアの相談支援

■アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）結果より

18 歳以上の在宅の障害のある人と 18 歳未満の障害のある子どもを対象としたアンケートでは、「医療的ケアについての相談相手」について「かかりつけ医療機関の職員」が 61.6%（18 歳以上）、83.3%（18 歳未満）、次いで「訪問看護師」が 21.4%（18 歳以上）、25.9%（18 歳未満）でした。障害のある人、障害のある子どもともに医療関係者の割合が突出して高い結果となりました。

アンケート調査結果では、医療的ケアの支援を必要とする子どもとその家族の相談先は、医療関係者の割合が突出して高く、医療関係以外の子育てや暮らしに関する相談の場が不足している状況にあることが伺われます。

そのため、本区では令和３（2021）年に「インクルーシブひろばベル」を開設して、地域の子ども達とインクルーシブな環境で安全・安心に過ごせる場を提供し、仲間づくりや地域コミュニティへの参加を促進するとともに、子育てに関する相談支援を提供してきました。

同時に保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めています。

今後は、「品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」の場を活用して、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が共通の理解に基づき連携し、関係機関相互の課題および情報の共有、医療的ケア児等の支援に係る方策の検討等を行います。

（２）重症心身障害・医療的ケアに対応した障害福祉サービス

■アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）結果より

18 歳以上の在宅の障害のある人を対象としたアンケートでは、現在利用している日中活動系サービスは、「生活介護」が 8.1％と最も高く、今後の利用意向は、「もっと利用したい」が 2.9％、「今後利用したい」が 9.2％となっています。

今後利用したいサービスでは「短期入所」の回答が 11.0％と最も高くなっています。

重症心身障害のある人や医療的ケアの支援を必要とする人には、特に専門性の高い手厚い支援が必要となります。

重症心身障害の子どもが利用できる児童発達支援・放課後等デイサービス事業所は増加傾向にありますが、事業所がまだ足りていない状況です。

そのため、今後も運営経費の一部補助等を活用して、事業所の積極的な誘致を図り、より一層のサービス提供体制の充実に努めます。

さらに、将来、特別支援学校等を卒業する重症心身障害の子どもたちが必要に応じて、障害福祉サービスを利用できるように、生活介護や就労継続支援Ｂ型などの施設を整備して、日中活動系サービスの拡充に努めます。

３　障害のある子どもへの支援

（１）相談支援

■アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）結果より

18 歳未満の人を対象にしたアンケートでは、悩み事を相談する際の困りごととして、「どこに問い合わせたらよいかわからない」が 28.9%と３割近くで最も高く、次いで「身近な場に相談するところがない」が 16.9%と続いています。

また、サービス利用の際の困りごとは、「サービスに関する情報が少ない」は 39.1%と最も高くなっています。

アンケート調査結果では、障害のある子どもとその家族から「どこで相談するのか分からない」、「身近な場所に相談する場所がない」、「サービスに関する情報が少ない」といった回答が数多く寄せられました。

障害のある子どもとその家族が、地域で安心して暮らし続けるには、障害特性や発達・成長段階に応じた適切な相談支援が必要となります。

そのため、発達に支援が必要な子どもの成長を支える地域の中核施設である児童発達支援センターにおいて専門相談などの相談機能を充実させるとともに、福祉・保健・教育等の関係機関との連携強化や相談支援専門員のスキルアップを図り、家族から寄せられる多種多様な相談に適切に対応できるようにします。

さらに、「どこで相談するのかわからない」、「サービスに関する情報が少ない」といった利用者の声に応えていくため、区ホームページやパンフレット等の更新により、相談やサービスに関するきめ細やかな情報発信・情報提供に努めます。

（２）障害児通所支援

■アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）結果より

18 歳未満の人を対象にしたアンケートでは、サービス利用の際の困りごとは、「利用したいサービスが利用できない」が 24.3%（令和元（2019）年調査：25.4%）、「利用できる回数や日数が少ない」は 23.0%（令和元（2019）年調査：31.8%）で、いずれも前回調査と比較するとゆるやかに改善している結果となりました。

その一方で、今後の利用意向については、放課後等デイサービスを「もっと利用したい」は 19.7%、「今後利用したい」は 21.3%、児童発達支援を「もっと利用したい」は 13.1%、「今後利用したい」は 6.2%でした。

発達に遅れのある子どもやその遅れの疑いがある子どもの早期発見・早期支援が進んだことによって、近年、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者は、著しい増加を見せています。

児童発達支援・放課後等デイサービスといった障害児通所支援事業所は大幅に増加していますが、アンケート調査結果では、放課後等デイサービスでは「もっと利用したい」、「今後利用したい」との回答が４割を超え、児童発達支援は「もっと利用したい」、「今後利用したい」との回答も２割近いなど、障害児通所支援サービスの需要が依然として高いことが分かります。

そのため、地域の発達に支援が必要な子どもの成長を支えるための拠点となる児童発達支援センターを新設し、様々な障害児通所支援サービスを提供するとともに、民間の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組むことで、障害のある子どもへのサービスの充実を図ります。

４　地域生活への移行・継続の支援

（１）在宅の障害のある人の地域生活の継続

■アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）結果より

18 歳以上の在宅の障害のある人を対象としたアンケートでは、主な第１介助者の年齢は、「50～59 歳」が 18.9％と最も高く、「75 歳以上」が 12.4％、「70～74 歳」が 11.9％と続いています。

また、主な介助者が介助や支援をできなくなった場合に望む対応は、「施設に入所したい」が 24.8％と２割半ば近くで最も高く、次いで「グループホームに入居したい」が 16.1％、「ホームヘルプを利用したい」が 13.5％でした。

希望する将来の暮らし方については、「地域で家族と一緒に暮らしたい」が 47.5％と４割半ばを超えて突出して高く、「地域で一人暮らしをしたい」が 23.8％と２割を超えて続いています。

障害のある人の高齢化・重度化や家族の高齢化にともなう家庭での介護力低下、「親亡き後」の残された子どもへの支援等を見据え、さらに地域生活支援拠点等の機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の強化を図っていく必要があります。

そのため、体験型居室や短期入所の設置、専門的人材養成のための専門研修の実施、障害福祉サービス事業所連絡会の開催を通じた地域の体制づくりを進め、生活介護や就労継続支援Ｂ型等の日中活動系サービスの充実を図ります。

また、精神障害のある人が地域の一員として、安心して暮らせるように、関係機関と連携して保健、医療、福祉、就労、居住等が包括的に支援する精神障害にも対応した地域包括ケアの推進に取り組みます。

（２）施設入所している人の地域移行

■アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）結果より

施設に入所している 227 人を対象としたアンケートの有効回収数は116 人であり、その内訳は、本人が 24 人、施設職員など本人以外が 91 人、不明が 1 人でした。

回答者別にみると、本人では、「今いる施設で暮らしたい」が 37.5%（９人）、「違うところで暮らしたい」が 29.2%（７人）、「わからない」が 29.2%（７人）でした。

本人以外では、「今いる施設で暮らしたい」が 52.7%（48 人）、「違うところで暮らしたい」が 7.7%（７人）、「わからない」が 33.0%（30 人）でした。

また、施設以外の暮らし方は、回答者全体では「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 50.0%（７人）と最も高く、次いで「グループホームや福祉ホームで暮らしたい」が 21.4%（３人）、「アパートやマンションなどで一人暮らしをしたい（公営住宅含む）」が 14.3%（２人）で続いています。

施設以外で暮らすために必要な支援や環境は、回答者全体では「日常生活ができるための訓練をすること」と「介助者がいること」がともに 35.7%（５人）で最も高く、「家族の理解」が 21.4%（３人）という結果でした。

アンケート調査結果では、施設入所者本人以外の回答が多く、施設入所者本人の希望を正確につかむことができないため、別途、令和４（2022）年度、品川区地域自立支援協議会相談支援部会で施設入所者への地域生活移行に関するアンケート調査を実施し、地域生活を希望する人が 19 人いることが確認できました。

なお、令和５（2023）年度から 37 人の施設入所者の地域移行に取り組み、２人（令和６年３月現在）の地域移行が実現しました。

今後、地域生活を希望する人に対し、必要に応じて意思決定支援を行いながら、引き続き地域移行の取り組みを進めます。

そして、希望者が地域で安全・安心に暮らせるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの事業所誘致を進めます。

また、障害者グループホーム整備等を進め、生活拠点となる住まいの確保を図ります。

5　就労支援の充実

■アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）結果より

18 歳以上の在宅の障害のある人を対象としたアンケートでは、就労状況は、「正職員として働いている」が 16.2%（令和元（2019）年度調査：12.5%）、「パート・アルバイトなどで働いている」が 12.3%（令和元（2019）年度調査：10.3%）、「福祉的就労をしている（作業所など）」が 11.2%（令和元（2019）年度調査：8.6%）でした。

一方、「以前働いていたが、現在は働いていない」が 37.2%（令和元（2019） 年度調査：40.1%）、「働いたことはない」が 11.2%（令和元（2019）年度調査：12.8%）となっています。

前回調査と比較すると、一般就労をしている人、福祉的就労をしている人の割合は共に増加しています。

「働いている」と回答した人の仕事をする上での困りごとは、「収入が少ない」が 39.3%と４割近くで最も高く、次いで「体力的につらい」が 19.9%、「精神的につらい」と「職場の人間関係」がともに 18.7%と続いています。

また、障害のある人が働くために必要なことは、「自分に合った仕事を見つける支援」が 46.8%と４割半ばを超えて最も高く、次いで「障害に応じた柔軟な勤務体系」が 42.8%、「職場の障害理解の促進」が 40.5%と４割台で続いています。

就労状況について「働いていない」と回答した人の今後の就労意向は、「働きたいとは思わない」が 42.5%と４割を超えて最も高く、「正職員として働きたい」が 9.5%、「パート・アルバイトなどで働きたい」が 9.2%と１割近くで続いています。

障害者雇用促進法改正による法定雇用率の段階的引き上げや就労支援の充実等にともない、今後、さらに障害のある人の就労参加の増加が見込まれます。

こうして障害がある人の社会での活躍の場が徐々に広がる一方で、上記のアンケート調査結果のように、「自分にあった仕事を見つけられない」、「就職しても収入が少ない」、「体力的につらい」、「精神的につらい」、「職場の人間関係」などに悩みを抱え、短期間で離職を選択せざるを得ない人もいます。

そのため、本人の希望や障害特性にあった仕事を見つけられるようにマッチング支援の充実、職場での障害理解の促進、障害特性や障害の種別・程度に応じた多様な働き方ができる仕組みづくりなどに取り組むことで、障害のある人が安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。

また、品川区地域自立支援協議会就労支援部会において、就労移行支援事業所等と連携して、さらに一般就労を増やすとともに、多様な働き方が出来るよう令和５年度から超短時間就労促進事業を開始しました。

６　災害対応等の推進

■アンケート調査（品川区障害者計画等策定のための基礎調査）結果より

18 歳以上の在宅の障害のある人を対象としたアンケートでは、災害発生時に困ること等は、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が 43.6%と４割を超えて最も高く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が 34.2%、「ひとりでは避難できない」が 28.0%と続いています。

災害時に必要な支援として回答が多い項目は、「食料や薬などの備蓄（54.7%）」、「障害に対応した避難所（42.1%）」、「医療的ケアの確保（40.9%）」でした。

18 歳未満の障害のある子どもを対象としたアンケートでは、災害発生時に困ること等は、「ひとりでは避難できない」が 41.5%と４割を超えて最も高く、次いで「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が 33.6%、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が 33.4%と３割台で続いています。

災害時に必要な支援として回答が多い項目は、「障害に対応した避難場所（47.9%）」、「食料や薬などの備蓄（39.0%）」、「避難するときの介助・支援（34.5%）」、「コミュニケーションの確保（30.9%）でした。

アンケート調査結果では、障害のある人が災害に対して、薬や医療的ケアの確保、一人での避難行動、避難所での避難生活、災害情報の入手など様々な不安を抱えていることが分かります。

こうした不安に応えるため、本区ではこれまで在宅人工呼吸器使用者への非常用電源装置給付、避難行動要支援者への個別避難計画作成等に取り組んできました。

一方、大規模災害の際には行政等の「公助」に限界があるため、一人ひとりが自らの安全を守る、家庭で災害に備えるという「自助」、災害時に地域や身近にいる人同士が互いに助け合うという「共助」が必要となります。

そのため、食料等備蓄、家具類の転倒防止等の必要性の周知・啓発を図るとともに、防災訓練への参加、避難行動要支援者の個別避難計画作成等の機会を通じて、避難場所・避難方法等の事前確認や地域とのつながりを深めることで災害時の避難行動の対応力向上を促進します。

第５章　計画の施策体系

(1)品川区障害者計画の施策体系

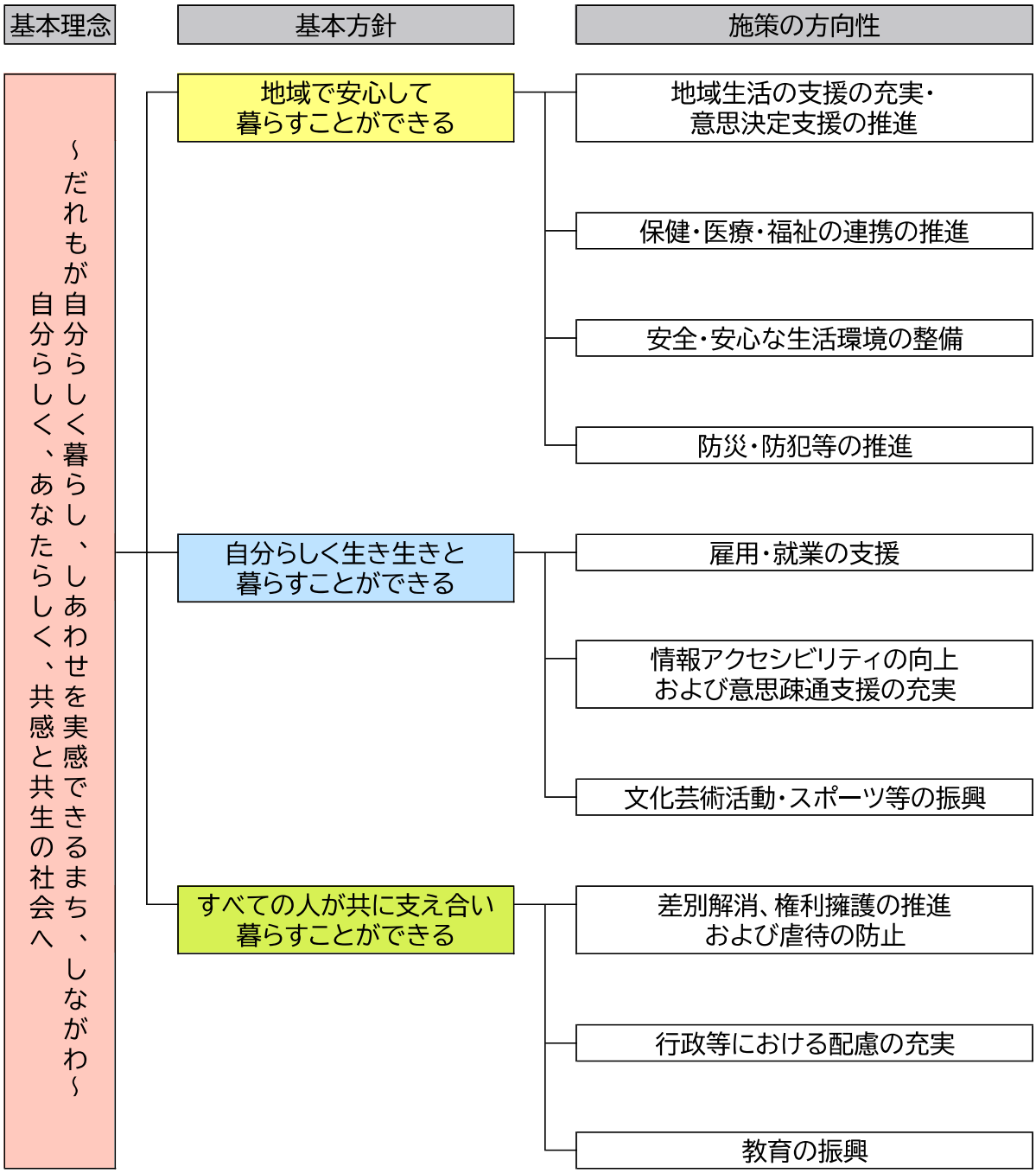

（2）第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画の施策体系

施策の柱	主な施策・取組
相談支援の充実	相談支援体制の強化
	障害特性に応じた専門相談の充実
地域生活の支援の充実	意思決定支援の促進
	地域生活への移行・継続の支援
	保健・医療・福祉等の連携強化
障害福祉サービス等の充実	サービス提供体制の確保
	地域生活支援拠点等の機能の充実
	重症心身障害・医療的ケアの支援の推進
	精神障害に対応した地域包括ケアの推進
	サービスの質の向上・研修等の充実
障害のある子どもへの支援の充実	地域における支援体制の充実
	早期発見・早期支援の充実
	家族支援の充実
安全・安心な暮らしの確保	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
	災害対応等の推進
就労支援の充実	就労支援の推進
	多様な働き方の推進
社会参加の促進	情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実
	スポーツ活動の充実
	文化・芸術活動の充実
	外出支援・参加支援の充実
障害理解と権利擁護の促進	虐待防止・権利擁護の促進
	障害理解・差別解消の促進
	行政における合理的配慮の提供の充実
インクルージョンの推進	教育のインクルージョンの推進
	地域におけるインクルージョンの充実

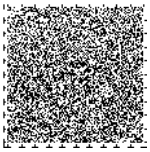

第3部　障害福祉サービス等の提供体制の確保

＜第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画＞

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

第１章　計画の成果目標

■成果目標の設定について

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき策定する障害福祉計画および児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき策定する障害児福祉計画では、国の基本指針に即して、成果目標を定めることとされています。

そのため、本区の成果目標は国の基本指針で示された成果目標を基本とします。

ただし、一部項目については区市町村に成果目標に示されていないことから、活動指標又は利用者ニーズ等を勘案して、本区の成果目標とします。

１　施設入所者の地域生活への移行

（１）国の基本指針

令和４（2022）年度末時点の施設入所者数の６％以上が令和８（2026）年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和８（2026）年度末の施設入所者数を令和４（2022）年度末時点の施設入所者数から５％以上削減すること。

【前期計画からの変更点】

施設入所者の６％以上（前期から変更なし）が地域移行する目標と、施設入所者の定員を５％以上（前期 1.6%以上）削減する目標が設定されました。

（２）区の成果目標

◆地域生活移行者

令和４（2022）年度、施設入所者に対して地域生活移行に関するアンケート調査を実施したところ、地域生活を希望する人が 19 人いることが確認できました。

そのため、令和８（2026）年度末時点で、令和４（2022）年度末の施設入所者数の 6.9%（19 人）以上が地域生活へ移行することを目標とします。

◆施設入所者数

障害の重度化・高齢化等にともない、施設入所者数は令和元（2019）年度末の 271 人から令和４（2022）年度末の 275 人に微増しています。

また、施設入所以外の選択肢が少ない等の理由により、施設入所待機者は令和元(2019)年度末の 42 人から令和４（2022）年度末の 45 人に増加しています。

そのため、施設入所希望の利用者ニーズに応えられるよう、前期計画の令和５（2023）年度末の施設入所者数目標と同数の 271 人を令和８（2026）年度末の施設入所者数の目標とします。

目 標 項 目	現状	目標
◆令和８（2026）年度末までの地域生活移行者数 令和８（2026）年度末時点で、令和４（2022）年度末の施設入所者数の 6.9%（19 人）以上が地域生活へ移行する。	３人	19 人以上
◆令和８（2026）年度末時点における施設入所者数 令和８（2026）年度末時点で、令和４（2022）年度末時点の施設入所者数を 1.5%（４人）以上削減する。	275 人	271 人

※現状は令和４（2022）年度末（地域生活移行者数は累計値）

目標は令和８（2026）年度末時点（地域生活移行者数は累計値）

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（１）国の基本指針

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標は、東京都において設定されています。

また、国の基本指針に基づき、東京都が算出した令和８年度末の長期入院患者の区内地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、21 人が見込まれています。

【参考：成果目標（都道府県）】

◆精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とします。

◆令和８（2026）年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定します。

◆令和８（2026）年度末における入院後３か月時点、入院後６か月時点及び入院後１年時点の退院率の目標値をそれぞれ 68.9%以上、84.5%以上及び 91.0%以上として設定することを基本とします。

【前期計画からの変更点】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、都道府県には退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上（前期 316 日以上）とすること、入院後３か月時点の退院率を 68.9%以上（前期 69%以上）、６か月時点の退院率を 84.5%以上（前期 86%以上）、１年時点の退院率を 91.0%以上（前期 92%以上）という目標が設定されました。

（２）区の成果目標

◆国の基本指針で示された区市町村の活動指標を区の成果目標とします。

◆精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の連携強化を図るとともに、今後の支援の在り方や取組を協議します。

◆精神障害のある人の地域移行にあたり、必要となる障害福祉サービス等の充実に努めます。

目 標 項 目			現状	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数		年１回	実施
	参加者数		25 人／回	実施
	内訳	保健	５人	有
		医療	８人	有
		福祉・介護	６人	有
		当事者・家族等	０人	有
		その他	６人	有
	目標設定及び評価の実施回数		年１回以上	実施
精神障害者の利用者数	地域移行支援		１人	８人
	地域定着支援		１人	５人
	共同生活援助（障害者グループホーム）		108 人	144 人
	自立生活援助		０人	８人
	自立訓練（生活訓練）		27 人	40 人

※現状は令和４（2022）年度末。目標は令和８（2026）年度末時点

３　地域生活支援の充実

（１）国の基本指針

■令和８（2026）年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。

■令和８（2026）年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

【前期計画からの変更点】

地域生活支援拠点等について、各市町村における整備が努力義務化されるとともに、機能の充実のための体制構築についても具体的に明記されました。

また、強度行動障害を有する者に対する支援ニーズの把握、支援体制の整備が新規に追記されました。

（２）区の成果目標

◆地域生活支援拠点等の整備

区では、地域生活支援拠点等を３カ所（旗の台障害児者相談支援センター、東品川障害者相談支援センター、南品川障害児者相談支援センター）整備し、それぞれに地域のコーディネーター役となる地域生活支援拠点マネージャーを配置しています。

また、「地域生活支援拠点検討会」では、地域生活支援拠点の主な機能である「①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり」のより一層の充実を図るため、引き続き、地域の障害福祉サービス事業所等との相談・情報提供体制の整備や地域体験の場の確保等に取り組みます。

◆強度行動障害のある人のニーズ把握と支援体制の整備

令和８(2026)年度末までに行動関連項目に基づいて強度行動障害のある人を確認し、その支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の検討を行い、検討結果に基づいて整備を進めます。

目 標 項 目	現状	目標
◆地域生活支援拠点等の整備 令和８（2026）年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備する。	整備済	充実
◆地域生活支援拠点等の機能の充実 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める。	実施	充実
◆地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。	実施	実施
◆強度行動障害のある人のニーズ把握と支援体制整備 令和８（2026）年度末までに、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。	－	検討・整備

※現状は令和４（2022）年度末。目標は令和８（2026）年度末時点

４　福祉施設から一般就労への移行等

（１）国の基本指針

■令和８（2026）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和３（2021）年度実績の 1.28 倍以上にすること。そのうち、就労移行支援事業については 1.31 倍以上、就労継続支援Ａ型事業については概ね 1.29 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については概ね 1.28 倍以上を目指すこと。

■就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすること。

■就労定着支援事業の利用者数については、令和３（2021）年度実績の 1.41 倍以上とすること。

■就労定着支援事業所のうち、利用終了後の一定期間における就労定着率を７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすること。

【前期計画からの変更点】

福祉施設利用者のうち一般就労する者を令和３（2021）年度の就労者数の 1.28 倍以上（前期 1.27 倍以上）とすることとし、就労移行支援事業については 1.31 倍以上（前期 1.30 倍以上）、就労継続支援Ａ型事業については概ね 1.29 倍以上（前期 1.26 倍以上）、就労継続支援Ｂ型事業については概ね 1.28 倍以上（前期 1.23 倍以上）とする目標が設定されました。

就労定着率については、前年度末から過去６年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労先での雇用継続期間が前年度において３年６か月以上６年６か月未満に該当する事業所が７割以上となる事業所を全体の２割５分とする目標が設定されました。（前期目標：令和５（2023）年度の就労定着率が８割以上の事業所が全体の７割以上）

また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合に関する目標、就労定着支援事業の利用者数に関する目標が新設されました。

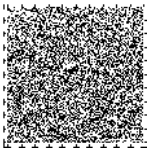

（２）区の成果目標

◆福祉施設から一般就労への移行者数

障害者雇用促進法改正による法定雇用率の段階的引き上げ等により、障害のある人の就労が増加しています。

今後、働く意欲がある障害のある人が、その個性と能力を十分に発揮することができる環境を就労移行支援事業所と連携してつくり、就労支援の促進に取り組みます。

◆一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用割合、就労定着率の向上

就労開始後の不本意な離職を防ぐために就労定着支援事業所と連携して就労定着支援の利用促進を図り、就労定着率の向上に取り組みます。

また、令和７（2025）年度までに開始される予定の「就労選択支援」の利用促進を図り、本人の能力や適性等をアセスメントで客観的に評価し、長所や課題を把握したうえ、一般就労や就労系サービスを利用することで就労定着等の向上を図ります。

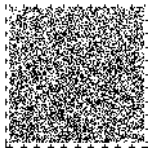

目 標 項 目		現状	目標
◆福祉施設から一般就労への移行者数（※１） 令和８（2026）年度末に令和３（2021）年度実績の一般就労移行者数の 1.28 倍以上とする。		60 人	77 人 (1.28 倍)
内訳	◆就労移行支援事業から一般就労への移行者数 令和８（2026）年度末に令和３（2021）年度実績の一般就労移行者数の 1.31 倍以上とする。	52 人	68 人 (1.31 倍)
	◆就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数 令和８（2026）年度末に令和３（2021）年度実績の一般就労移行者数の 1.29 倍以上とする。	０人	１人 (1.29 倍)
	◆就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数 令和８（2026）年度末に令和３（2021）年度実績の一般就労移行者数の 1.28 倍以上とする。	０人	１人 (1.28 倍)
◆就労移行支援事業所から一般就労への移行者の割合 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とする。		４割以上	５割以上
◆就労定着支援事業の利用者数 就労定着支援事業の利用者数を令和３年度実績の 1.41 倍以上とする。		55 人	76 人 (1.41 倍)
◆就労定着支援事業所の就労定着率７割以上の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とする。		－	２割５分 以上

※現状は令和３（2021）年度末。目標は令和８（2026）年度末時点
※１…品川区障害者就労支援センター「げんき品川」の実績を含んだ目標です。

５　障害児支援の提供体制の整備等

（１）障害児支援の提供体制の整備等

■児童発達支援センターの設置

令和８（2026）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも１カ所以上設置すること。

■地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和８（2026）年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。

■重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数

令和８（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも１カ所以上確保すること。

■重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数

令和８（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも１カ所以上確保すること。

■医療的ケア関係機関が連携を図る協議の場

令和８（2026）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

■医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和８（2026）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【前期計画からの変更点】

令和８（2026）年度末までに、全ての区市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが追記されました。

（２）区の成果目標

◆児童発達支援センターの設置

区は、児童発達支援センター「品川児童学園」を設置して、地域の障害児支援の充実に努めてきました。

今後、戸越六丁目の区立大原児童センターの建物を改修して、区内２か所目となる児童発達支援センターの整備を進め、地域における障害児支援の充実を図ります。

◆地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、地域や教育でのインクルージョンの推進に取り組むとともに、障害のある子どもが集団生活に適応するため、引き続き、児童発達支援の環境整備や必要な支援を行う保育所等訪問支援の活用を促進します。

◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、今後も利用者の増加が見込まれるため、令和８（2026）年度末までに１か所を追加して計３か所の設置を目標とします。

◆重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置

重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスについては、今後も利用者の増加が見込まれるため、令和８（2026）年度末までに１か所を追加して計３か所の設置を目標とします。

◆医療的ケア関係機関が連携を図る協議の場

医療的ケア児を取り巻く課題について意見交換・課題検討、地域で活用できる社会資源等の情報共有等を行い、医療的ケア児の成長を支える連携体制の強化を図ります。

◆医療的ケア児等コーディネーターの配置

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対する情報提供や関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

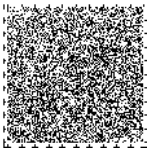

目 標 項 目	現状	目標
◆児童発達支援センターの設置 令和８（2026）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも１カ所以上設置する。	設置済 （１か所）	設置済 （２か所）
◆地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 令和８（2026）年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。⇒保育所等訪問支援の利用者数	43 人	91 人
◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置 令和８（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも１カ所以上確保する。	設置済 （２か所）	設置済 （３か所）
◆重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置 令和８（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも１カ所以上確保する。	設置済 （２か所）	設置済 （３か所）
◆医療的ケア関係機関の協議の場 令和８（2026）年度末までに、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を開催する。	開催 （１回）	開催 （２回）
◆医療的ケア児等コーディネーターを配置 令和８（2026）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	配置済 （７人）	配置済 （10 人）

※現状は令和４（2022）年度末。目標は令和８（2026）年度末時点

６　相談支援体制の充実・強化等

（１）国の基本指針

■令和８（2026）年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。

■地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な地域自立支援協議会の体制を確保すること。

【前期計画からの変更点】

区市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、地域の相談支援体制の強化に向けた体制確保について明記されました。

また、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等が追記されました。

（２）区の成果目標

◆基幹相談支援センターにおける相談機能、地域の相談支援機関それぞれの役割と連携方法を整理し、さらに地域の相談機関と連携を強化して相談支援体制の充実を図ります。

◆地域の相談支援体制を充実させるため、人材の育成支援や専門的な指導助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保します。
また、これらの取組を効果的に進めるため、地域拠点相談支援センターや「品川区地域自立支援協議会」を有効に活用します。

目 標 項 目			現状	目標
◆基幹相談支援センターの設置			設置済	充実
内訳	相談支援事業所への専門的な指導・助言		有	有
	相談支援事業所の人材育成の支援		有	有
	相談機関との連携強化の取組の実施		有	有
	個別事例の支援内容の検証の実施		有	有
	主任相談支援専門員の配置		無	有
◆地域自立支援協議会の活用				
内訳	事例検討	検討回数	1 回	4 回
		参加事業所数	15 事業所	延 56 事業所
	専門部会	設置数	3 部会	4 部会
		実施回数	9 回	延 33 回

※現状は令和４（2022）年度末。目標は令和８（2026）年度末時点

※延べ数は令和６年度から令和８年度末までの合計

7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

（１）国の基本指針

令和８（2026）年度末までに、区市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること。

【前期計画からの変更点】
前期計画に続き、各区市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する目標が設定されました。

（２）区の成果目標

◆都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に参加することで、区職員のスキルアップを図ります。
◆事業所の第三者評価受審を促し、事業所の適正な運営の確保を図ります。
◆障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を事業所と共有することで、給付請求の適正化を図ります。

目 標 項 目	現状	目標
◆障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への区市町村職員の参加の有無	有 （31 人）	有 （延 100 人）
◆障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	実施	実施
◆福祉サービス等第三者評価受審の促進 障害福祉サービス提供事業所での第三者評価を受審している事業所数	２事業所	延 10 事業所

※現状は令和４（2022）年度末。目標は令和８（2026）年度末時点
※延べ数は令和６年度から令和８年度末までの合計

第２章　サービス見込量および確保の方策

■サービス見込量の設定について

各種手帳所持者数、サービス利用実績等の基礎データに基づき、幾何平均を用いて、アンケート調査における利用者ニーズ等を踏まえ、サービス見込量を設定しました。なお、サービス見込量は推計値であり、サービス利用量の上限を定めたものではありません。

１　障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付対象のサービスです。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害者のニーズ等に基づき、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの各年度の障害福祉サービスの見込量を設定し、サービス量の確保に努めます。

（１）訪問系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、その他の障害者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他必要な援助を行います。

■サービス種別・内容（訪問系サービスつづき）

サービス種別	サービス内容
行動援護	障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度障害者に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助（障害者グループホーム）、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を包括的に提供します。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	月間利用者数	168	180	196	204	216	228
	月間利用時間数	3,105	3,343	3,440	3,672	3,888	4,104
重度訪問介護	月間利用者数	31	31	34	35	36	37
	月間利用時間数	4,393	4,475	6,282	5,355	5,508	5,661
同行援護	月間利用者数	79	82	87	90	94	98
	月間利用時間数	1,742	1,915	2,077	2,070	2,162	2,352
行動援護	月間利用者数	0	0	0	1	1	1
	月間利用時間数	0	0	0	86	86	86
重度障害者等包括支援	月間利用者数	0	0	0	1	1	1
	月間利用時間数	0	0	0	730	730	730
計	月間利用者数	278	293	317	331	348	365
	月間利用時間数	9,240	9,733	11,799	11,913	12,374	12,933

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和５年度は４月～８月の平均値

■見込量確保のための方策

○ヘルパー不足は全国的な課題となっています。区ではサービス量の確保のため、介護職員初任者研修を実施し、ヘルパーの育成に取り組みます。
○区では、同行援護従業者（ガイドヘルパー）養成研修、知的障害者（児）移動支援従業者養成研修等を開催し、ヘルパー育成に取り組んでいきます。

（２）日中活動系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動または生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。
自立訓練 （機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行やコミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するため、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者に、定められた期間、生産活動その他活動の機会を通して、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	就労継続支援Ａ型（雇用型）は、一般就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識および能力の向上を図る支援を行います。 就労継続支援Ｂ型（非雇用型）は、一般就労が困難な人や一定年齢に達している人に対して、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象として、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

■サービス種別・内容（日中活動系サービスつづき）

サービス種別	サービス内容
就労選択支援	就労を希望する障害者に対して、就労・障害福祉サービスを利用する前にアセスメント等を実施し、適切な就労・障害福祉サービスを利用できるようにサービス等の選択に係る支援を行います。なお、就労選択支援は令和７(2025)年 10 月からサービス開始の予定です。
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアを要する障害児者で、常時介護を要する人に対し、主に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所 （福祉型・医療型）	介護を行う人の疾病、事故、出産等の理由により、障害児者を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設等への短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	月間利用者数	490	502	494	522	532	542
	月間利用日数	10,023	10,011	9,888	9,918	10,640	10,298
自立訓練(機能訓練)	月間利用者数	6	12	16	18	20	22
	月間利用日数	62	126	175	198	220	242
自立訓練(生活訓練)	月間利用者数	28	35	38	45	50	55
	(内)精神障害	(25)	(27)	(29)	(32)	(36)	(40)
	月間利用日数	392	500	789	765	850	935
就労移行支援	月間利用者数	122	128	129	136	140	144
	月間利用日数	2,038	2,287	2,426	2,448	2,520	2,592
就労継続支援(Ａ型)	月間利用者数	67	65	65	66	67	68
	月間利用日数	1,255	1,206	1,315	1,254	1,273	1,292
就労継続支援(Ｂ型)	月間利用者数	374	378	388	393	398	403
	月間利用日数	5,919	6,124	6,378	6,288	6,368	6,448
就労選択支援	月間利用者数	—	—	—	—	15	20
就労定着支援	月間利用者数	55	59	57	71	77	83
療養介護	月間利用者数	30	32	32	34	35	36
短期入所(福祉型)	月間利用者数	87	97	105	105	106	107
	月間利用日数	841	610	866	840	848	856
短期入所(医療型)	月間利用者数	8	4	4	5	6	7
	月間利用日数	52	21	25	30	36	42

※１　実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和５年度は４月～８月の平均値

※２　就労選択支援は令和７(2025)年10月からサービス開始（予定）のため、実績はありません。

■見込量確保のための方策

○障害者の重度化・高齢化への対応、特別支援学校等卒業生の通所先確保のため、小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地、八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所（ピッコロ）の移転拡張の整備により、生活介護の定員拡大と医療的ケア対応の充実を図ります。
○就労継続支援Ｂ型は定員割れの事業所もあり、現時点でのサービス確保はできています。今後、障害者の重度化・高齢化にともない送迎を必要とする利用者が増える可能性があり、利用者ニーズの動向を注視していきます。
○「品川区立出石つばさの家（令和６（2024）年度開設予定）」に短期入所を設置し、緊急時の預かりやレスパイト支援の充実を図ります。
○サービスの質の向上を図るとともに、サービスを安定的に提供できるように、事業所に対して人材育成・定着に向けた支援や福祉サービス第三者評価受審の促進に取り組みます。

（３）居住系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等を対象として、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 （障害者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	障害者に対して、主に共同生活を営む住居において、世話人等が日常生活上の援助や相談・助言を行います。
施設入所支援	障害者支援施設において、生活介護または自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の対象者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	月間利用者数 (内)精神障害	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6 (4)	9 (6)	12 (8)
共同生活援助	月間利用者数 (内)精神障害	246 (94)	258 (108)	270 (99)	317 (123)	340 (132)	371 (144)
施設入所支援	月間利用者数	269	275	272	271	271	271

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和５年度は４月～８月の平均値

■見込量確保のための方策

○自立生活援助は令和５（2023）年４月に区内事業所が開設されました。地域移行の要となるサービスであるため、利用者および相談支援事業所等にサービスの周知を図り、利用を促進します。
○障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、整備費や運営費の一部を補助し、民間事業者による障害者グループホームの開設を促進します。
○「品川区立出石つばさの家」、「（仮称）小山七丁目障害者グループホーム」などの障害者グループホームの整備を通じて、障害のある人の地域での生活拠点を確保します。
○施設入所支援は、個々の利用者ニーズを考慮しつつ、前期計画で成果目標に設定した令和５（2023）年度末の施設入所者数 271 人を超えないことを目標とします。

（４）相談支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	障害者が障害福祉サービスや地域相談支援を利用するために、サービス等利用計画を作成します。この計画案を勘案して支給決定を受けることができます。【図表 3-1】 その後、一定期間ごとに支給決定されたサービスの利用状況を検証し（モニタリング）、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している精神障害者が、地域での生活に移行するため、居住の場の確保等の支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などが安定した地域生活を送るため、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態において相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

■図表 3-1　障害福祉サービス等の支給決定プロセス

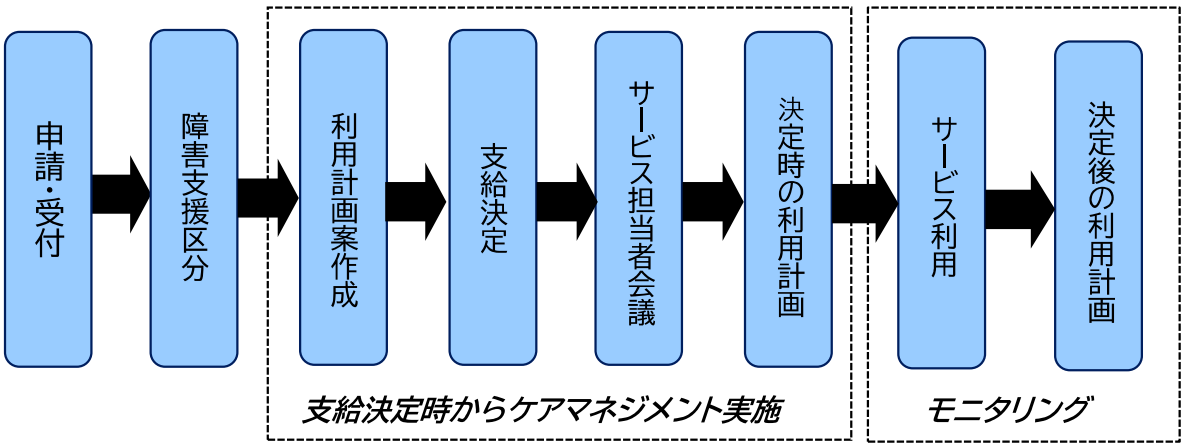

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	年間利用者数	4,187	4,748	2,143	5,650	6,101	6,552
地域移行支援	月間利用者数 (内)精神障害	4 (4)	1 (1)	1 (1)	6 (4)	9 (6)	12 (8)
地域定着支援	月間利用者数 (内)精神障害	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (3)	6 (4)	8 (5)

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和５年度は４月～８月の平均値
※「計画相談支援」の実績・見込量は年間の累計値

■見込量確保のための方策

○区は、相談支援事業所に対する運営費助成を実施し、事業所数の増加に努めた結果、相談支援件数は大幅に増加しました。今後は、モニタリング等の充実を図るため、相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていきます。
○「福祉カレッジ（品川介護福祉専門学校）」で障害者ケアマネジメント講座等を開催し、相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上を図ります。
○施設入所者等の地域移行の要となる地域移行支援、地域定着支援の事業所誘致に取り組みます。

２　児童福祉法に基づく障害児支援

障害児通所支援、障害児相談支援および障害児入所支援は、児童福祉法に基づく障害児通所給付等の対象となるサービスです。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害児のニーズ等に基づき、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの各年度の障害児通所支援、障害児相談支援および障害児入所支援の見込量を設定し、サービス量の確保に努めます。

（１）障害児通所支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児等が重度で理学療法等の機能訓練が必要な、または医療管理下での支援が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児を対象として、授業の終了後または休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	専門スタッフが保育園、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、障害児本人および訪問先のスタッフに適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	月間利用者数	594	691	698	772	837	902
	月間利用日数	3,422	4,067	4,205	4,632	5,022	5,412
医療型児童発達支援	月間利用者数	9	8	7	—	—	—
	月間利用日数	60	52	47	—	—	—
放課後等デイサービス	月間利用者数	605	777	881	1,011	1,128	1,245
	月間利用日数	3,657	4,369	5,063	6,066	6,768	7,470
保育所等訪問支援	月間利用者数	29	43	51	67	79	91
	月間利用日数	50	76	92	134	158	182
居宅訪問型児童発達支援	月間利用者数	2	1	2	2	3	4
	月間利用日数	11	11	11	18	27	36

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和５年度は４月～８月の平均値
※令和６年４月から医療型児童発達支援は児童発達支援に一元化されます。

■見込量確保のための方策

○放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の整備は徐々に進んでいますが、利用者ニーズに十分応えられていません。十分なサービス提供体制を確保するため、引き続き、事業所誘致に取り組みます。

○重症心身障害児向けの児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、運営費を助成し事業所誘致を図ります。

○障害児通所支援事業所に第三者評価受審の必要経費を助成することで受審を促し、サービスの質の向上を図ります。

（２）相談支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用するために、障害児支援利用計画を作成します。その後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害児相談支援	年間利用者数	2,439	3,001	1,468	4,027	4,540	5,053

※実績・見込量は年間の累計値、令和５年度は４月～８月の累計値

■見込量確保のための方策

○区は、障害児相談支援事業所に対する運営費助成を実施し、事業所数の増加に努めた結果、相談支援件数は大幅に増加してきました。今後は、さらにモニタリング等の充実を図るため、障害児相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていきます。

○戸越六丁目の区立大原児童センターを改修し、新たに整備する児童発達支援センターに障害児相談支援事業所を開設し、障害児相談支援の充実を図ります。

（３）障害児入所支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
障害児入所支援 （医療型・福祉型）	障害児入所施設において、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、日常生活を送るうえで必要な技能訓練、知識の習得などの支援を行います。医療型は、上記に加え、医学的な治療や看護を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
福祉型障害児入所施設	月間利用者数	―	―	―	10	10	10
医療型障害児入所施設	月間利用者数	―	―	―	3	3	3

※見込量は３月末までの月平均値
※児童相談所設置市移行に伴い、令和６年10月から東京都より事務移管
※都が受給証を発行しているため、区は令和５年度以前の実績を把握していません。

■見込量確保のための方策

○関連機関と連携し、サービス利用が必要な児童を把握し、適切な支援の確保を図ります。

3　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、区市町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施する事業です。

地域生活支援事業には、法定必須事業と、任意事業である東京都の基準において実施する福祉サービスおよび区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害児者のニーズ等に基づき、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの各年度の地域生活支援事業の見込量を設定し、その確保に努めます。

（１）必須事業

■事業名・内容

サービス種別		サービス内容
理解促進研修・啓発事業		障害者が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、障害者への理解を深めるための啓発事業等を通じて、地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を目指します。
イベント名		イベント内容
	障害者週間記念のつどい	区民が障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年、障害者週間中（12 月３日～９日）に開催しています。
	ふくしまつり	障害児者とその家族が区内の施設、ボランティア団体と共に区民との交流、親睦を図ること、および区民の障害者への理解を深めることを目的とし、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を基本としたまちづくりに向けて毎年実施しています。

■事業名・内容（必須事業つづき）

サービス種別	サービス内容
障害者相談支援事業	障害者の自立した日常生活および社会生活を支えるため、障害のある人自身、その家族、その他障害者の介護を行う人からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用についての相談や必要な情報の提供等を行います。
成年後見制度 利用支援事業	障害者の権利擁護の視点から、成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成します。
成年後見制度 法人後見支援事業	障害者の権利擁護の視点から、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業 ・手話通訳派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業	聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳、要約筆記の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。 区に手話通訳者を設置することで、来庁者との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。令和６年度、障害児のいる世帯については所得制限を撤廃する予定です。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、区の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外活動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活および社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。区内には現在３カ所の地域活動支援センターがあります。

■サービス実績および見込量

サービス名		単位	実績			見込量		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業								
	地域拠点相談支援センター	設置数	5	5	5	5	5	5
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		年間利用件数	3	4	1	5	6	7
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業								
（内訳）	手話通訳者派遣事業	年間派遣件数	1,071	1,103	444	1,135	1,167	1,199
（内訳）	要約筆記者派遣事業	年間派遣件数	25	29	20	31	32	33
（内訳）	手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業		年間利用件数	5,768	5,779	604	5,965	6,136	6,307
（内訳）	介護・訓練支援用具	年間利用件数	13	20	3	24	26	28
（内訳）	自立生活支援用具	年間利用件数	48	53	15	59	62	65
（内訳）	在宅療養等支援用具	年間利用件数	44	54	15	62	66	70
（内訳）	情報・意思疎通支援用具	年間利用件数	69	73	19	83	88	93
（内訳）	排泄管理支援用具	年間利用件数	5,592	5,575	550	5,732	5,889	6,046
（内訳）	居宅生活動作補助用具(住宅改善費)	年間利用件数	2	4	2	5	5	5
手話奉仕者養成研修事業		年間修了者数	7	8	5	9	10	11
移動支援事業		年間利用者数	750	1,383	630	1,417	1,434	1,451
		年間利用時間	13,090	15,187	6,669	17,004	17,208	17,412
地域活動支援センター		設置数	3	3	3	3	3	3
		年間利用者数	6,310	5,957	2,972	5,734	5,734	5,734

※実績・見込量は年間の累計値、令和５年度は４月～８月の累計値

■見込量確保のための方策

○各種イベントの開催を通じて、障害への理解や地域交流を促進し、地域におけるインクルージョンを推進します。
○日常生活用具給付等事業については、技術進歩による機能向上や利用者のニーズを踏まえて、用具の品目、対象者などの見直しを適切に行います。
○意思疎通が困難な人を支援するため、手話通訳等の養成研修を開催し、人材育成に努め、障害がある人のコミュニケーション確保と社会参加を進めます。
○地域活動支援センターについては、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」等での創作活動および地域交流を充実して、利用促進を図ります。

（2）任意事業

■事業名・内容

サービス種別	サービス内容
巡回入浴サービス事業	障害者の健康保持と家庭の負担軽減を図るため、入浴が困難な在宅の重度心身障害児者に巡回入浴車を派遣しています。
日中一時支援事業	特別支援学校等に通学する障害児を介護している家族の就労を支える預かりや一時的休息のため、放課後や夏休みなど長期休暇中の活動の場を提供します。
障害者世帯ハウスクリーニング事業	障害者の世帯の衛生と健康保持を図るため、本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施しています。
住宅設備改善費給付事業	身体障害者の住宅を改造することにより、本人や介護者の負担の軽減を図ります。
障害者救急代理通報システム	障害者の世帯に、救急代理通報システムを設置し、急病等の事態における安全確保を図ります。対象要件の拡大と利用者負担の無償化により、利用者増を図ります。

■事業名・内容（任意事業つづき）

サービス種別	サービス内容
自動車運転免許取得助成	障害者が自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することで、障害者の生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
自動車改造経費助成	上肢、下肢または体幹機能障害のある身体障害者手帳１・２級の人が、就労等に伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成します。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
巡回入浴サービス事業	年間利用件数	1,439	1,491	651	1,567	1,605	1,643
日中一時支援事業	年間利用者数	6,110	6,634	2,874	7,356	7,717	8,078
障害者世帯ハウスクリーニング事業	年間利用件数	52	46	19	46	46	46
住宅設備改善費給付事業	年間利用戸数	2	4	0	5	6	7
障害者救急代理通報システム	年間利用戸数	62	61	68	71	74	77
自動車運転免許取得助成	年間利用者数	6	3	2	6	6	6
自動車改造経費助成	年間利用者数	4	1	0	4	4	4

※実績・見込量は年間の累計値、令和５年度は４月～８月の累計値

■見込量確保のための方策

○障害のある人の日常生活や社会生活を支えるため、各種サービスの提供を継続していきます。

Column③

地域で暮らす障害児者の生活を支える施設等の整備

地域における障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの整備や、障害のある人の住まいとなる障害者グループホーム、日中活動の場となる生活介護事業所等の整備を通じて、地域で暮らす障害児者の生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。

施設または整備計画の名称 整備地住所 運営事業者名等	事業内容 （予定）	開設時期 （予定）
出石つばさの家 西大井３－11－19 社会福祉法人長岡福祉協会（指定管理者）	・共同生活援助 （障害者グループホーム） ・短期入所	令和６年４月
（仮称）小山七丁目障害者グループホーム 小山７－14 社会福祉法人げんき（整備・運営事業者）	・共同生活援助 （障害者グループホーム）	令和７年度
大原児童発達支援センター 戸越６－16－1 未定（指定管理者）	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・インクルーシブひろばベル	令和７年９月
（仮称）戸越四丁目障害者グループホーム 戸越４－６－18 未定（整備・運営事業者）	・共同生活援助 （障害者グループホーム）	令和８年度
小山台住宅等障害者福祉施設 小山台２－５ 未定（指定管理者）	・児童発達支援センター ・生活介護 ・就労継続支援Ｂ型	令和９年度
重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」移転拡張 八潮５－９－２ 未定	・生活介護	令和９年度

※開設時期等は変更となる場合があります。
※心身障害者福祉会館については、改築等を視野に検討を行います。

第３章　今期の主要テーマと取り組みの方向性

＜施策の柱１＞　相談支援の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して暮していくためには、困っているときに誰かに気軽に相談できる環境が必要となります。

また、障害福祉サービスは利用者の意思・判断でサービスを選択する制度となっており、相談支援には適切な障害福祉サービスを選択するための支援を担う役割があります。

アンケート調査結果によれば、「どこに相談すれば良いのかわからない」といった声が寄せられており、「どの相談機関でどのような相談ができるのか」を利用者にわかりやすく情報提供するなど相談支援へのアクセスを改善していく必要があります。

近年、障害のある人やその家族が抱える課題は、社会情勢の変化、障害者の重度化・高齢化等の様々な要因を背景として、複雑化・複合化しており、障害福祉以外の高齢者福祉、保健、医療、教育、子育て等の関係機関が連携して対応する場面が増えています。

そのため、解決困難な相談については、障害者支援課（基幹相談支援センター）、地域拠点相談支援センター、相談支援事業所が連携して対応するに止まらず、必要に応じて福祉、保健・医療、教育、就労などの多機関がチームとして課題解決に取り組めるように、包括的な相談支援体制の強化に努めます。

また、相談支援では障害種別や障害特性により、利用できる障害福祉サービスや課題解決のためのアプローチ方法も変わるため、障害特性をよく把握してその特性に対応した専門相談の充実に努めます。

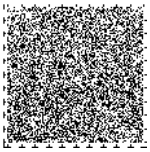

主な施策・取組

（１）相談支援体制の強化

施策・取組の内容	所管
障害者福祉に関わる全ての支援員が「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」に基づき、障害者の意思決定支援を尊重した相談支援を実施します。	障害者支援課
基幹相談支援センター、地域拠点相談支援センター、相談支援事業所等の重層的な仕組みを活かした包括的な相談支援体制のもと、専門的な指導・助言および人材育成など各種機能の更なる強化・充実を図ります。	障害者支援課
定期的に相談支援事業所連絡会を開催して、情報交換や情報共有を行うことで、相談支援体制の強化、相談支援のスキルアップを図ります。	障害者支援課
介護保険制度への移行等、高齢障害者とその家族が抱える課題に対応するため、各相談支援事業所が在宅介護支援センターに併設する相談支援事業所と連携して支援することで、高齢障害者とその家族の相談支援の充実を図ります。	障害者支援課
基幹相談支援センターと地域拠点相談支援センターが、相談支援システムネットワークを活用することで、相談情報を共有し相談支援の向上を図ります。	障害者支援課
介助者の高齢化や就労の多様化等、家庭の事情を踏まえ、重層的な視点から家族支援を行います。	障害者支援課
発達障害に特化した地域拠点相談支援センターを中心に発達障害に関する相談支援体制の充実を図ります。	障害者支援課
ヤングケアラー支援については、家族がケアを抱え込むことを防ぐため、SNS での相談やキャリアについての相談体制を整備し、コーディネーターを中心に関係機関で連携していくとともに、配食や学習、家事・育児、通訳などの直接的支援に繋がる事業メニューを実施していきます。	子ども家庭支援センター

（１）相談支援体制の強化（つづき）

施策・取組の内容	所管
重層的支援体制整備事業により、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている相談支援の中で、単独の分野では解決が難しい事例についても、幅広く受け止め、相談者の困りごとを整理し、関係機関と連携を図りながら、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応します。	福祉計画課

（２）障害特性に応じた専門相談の充実

施策・取組の内容	所管
各種研修の実施ならびに東京都の研修への参加を促し、障害特性に応じた専門相談の充実を図ります。	障害者支援課
心身障害者福祉会館に配置している高次脳機能障害専門相談員が、本人とその家族に対する相談支援や状態の評価を実施するとともに、医療や訓練、就労の専門機関へつなぐ等、引き続き、支援の充実に取り組みます。さらに、高次脳機能障害専門相談員が、区内の相談支援専門員へ助言する等、高次脳機能障害に関する知識・スキルのレベルアップを図ります。	障害者支援課
発達障害者成人期支援事業や品川区発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」を中心に、発達障害に関する専門相談の充実に取り組みます。	障害者支援課
品川区発達障害者相談支援センターでは、発達障害者の地域生活を支援するため、日常生活や就労の相談等を行っています。	障害者支援課
品川区精神障害者地域生活支援センターでは、精神障害者の地域生活を支援するために、日常生活の相談、交流の場の提供等を行っています。	障害者支援課

＜施策の柱２＞　地域生活の支援の充実

現状と課題

障害のある人が自分らしく生き生きと暮らすためには、本人が希望する生活や生き方を自ら選択・決定することが重要です。

しかしながら、障害特性や障害程度等の様々な理由により、自ら意思を決定および表明することが困難な場合は、必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人の自らの決定に基づき、地域で必要な相談やサービスを受けられるように支援します。

また、障害がある人自らが希望する生活や生き方を自ら選択・決定するとの理念に基づき、令和４（2022）年度、「品川区地域自立支援協議会相談支援部会」において、施設入所者の地域生活移行に関するアンケート調査を実施しました。

この地域生活移行に関するアンケート調査結果により、19人の施設入所者が地域移行を希望していることを確認できました。なお、令和５（2023）年度から37人の施設入所者の地域移行に取り組み、２人（令和６年３月現在）の地域移行が実現しました。

今後、地域移行を希望する人が地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。

そして、障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるように、体験型居室や短期入所の設置、専門的人材養成のための専門研修の実施、障害福祉サービス事業所連絡会の開催を通じた地域の体制づくりを進め、生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービスの充実を図ります。

また、精神障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど医療的支援を受ける障害のある人が地域で安心して暮らせるように、分野を超えた多様なニーズに対応するため、引き続き、保健・医療・福祉の連携強化を推進していきます。

主な施策・取組

（１）意思決定支援の促進

施策・取組の内容	所管
障害者の意思決定の支援が「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」に沿って実現できるよう、品川介護福祉専門学校の福祉カレッジや相談支援専門員向けの研修を実施し浸透させることで、相談支援専門員やサービス従事者の支援力の向上に取り組みます。	障害者支援課

（２）地域生活への移行・継続の支援

施策・取組の内容	所管
地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。	障害者施策推進課 障害者支援課
「品川区地域自立支援協議会」において、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、障害のある人のニーズや既存の障害福祉サービス等の整備状況を考慮したうえで、地域の実情に応じた体制の整備について協議していきます。	障害者支援課
グループホームから一人暮らしへの移行について、地域生活支援拠点の体験の場を活用する等、希望する一人暮らしが実現し継続できるよう、自立生活援助等の支援を行っていきます。	障害者支援課
不動産関係団体、居住支援団体、区等で構成された居住支援協議会において、住まいの確保に配慮を要する方の民間賃貸住宅への入居に関する支援策等について、協議および検討を行っていきます。	住宅課
ご自身で住まいを探すことが困難な障害者を対象に不動産事業者と連携した民間賃貸住宅のあっ旋を行います。	障害者支援課 住宅課

（３）保健・医療・福祉等の連携強化

施策・取組の内容	所管
医療的ケア児者と家族が地域で安心して心地よく暮らせるよう、医療的ケア児等コーディネーターが保健・医療・福祉等の各分野との連携を図り、協力する体制づくりを進め、支援の充実を図ります。	障害者支援課 保健センター
精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関の連携を強化するとともに、多職種チームによるアウトリーチ支援を行い、包括的な支援体制構築に取り組みます。	障害者支援課 保健センター
「品川区難病対策地域協議会」において、難病患者とその家族への支援体制に関する課題を共有します。関係機関との連携により、難病対策のあり方や体制の整備等について協議を行い、特殊疾病に対する地域の理解を深め、社会生活・療養生活の支援についての検討を進めます。	障害者支援課 保健センター
高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて、必要なサービスを適切に利用できるよう、関係部署およびサービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、相談・情報提供体制を強化します。	障害者支援課

＜施策の柱３＞　障害福祉サービス等の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、個々の利用者ニーズに応じた質の高い障害福祉サービスが求められます。

区では、これまで地域における障害のある人の日常生活を支えるため、利用者ニーズに応じた障害福祉サービスを提供するとともに、障害者の重度化・高齢化、重症心身障害・医療的ケアの支援、親亡き後に残された障害のある子どもへの支援などの障害福祉サービスの充実に努めてきました。

本区では、特に障害者グループホーム整備が喫緊の課題となっており、「品川区立出石つばさの家（令和６（2024）年度開設予定）」、「（仮称）小山七丁目障害者グループホーム（令和７（2025）年度開設予定）」等の障害者グループホームの整備を進め、令和３（2021）年度末の障害者グループホーム定員数を基準として、令和８（2026）年度末までに合計100人分の定員増を目標に整備に取り組みます。

また、同時に小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地での障害者通所施設整備や八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の移転拡張等の生活介護など、日中活動系サービスの整備を着実に進めていきます。

これら障害福祉サービス事業所等の整備を通じて、親亡き後の生活拠点や生活支援を確保し、特別支援学校等を卒業する重症心身障害等の子どもたちが必要に応じて障害福祉サービスを利用できるよう、サービス提供体制の確保を図ります。

また、区ではこれまで障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つの機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進めてきました。

「品川区立出石つばさの家」の開設に際しては、短期入所、体験の場を併設し、地域生活支援拠点等の機能を強化します。

加えて、障害福祉サービス事業所との連絡会を通じて、情報共有を行い連携強化することで、地域生活支援拠点等を中心とした地域の体制づくりに取り組んでいきます。

また、重症心身障害・医療的ケアの支援を必要とする人は、専門性の高い手厚い支援が必要となるため、前述の小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地での障害者通所施設整備、八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の移転拡張等を進めるとともに、重症心身障害の子どもを対象とした児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を運営経費の一部補助等を活用して、民間事業所の誘致を図ります。そして、サービス提供体制の確保、地域生活支援拠点等の機能の充実などを基盤として、精神障害のある人が地域の一員として、安心して暮らせるように、関係機関と連携して保健、医療、福祉、就労、居住等を包括的に支援する精神障害にも対応した地域包括ケアの推進に取り組んでいきます。

また、障害者施策を推進し、障害のある人のサービスの質の向上を図るには、職員・従事者一人ひとりが積極的に研修等に参加して社会状況等の変化に応じた知識・技術のスキルアップを図っていく必要があります。

そのため、障害福祉サービス事業所に向けて各種研修や事業所連絡会への参加、福祉サービス等第三者評価の受審等を働きかけていきます。

■品川区における地域生活支援拠点等のイメージ

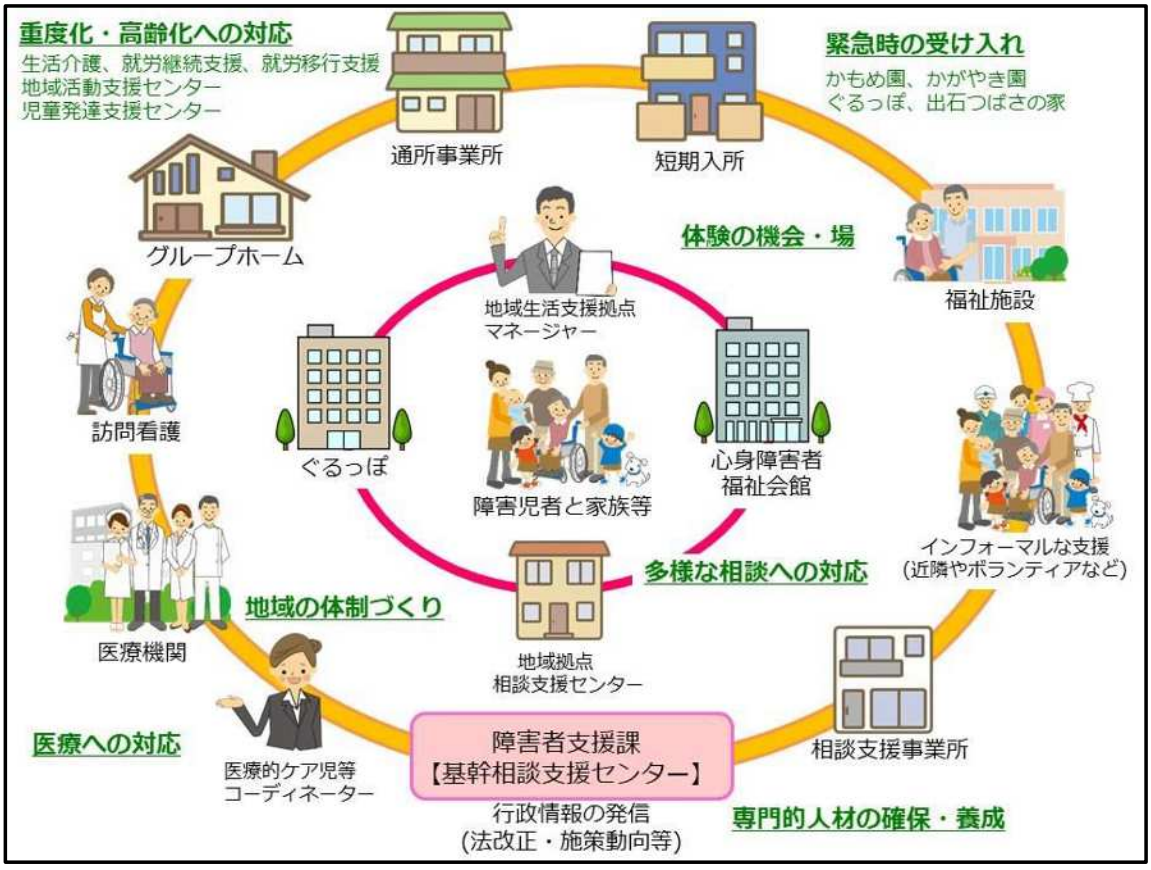

主な施策・取組

（１）サービス提供体制の確保

施策・取組の内容	所管
【再掲】地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。	障害者施策推進課 障害者支援課
重症心身障害者・医療的ケアが必要な人に対応できるよう、整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。	障害者施策推進課 障害者支援課
発達に支援が必要な子どもの成長を支える地域の拠点となる児童発達支援センターを新たに整備するとともに、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組むことで、障害のある子どものサービス提供体制の確保を図ります。	障害者施策推進課
地域バランスを考慮し、令和３（2021）年度末の障害者グループホーム定員数を基準として、令和８（2026）年度末までに合計 100 人分の定員増に取り組みます。	障害者施策推進課
障害者グループホーム整備にかかる費用の一部を区が補助し、民間事業者による障害者グループホーム整備を促進します。	障害者施策推進課
西大井三丁目に新たな知的障害者グループホーム（区立出石つばさの家）を令和６（2024）年４月に開設します。	障害者施策推進課
小山七丁目の区有地を活用し、民間事業者による新たな知的障害者グループホームを整備します（令和７（2025）年度開設予定）。	障害者施策推進課
戸越四丁目の区有地を活用し、民間事業者による新たな知的障害者グループホームを整備します。	障害者施策推進課
小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地を活用し、障害者の日中活動の場（通所施設）を整備します。	障害者施策推進課

（１）サービス提供体制の確保（つづき）

施策・取組の内容	所管
八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の定員拡大と医療的ケア対応の充実を図るため、区立八潮南特別養護老人ホームの増改築等に合わせ、同施設の既存棟に移転・拡張します。	障害者施策推進課 障害者支援課
心身障害者福祉会館の建て替えについては、通所者の代替施設の確保が必要なことから、時期を含め引き続き検討を行います。	障害者施策推進課
戸越六丁目の区立大原児童センターの建物を改修し、新たな児童発達支援センターを整備します（令和７（2025）年度開設予定）。	障害者施策推進課
小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地を活用し、新たな児童発達支援センターを整備します（令和９（2027）年度開設予定）。	障害者施策推進課

（２）地域生活支援拠点等の機能の充実

施策・取組の内容	所管
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じて、どのような機能をどの程度備えるべきかについて、地域生活支援拠点としてのあるべき姿を「地域生活支援拠点検討会」において検討し、必要な機能の充実を図ります。	障害者支援課
地域生活支援拠点マネージャーを配置し、地域生活支援拠点の業務を効果的かつ効率的に実施できるよう推進します。	障害者支援課
地域生活支援拠点において、障害福祉サービス事業所との連絡会を通じて、情報共有を行い連携強化することで、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。	障害者支援課
西大井三丁目に開設する区立出石つばさの家において、短期入所および障害者グループホームの体験利用の受け入れを行います。	障害者施策推進課 障害者支援課

（３）重症心身障害・医療的ケアの支援の推進

施策・取組の内容	所管
【再掲】重症心身障害者・医療的ケアが必要な人に対応できるよう、整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。	障害者施策推進課 障害者支援課
【再掲】八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の定員拡大と医療的ケア対応の充実を図るため、区立八潮南特別養護老人ホームの増改築等に合わせて、同施設の既存棟に移転・拡張します。	障害者施策推進課 障害者支援課
医療的ケアを必要とする障害者の受け入れ等支援の充実を図ります。	障害者支援課
「インクルーシブひろばベル」で、医療的ケア児やそのご家族同士で交流することができ、子育てや医療的相談等ができるよう支援の充実を図ります。	障害者支援課
重症心身障害児者等の看護や介護をご家族に代替して行う、在宅レスパイトを提供して介護者の負担軽減を図ります。	障害者支援課
医療機関において、医療的ケアが必要な障害児者の短期入所での受け入れを行い、安心して地域で暮らすことができるよう支援します。	障害者支援課
「品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」の開催や医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業等、重症心身障害児・医療的ケア児への包括的な支援の構築を進めます。	障害者施策推進課 障害者支援課
重症心身障害児・医療的ケア児と地域の子ども達がインクルーシブな環境で安全・安心に過ごせる場を提供するとともに、地域交流を通じた仲間づくりや子育ての情報交換等ができるよう支援を行います。	障害者支援課
重症心身障害児・医療的ケア児の家族が抱える生活や医療に関する不安や悩みを「インクルーシブひろばベル」で看護師に相談を行うことで、医療的ケア児とその家族が不安なく地域生活を送れるよう支援します。	障害者支援課

（３）重症心身障害・医療的ケアの支援の推進（つづき）

施策・取組の内容	所管
医療的ケア児の保育園申込みに際し、保育の必要性や健康状態、医療的ケアの実施状況等を審査して入園を判断しています。受け入れについては、平成 29（2017）年度から区立保育園にて開始し、令和５（2023）年度より受け入れ可能な医療的ケアを拡げました。医療的ケアに関する職員研修を随時行い知識、技術等の向上に努めています。今後も児童の状況に応じた適切な受け入れ体制や緊急時の対応等を個別に検討します。	保育課 保育支援課
医療的ケアが必要な児童・生徒の入学については、主に就学相談を通し、本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校等と相談しながら進め、看護師を配置していきます。	教育総合支援センター

（４）精神障害に対応した地域包括ケアの推進

施策・取組の内容	所管
保健、医療、福祉の関係機関等の協議の場で、精神障害者が安心して生活できるよう見守り体制の構築について検討します。	障害者支援課 保健センター
精神科病院に入院中の精神障害者等に対して地域生活への移行を図るとともに、多職種支援によるメンタルチームサポート事業を継続することにより、安定した生活ができるよう地域での支援体制を強化し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにつなげます。	障害者支援課 保健センター
精神障害者地域生活サポート２４事業で日常生活の困りごとへの相談や助言・指導、一般賃貸住宅等へ入居に必要な支援等を行います。	障害者支援課
精神障害者交流スペース「憩いの場」で障害当事者やボランティアが集まり、食事会や創作活動、体操活動のグループ活動等ができる交流の場を提供します。	障害者支援課
精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」で服薬管理支援、社会参加や通院等の支援、交流の場の提供を行います。	障害者支援課

（５）サービスの質の向上・研修等の充実

施策・取組の内容	所管
障害福祉サービス等事業所における障害児者の受け入れ拡充を図るため、東京都の研修への参加を促し、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケア等に対応できる専門的人材の育成を図ります。	障害者支援課
品川介護福祉専門学校の福祉カレッジにおいて、障害児、障害者と対象別の研修に加え､障害者施設等への訪問研修を実施し、切れ目のない支援を提供するスキルの向上を目指します。	障害者支援課
移動支援従業者や同行援護従業者養成研修等の実施により、人材の育成と確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉への関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす取り組みを実施します。	障害者支援課
区独自のさらなる支援策により介護･障害福祉職員の人材確保･定着に努めます。	障害者支援課
利用者ニーズに即したサービス提供ができるよう、地域の課題や社会資源の把握にとどまらず、障害福祉サービス等の社会資源の改善や開発を行える相談支援専門員を育成するため、「品川区地域自立支援協議会」の場を活用します。	障害者支援課
区内の高齢者施設と障害者施設が参加する「施設サービス向上研究会」において、サービス提供の自己評価（セルフチェック）やサービス向上計画作成を実施し、サービスの質の向上を図ります。	高齢者福祉課 障害者支援課

＜施策の柱４＞　障害のある子どもへの支援の充実

現状と課題

発達の遅れに早期に気づき支援につなげることは、早い時期から子どもの健やかな発達を促進し、潜在的な能力を引き出すとともに、二次的な障害の予防にもつながります。

そのため、区では児童発達支援センター、保健センター、保育園・幼稚園、児童センター、学校等において、発達の遅れやその疑いのある子どもの早期発見に努めてきました。

今後は、保健センターでの乳幼児健診・育児相談、保育園等の生活の場といった多様な場面で発達の遅れなどを早期に発見する仕組みを維持しつつ、乳幼児期から学齢期、成人期までの各ライフステージを通じた継続的な支援が必要なことから、関係機関の連携強化に取り組みます。

また、発達に支援が必要な子どもの成長を支えるため、地域の中核的な支援施設となる児童発達支援センターを戸越六丁目の区立大原児童センター、小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地の２か所で新たに整備するとともに、令和６（2024）年４月施行の改正児童福祉法による児童発達支援センターに求められる機能を強化し、地域全体の支援体制の強化を図ります。

さらに発達の遅れやその疑いがある子どもが早期に支援を受けられるように、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の充実を図っていく必要があります。

区では、これまで児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の民間事業所の誘致に努め、事業所数・定員数は大幅に増加しています。

しかしながら、障害のある子どもの障害児通所支援へのニーズは益々高まっており、放課後等デイサービスを中心にサービスを十分利用できないとの声があがっています。

そのため、引き続き、障害児通所支援事業所の誘致を図り、サービス提供体制の充実を図ります。

さらに、障害のある子どもの家族支援の充実を図ることも大切です。

障害のある子どもの生活の大半は保護者が支えているため、親は「身体的・精神的な負担が大きい」、「自分のための時間がとれない」、「緊急時に頼れる人や場所がない」といった様々な悩みを抱えています。

こうした声に応えて、家族の一時的な休息等を確保するための「日中一時支援」や一時的に介護ができなくなった際に利用できる「短期入所」を充実するとともに、子どもの行動を理解し、適切な関わり方を学べるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の提供を通じて家族支援の充実を図ります。

主な施策・取組

（１）地域における支援体制の充実

施策・取組の内容	所管
【再掲】戸越六丁目の区立大原児童センターの建物を改修し、新たな児童発達支援センターを整備します（令和７（2025）年度開設予定）。	障害者施策推進課
【再掲】小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地を活用し、新たな児童発達支援センターを整備します（令和９（2027）年度開設予定）。	障害者施策推進課
令和６年４月施行の改正児童福祉法に基づき、児童発達支援センターの中核機能（①専門性に基づく発達支援・家族支援　②地域の障害児通所支援事業所への助言　③地域のインクルージョン推進　④地域の発達支援に関する入り口としての相談）を強化し、子どもと家族への支援の充実を図ります。	障害者支援課
障害児通所支援事業所を誘致し、支援の充実を図ります。また、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対して、研修を実施し、情報共有や助言を行うことで、障害児通所支援事業所の支援内容の向上を図ります。	障害者施策推進課 障害者支援課
障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制を整備するために、保育・教育・福祉がより一層連携を強化し、「品川区地域自立支援協議会子ども支援部会」において、情報共有や支援方法のあり方などを検討・推進します。	障害者支援課

（１）地域における支援体制の充実（つづき）

施策・取組の内容	所管
特別支援学級固定級（病弱）を設置し、医療機関と連携を図りながら、個々の実態に合わせながら指導を展開します。	教育総合支援センター
学校の卒業から社会生活への移行期における一貫した支援を行うため、福祉・教育・就労等の連携をより一層強化しながら、一人ひとりに応じたきめ細やかな卒業後の進路支援の充実に努めます。	障害者支援課

（２）早期発見・早期支援の充実

施策・取組の内容	所管
児童発達支援センターにおいて、保健センターとの連携を強化し、健康診査等を通じて発達が気になる、また支援が必要な乳幼児について、早期支援につなげ、健やかな発達を支えます。	障害者支援課
切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、発達段階やライフステージにおける個別ニーズに対応した支援につなげます。	障害者支援課
子どもを安心して健やかに生み育てるためには、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。「品川ネウボラネットワーク」を活用し、アウトリーチを含めた相談を受ける中で早期発見、関係機関との連携を図ります。	子ども家庭支援センター
発達に支援が必要な子どもの成長を支えるため、児童発達支援センターを中核として、民間の児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等と連携し、区内の支援体制充実を図ります。	障害者支援課

（３）家族支援の充実

施策・取組の内容	所管
身近な地域において、気軽に子どもの発達に関する相談を受けることができるように、子ども発達相談室の機能や、相談支援事業所の充実を図ります。	障害者支援課
児童発達支援センターや思春期サポート事業において、子どもの行動を理解し、適切な関わり方を学べるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害児者およびその家族に対する支援の充実を図ります。	障害者支援課
障害のある子どもの家族の就労を支える預かりや一時的休息のための「日中一時支援」、家族が一時的に支援できなくなった際に利用できる「短期入所」を充実させることで、家族支援を進めます。	障害者支援課
児童発達支援センターやインクルーシブひろばベルで、保護者の方に仲間づくりや地域のコミュニティへの参加を促すとともに、子育てに関する相談支援を提供できるよう進めます。	障害者支援課

＜施策の柱５＞　安全・安心な暮らしの確保

現状と課題

障害のある人が地域で安全・安心に暮らしていくことができる生活環境をつくるためには、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、公共施設等のバリアフリー化などのハード面の環境整備とともに、様々な配慮を要する人への理解促進や情報提供の充実などソフト面の取り組みを総合的に進めていく必要があります。

そのため、障害のある人に配慮したまちづくり等を推進するとともに、だれもが安全・安心に外出できるように区有施設や公園等への「バリアフリートイレ」を設置し、歩道や公共施設、公園等のバリアフリー化、音響式信号の設置等を推進することで物理的バリア（社会的障壁）の除去を進めます。

さらに区では「おたがいさま運動」を通じて、困っている人がいたら助ける、困ったときには「助けて」と言える、支え合いのまちづくりを進めていきます。

また、アンケート調査結果によれば、災害発生時に困ることや不安なこととして、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」「ひとりでは避難できない」との回答が続き、大規模災害の発生に際して、様々な面で不安を抱えていることが分かります。

そのため、日常から在宅人工呼吸器使用者への非常用電源装置給付、避難行動要支援者への個別避難計画作成等の防災対策に取り組むとともに、大規模災害の際に一人ひとりが自らの安全を守るために家庭や個人が災害に備える「自助」、災害時に地域や身近にいる人同士が互いに助け合う「共助」の必要性について周知・啓発を行います。

そして、区、警察、消防等の行政が担う「公助」と連携することで、地域における災害への備えを進め、安心・安全の確保を図っていきます。

主な施策･取組

（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

施策・取組の内容	所管
ユニバーサルデザインの考え方を基にした「おたがいさま運動」を周知し、理解促進を図るため、引き続き、区民、区立学校児童等を対象にした研修等を充実させていきます。	福祉計画課
だれもが安心･安全に外出できるように区有施設や公園等への「バリアフリートイレ」の設置やバリアフリーマップの充実、歩道や公共施設等のバリアフリー化、音響式信号の設置等の推進を図ります。	都市計画課
だれもが安心・安全に遊べるように公園のバリアフリーやユニバーサルデザイン、生物多様性への配慮など地域住民のニーズや時代の要請に即した機能の見直しを行います。	公園課

（２）災害対応等の推進

施策・取組の内容	所管
災害時の支援について、在宅人工呼吸器使用者をはじめ、障害者の災害時個別支援計画を作成します。 人工呼吸器等の医療機器の電源の確保や障害に応じた情報伝達手法等について、個々の事情を考慮した支援方法や避難方法を防災関係機関と連携して検討を進めます。	障害者支援課 防災課
自助・共助・公助の理念に基づき、日頃から備え、災害時の行動等について周知を行っていくとともに、個別避難計画により予め決められた人が避難する福祉避難所の開設運営について、福祉部内で整備を進めます。	障害者施策推進課 障害者支援課

＜施策の柱６＞　就労支援の充実

現状と課題

障害者雇用促進法改正による法定雇用率の段階的引き上げにともない、行政機関、民間企業等における障害のある人の採用は徐々に拡大しています。

アンケート調査結果によれば、障害のある人の16.2%が正規職員として働いており、この割合は前回アンケート調査結果の12.5%から大幅に増加しています。

このように障害のある人の雇用環境が改善する一方で、「収入が少ない」、「精神的につらい」、「体力的につらい」、「職場の人間関係」、「職場の障害理解が不足している」など様々な理由で離職を余儀なくされる人もいます。

就労では、収入の多寡などの経済的自立の側面が強調されがちですが、障害のある人がその個性と能力を十分に発揮して働くことは、社会参加や自己実現の観点からも意義があることです。

しかしながら、本人にとって不本意な離職を繰り返すことになれば、就労だけでなく社会参加や自己実現への意欲も遠のいてしまいます。

そのため、就労支援に関する課題解決に向けて、本人の希望や障害特性にあった仕事を探すためのマッチング支援の充実、本人の希望や障害特性に応じた多様な働き方の創出、障害および障害者理解の促進などに取り組みます。

また、一般的就労ではなく福祉的就労を希望する人の就労先を確保するため、就労継続支援Ｂ型事業所等の整備を進めていきます。また、利用者のニーズを踏まえ、事業者と協議しながらサービス内容の充実を図り、障害者の製作活動の促進、製品の販路拡大、工賃の向上等に努めます。

主な施策･取組

（１）就労支援の推進

施策・取組の内容	所管
就労支援の担い手である就労選択支援・就労移行支援事業者等の誘致を図り、専門性の向上に取り組むとともに、ハローワークや東京障害者職業センターによる技術的・専門的な助言や援助を活用し、障害者が就労に向けて、適切な支援が受けられるよう取り組みます。	障害者支援課
障害者が就労後も安定して働き続けられるよう、品川区障害者就労支援センター「げんき品川」における職場定着支援を継続するとともに、相談支援機関や障害福祉サービス事業者、民間企業と連携して、生活面からの一体的な支援を進めます。	障害者支援課
自営や企業で働く重度障害者等の就労を支援するため、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を活用する等、具体的な取り組みを検討し進めていきます。	障害者支援課
就労継続支援事業所における製品の開発や品質向上、販路の拡大、アンテナショップでの販売の促進、障害者の工賃向上や事業所の安定運営をめざした支援策について、「品川区地域自立支援協議会就労支援部会」で検討し、推進していきます。	障害者支援課
障害者施設の自主製品を販売する福祉ショップを常設することで、障害者の製作活動の促進、製品の販路拡大を図ります。	障害者支援課
障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、障害者の工賃向上につながるように区民に自主製品を紹介していきます。	障害者支援課
品川区職員障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用や定着の体制整備を推進します。令和４（2022）年度に庁内に設置した「業務支援室」では、障害者が専門スタッフの支援を受けながら軽作業等に取り組み、各課の業務を支援します。	人事課

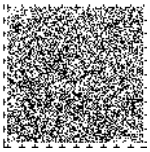

（２）多様な働き方の推進

施策・取組の内容	所管
企業に対して、国の障害者雇用施策や企業支援等の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労等の多様な雇用形態の導入等を働きかけていきます。	障害者支援課
品川区障害者就労支援センター「げんき品川」や就労移行支援事業者を通じて、企業に障害者の受け入れに関する相談や、職場での障害者理解の促進を働きかけ、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。	障害者支援課
超短時間雇用促進事業について専任のコーディネーターを就労支援センター「げんき品川」に配置し、働きたい人と超短時間に適した業務とのマッチング等を行います。	障害者支援課

＜施策の柱７＞　社会参加の促進

現状と課題

すべての障害のある人が、様々な活動に積極的に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通手段の確保が必要となります。

区では、障害のある人に情報の取得利用を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話対応の遠隔通訳サービスの導入、印刷物の音声コードによる文字の読み上げ、ホームページでのテキスト形式データの提供等の障害特性に応じた情報利用やコミュニケーション手段の確保に努めてきました。

今後は、情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実を図るため、ウェブアクセシビリティに基づくホームページの改修、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保等に取り組みます。

また、文化芸術活動およびスポーツ活動への参加は、障害のある人の生活を豊かにするだけでなく、活動を通じて地域の人々とつながり、障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進するものです。

近年はコロナ禍拡大の影響により、多くの文化芸術活動やスポーツ活動に関するイベントが中止を余儀なくされ、障害のある人が文化芸術活動やスポーツ活動に親しむ機会が減少しました。

今後は、障害のあるなしに関わらず、より多くの区民が一緒に楽しむことができる文化芸術やスポーツ等の地域イベントを増やすとともに、障害特性に柔軟に対応し、参加しやすいように参加機会の充実を図ります。

なお、アンケート調査結果によれば、障害のある人の10.9%が「あまり・ほとんど外出しない」と答え、さらにそのうちの52.7%が「一人で出かけられない」ことを理由としてあげています。

そのため、障害のある人が安心して外出できるように、移動支援従業者や同行援護従業者の養成研修等を通じて人材の確保に取り組みます。

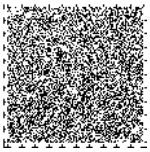

主な施策・取組

（１）情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

施策・取組の内容	所管
手話通訳者の派遣や印刷物の音声コードによる文字の読み上げ等、障害の特性に応じた情報の利用、コミュニケーション手段の確保に努めます。	障害者支援課
障害者のウェブ利用を円滑に行えるようにするためウェブアクセシビリティ試験を令和５（2023）年度に実施しました。試験の結果問題があった点については区ホームページの改修などを行い、引き続き利便性の向上に取り組みます。	広報広聴課
視覚障害等がある区内在住の方にカセット版かデイジー版の「声の広報」を郵送します。また、「声の広報」は区公式のYouTube チャンネルでも配信します。	広報広聴課
中途障害者で失語症等の方を対象にした言葉のリハビリ教室、手話講座等の開催、またボランティア養成のための点訳講座、朗読講座等を開催し、障害の特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。	障害者支援課
東京都等の関係機関と連携して、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保と円滑な派遣に努めます。また、令和３（2021）年７月に制定した品川区手話言語条例に基づき、手話を使用する人が安心して生活できるよう手話の理解促進・普及を図ります。	障害者支援課

（２）スポーツ活動の充実

施策・取組の内容	所管
障害者の特性に柔軟に対応し、どのような種別や程度であっても、参加しやすいように機会の充実に取り組みます。	スポーツ推進課
区立スポーツ施設や学校施設の開放により、地域の身近な場所で障害者が定期的にスポーツに取り組める機会の充実を図ります。	スポーツ推進課

（２）スポーツ活動の充実（つづき）

施策・取組の内容	所管
東京 2020 パラリンピック競技大会の品川区応援競技であるブラインドサッカーをはじめ、パラリンピック競技種目を見たり、体験したりする機会を通して、パラスポーツへの関心を高め、障害のある人とない人の交流を促進します。	スポーツ推進課

（３）文化・芸術活動の充実

施策・取組の内容	所管
障害者の文化・芸術活動を支援するために、作品展の開催や発表の場をつくり、区民の障害者への理解を図ります。	障害者支援課
文化・芸術に親しむ機会の充実を図るため、誰もが安心して利用できるように文化施設のバリアフリー化や鑑賞サポートの推進を図ります。	文化観光課
障害者が文化芸術活動を通じて、子どもや高齢者、幅広い活動分野の人たちとともに文化芸術活動を行い、交流機会の創出を支援することで、社会参加の推進や障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課
区立図書館では、活字による読書が困難な人への音訳図書、点字図書、さわる絵本、マルチメディア・デイジー図書等の貸出や来館困難な方への自宅配本を行っています。 また、区内特別支援学級への情報提供をはじめ、品川特別支援学校への団体配本、音声ガイドと字幕付きの「バリアフリー映画会」、手話通訳を配した「バリアフリーおはなし会」の開催等を通じて、支援の充実を図ります。	品川図書館

（４）外出支援・参加支援の充実

施策・取組の内容	所管
移動支援従業者や同行援護従業者養成研修等の実施により、人材の確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉へ関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす取り組みを検討し具体的に進めていきます。	障害者支援課
安全かつ適切なガイドヘルプを行うため、誘導技術向上や情報提供等の取り組みを進めます。	障害者支援課
社会的視野の拡充を目指して知的障害のある人を対象に絵画や造形等の生涯学習講座「チャレンジ塾」を開催し、生涯学習の機会を提供します。	文化観光課
軽度の知的障害のある人を対象にした「日曜サークル」では参加者が集団活動を通して自立する力を身につけられるよう、余暇活動の機会を提供します。	文化観光課

＜施策の柱８＞　障害理解と権利擁護の促進

現状と課題

平成24（2012）年に施行された「障害者虐待防止法」では、障害者に対する虐待の禁止や、虐待の予防・早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護などを定めています。

区では、虐待やその疑いがある場合に迅速に対応するため、障害者支援課に「しながわ見守りホットライン」を設け、通報・相談を受け付けています。

また、各障害福祉サービス事業所においても虐待防止委員会の設置が義務化され、定期的に職員への虐待防止チェックリストを実施するなど虐待防止に取り組んでいます。

さらに、本人が虐待を認識していない、被害を訴えられない場合もあるため、障害者虐待に対する知識や通報義務の周知や啓発を進め、虐待防止と早期発見に努めています。

また、平成28（2016）年度に施行された「障害者差別解消法」では、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、行政等に合理的配慮の提供を求めることにより、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを定めています。

区では、区民や関係機関等への障害者差別解消法ハンドブックの配布、広報紙への特集記事掲載などを通じて障害者差別の解消、障害および障害者理解の促進等の普及啓発を推進してきました。

しかしながら、アンケート調査結果によれば、差別や偏見について「常に感じる」、「ときどき感じる」と回答した割合は、障害のある人で32.1%（前回33.1%）、障害のある子どもで51.0%（前回52.5%）とやや改善したものの依然として高い水準にあり、障害者差別の解消に関する普及啓発を継続的に取り組んでいく必要があります。

併せて、品川区障害者差別解消支援地域協議会において、差別解消に係る相談の仕組みについて検討を進めていきます。

なお、アンケート調査結果によれば、行政機関で合理的な配慮を受けられ助かったとの声がある一方で、職員の障害への理解不足等を指摘する声もありました。

そのため、区では、障害者差別解消や障害への理解促進に取り組み、職員一人ひとりが障害のある人に寄り添った支援ができるように研修体制の充実を図るとともに、各窓口においてカウンター周りの工夫、案内表示の見直しなどを進め、障害のある人が利用しやすい環境づくりに取り組みます。

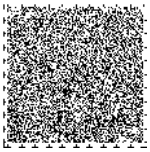

主な施策・取組

（１）虐待防止・権利擁護の促進

施策・取組の内容	所管
障害者虐待防止法に基づき設置した「品川区障害者虐待防止センターしながわ見守りホットライン」の周知を図るとともに、障害者虐待に迅速に対応します。	障害者支援課
「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」において、障害者に対する虐待等の早期発見やその被害者の適切な保護や支援を図るとともに、関係機関の連携を強化し虐待のない地域社会を目指します。	障害者支援課 人権啓発課
必要な人が成年後見制度を含めた各種制度につながり、本人らしい生活を送れるよう、福祉関係者等が意思決定支援のもとでの本人への支援を行います。	福祉計画課

（２）障害理解・差別解消の促進

施策・取組の内容	所管
障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するための取り組みを推進します。	全庁
障害者団体やボランティア団体、社会福祉協議会等の協力のもとで「ふくしまつり」や「障害児（者）と家族のレクリエーション大会」を障害者が参加する実行委員会形式で開催し、地域住民と交流して障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課
区内の障害者施設で、地域住民に対して障害者イベントへの招待、施設の地域開放を行い、地域交流と障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課
障害者週間等における障害理解のための啓発イベント・講座等の充実を図り、多くの区民が障害への理解を深めることができるよう、取り組みを推進します。	障害者支援課

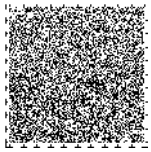

（２）障害理解・差別解消の促進（つづき）

施策・取組の内容	所管
区民向け・子ども向け手話体験講座を心身障害者福祉会館と障害児者総合支援施設の２か所で実施します。	障害者支援課
区では「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、職員研修を実施しています。引き続き、障害者差別解消法の取り組みの推進と障害者理解の促進を図ります。	障害者施策推進課 人事課
障害者差別解消法ハンドブックを作成し、庁内の窓口やイベント等で区民に配布して周知啓発に努めています。	障害者施策推進課
品川区障害者差別解消支援地域協議会において、関係機関とのネットワーク構築、相談事例の共有を図るとともに、差別解消に係る相談のための仕組みについて検討を進めます。	障害者施策推進課
市民後見人養成講座や民生委員研修等で障害者差別解消や障害者理解の説明を行い、周知啓発に努めています。	障害者施策推進課

（３）行政における合理的配慮の提供の充実

施策・取組の内容	所管
職員一人ひとりが障害者に寄り添った支援ができるように差別解消や障害者理解に関する研修の充実を図ります。	全庁
窓口での遠隔手話通訳サービスの提供、手話通訳者等の配置を通じて、情報アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。	全庁
窓口においてカウンター周りの工夫、案内表示の見直しなどを進め、障害者が利用しやすい環境づくりに取り組みます。	全庁

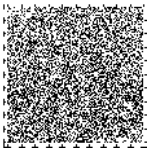

＜施策の柱９＞　インクルージョンの推進

現状と課題

障害のあるなしに関わらず分け隔てない地域社会を実現するためには、互いの個性や違いを認め合う参加・包容（インクルージョン）の意識をより多くの人が持つ必要があります。

そのため、区においてインクルージョンという概念が浸透するように、教育の場や地域においてインクルージョンの推進・充実に取り組んでいきます。

教育におけるインクルージョンでは、障害のある子どもの特性に応じた多様な学びの場の確保、合理的配慮の提供、交流及び共同学習の実施等を通じて、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことで、子どもたちがお互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境づくりに取り組みます。

地域におけるインクルージョンの充実では、児童発達支援センターを地域のインクルージョン推進の拠点として、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション機能を活用して、保育園・児童センター等での障害のある子どもの育ちの支援等に協力するとともに、支援力の向上や障害のない子どもとの交流の促進等を図ります。

主な施策･取組

（１）教育のインクルージョンの推進

施策・取組の内容	所管
学校における「交流及び共同学習」の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指します。	教育総合支援センター
教育のインクルージョンを推進するため、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の教員への研修会等を計画的に実施するとともに、初任者研修等の年次研修等の機会を捉え教員への理解啓発を促進します。	教育総合支援センター

（１）教育のインクルージョンの推進（つづき）

施策・取組の内容	所管
区立学校において、障害のある子どもが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら、充実した時間を過ごせるよう、合理的配慮や、多様な学びの場「特別支援学級固定級（知的障害、自閉症・情緒障害、病弱）」、「通級指導学級（言語障害、難聴）」、「特別支援教室」を設置し、子どもたちがお互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えます。	教育総合支援センター

（２）地域におけるインクルージョンの充実

施策・取組の内容	所管
保育園、幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程）および特別支援学校やすまいるスクール（全児童放課後等対策事業）が連携して支援する体制を構築し、保育所等訪問支援を活用することで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。	障害者支援課 保育課 保育支援課 子ども育成課 教育総合支援センター
児童発達支援センターを地域のインクルージョン推進の拠点として、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション機能を活用して、保育園・児童センター等での障害児の育ちを支援します。	障害者施策推進課 障害者支援課
【再掲】障害者団体やボランティア団体、社会福祉協議会等の協力のもとで「ふくしまつり」や「障害児（者）と家族のレクリエーション大会」を障害者が参加する実行委員会形式で開催し、地域住民と交流して障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課
【再掲】区内の障害者施設で、地域住民に対して障害者イベントへの招待、施設の地域開放を行い、地域交流と障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課

資 料 編

1　区が実施する事業

<table>
<tr><th>事業名</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>知的障害者地域生活サポート
２４事業</td><td>地域で単身生活を継続している知的障害者が安心して生活できるよう、日常生活の困りごとへの相談や助言・指導、一般賃貸住宅等へ入居に必要な支援等や家主・地域住民への理解促進等、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応を行います。
【実績】
<table>
<tr><th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr>
<tr><td>登録者数</td><td>46</td><td>43</td><td>42</td></tr>
<tr><td>利用者数（延数）</td><td>1,014</td><td>1,028</td><td>860</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>精神障害者地域生活サポート
２４事業</td><td>地域で単身生活を継続している精神障害者が安心して生活できるよう、日常生活の困りごとへの相談や助言・指導、一般賃貸住宅等へ入居に必要な支援等や家主・地域住民への理解促進等、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応を行います。
【実績】
<table>
<tr><th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr>
<tr><td>登録者数</td><td>45</td><td>46</td><td>52</td></tr>
<tr><td>利用者数（延数）</td><td>1,780</td><td>2,071</td><td>2,728</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>精神障害者交流スペース
「憩いの場」</td><td>当事者やボランティアが集まり、食事会や創作活動、体操活動のグループ活動等により、地域で生活する精神障害者が交流できる場を提供しています。平成 23 年度からは、入浴の場を提供しています。
【実績】
<table>
<tr><th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr>
<tr><td>年間開所日数</td><td>164</td><td>198</td><td>192</td></tr>
<tr><td>利用登録者数</td><td>102</td><td>32</td><td>35</td></tr>
<tr><td>年間利用者数（延数）</td><td>1,036</td><td>1,738</td><td>1,937</td></tr>
<tr><td>協力ボランティア（延数）</td><td>31</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>事業名</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」</td><td>精神障害者が安心して暮らしていけるように、医療中断防止、服薬管理支援、社会参加や通院等の支援を行います。また、精神科医・精神保健福祉士等の家庭訪問も行います。
交流スペースでは、食事（料理活動）、音楽活動・創作活動等により地域で生活する精神障害者の交流の場を提供しています。
【対象】グループホームや在宅で生活している精神障害者
【実績】
<table>
<tr><th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr>
<tr><td>登録者数</td><td>33</td><td>36</td><td>35</td></tr>
<tr><td>交流室
利用者数</td><td>1,550</td><td>1,658</td><td>1,673</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>事業名</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」</td><td>
発達障害や、その特性があると思われる思春期以降の児童とその保護者の抱える悩みや課題に対する相談や支援を行うことで、保護者の関わり方を見直すきっかけや、子どもたち自身の自己認知を高め、自立支援のきっかけづくりを行います。
【内容】
①家族による相談支援
②本人の個別支援、グループ活動等の自立支援
③発達障害に関する普及啓発、支援者養成等の研修事業
【対象】
思春期を迎えた発達障害児、またはその特性がみられる本人とその家族
【実績】
<table>
<tr><th></th><th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr>
<tr><td>①</td><td>家族支援
（年間登録者数）</td><td>424</td><td>486</td><td>572</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td>本人支援
（年間登録者数）</td><td>117</td><td>128</td><td>143</td></tr>
<tr><td>活動利用回数
（延数）</td><td>628</td><td>656</td><td>582</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③</td><td>サポーター養成
ステップアップ講座</td><td>203</td><td>199</td><td>330</td></tr>
<tr><td>ペアレントトレーニング参加人数</td><td>55</td><td>72</td><td>91</td></tr>
<tr><td>啓発講演会開催数</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>講演会参加者数
（延数）</td><td>337</td><td>701</td><td>2,215</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>事業名</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>医療的ケア児
地域生活支援
促進事業
（インクルーシブ
ひろばベル）</td><td>医療的ケア児等とその家族に対し、地域の子どもたちとインクルーシブな環境で過ごせる場所を提供するとともに、地域交流を通じた仲間づくりや子育てに関する情報交換の場の提供や相談支援を行います。
【実績】※令和３年度事業開始
<table><tr><th>年度
区分</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>利用登録世帯数</td><td>76</td><td>194</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>中等度難聴児
発達支援事業</td><td>身体障害者手帳の交付対象にならない中等度難聴児に対して、補聴器等の装用により、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器等の購入・修理費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援します。令和６年度から所得制限を撤廃する予定です。
【実績】
<table><tr><th>年度
区分</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>助成人数</td><td>16</td><td>15</td><td>11</td></tr><tr><td>助成件数</td><td>16</td><td>15</td><td>16</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>重症心身
障害児(者)等
在宅レスパイト
事業</td><td>重症心身障害児（者）等で医療的ケアが必要な人や重度の障害で常時見守りを必要とする人に対して、居宅に看護師や介護人を派遣し、介護者である家族等が行っているたん吸引や経管栄養等の医療的ケアと見守りの中で必要となる体位変換、食事介助等の療養上の世話を一定時間代替します。
【実績】
<table><tr><th>年度
区分</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>利用者数</td><td>30</td><td>32</td><td>24</td></tr><tr><td>利用時間数
（延べ）</td><td>607</td><td>587.5</td><td>658.5</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>事業名</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>障害者医療
ショートステイ
事業</td><td>医療機関において医療依存度が高い障害児者の短期入所事業を行うことにより、安心して地域での暮らしを継続できるようにします。
【実績】※令和４年度事業開始
<table><tr><th></th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>利用件数</td><td>2</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>重度脳性麻痺者
介護事業</td><td>重度脳性麻痺者が推薦する家族を介護人として登録し、生活圏の拡大を図ります。※あらかじめ登録が必要です
【実績】
<table><tr><th>年度
区分</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>登録人数</td><td>18</td><td>18</td><td>15</td></tr><tr><td>派遣回数
（延数）</td><td>2,569</td><td>2,419</td><td>2,095</td></tr></table></td></tr>
</table>

2　事業所一覧・事業所地図

（１）障害者（18 歳以上）対象の施設（令和６年３月１日現在）

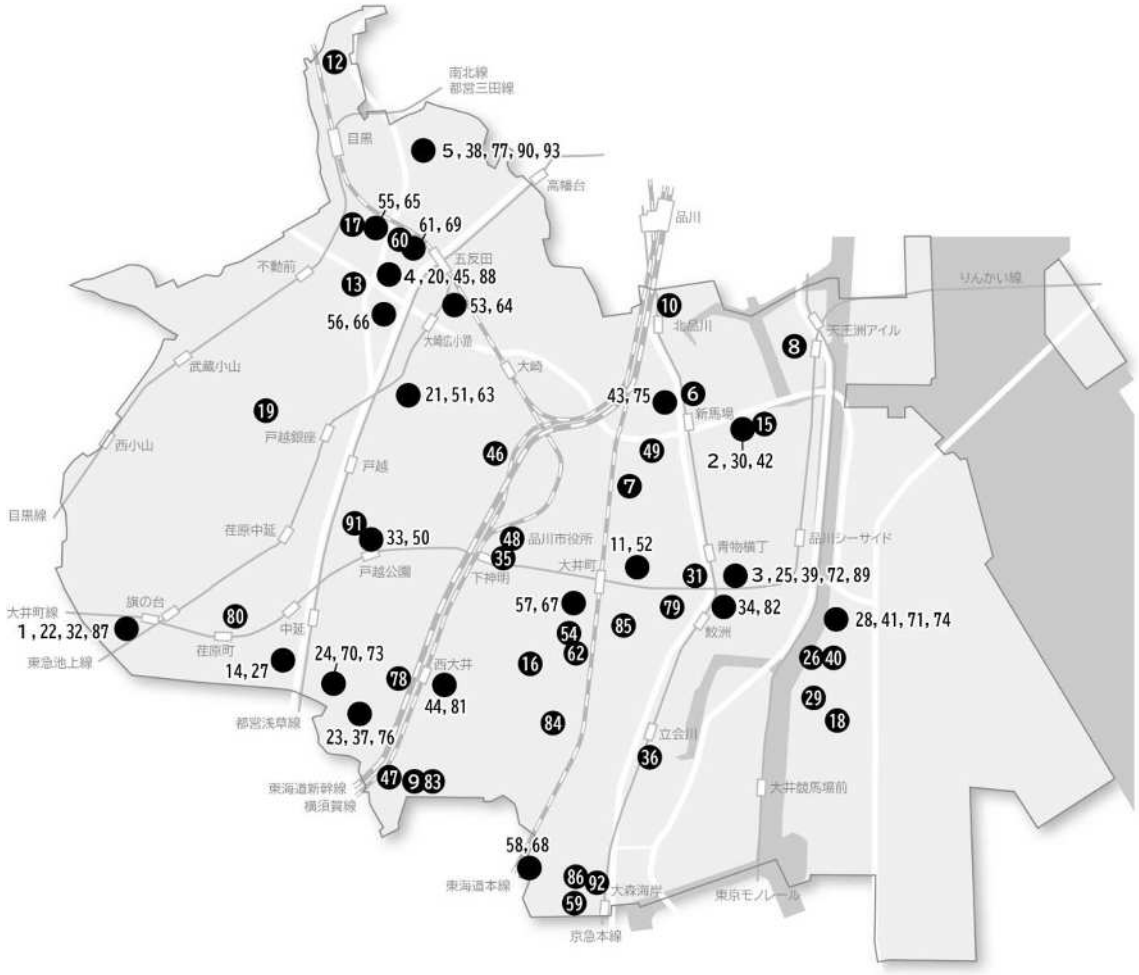

◇相談系サービス

■指定特定相談支援事業所

No.	事業所名	対象者				住所	電話番号
		身体	知的	精神	難病		
1	品川区旗の台障害児者相談支援センター	○	○		○	旗の台5-2-2	03-5750-4995
2	品川区東品川障害者相談支援センター	○	○		○	東品川3-1-8	03-5479-2912
3	品川区南品川障害児者相談支援センター	○	○		○	南品川3-7-7	03-5460-5301
4	品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」			○		西五反田2-24-2	03-5719-3381
5	品川区発達障害者相談支援センター	○	○	○		上大崎1-20-12	03-5793-7071
6	相談支援事業所アプリ北品川		○			北品川2-18-2　1階	03-6712-3977
7	インクル南品川　障害者相談支援センター	○	○	○	○	南品川4-11-1	03-3471-4830
8	生活サポートの　ぷらむ	○	○	○	○	東品川2-5-6-2601	03-6712-4433
9	福は家相談室品川	○	○	○	○	西大井4-10-16-202	03-6429-8031
10	相談支援事業所リワークセンター東京	○	○	○	○	北品川1-14-1 2階	03-5781-2625
11	相談支援室　ちびっこタイム		○			東大井5-5-13-101	03-3474-2515
12	相談支援事業所スタンドアウト品川		○	○	○	上大崎2-6-4-106	090-9828-9463

◇相談系サービス（つづき）

■指定特定相談支援事業所

No.	事業所名	対象者				住所	電話番号
		身体	知的	精神	難病		
13	パーソナルファミリーサポートセンター	○	○	○	○	西五反田5-4-5-903	03-6824-5143
14	品川区中延障害者計画相談支援事業所	○	○		○	中延6-8-8	03-5751-7197
15	品川区東品川障害者計画相談支援事業所	○	○		○	東品川3-1-5	03-5479-3011
16	品川区大井第二障害者計画相談支援事業所	○	○		○	大井3-15-7	03-5743-2950
17	品川区西五反田障害者計画相談支援事業所	○	○	○	○	西五反田3-6-6	03-5436-7488
18	品川区八潮障害者計画相談支援事業所	○	○		○	八潮5-9-2	03-5755-9211
19	品川区荏原障害者計画相談支援事業所	○	○		○	荏原2-9-6	03-5750-3639

■指定一般相談支援事業所・地域移行支援

No.	事業所名	住所	電話番号
20	品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	西五反田2-24-2	03-5719-3381

■障害者就労支援センター

No.	事業所名	住所	電話番号
21	障害者就労支援センター「げんき品川」	大崎4-11-12	03-5496-2525

◇日中活動系サービス

■生活介護

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
22	品川区立心身障害者福祉会館	50	旗の台5-2-2	03-3785-3322
23	品川区立西大井福祉園	30	西大井5-7-24	03-3777-0294
24	品川区立かがやき園	30	西大井6-2-14	03-3772-8171
25	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」	40	南品川3-7-7	03-6712-4400
26	品川区重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」	6	八潮5-3-8	03-3799-5931
27	品川区立中延在宅サービスセンター	35	中延6-8-8	03-3787-2137
28	かもめ園	100	八潮5-1-1	03-3790-4732
29	サンかもめ	30	八潮5-10-27	03-5755-7817
30	第一しいのき学園	40	東品川3-1-8	03-5479-2941
31	南品川むつみ園	20	南品川5-16-25	03-5495-7970

■自立訓練（機能訓練）

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
32	品川区立心身障害者福祉会館	12	旗の台5-2-2	03-3785-3322

■自立訓練（生活訓練）

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
33	品川宿	18	戸越5-11-7	050-3702-0047

■就労継続支援（A型）

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
34	福祉工場しながわ	40	東大井1-3-10	03-5460-8601
35			二葉1-6-1（パン工房プチレーブ）	03-6421-6633
36	すまいる・さぽーと品川	20	南大井1-3-12　2階	03-6433-3356

■就労継続支援（B型）

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
37	品川区立西大井福祉園	10	西大井5-7-24	03-3777-0294
38	就労継続支援B型ガーデン	20	上大崎1-20-12	03-5793-7072
39	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」	20	南品川3-7-7	03-6712-4402
40	さつき	20	八潮5-3-8	03-3790-0593
41		20	八潮5-1-1	03-3790-4810
42	第二しいのき学園	60	東品川3-1-8	03-5479-2941
43	かもめ第一工房	25	北品川3-7-21　4階	03-3458-4307
44	かもめ第二工房	20	西大井1-8-7	03-6429-8401
45	かもめ第三工房	20	西五反田2-24-2	03-5435-1808
46	トット文化館	20	西品川2-2-16	03-3779-0233
47	ふれあい作業所西大井	30	西大井4-9-9	03-3775-4585
48	ふれあい作業所西品川	20	西品川1-28-3	03-3787-5750
49	就労継続支援B型事業所　TODAY南品川	20	南品川4-2-35　2階	03-6260-0862
50	品川宿	10	戸越5-11-7	090-5201-5166

■就労移行支援

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
51	げんき品川	14	大崎4-11-12	03-5496-2536
52		6	東大井5-5-13-101	03-3474-2515
53	ジョブサ品川区	20	西五反田1-13-7　3階	03-6417-0280
54	～キセキの杜～ジョブステーション大井町	10	大井4-1-2　4階	03-6429-7171
55	LITALICOワークス五反田	20	西五反田3-6-20　4階	03-5719-6560
56	就労移行支援事業所サンライト	20	西五反田7-16-3　4階	03-6303-9608
57	ミラトレ大井町	20	大井1-49-12　5階	03-6417-1622
58	ライクチャレンジサポート大森駅前	20	南大井6-17-16　2階	03-6404-9440
59	ディーキャリア品川サウスオフィス	20	南大井3-29-7　4階	03-6423-0946

■就労移行支援（つづき）

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
60	リファイン就労支援センター五反田	20	西五反田2-1-22　4階	03-6910-4942
61	ニューロワークス五反田センター	20	西五反田2-1-22　2階	03-6420-0720
62	プラスタイル大井町	20	大井4-6-1　5階	03-5728-9005

■就労定着支援

No.	事業所名	住所	電話番号
63	げんき品川	大崎4-11-12	03-5496-2536
64	ジョブサ品川区	西五反田1-13-7　3階	03-6417-0280
65	LITALICOワークス五反田	西五反田3-6-20　4階	03-5719-6560
66	就労移行支援事業所　サンライト	西五反田7-16-3　4階	03-6303-9608
67	ミラトレ大井町	大井1-49-12　5階	03-6417-1622
68	ライクチャレンジサポート大森駅前	南大井6-17-16　2階	03-6404-9440
69	ニューロワークス五反田センター	西五反田2-1-22　2階	03-6420-0720

■短期入所

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
70	品川区立かがやき園	3	西大井6-2-14	03-3772-8171
71	かもめ園	5	八潮5-1-1	03-3790-4732
72	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」	12	南品川3-7-7	03-6712-4404

◇居住系サービス

■施設入所支援

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
73	品川区立かがやき園	30	西大井6-2-14	03-3772-8171
74	かもめ園	100	八潮5-1-1	03-3790-4732

■共同生活援助（障害者グループホーム）

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
75	品川区立北品川つばさの家	12	北品川3-7-21	03-5461-8822
76	品川区立西大井つばさの家	9	西大井5-7-24	03-3777-1478
77	品川区立上大崎つばさの家	5	上大崎1-20-12	03-5793-7095
78	わいわいてい	5	西大井6-9-3	03-5709-5587
79	海老沢寮	5	東大井4-8-11	03-3450-5181
80	旗の台つばさの家	6	旗の台3-5-11	03-5788-3177
81	グループホーム金子山　森前	6	西大井1-8-7	03-5742-7522
82	鮫洲なぎさの家	6	東大井1-3-10	03-5460-8605
83	グループホーム金子山	10	西大井4-10-16	03-5746-3692
84	DAYS大井	6	大井6-1-1	03-6429-7834
85	グループホームおれんち	5	東大井5-23-24	03-6718-4996

■共同生活援助(障害者グループホーム)（つづき）

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
―	かもめハウス	6	非公開	03-5753-8260
―	ふくふく五反田	6	非公開	03-6417-9283
―	935ファミリー・ワン　大井ハウス	7	非公開	03-6303-8798
―	935ファミリー・ワン　南品川ハウス	4	非公開	03-6712-8400
―	935ファミリー・ワン　鮫洲ハウス	4	非公開	03-6436-8480
―	935ファミリー・ワン　西大井ハウス	4	非公開	03-6303-8798
―	コノヒカラⅢ・Ⅳ	13	非公開	03-5358-9354
―	グループホームまんぷく1・2	14	非公開	070-1356-5678
―	グループホームまんぷく3	6	非公開	070-1356-5678
―	グループホームまんぷく4・5	8	非公開	070-1356-5678
―	DAYS旗の台	6	非公開	03-6451-3452
―	さくらホーム品川大崎事業所　北棟ユニット1・2	10	非公開	03-6825-2842
―	さくらホーム品川大崎事業所　南棟ユニット1・2	10	非公開	03-6825-2842

■自立生活援助

No.	事業所名	住所	電話番号
86	自立生活援助　絲	南大井3-20-14-201	03-5753-8260

◇地域生活支援事業

■地域活動支援センター

No.	事業所名	住所	電話番号
87	品川区地域活動支援センター「逢(あえる)」	旗の台5-2-2	03-5750-4996
88	品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	西五反田2-24-2	03-5719-3381
89	品川区立障害者地域活動支援センター(「ぐるっぽ」内)	南品川3-7-7	03-6712-4406

◇その他サービス

■居場所・交流の場の提供等

No.	事業所名	住所	電話番号
90	発達障害者成人期支援事業「リクト」	上大崎1-20-12	03-5793-7095
91	精神障害者交流スペース「憩いの場」	戸越5-11-1	03-3783-7276
92	地域生活安定化支援事業「ソル」	南大井3-20-14-102	03-3764-3106

■自立支援等(発達障害の小学校4年生から青年期の相談と余暇支援)

No.	事業所名	住所	電話番号
93	発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」	上大崎1-20-12	03-5793-7081

（２）障害児（18 歳未満）対象の施設（令和６年３月１日現在）

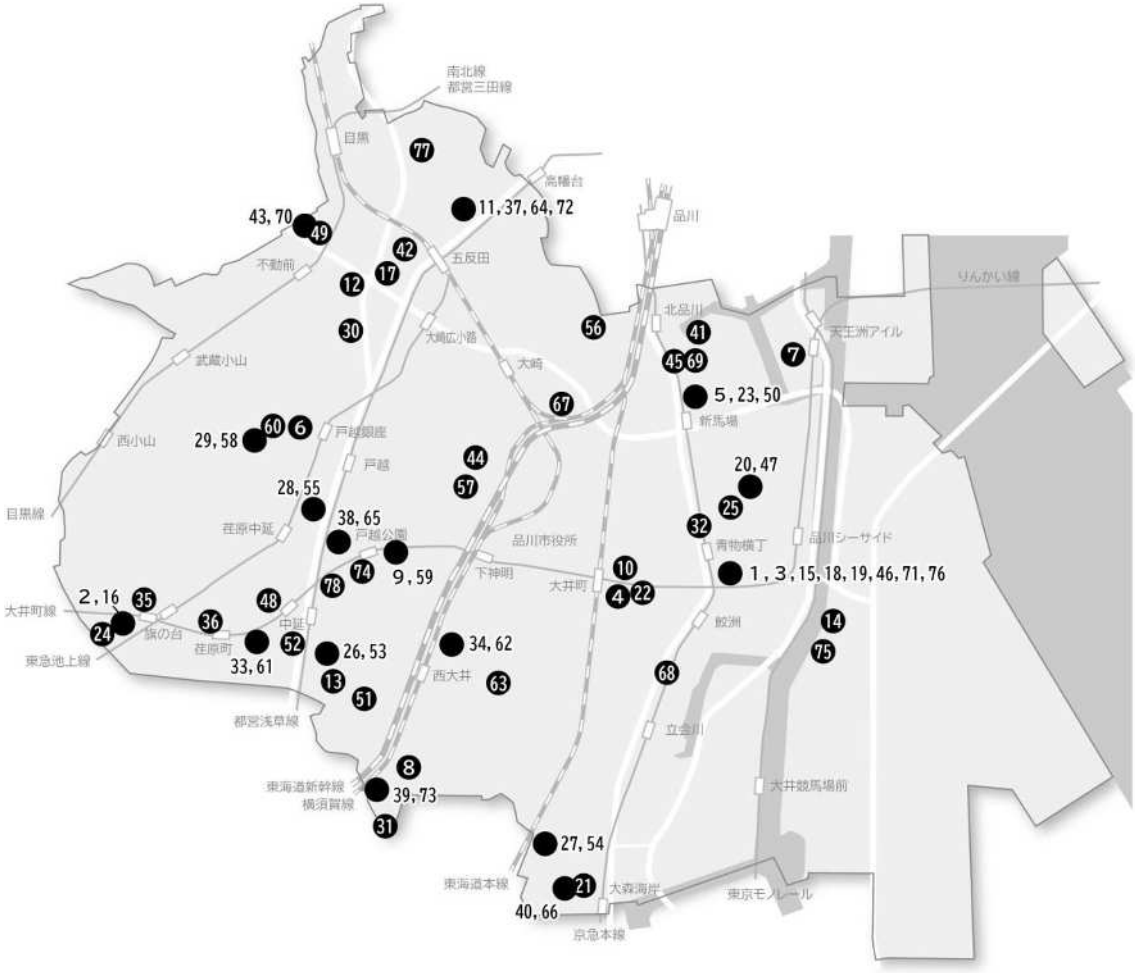

◇相談系サービス

■子ども発達相談室

No.	事業所名	住所	電話番号
1	品川区立品川児童学園	南品川3-7-7	03-6718-4460

■指定障害児相談支援事業所

No.	事業所名	住所	電話番号
2	品川区旗の台障害児者相談支援センター	旗の台5-2-2	03-5750-4995
3	品川区南品川障害児者相談支援センター	南品川3-7-7	03-5460-5301
4	相談支援事業所パルレ	東大井5-14-20　2階	03-6712-8233
5	相談支援事業所アプリ北品川	北品川2-18-2　1階	03-6712-3977
6	相談支援事業所えがお	平塚2-13-7　1階	03-6421-6210
7	生活サポートの　ぷらむ	東品川2-5-6-2601	03-6712-4433
8	福は家相談室品川	西大井4-10-16-202	03-6429-8031
9	相談支援事業所　このこのリーフ戸越公園	豊町3-1-1　1階	03-5751-7477

■指定障害児相談支援事業所（つづき）

No.	事業所名	住所	電話番号
10	相談支援室　ちびっこタイム	東大井5-5-13-101	03-3474-2515
11	コプラス　相談支援事業部	東五反田4-9-2　2階	03-6426-6688
12	パーソナルファミリーサポートセンター	西五反田5-4-5-903	03-6824-5143

◇日中活動系サービス

■短期入所

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
13	品川区立かがやき園	3	西大井6-2-14	03-3772-8171
14	かもめ園	5	八潮5-1-1	03-3790-4732
15	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」	12	南品川3-7-7	03-6712-4404

◇地域生活支援事業

■地域活動支援センター

No.	事業所名	住所	電話番号
16	品川区地域生活支援センター「逢（あえる）」	旗の台5-2-2	03-5750-4996
17	品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	西五反田2-24-2	03-5719-3381
18	品川区立障害者地域活動支援センター（「ぐるっぽ」内）	南品川3-7-7	03-6712-4406

◇障害児通所支援

■児童発達支援

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
19	品川区立品川児童学園	40	南品川3-7-7	03-6718-4461
20	ちびっこタイム品川	10	東品川3-25-16	03-3450-7447
21	めるへんキッズ南大井園	10	南大井3-24-14	03-3765-2022
22	LITALICOジュニア大井町東口教室	10	東大井5-11-4　3階	03-5781-8026
23	アプリ児童デイサービス北品川	10	北品川2-18-2	03-6712-3977
24	ぷっく旗の台教室	10	旗の台5-15-15-201A	03-6426-9900
25	ほわわ品川（※）	5	東品川3-27-25　2階	03-6712-8412
26	キッズアイランドワイキキ	10	二葉4-4-19	03-6426-8135
27	めるへんキッズ大森園	10	南大井6-16-1-101	03-3765-5616
28	スタジオそら品川戸越	10	東中延1-3-11	03-6426-1627
29	桐塾　荏原教室	10	荏原2-17-15-201	03-6426-1512
30	クロッカ五反田	10	西五反田6-7-5　2階	03-6910-4525
31	Blossom	10	西大井4-25-6　2階	03-6417-1550
32	コペルプラス　青物横丁教室	10	南品川2-4-5　2階	03-6433-1191
33	コプラス　中延教室	10	中延6-6-1　2階	03-5498-7066
34	にゅーとらる西大井	10	二葉2-14-8-101	03-6426-4916

（※）主たる対象は重症心身障害

■児童発達支援（つづき）

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
35	むすびヶ丘　旗の台	10	旗の台2-10-19	03-6421-6671
36	クロッカ旗の台	10	旗の台3-7-2	03-5749-5101
37	コプラス　五反田教室	10	東五反田4-9-2　2階	03-6277-1245
38	コスモ療育クラブ　ファミリア	10	戸越5-15-14　2階	03-6426-8251
39	ミリミリ品川（※）	5	西大井4-15-5　1階	03-6768-0011
40	めるへんキッズ大森海岸園	10	南大井3-23-10　2階	03-6384-8078
41	アートキッズ療育	10	東品川1-7-6-202	03-6712-3852
42	コスモ療育クラブ　ファミリア　五反田	10	西五反田2-10-8-211	03-5747-9670
43	ひなたのかぜ不動前教室	10	西五反田3-13-14-101	03-5719-2036
44	むすびヶ丘　大崎	10	西品川2-7-10	03-6417-9345
45	ノビッコ	10	北品川1−30−25　2階	03-6433-9418

（※）主たる対象は重症心身障害

■放課後等デイサービス

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
46	品川区立品川児童学園	10	南品川3-7-7	03-6718-4462
47	ちびっこタイム品川	10	東品川3-25-16	03-3450-7447
48	このこのリーフ　中延	10	中延3-13-19-101	03-6421-5484
49	アプリ児童デイサービス不動前	10	西五反田3-13-14-103	03-6417-9496
50	アプリ児童デイサービス北品川	10	北品川2-18-2	03-6712-3977
51	スキップランド　西大井	10	西大井6-14-15	03-6417-1852
52	みんなの家ゆめっこ	10	中延6-3-16	03-6426-8003
53	キッズアイランドワイキキ	10	二葉4-4-19	03-6426-8135
54	めるへんキッズ大森園	10	南大井6-16-1-101	03-3765-5616
55	スタジオそら品川戸越	10	東中延1-3-11	03-6426-1627
56	てんとうむし御殿山	10	北品川4-1-1　2階	03-6277-2672
57	ミント（※）	5	西品川2-10-11　1階	03-6417-4244
58	桐塾　荏原教室	10	荏原2-17-15-201	03-6426-1512
59	このこのリーフ戸越公園	10	豊町3-1-1　1階	03-5751-7477
60	放課後等デイサービスえがお（※）	5	平塚3-2-14-101	03-6421-6204

（※）主たる対象は重症心身障害

■放課後等デイサービス（つづき）

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
61	コプラス　中延教室	10	中延6-6-1　2階	03-5498-7066
62	にゅーとらる西大井	10	二葉2-14-8-101	03-6426-4916
63	放課後等デイサービスkidsベース	10	大井3-22-5-102	03-6303-8867
64	コプラス　五反田教室	10	東五反田4-9-2　2階	03-6277-1245
65	コスモ療育クラブ　ファミリア	10	戸越5-15-14　2階	03-6426-8251
66	めるへんキッズ大森海岸園	10	南大井3-23-10　2階	03-6384-8078
67	アプリ児童デイサービス大崎	10	大崎1-18-5　2階	03-6417-3045
68	このこのリーフ立会川	10	東大井2-12-18　1階	03-6423-0533
69	このこのリーフ北品川	10	北品川1-30-25　1階	03-6721-1030
70	ひなたのかぜ不動前教室	10	西五反田3-13-14-101	03-5719-2036

■保育所等訪問支援

No.	事業所名	住所	電話番号
71	品川区立品川児童学園	南品川3-7-7	03-6718-4460
72	コプラス　五反田教室	東五反田4-9-2　2階	03-6277-1245

■居宅訪問型児童発達支援

No.	事業所名	住所	電話番号
73	ミリミリ品川	西大井4-15-5　1階	03-6768-0011

◇その他サービス

■日中一時支援事業

No.	事業所名	定員	住所	電話番号
74	にじのひろば戸越	10	戸越6-8-20　3階	03-3787-3757
75	にじのひろば八潮	15	八潮5-3-8	03-5755-9795
76	品川区立品川児童学園	20	南品川3-7-7	03-6718-4463

■自立支援等（発達障害の小学校4年生から青年期の相談と余暇支援）

No.	事業所名	住所	電話番号
77	発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」	上大崎1-20-12	03-5793-7081

■医療的ケア児地域生活支援促進事業

No.	事業所名	住所	電話番号
78	インクルーシブひろばベル	戸越6-16-14	03-6421-5785

3　策定体制・委員名簿

（1）品川区障害福祉計画等策定委員会

■委員（23 名）

氏名	所属・役職等	備考
小山　聡子	日本女子大学　人間社会学部 社会福祉学科　教授	委員長
曽根　直樹	日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科　教授	副委員長
浅野　優	品川区医師会　会長	
林　北辰	荏原医師会　理事	任期　～６月 18 日
山内　健義	荏原医師会　理事	任期　６月 19 日～
加藤　久明	社会福祉法人品川総合福祉センター 障害者統括施設長兼福祉工場しながわ施設長	
金子　正博	社会福祉法人福栄会　常務理事	
杉本　照夫	社会福祉法人げんき　理事長	
榎本　圭介	社会福祉法人品川区社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
渡邉　義弘	ＮＰＯ法人品川ケア協議会　理事長	
瀧澤　修一	品川児童相談所　課長代理	
加藤　亜希子	品川公共職業安定所　雇用開発第二部長	
松井　栄人	品川特別支援学校　校長	
水江　知子	城南特別支援学校　校長	
佐藤　直子	品川区手をつなぐ育成会　会長	
菊地　絵里子	品川区肢体不自由児・者父母の会 共同代表主幹	
島崎　妙子	品川区重症心身障害児（者）を守る会　会長	
大胡田　誠	品川区視覚障害者福祉協会　会長	
三輪　雄幸	品川区聴覚障害者協会　会長	
伏見　敏博	品川区身体障害者友和会　会長	
庄田　洋	品川区精神保健福祉家族会（かもめ会）会長	
坪井　正敏	公募委員	
後藤　博	公募委員	
今井　裕美	品川区福祉部長	

■オブザーバー

氏名	所属・役職等
柏原　敦	子ども未来部長
阿部　敦子	品川区保健所長
米田　博	教育委員会事務局　教育次長

■事務局

氏名	所属・役職等
川崎　由布子	福祉部障害者施策推進課長
松山　香里	福祉部障害者支援課長
中野　隆也	福祉部障害者施策推進課計画推進係長
岡田　典大	福祉部障害者支援課障害者相談担当主査
川畑　裕行	福祉部障害者支援課障害者相談担当主査
久保村　佳奈	福祉部障害者施策推進課計画推進係
本木　南美樹	福祉部障害者施策推進課計画推進係

（2）庁内連絡会

氏名	所属・役職等	備考
今井　裕美	福祉部長	
川崎　由布子	福祉部障害者施策推進課長	
松山　香里	福祉部障害者支援課長	
東野　俊幸	福祉部福祉計画課長	
大澤　幸代	子ども未来部子ども育成課長	～８月 31 日
藤村　信介	子ども未来部子ども育成課長	９月１日～
染谷　洋紀	子ども未来部子ども家庭支援センター長	
立木　征泰	子ども未来部保育課長	
石橋　美佳	品川区保健所品川保健センター所長	
矢木　すみを	品川区保健所大井保健センター所長	
榎本　芳美	品川区保健所荏原保健センター所長	
唐澤　好彦	教育委員会事務局特別支援教育担当課長	

4　策定経過

（1）品川区障害福祉計画等策定委員会

	開催日	内容
第１回	令和５年６月 16 日	○計画策定の概要について ○国の基本指針について ○施策体系の検討 ○骨子案の検討
第２回	令和５年８月 31 日	○施策体系・骨子案の修正について ○第１部「計画策定について（総論）」の検討 ○第２部「障害者施策の方向性（品川区障害者計画）」の検討
第３回	令和５年 11 月８日	○第１部「計画策定について（総論）」、第２部「障害者施策の方向性（品川区障害者計画）」の修正について ○第３部「障害福祉サービス等の提供体制の確保（第７期品川区障害福祉計画・第３期品川区障害児福祉計画）」の検討
第４回	令和６年３月 18 日	○パブリックコメント・団体ヒアリングの報告について ○品川区障害者計画・第７期品川区障害福祉計画・第３期品川区障害児福祉計画の計画案の検討・確認

（2）庁内連絡会

	開催日	内容
第１回	令和５年５月 12 日	○計画策定の概要について ○計画策定の基本指針について ○計画の施策体系について
第２回	令和５年 11 月 10 日	○計画素案について ○パブリックコメントの実施について

（3）障害者団体ヒアリング

実施日	団体数	内容
令和５年 12 月～ 令和６年１月	12 団体	○品川区障害者計画・第７期品川区障害福祉計画・ 第３期品川区障害児福祉計画の素案について ○その他

■ヒアリング参加団体

団体名	団体名
品川区手をつなぐ育成会	品川区精神保健福祉家族会（かもめ会）
品川区肢体不自由児・者父母の会	品川区高次脳機能障害者と家族の会
品川区重症心身障害児（者）を守る会	品川区精神障害者当事者会（年輪の会）
品川区視覚障害者福祉協会	品川失語症友の会
品川区聴覚障害者協会	品川中途失聴・難聴者（ひばりの会）
品川区身体障害者友和会	ポラリス品川

（4）品川区地域自立支援協議会での意見聴取

実施日	内容
令和５年 11 月 30 日	品川区障害者計画・第７期品川区障害福祉計画・第３期 品川区障害児福祉計画の素案について

（5）パブリックコメントの実施

■意見募集期間：令和５年 12 月 11 日（月）～令和６年１月 10 日（水）

提出方法	提出人数（団体数）	意見数
窓口持参	1	4
電子メール	22	275
ＦＡＸ	0	0
郵送	0	0
合計	23	279

5　用語解説

あ	解説
愛の手帳	東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する知的障害のある人に対して、交付される手帳。障害の程度によって１度から４度の区分で交付される。
アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人やできない人に対して、積極的に在宅の対象者を訪問して社会生活を支援すること。
アクセシビリティ	年齢や障害のあるなし等に関係なく、誰でも必要とする情報を簡単に探して利用できること。
アセスメント	利用者の心身の状況や有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うこと。
い	解説
医療的ケア	医師の指導のもと、保護者や看護師が行う人工呼吸器、経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。医療的ケアを日常的に必要とする１８歳未満の障害児を医療的ケア児という。
インクルーシブ教育システム	平成 18（2006）年に国連で採択された「障害者権利条約」において初めて提唱された概念で、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのこと。
インクルージョン	英語で「包容（包み入れる）、包含（包み込む）、包括（一つにまとめる）」の意味。障害のあるなしに関わらず、すべての人が共に支えあう理念をソーシャル・インクルージョンという。
え	解説
遠隔手話通訳サービス	タブレット端末のビデオ通話機能を利用し、手話通訳スタッフが来庁者の手話を音声に、職員の音声を手話に同時通訳することで、聴覚障害者と職員の円滑な意思疎通を図るサービスのこと。
お	解説
おたがいさま運動	困っている人がいたら助ける、困ったときは「助けて」と言える、そんなことがあたりまえにできる「支え合いのまちづくり」を地域で進める品川区の取り組み。

き	解説
基幹相談支援センター	障害者総合支援法に基づく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、利用者への総合的あるいは専門的な相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携を支援する役割を担う。
強度行動障害	自傷、他傷、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。障害特性に環境がうまく合っていないと、人や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障害をより強いものにする場合がある。
け	解説
ケアマネジメント	援助を必要とする人が地域で自立した生活をするため、適切な保健・医療・福祉を効果的に利用できるように調整することを目的とした援助方法。
こ	解説
高次脳機能障害	脳梗塞や脳出血等の病気や交通事故等により、脳に損傷を受け、言語、思考、記憶等に症状が現れ、日常生活や社会生活に支障をきたしてしまう障害のこと。失語症や失行症、失認等の他、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の様々な症状がみられる。
合理的配慮	障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、その実施に当たって過度な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。
さ	解説
在宅介護支援センター	高齢者に関する総合相談窓口であり、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援している。
サービス等利用計画 （障害児支援利用計画）	障害福祉サービスまたは障害児通所支援の提供に先立ち、相談支援専門員が利用者の同意に基づいて、総合的な援助の方針、サービスの目標、種類、量などについて記載し作成したもの。
し	解説
肢体不自由	四肢（上肢・下肢）、体幹（腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分）が病気や怪我等で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記等の日常生活動作や、姿勢の保持に困難が伴う状態のこと。

し	解説
児童発達支援センター	児童発達支援に加えて、地域の障害児やその家族への相談、地域の障害児通所支援事業所等への援助、助言等をおこなう地域における中核的な支援機能を備えた施設。
しながわネウボラネットワーク	ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」の意味であり、子どもを安心して健やかに産み育てるための、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行う品川区の取り組み。妊娠から就学前まで、各関係機関が連携しながら、相談やサポートを実施している。
社会的障壁	障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のこと。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態のこと。
重層的支援体制事業	地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する支援体制を構築するための事業。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく障害児に通所による支援を行うサービス。児童発達支援や放課後等デイサービスなどが該当する。
障害福祉サービス受給者証	障害福祉サービスの利用を希望する人が区市町村に申請後、区市町村が障害支援区分調査と認定を行い、相談支援事業所作成のサービス等利用計画案を勘案してサービスの種類や量を決定した後、交付する受給者証。利用者は、利用計画に基づきサービス提供事業所と利用契約を結び、サービスを利用することができる。
自立支援医療（精神通院医療）	統合失調症等の精神疾患により、通院による精神医療を継続的に要する人を対象に医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳。等級は１級から７級まで設けられている（手帳の交付は６級から）。

す	解説
スーパーバイズ・コンサルテーション機能	児童発達支援センターが障害児通所支援事業所等の支援内容に対して専門的な助言や援助を行うこと。
すまいるスクール	区立小学校および義務教育学校施設で実施する品川区の全児童放課後等対策事業（登録制）。放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日に、児童が遊びや学び、運動などができる居場所として開設している。
せ	解説
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムのこと。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあり日常生活または社会生活への制約のある方を対象として交付される手帳。障害の等級は１級から３級まで設けられている。
成年後見制度	判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な成年者を、代理権等を付与された後見人が本人の意思を尊重しつつ保護する制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に成年後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。
そ	解説
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を送れるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、全般的な相談支援を行う職種。主任相談支援専門員とは、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職。
ち	解説
地域拠点相談支援センター	地域の相談支援の中心的な役割を担う相談支援センターとして、区が指定する事業所のこと。区内には、「旗の台障害児者相談支援センター」「東品川障害者相談支援センター」「南品川障害児者相談支援センター」「精神障害者地域生活支援センター」「発達障害者相談支援センター」の５ヵ所がある。
地域生活支援拠点等	障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備した、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。

ち	解説
超短時間雇用促進事業	長時間の就労が難しい障害のある人のために、超短時間就労の機会を提供し、障害者就労の促進を図るための事業。専任のコーディネーターが適した企業とのマッチングを行い、多様な働き方の実現を図る。
つ	解説
通級指導学級	小学校、中学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う学級。区立学校においては難聴、言語障害学級を設置している。
て	解説
デイジー（ＤＡＩＳＹ）	視覚障害等により、印刷物を読むことが困難な方のために開発された、デジタル録音図書の国際標準規格。
デフリンピック	国際ろう者スポーツ委員会（ＩＣＳＤ）が主催し、４年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会。東京 2025 デフリンピックは、100 周年の記念大会であり、日本では初めての開催。
と	解説
特別支援学級	小学校、中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。区立学校においては特別支援学級（知的、病弱、自閉症・情緒障害等）を設置している。
特別支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。
特別支援教室	通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度。発達障害のある児童・生徒への支援として、区立学校全校に特別支援教室を設置している。

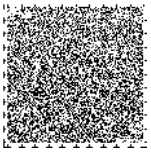

な	解説
内部機能障害	疾患等による内臓の機能障害により、日常生活活動が制限される障害。身体障害者福祉法では、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルス(ＨＩＶ)による免疫の機能障害が規定されている。
は	解説
発達障害	発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、その他これに類する脳機能障害と規定されている。
バリアフリー	障壁（バリア）になるものを取り除くこと。床の段差解消や手すりの設置等の物理的なものだけでなく、社会生活を困難にする社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除く意味でも用いられる。
ひ	解説
避難行動要支援者	災害等が発生、または発生する恐れがある場合に自力で避難することが困難なため、支援を必要とする人のこと。
ふ	解説
福祉カレッジ	品川介護福祉専門学校の機能とネットワークを活かし、介護サービス従事者の専門性・実践力の向上を図るため、平成 14（2002）年度に開設。障害者ケアマネジメントコース等、相談支援体制の強化と地域の支援者の支援力向上を目的とした研修を実施。
福祉サービス第三者評価	事業者が事業運営の問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者のサービス選択に役立つ情報を提供するため、公正・中立な立場の第三者機関が専門的・客観的な立場から評価すること。
福祉避難所	区民避難所で他の避難者と生活を送ることが困難で、あらかじめ指定した避難行動要支援者を受け入れる施設のこと。

へ	解説
ペアレント トレーニング、 ペアレントプログラム	保護者が子どもの行動や障害特性を理解し、適切に対応するための知識や方法を身につけることを目的に開発された手法。ペアレントトレーニングでは主に、子どもへの対応方法を身につける。ペアレントプログラムではペアレントトレーニングの前段階として、主に、子どもの観察方法を身につける。
め	解説
メンタルチーム サポート事業	病状不安定な精神疾患患者、措置入院者等に対し、医療機関・福祉関係機関等と連携し、医療の継続支援、病状安定への支援を多職種チームで包括的に行うことで、病状悪化と再発を防止し、安定して地域で暮らし続けられるよう支援する事業。
も	解説
モニタリング	一定期間ごとに設定したサービス利用状況や目標等の進捗状況を点検すること。
ゆ	解説
ユニバーサルデザイン	障害のあるなし、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境等をデザインする考え方。
よ	解説
要約筆記	聴覚障害がある人のため、その場で話されている内容を文字にして通訳する方法。
れ	解説
レスパイト	障害児者を一時的に預かることにより、家族等の介護者が休息する時間をつくり、心身の疲れを回復させる等、介護者の負担軽減を図ること。

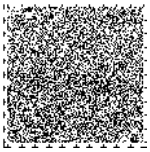

品　川　区　障　害　者　計　画
第７期　品川区障害福祉計画
第３期　品川区障害児福祉計画

発行年月　　令和６年４月

発　　行　　品　　川　　区

編　　集　　品川区福祉部障害者施策推進課

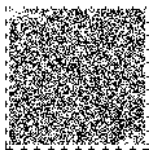

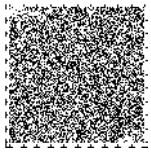

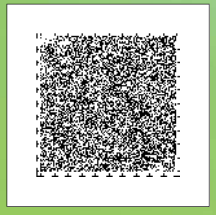

品川区 障害者計画

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

第7期 品川区 障害福祉計画

第3期 品川区 障害児福祉計画

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

概要版

しながわ観光大使 cinnamoroll

©2024 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L650062

この冊子には音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
専用アプリ等で読み取ると、音声で内容が確認できます。

Shinagawa City 品川区

令和6年4月

計画策定の概要

■計画の目的

障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の確保と方策等を定める計画	児童福祉法に基づき、障害児通所支援等の確保と方策等を定める計画

障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定

■計画の位置づけ

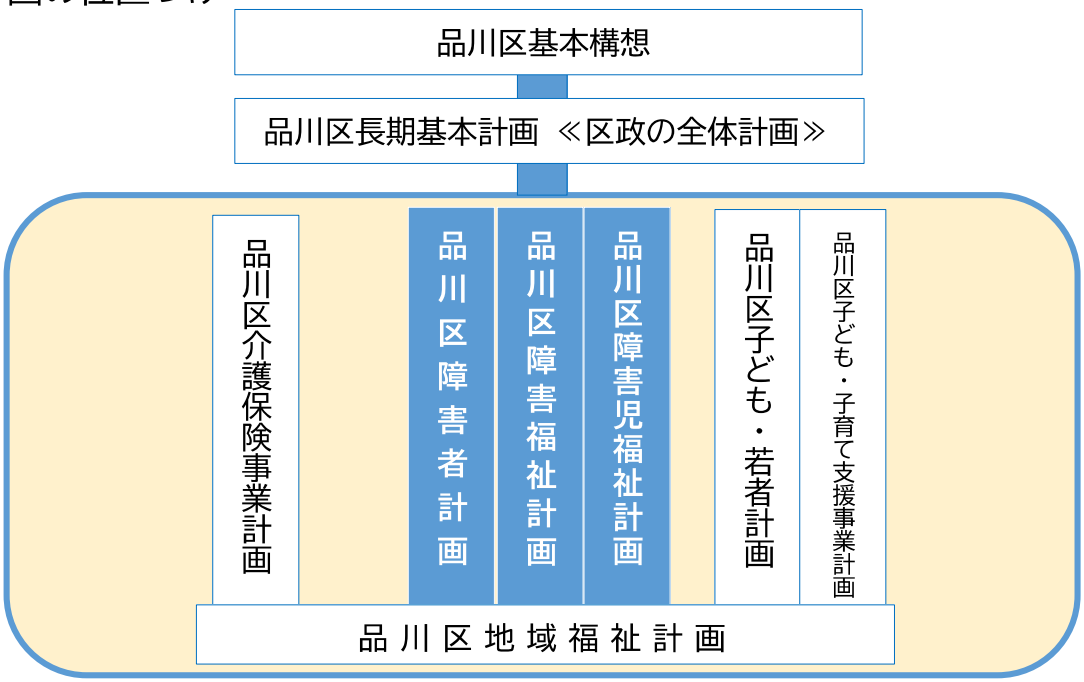

■計画の期間

品川区障害者計画は、令和６（2024）年度から令和11（2029）年度までの６年間、第７期品川区障害福祉計画、第３期品川区障害児福祉計画は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間となります。

品川区障害者計画

■障害者施策の方向性

障害者基本法の目的は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとされています。

本区では、障害のあるなしに関わらず、すべての人が分け隔てなく地域で共に暮らす共生社会の実現を目指して、以下の基本理念・基本方針を掲げて障害者施策を推進していきます。

■基本理念

自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ

～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～

■３つの基本方針

地域で安心して
暮らすことができる

自分らしく生き生きと
暮らすことができる

すべての人が共に支え合い
暮らすことができる

■障害者計画の施策体系

基本理念	基本方針	施策の方向性
自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ ～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～	地域で安心して暮らすことができる	地域生活の支援の充実・意思決定支援の推進
		保健・医療・福祉の連携の推進
		安全・安心な生活環境の整備
		防災・防犯等の推進
	自分らしく生き生きと暮らすことができる	雇用・就業の支援
		情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実
		文化芸術活動・スポーツ等の振興
	すべての人が共に支え合い暮らすことができる	差別解消、権利擁護の推進および虐待の防止
		行政等における配慮の充実
		教育の振興

◆障害者計画の重点施策

本区の障害者施策を推進するにあたり、以下の６つの施策について、重点的に取り組みます。

１．障害理解・差別解消の促進、インクルージョンの推進

共生社会を実現するため、社会のあらゆる場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を進めます。
また、障害のある人・子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を浸透させるため、地域の保育園、学校、すまいるスクールなどにおいてもインクルージョンの推進に取り組みます。

２．重症心身障害・医療的ケアの支援

重症心身障害のある人や医療的ケアの支援を必要とする人には、特に専門性の高い手厚い支援が必要です。
将来、特別支援学校等を卒業する重症心身障害の子どもたちが必要に応じて、障害福祉サービスを利用できるように、生活介護や就労継続支援Ｂ型などの施設を整備して、日中活動系サービスの拡充に努めます。

３．障害のある子どもへの支援

地域の発達に支援が必要な子どもの成長を支えるための拠点となる、新たな児童発達支援センターの整備を進めるとともに、民間の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組むことで、障害のある子どもへのサービスの充実を図ります。
また、福祉・保健・教育等の関係機関との連携強化を図り、発達・成長段階に応じたきめ細やかな支援を行います。

4．地域生活への移行・継続の支援

障害のある人の高齢化・重度化、家族の高齢化にともなう家庭での介護力低下や、「親亡き後」の残された子どもへの支援等を見据え、さらに地域生活支援拠点等の機能の強化を図ります。
また、施設入所者や病院入院患者が地域に戻り、地域で安全・安心に暮らせるように、生活拠点となる障害者グループホームの整備を進めるとともに、必要な障害福祉サービスの充実を図ります。

5．就労支援の充実

求職者の希望や障害特性にあった仕事を見つけられるようにマッチング支援の充実、職場での障害理解の促進、障害特性や障害の種別・程度に応じた多様な働き方ができる仕組みづくりなどに取り組むことで、障害のある人が安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。
また、一般的就労ではなく福祉的就労を希望する人の就労先を確保するため、就労継続支援Ｂ型事業所等の整備を進めるとともに、障害者の生産活動の促進、製品の販路拡大、工賃の向上等に努めます。

6．災害対応等の推進

防災訓練への参加、避難行動要支援者の個別避難計画作成等の機会を通じて、避難場所・避難方法等の事前確認や地域とのつながりを深めることで、災害時の避難行動の対応力向上を促進します。
また、家庭での食料等備蓄、家具類の転倒防止等の必要性の周知・啓発を図るとともに、大規模災害の際に一人ひとりが自らの安全を守るために家庭や個人が災害に備える「自助」、災害時に地域や身近にいる人同士が互いに助け合う「共助」の必要性について周知・啓発を行い、区、警察、消防等の行政が担う「公助」と連携することで、地域における災害への備えを進め、安心・安全の確保を図ります。

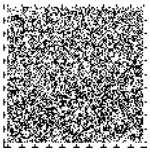

◆計画における区の成果目標

国の基本指針に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標を以下のとおりに定めます。

目標１．施設入所者の地域生活への移行

目標項目	現状（令和４年度末）	目標（令和８年度末）
◆令和８年度末までの地域生活移行者数 令和８年度末時点で、令和４年度末の施設入所者数の 6.9%（19 人）以上を地域生活へ移行	３人	19 人以上
◆令和８年度末時点における施設入所者数 令和８年度末時点で、令和４年度末時点の施設入所者数を 1.5%（４人）以上削減	275 人	271 人

目標２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標項目		現状（令和４年度末）	目標（令和８年度末）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	年１回	実施
	参加者数	25 人／回	実施
	目標設定及び評価の実施回数	年１回以上	実施
精神障害者の利用者数	地域移行支援	１人	８人
	地域定着支援	１人	５人
	共同生活援助	108 人	144 人
	自立生活援助	０人	８人
	自立訓練（生活訓練）	27 人	40 人
	地域移行支援	１人	８人

目標３．地域生活支援の充実

目標項目	現状（令和4年度末）	目標（令和８年度末）
◆地域生活支援拠点等の整備 令和８年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備	整備済	充実
◆地域生活支援拠点等の機能の充実 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制を構築	実施	充実
◆地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	実施	実施
◆強度行動障害のある人のニーズ把握と支援体制整備 令和８年度末までに、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域関係機関が連携した支援体制を整備	－	検討・整備

目標４．福祉施設から一般就労への移行等

目標項目	現状 （令和4年度末）	目標 （令和８年度末）
◆福祉施設から一般就労への移行者数 令和８年度末に令和３年度実績の一般就労移行者数の 1.28 倍以上	60 人	77 人
◆就労移行支援事業所から一般就労への移行者の割合 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上	４割以上	５割以上
◆就労定着支援事業の利用者数 就労定着支援事業の利用者数を令和３年度実績の 1.41 倍以上	55 人	76 人
◆就労定着支援事業所の就労定着率７割以上の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上	－	２割５分以上

目標５．障害児支援の提供体制の整備等

目標項目	現状 （令和4年度末）	目標 （令和８年度末）
◆児童発達支援センターの設置 令和８年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも１か所以上設置	１か所	２か所
◆地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築⇒保育所等訪問支援の利用者数	43 人	91 人
◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置 令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも１か所以上確保	２か所	３か所
◆重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置 令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも１か所以上確保	２か所	３か所

目標項目	現状 （令和4年度末）	目標 （令和８年度末）
◆医療的ケア関係機関の協議の場 令和８年度末までに、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を開催	１回	２回
◆医療的ケア児等コーディネーターを配置 令和８年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	７人	10 人

目標６．相談支援体制の充実・強化等

目標項目		現状 （令和４年度末）	目標 （令和８年度末）
◆基幹相談支援センターの設置		設置済	充実
◆自立支援協議会の活用			
事例検討	検討回数	１回	４回
	参加事業所数	15 事業所	延 56 事業所
専門部会	設置数	３部会	４部会
	実施回数	９回	延 33 回

目標７．障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制構築

目標項目	現状 （令和４年度末）	目標 （令和８年度末）
◆障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への区市町村職員の参加の有無	有	延 100 人
◆障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	実施	実施
◆福祉サービス等第三者評価受審の促進 障害福祉サービス提供事業所での第三者評価を受審している事業所数	２事業所	延 10 事業所

◆サービス見込量

各種手帳所持者数、サービス利用実績等に基づき、各サービスの見込量を以下のとおり、推計しました。このサービス見込量は推計値であり、サービス量等に上限を設けるものではありません。

１．障害福祉サービス

サービス名	令和６年度	令和７年度	令和８年度
①居宅介護	204 人、3,672 時間／月	216 人、3,888 時間／月	228 人、4,104 時間／月
②重度訪問介護	35 人、5,355 時間／月	36 人、5,508 時間／月	37 人、5,661 時間／月
③同行援護	90 人、2,070 時間／月	94 人、2,162 時間／月	98 人、2,254 時間／月
④行動援護	１人、86 時間／月	１人、86 時間／月	１人、86 時間／月
⑤重度障害者等包括支援	１人、730 時間／月	１人、730 時間／月	１人、730 時間／月
⑥生活介護	522 人、9,918 日／月	532 人、10,108 日／月	542 人、10,298 日／月
⑦自立訓練（機能訓練）	18 人、198 日／月	20 人、220 日／月	22 人、242 日／月
⑧自立訓練（生活訓練）	45 人、765 日／月	50 人、850 日／月	55 人、935 日／月
⑨就労移行支援	136 人、2,448 日／月	140 人、2,520 日／月	144 人、2,592 日／月
⑩就労継続支援（Ａ型）	66 人、1,254 日／月	67 人、1,273 日／月	68 人、1,292 日／月
⑪就労継続支援（Ｂ型）	393 人、6,288 日／月	398 人、6,368 日／月	403 人、6,448 日／月
⑫就労定着支援	71 人／月	77 人／月	83 人／月
⑬就労選択支援	―	15 人／月	20 人／月
⑭療養介護	34 人／月	35 人／月	36 人／月
⑮短期入所（福祉型）	105 人、840 日／月	106 人、848 日／月	107 人、856 日／月
⑯短期入所（医療型）	５人、30 日／月	６人、36 日／月	７人、42 日／月
⑰自立生活援助	６人［４人］／月	９人［６人］／月	12 人［８人］／月
⑱共同生活援助	317 人［123 人］／月	340 人［132 人］／月	371 人［144 人］／月
⑲施設入所支援	275 人／月	275 人／月	275 人／月
⑳計画相談支援	5,650 人／年	6,101 人／年	6,552 人／年

※①～⑯の見込量は年間平均値　※⑰～⑲の見込量は各年度３月末の数値
※[ ]内は精神障害者の内数　※⑳の見込量は年間累計値

サービス名	令和６年度	令和７年度	令和８年度
㉑地域移行支援	６人［４人］／月	９人［６人］／月	12 人［８人］／月
㉒地域定着支援	４人［３人］／月	６人［４人］／月	８人［５人］／月

※㉑㉒は年間平均値　※[ ]内は精神障害者の内数

２．児童福祉法に基づく障害児支援

サービス名	令和６年度	令和７年度	令和８年度
①児童発達支援	772 人、4,632 日／月	837 人、5,022 日／月	902 人、5,412 日／月
②放課後等デイサービス	1,011 人、6,066 日／月	1,128 人、6,768 日／月	1,245 人、7,470 日／月
③保育所等訪問支援	67 人、134 日／月	79 人、158 日／月	91 人、182 日／月
④居宅訪問型児童発達支援	２人、18 日／月	３人、27 日／月	４人、36 日／月
⑤障害児相談支援	4,027 人／年	4,540 人／年	5,053 人／年
⑥福祉型障害児入所支援	10 人／月	10 人／月	10 人／月
⑦医療型障害児入所支援	３人／月	３人／月	３人／月

※①～④の見込量は年間平均値、⑤の見込量は年間累計値、⑥⑦は年間平均値

３．地域生活支援事業

（１）必須事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
②障害者相談支援事業				
③地域拠点相談支援センター	設置数	５か所	５か所	５か所
④基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
⑤基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
⑥成年後見制度利用支援事業	年間利用件数	５件	６件	７件
⑦成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

※見込量は年間累計値

⑧意思疎通支援事業					
	⑨手話通訳者派遣事業	年間派遣件数	1,135 件	1,167 件	1,199 件
	⑩要約筆記者派遣事業	年間派遣件数	31 件	32 件	33 件
	⑪手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有
⑫日常生活用具給付等事業		年間利用件数	5,965 件	6,136 件	6,307 件
	⑬介護・訓練支援用具	年間利用件数	24 件	26 件	28 件
	⑭自立生活支援用具	年間利用件数	59 件	62 件	65 件
	⑮在宅療養等支援用具	年間利用件数	62 件	66 件	70 件
	⑯情報・意思疎通支援用具	年間利用件数	83 件	88 件	93 件
	⑰排泄管理支援用具	年間利用件数	5,732 件	5,889 件	6,046 件
	⑱居宅生活動作補助用具（住宅改善費）	年間利用件数	5件	5件	5件
⑲手話奉仕者養成研修事業		年間修了者数	9人	10 人	11 人
⑳移動支援事業		年間利用者数 年間利用時間	1,417 人 17,004 時間	1,434 人 17,208 時間	1,451 人 17,412 時間
㉑地域活動支援センター		設置数 年間利用者数	3か所 5,734 人	3か所 5,734 人	3か所 5,734 人

※見込量は年間累計値

（２）任意事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①巡回入浴サービス事業	年間利用件数	1,567 件	1,605 件	1,643 件
②日中一時支援事業	年間利用者数	7,356 人	7,717 人	8,078 人
③障害者世帯ハウスクリーニング事業	年間利用件数	46 件	46 件	46 件
④住宅設備改善費給付事業	年間利用戸数	5戸	6戸	7戸
⑤障害者救急代理通報システム	年間利用戸数	71 戸	74 戸	77 戸
⑥自動車運転免許取得助成	年間利用者数	6人	6人	6人
⑦自動車改造経費助成	年間利用者数	4人	4人	4人

※見込量は年間累計値

■障害福祉計画・障害児福祉計画の施策体系

施策の柱	主な施策と取組
相談支援の充実	相談支援体制の強化
	障害特性に応じた専門相談の充実
地域生活の支援の充実	意思決定支援の促進
	地域生活への移行・継続の支援
	保健・医療・福祉等の連携強化
障害福祉サービス等の充実	サービス提供体制の確保
	地域生活支援拠点等の機能の充実
	重症心身障害・医療的ケアの支援の推進
	精神障害に対応した地域包括ケアの推進
	サービスの質の向上・研修等の充実
障害のある子どもへの支援の充実	地域における支援体制の充実
	早期発見・早期支援の充実
	家族支援の充実
安全・安心な暮らしの確保	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
	災害対応等の推進
就労支援の充実	就労支援の推進
	多様な働き方の推進
社会参加の促進	情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実
	スポーツ活動の充実
	文化・芸術活動の充実
	外出支援・参加支援の充実
障害理解と権利擁護の促進	虐待防止・権利擁護の促進
	障害理解・差別解消の促進
	行政における合理的配慮の提供の充実
インクルージョンの推進	教育のインクルージョンの推進
	地域におけるインクルージョンの充実

◆今期の主要テーマと取り組みの方向性

今期の障害福祉計画および障害児福祉計画において、取り組む主な施策内容です。

施策の柱１：相談支援の充実

（１）相談支援体制の強化

主な施策・取組の内容
障害者福祉に関わる全ての支援員が「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」に基づき、障害者の意思決定支援を尊重した相談支援を実施します。
基幹相談支援センター、地域拠点相談支援センター、相談支援事業所等の重層的な仕組みを活かした包括的な相談支援体制のもと、専門的な指導・助言及び人材育成など各種機能の更なる強化・充実を図ります。
介護保険制度への移行等、高齢障害者とその家族が抱える課題に対応するため、各相談支援事業所が在宅介護支援センターに併設する相談支援事業所と連携して支援することで、高齢障害者とその家族の相談支援の充実を図ります。
基幹相談支援センターと地域拠点相談支援センターが、相談支援システムネットワークを活用することで、相談情報を共有し相談支援の向上を図ります。

（２）障害特性に応じた専門相談の充実

主な施策・取組の内容
各種研修の実施ならびに東京都の研修への参加を促し、障害特性に応じた専門相談の充実を図ります。
心身障害者福祉会館に配置している高次脳機能障害専門相談員が、本人とその家族に対する相談支援や状態の評価を実施するとともに、医療や訓練、就労の専門機関へつなぐ等、引き続き、支援の充実に取り組みます。さらに、高次脳機能障害専門相談員が、区内の相談支援専門員へ助言する等、高次脳機能障害に関する知識・スキルのレベルアップを図ります。
発達障害者成人期支援事業や品川区発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」を中心に、発達障害に関する専門相談の充実に取り組みます。
品川区発達障害者相談支援センターでは、発達障害者の地域生活を支援するため、日常生活や就労の相談等、居場所の提供、自立支援プログラムの提供を行っています。
品川区精神障害者地域生活支援センターでは、精神障害者の地域生活を支援するために、日常生活の相談、交流の場の提供等を行っています。

施策の柱２：地域生活の支援の充実

（１）意思決定支援の促進

主な施策・取組の内容
障害者の意思決定の支援が「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」に沿って実現できるよう、品川介護福祉専門学校の福祉カレッジや相談支援専門員向けの研修を実施し浸透させることで、相談支援専門員やサービス従事者の支援力の向上に取り組みます。

（２）地域生活への移行・継続の支援

主な施策･取組の内容
地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。
「品川区地域自立支援協議会」において、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、障害のある人のニーズや既存の障害福祉サービス等の整備状況を考慮したうえで、地域の実情に応じた体制の整備について協議していきます。
グループホームから一人暮らしへの移行について、地域生活支援拠点の体験の場を活用する等、希望する一人暮らしが実現し継続できるよう、自立生活援助等の支援を行っていきます。

（３）保健・医療・福祉等の連携強化

主な施策・取組の内容
医療的ケア児者と家族が地域で安心して心地よく暮らせるよう、医療的ケア児等コーディネーターが保健・医療・福祉等の各分野との連携を図り、協力する体制づくりを進め、支援の充実を図ります。
精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関の連携を強化するとともに、多職種チームによるアウトリーチ支援を行い、包括的な支援体制構築に取り組みます。
「品川区難病対策地域協議会」において、難病患者とその家族への支援体制に関する課題を共有します。関係機関との連携により、難病対策のあり方や体制の整備等について協議を行い、特殊疾病に対する地域の理解を深め、社会生活・療養生活の支援についての検討を進めます。
高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて、必要なサービスを適切に利用できるよう、関係部署およびサービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、相談・情報提供体制を強化します。

施策の柱３：障害福祉サービス等の充実

（１）サービス提供体制の確保

主な施策・取組の内容
地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。
重症心身障害者・医療的ケアが必要な人に対応できるよう、整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。
発達に支援が必要な子どもの成長を支える地域の拠点となる児童発達支援センターを新たに整備するとともに、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組むことで、障害のある子どものサービス提供体制の確保を図ります。

（２）地域生活支援拠点等の機能の充実

主な施策・取組の内容
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じて、どのような機能をどの程度備えるべきかについて、地域生活支援拠点としてのあるべき姿を「地域生活支援拠点検討会」において検討し、必要な機能の充実を図ります。
地域生活支援拠点において、障害福祉サービス事業所との連絡会を通じて、情報共有を行い連携強化することで、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。
西大井三丁目に開設する区立出石つばさの家において、短期入所および障害者グループホームの体験利用の受入れを行います。

（３）重症心身障害・医療的ケアの支援の推進

主な施策・取組の内容
八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の定員拡大と医療的ケア対応の充実を図るため、区立八潮南特別養護老人ホームの増改築等に合わせて、同施設の既存棟に移転・拡張します。
「インクルーシブひろばベル」で、医療的ケア児やそのご家族同士で交流することができ、子育てや医療的相談等ができるよう支援の充実を図ります。
重症心身障害者・医療的ケアが必要な人に対応できるよう、整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。
医療機関において、医療的ケアが必要な障害児者の短期入所での受け入れを行い、安心して地域で暮らすことができるよう支援します。
「品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」の開催や医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業等、重症心身障害児・医療的ケア児への包括的な支援の構築を進めます。

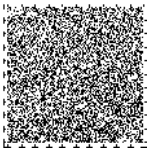

（４）精神障害に対応した地域包括ケアの推進

主な施策・取組の内容
保健、医療、福祉の関係機関等の協議の場で、精神障害者が安心して生活できるよう見守り体制の構築について検討します。
精神科病院に入院中の精神障害者等に対して地域生活への移行を図るとともに、多職種支援によるメンタルチームサポート事業を継続することにより、安定した生活ができるよう地域での支援体制を強化し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにつなげます。

（５）サービスの質の向上・研修等の充実

主な施策・取組の内容
障害福祉サービス等事業所における障害児者の受け入れ拡充を図るため、東京都の研修への参加を促し、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケア等に対応できる専門的人材の育成を図ります。
品川介護福祉専門学校の福祉カレッジでは、障害児、障害者と対象別の研修に加え、障害者施設等への訪問研修を実施し、切れ目のない支援を提供するスキルの向上を目指します。
移動支援従事者や同行援護従業者養成研修等の実施により、人材の育成と確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉への関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす取り組みを実施します。
利用者ニーズに即したサービス提供ができるよう、地域の課題や社会資源の把握にとどまらず、障害福祉サービス等の社会資源の改善や開発を行える相談支援専門員を育成するため、「品川区地域自立支援協議会」の場を活用します。

施策の柱４：障害のある子どもへの支援の充実

（１）地域における支援体制の充実

主な施策・取組の内容
令和６年４月施行の改正児童福祉法に基づき、児童発達支援センターの中核機能を強化し、子どもと家族への支援の充実を図ります。
障害児通所支援事業所を誘致し、支援の充実を図ります。また、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等に対して、研修を実施し、情報共有や助言を行うことで、障害児通所支援事業所の支援内容の向上を図ります。
障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制を整備するために、保育・教育・福祉がより一層連携を強化し、「品川区地域自立支援協議会子ども支援部会」において、情報共有や支援方法のあり方などを検討・推進します。

（２）早期発見・早期支援の充実

主な施策・取組の内容
児童発達支援センターにおいて、保健センターとの連携を強化し、健康診査等を通じて発達が気になる、また支援が必要な乳幼児について、早期支援につなげ、健やかな発達を支えます。
切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、発達段階やライフステージにおける個別ニーズに対応した支援につなげます。
発達に支援が必要な子どもの成長を支えるため、児童発達支援センターを中核として、民間の児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等と連携し、区内の支援体制充実を図ります。

（３）家族支援の充実

主な施策・取組の内容
身近な地域において、気軽に子どもの発達に関する相談を受けることができるように、子ども発達相談室の機能や、相談支援事業所の充実を図ります。
児童発達支援センターや思春期サポート事業において、子どもの行動を理解し、適切な関わり方を学べるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害児者およびその家族に対する支援の充実を図ります。
障害のある子どもの家族の就労を支える預かりや一時的休息のための「日中一時支援」、家族が一時的に支援できなくなった際に利用できる「短期入所」を充実させることで、家族支援を進めます。
児童発達支援センターやインクルーシブひろばベルで、保護者の方に仲間づくりや地域のコミュニティへの参加を促すとともに、子育てに関する相談支援を提供できるよう進めます。

施策の柱５：安全・安心な暮らしの確保

（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

主な施策・取組の内容
ユニバーサルデザインの考え方を基にした「おたがいさま運動」を周知し、理解促進を図るため、引き続き、区民、区立学校児童等を対象にした研修等を充実させていきます。
だれもが安心・安全に外出できるように区有施設や公園等への「バリアフリートイレ」の設置やバリアフリーマップの充実、歩道や公共施設等のバリアフリー化、音響式信号の設置等の推進を図ります。
だれもが安心・安全に遊べるように公園のバリアフリーやユニバーサルデザイン、生物多様性への配慮など地域住民のニーズや時代の要請に即した機能の見直しを行います。

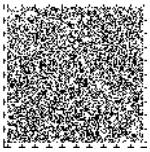

（２）災害対応等の推進

主な施策・取組の内容
災害時の支援について、在宅人工呼吸器使用者をはじめ、障害者の災害時個別支援計画を作成します。人工呼吸器等の医療機器の電源の確保や障害に応じた情報伝達手法等について、個々の事情を考慮した支援方法や避難方法を防災関係機関と連携して検討を進めます。
自助・共助・公助の理念に基づき、日頃から備え、災害時の行動等について周知を行っていくとともに、個別避難計画により予め決められた人が避難する福祉避難所の開設運営について、福祉部内で整備を進めます。

施策の柱６：就労支援の充実

（１）就労支援の推進

主な施策・取組の内容
就労支援の担い手である就労選択支援・就労移行支援事業者等の誘致を図り、専門性の向上に取り組むとともに、ハローワークや東京障害者職業センターによる技術的・専門的な助言や援助を活用し、障害者が就労に向けて、適切な支援が受けられるよう取り組みます。
障害者が就労後も安定して働き続けられるよう、品川区障害者就労支援センター「げんき品川」における職場定着支援を継続するとともに、相談支援機関や障害福祉サービス事業者、民間企業と連携して、生活面からの一体的な支援を進めます。
就労継続支援事業所における製品の開発や品質向上、販路の拡大、アンテナショップでの販売の促進、障害者の工賃向上や事業所の安定運営をめざした支援策について、「品川区地域自立支援協議会就労支援部会」で検討し、推進していきます。
障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、障害者の工賃向上につながるように区民に自主製品を紹介していきます。

（２）多様な働き方の推進

主な施策・取組の内容
企業に対して、国の障害者雇用施策や企業支援等の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労等の多様な雇用形態の導入等を働きかけていきます。
品川区障害者就労支援センター「げんき品川」や就労移行支援事業者を通じて、企業に障害者の受入に関する相談や、職場での障害者理解の促進を働きかけ、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。
超短時間雇用促進事業について専任のコーディネーターを就労支援センター「げんき品川」に配置し、働きたい人と超短時間に適した業務とのマッチング等を行います。

施策の柱７：社会参加の促進

（１）情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

主な施策・取組の内容
手話通訳者の派遣や印刷物の音声コードによる文字の読み上げ等、障害の特性に応じた情報の利用、コミュニケーション手段の確保に努めます。
視覚障害等がある区内在住の方にカセット版かデイジー版の「声の広報」を郵送します。また、「声の広報」は区公式の YouTube チャンネルでも配信します。
中途障害者で失語症等の方を対象にした言葉のリハビリ教室、手話講座等の開催、またボランティア養成のための点訳講座、朗読講座等を開催し、障害の特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。
東京都等の関係機関と連携して、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保と円滑な派遣に努めます。また、令和３（2021）年７月に制定した品川区手話言語条例に基づき、手話を使用する人が安心して生活できるよう手話の理解促進・普及を図ります。

（２）スポーツ活動の充実

主な施策・取組の内容
障害者の特性に柔軟に対応し、どのような種別や程度であっても、参加しやすいように機会の充実に取り組みます。
区立スポーツ施設や学校施設の開放により、地域の身近な場所で障害者が定期的にスポーツに取り組める機会の充実を図ります。
東京 2020 パラリンピック競技大会の品川区応援競技であるブラインドサッカーをはじめ、パラリンピック競技種目をみたり、体験したりする機会を通して、パラスポーツへの関心を高め、障害のある人とない人の交流を促進します。

（３）文化・芸術活動の充実

主な施策・取組の内容
障害者の文化・芸術活動を支援するために、作品展の開催や発表の場をつくり、区民の障害者への理解を図ります。
障害者が文化芸術活動を通じて、子どもや高齢者、幅広い活動分野の人たちとともに文化芸術活動を行い、交流機会の創出を支援することで、社会参加の推進や障害者理解の促進を図ります。
安全かつ適切なガイドヘルプを行うため、誘導技術向上や情報提供の取り組みを進めます。

（４）外出支援・参加支援の充実

主な施策・取組の内容
移動支援従事者や同行援護従業者養成研修等の実施により、人材の確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉へ関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす取り組みを検討し具体的に進めていきます。
社会的視野の拡充を目指して知的障害のある人を対象に絵画や造形等の生涯学習講座「チャレンジ塾」を開催し、生涯学習の機会を提供します。

施策の柱８：障害理解と権利擁護の促進

（１）虐待防止・権利擁護の促進

主な施策・取組の内容
障害者虐待防止法に基づき設置した「品川区障害者虐待防止センターしながわ見守りホットライン」の周知を図るとともに、障害者虐待に迅速に対応します。
「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」において、障害者に対する虐待等の早期発見やその被害者の適切な保護や支援を図るとともに、関係機関の連携を強化し虐待のない地域社会を目指します。
必要な人が成年後見制度を含めた各種制度につながり、本人らしい生活を送れるよう、福祉関係者等が意思決定支援のもとでの本人への支援を行います。

（２）障害理解・差別解消の促進

主な施策・取組の内容
障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するための取り組みを推進します。
障害者団体やボランティア団体、社会福祉協議会等の協力のもとで「ふくしまつり」や「障害児（者）と家族のレクリエーション大会」を障害者が参加する実行委員会形式で開催し、地域住民と交流して障害者理解の促進を図ります。
区内の障害者施設で、地域住民に対して障害者イベントへの招待、施設の地域開放を行い、地域交流と障害者理解の促進を図ります。
区民向け・子ども向け手話体験講座を心身障害者福祉会館と障害児者総合支援施設の２か所で実施します。
品川区障害者差別解消支援地域協議会において、関係機関とのネットワーク構築、相談事例の共有を図るとともに、差別解消に係る相談のための仕組みについて検討を進めます。
市民後見人養成講座や民生委員研修等で障害者差別解消や障害者理解の説明を行い、周知啓発に努めています。

（３）行政における合理的配慮の提供の充実

主な施策・取組の内容
職員一人ひとりが障害者に寄り添った支援ができるように差別解消や障害者理解に関する研修の充実を図ります。
窓口での遠隔手話通訳サービスの提供、手話通訳者等の配置を通じて、情報アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。
窓口においてカウンター周りの工夫、案内表示の見直しなどを進め、障害者が利用しやすい環境づくりに取り組みます。

施策の柱９：インクルージョンの推進

（１）教育のインクルージョンの推進

主な施策・取組の内容
学校における「交流及び共同学習」の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指します。
教育のインクルージョンを推進するため、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の教員への研修会等を計画的に実施するとともに、初任者研修等の年次研修等の機会を捉え教員への理解啓発を促進します。
区立学校において、障害のある子どもが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら、充実した時間を過ごせるよう、合理的配慮や、多様な学びの場「特別支援学級固定級（知的障害、自閉症・情緒障害、病弱）」、「通級指導学級（言語障害、難聴）」、「特別支援教室」を設置し、子どもたちがお互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えます。

（２）地域におけるインクルージョンの充実

主な施策・取組の内容
保育園、幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程）および特別支援学校やすまいるスクール（全児童放課後等対策事業）が連携して支援する体制を構築し、保育所等訪問支援を活用することで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
児童発達支援センターを地域のインクルージョン推進の拠点として、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション機能を活用して、保育園・児童センター等での障害児の育ちを支援します。

■計画の推進体制

本計画は、障害福祉だけでなく、保健、医療、保育、教育、防災等、広い分野にわたっているため、様々な部局が連携しながら、区全体で施策を推進していきます。

区では、本計画を効果的かつ着実に推進していくため、ＰＤＣＡサイクルのプロセスに基づき、関係部署と連携しながら適切に進行管理を行っていきます。

また、学識経験者・関係機関・障害者団体・地域住民を委員とした「品川区障害福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の検証および分析・評価を行い、必要に応じて改善・見直しを行っていきます。

PDCAサイクルのプロセス

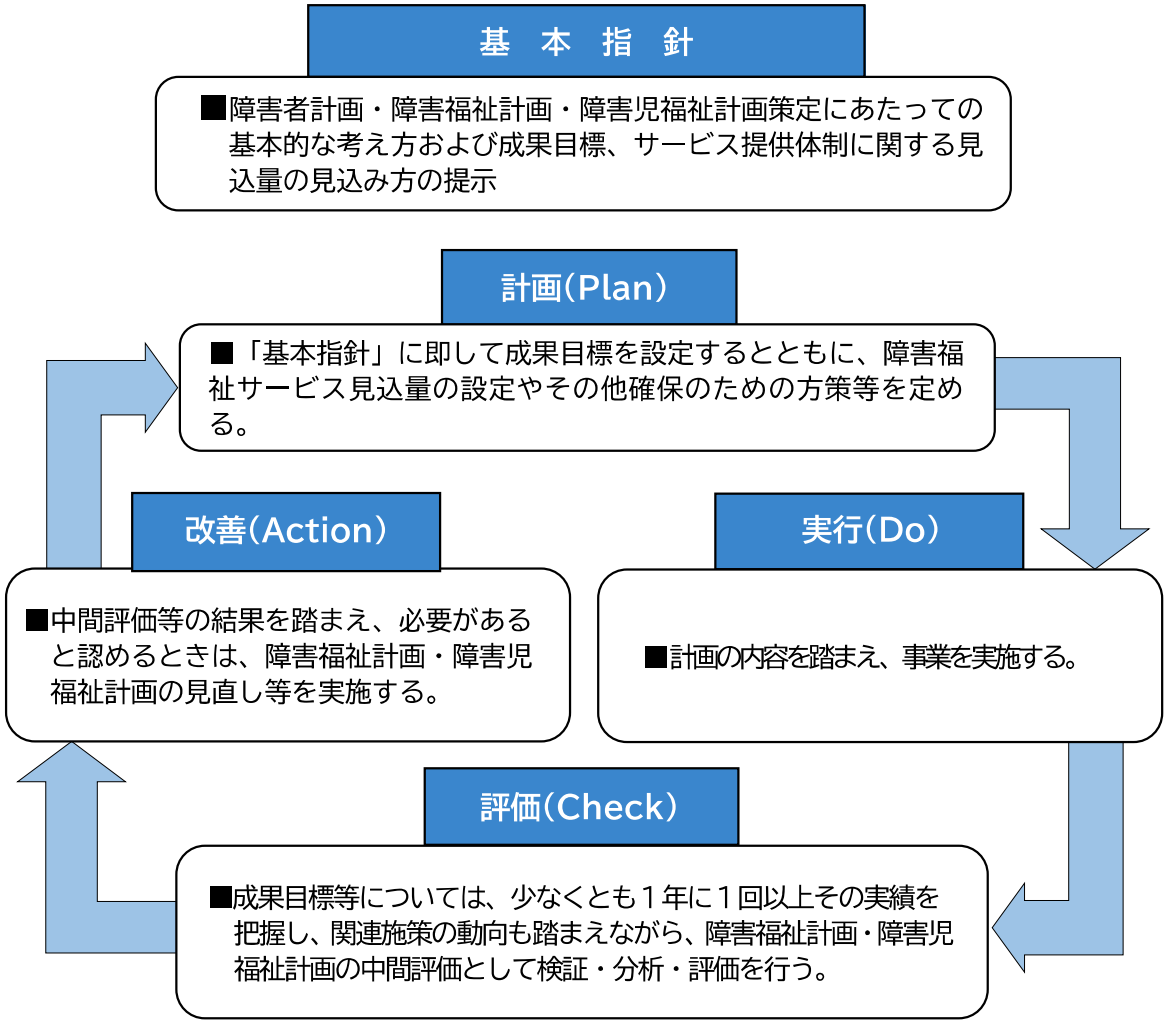

相談窓口のご案内

■障害を理由とする差別についての相談窓口

障害者施策推進課	
電話：０３－５７４２－６７６２	FAX：０３-３７７５-２０００

■障害者への虐待に関する相談窓口

品川区虐待防止センター（障害者支援課）しながわ見守りホットライン
電話：０３－３７７２－６６０５

■困りごとの相談窓口

品川区旗の台障害児者相談支援センター	
電話：０３－５７５０－４９９５	FAX：０３－３７８２－３８３０
品川区東品川障害者相談支援センター	
電話：０３－５７４９－２９１２	FAX：０３－５７４９－２９３８
品川区南品川障害児者相談支援センター	
電話：０３－５４６０－５３０１	FAX：０３－５４６０－５３０３
品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	
電話：０３－５７１９－３３８１	FAX：０３－５４３５－０５６３
品川区発達障害児者相談支援センター	
電話：０３－５７９３－７０７１	FAX：０３－５７９３－７１４９

この計画に関する問い合わせ先

編集・発行　品川区役所　福祉部　障害者施策推進課
〒140-8715　品川区広町2丁目1番36号　本庁舎3階
TEL:03-5742-6762　FAX:03-3775-2000

令和6年4月

品川区 障害者計画

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

第7期 品川区 障害福祉計画

第3期 品川区 障害児福祉計画

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

わかりやすい版

しながわ観光大使
cinnamoroll

©2024 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L650062

この冊子には音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
専用アプリ等で読み取ると、音声で内容が確認できます。

Shinagawa City
品川区

令和6年4月

計画って何？

この計画には　障害のある人を　手助けする
いろいろな制度やサービスを　良くするために
品川区が　これから取り組むことを　書いています。
内容は　福祉サービスのことや　学校のこと
働くための手助けのこと　などです。

自分らしく
いきいきと
暮らすことが
できるように
手助けします

みんなが
ささえあって
暮らすことが
できるように
手助けします

あんしんして
暮らすことが
できるように
手助けします

品川区が取り組むこと

あんしんして　暮らすことが　できるように

1　こまったことを　相談できるようにします

■こまったときに
相談できる場所を
用意します。

■どこに相談すればいいか
区のホームページや
パンフレットなどで
わかりやすく
お知らせするように
していきます。

2　障害福祉サービスなどを　充実させます

■地域で暮らすための
住まい（グループホーム）や
日中活動の場所を　増やします。

■障害のある子どもの
成長を手助けする場所
（児童発達支援や　放課後等デイサービス）
を増やします。

■重症心身障害や
医療的ケアが必要な子・人のための
福祉サービスを　充実させます。

■精神的な病気で
長く入院している人が
退院したときに、
身近な地域で　生活できるように
いろいろな支援者が
協力して　サポートします。

■上手に支援できる
職員を育てるために
勉強会をします。

■「ヘルパーになりたい」
と思う人が　増えるように
福祉の仕事の　良いところなどを
いろいろな機会に　伝えていきます。

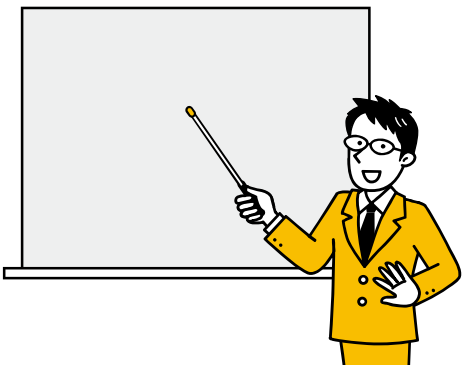

3 障害のある子どもの成長を　支援します

- 障害のある子どもが　小さいときから
  大人（社会人）になるまで
  手助けがとぎれないようにします。

- 児童発達支援センターや
  保健センターなど
  いろいろな職員が　協力して
  子どもの成長を　サポートします。

- 障害のある子どもの
  家族をささえるために
  相談支援や
  短期入所（ショートステイ）　を
  充実させます。

4 安全・安心に暮らせるように　支援します

- 区役所や公園など
  たくさんの人が使う場所を
  使いやすくします（バリアフリー）。

- 台風や地震などへの
  備え方や
  災害が起きたときの
  避難の仕方などを
  お知らせします。

- 台風や地震が起きたときに
  地域の人と協力して
  避難できるように
  避難訓練への参加などの
  取り組みを　すすめます。

自分らしく　いきいきと　暮らすことができるように

1 働くことへの　支援を　充実させます

- 自分にあった
  働き方や　働く場所を
  見つけられるように
  支援します。

- 障害のある人が
  会社で働けるように
  福祉施設や　ハローワークなどが
  手助けします。

- 手助けを受けながら
  作業や仕事の
  訓練ができる
  作業所（就労継続支援事業所）を
  増やします。

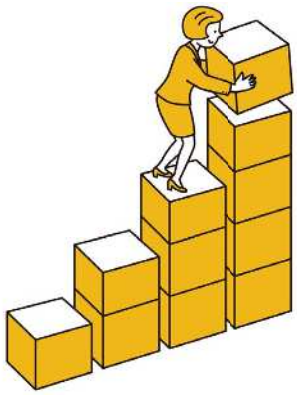

2 情報を　わかりやすく　伝えます
スポーツや芸術、　出かけることを　支援します

- それぞれの障害に合った
  コミュニケーションの方法で
  わかりやすく
  情報を　伝えられるように
  工夫していきます。

- 障害のある人が
  地域で　スポーツや芸術活動
  （絵を描く、演奏を聴くなど）を
  楽しめるように
  イベントなどを開きます。

- 家族以外の人とも安心して
  出かけられるように
  手助けする　ヘルパーを
  育てます。

3 地域で　自分らしく生活できるように　支援します

「自分のことは　自分で決める」
という　自己決定を
大切にします。
自分で決めることが
難しい人には
決めるための　手助けをします。

アパートでの一人暮らしや
グループホーム
家族と一緒など
自分が住みたい場所で
暮らせるように
支援します。

年をとったり
障害が重くなったりしても
地域での生活が
つづけられるように
サービスを　充実させます。

みんなが　ささえあって　暮らすことができるように

1 障害について　みんなに　知ってもらいます

いろいろな　障害や病気のことを
みんなに知ってもらって
「みんなで支えあって　暮らす」
という考え方を　広めていきます。

障害のある人が
かつやくする　イベントをひらいて
地域のたくさんの人に
障害のことを　知ってもらい
交流する機会を　つくります。

2 障害のある人の　権利を守る　取り組みをします

いろいろな　障害や病気のことを
みんなに知ってもらって
差別や虐待
（無視やいじめなど）を
なくしていきます。

「虐待」とは
身近な人を叩いたり
悪口を言ったりして
体や心を　傷つけることです。

虐待はしてはいけないということを
福祉施設の職員などに
しっかりと　伝えて
虐待を防いでいきます。

3 インクルージョンを　進めます

障害のある人もない人も
保育園や　学校
すまいるスクールなどで
一緒に　遊んだり
勉強したり
地域で　生活したりする
インクルージョンの取り組み
を進めます。

障害のある子どもが
一人ひとりに合った
教育を受けられるように
環境を整えます。

障害のある子どものことを
きちんと理解して
一人ひとりに合った
教育ができるように
学校の先生も　学びます。

相談窓口のご案内

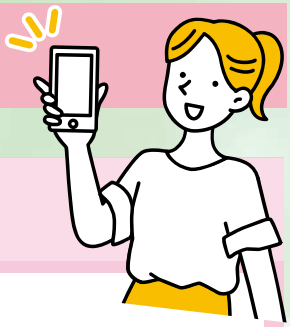

障害を理由とする差別についての相談窓口

障害者施策推進課　TEL. 03-5742-6762　FAX. 03-3775-2000

障害者への虐待に関する相談窓口

品川区障害者虐待防止センター（障害者支援課）
しながわ見守りホットライン　TEL. 03-3772-6605

困りごとの相談窓口

品川区旗の台障害児者相談支援センター
TEL. 03-5750-4995　FAX. 03-3782-3830

品川区東品川障害者相談支援センター
TEL. 03-5479-2912　FAX. 03-5479-2938

品川区南品川障害児者相談支援センター
TEL. 03-5460-5301　FAX. 03-5460-5303

品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」
TEL. 03-5719-3381　FAX. 03-5435-0563

品川区発達障害児者相談支援センター
TEL. 03-5793-7071　FAX. 03-5793-7149

編集・発行　品川区役所　福祉部　障害者施策推進課
〒140-8715　品川区広町2丁目1番36号　本庁舎3階
TEL:03-5742-6762　FAX:03-3775-2000

令和6年4月